

# 美幌町 コンパクトなまちづくり計画 (案)

## 都市計画マスタープラン 立地適正化計画

令和7年3月



# 【 目 次 】

## ■共通編

### 第1章 はじめに

1-1 計画の背景と目的	2
1-2 計画の位置づけ	3
1-3 計画の対象区域	4
1-4 計画期間	4

### 第2章 美幌町の現状と課題

2-1 現状分析	6
2-2 課題の整理	48

## ■都市計画マスターplan編

### 第3章 将来都市像

3-1 将来都市像と都市計画の目標	54
3-2 都市構造の設定	57

### 第4章 全体構想

4-1 土地利用の基本方針	62
4-2 交通体系の基本方針	66
4-3 公園・緑地の基本方針	68
4-4 公共施設の基本方針	70
4-5 都市防災の基本方針	73
4-6 景観形成・自然環境の基本方針	75

### 第5章 エリア別構想の設定

5-1 市街地エリアの基本方針	78
5-2 市街地周辺エリアの基本方針	84
5-3 自然・農地保全エリアの基本方針	88

## ■立地適正化計画編

### 第6章 計画の基本方針

6-1 まちづくりの方針	92
6-2 目指すべき都市の骨格構造	93

### 第7章 居住誘導区域の設定

7-1 居住誘導区域設定の考え方	96
7-2 居住誘導区域の設定	107

## **第8章 都市機能誘導区域の設定**

8-1 都市機能誘導区域設定の考え方	110
8-2 都市機能誘導区域の設定	115
8-3 都市機能誘導施設の設定	117
8-4 誘導施策の設定	121

## **第9章 防災指針**

9-1 防災指針について	126
9-2 災害リスクの整理	127
9-3 課題の抽出と方向性	138
9-4 防災まちづくりの取組方針	140

## **第10章 届出制度**

10-1 届出制度	142
-----------	-----

## **第11章 目標の設定と評価方法**

11-1 目標の設定	146
11-2 評価方法	152

## **■共通編**

## **第12章 計画実現に向けた方策**

12-1 基本的な考え方	154
12-2 先導的な役割を担う取組	158

## **■資料編**

資-1 美幌町の産業と経済動向	162
資-2 アンケート調査結果	168
資-3 策定の経過	177
資-4 策定体制一覧	

# 第1章 はじめに



## 1-1 計画の背景と目的

美幌町では、人口減少・少子高齢化社会の進展、経済・社会情勢の変化に伴う地方財政の逼迫化、激甚化する災害への防災・環境面の対応など都市をとりまく状況が大きく変化していることから、まちづくりの方針を再検討する必要性が生じています。

こうした中、平成27年4月に見直しを行った「第2期美幌町都市計画マスターplan」から概ね10年が経過したことから、これまでの具体的な都市計画やまちづくり施策を検証した上で上記社会情勢の変化等に対応し、都市の新たな将来ビジョンを再構築する時期に来ています。

加えて、都市再生特別措置法第81条の規定に基づき、将来にわたり持続可能な都市運営を可能とし、コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークを連携して推進する計画である「立地適正化計画」の策定が求められています。

以上により、第3期計画としての「都市計画マスターplan」と「立地適正化計画」を一体的なまちづくり計画と捉え、今後の効率的なまちづくりのための「コンパクトなまちづくり計画」として、美幌町がいつまでも暮らしやすいまちとなるべく、本町の都市整備の方針に関する総合的な計画として策定しました。

### 都市計画マスターplan

#### 【第3期計画・改定】

- 都市計画法第18条の2の規定に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針
- 都市計画区域を対象として、
  - 都市づくりの理念
  - 目指すべき都市像
  - 分野別の基本方針
  - 地域別の基本方針等を総合的に示し、具体的な都市計画やまちづくり施策の根拠となるもの

### 立地適正化計画

#### 【新規】

- 都市再生特別措置法第81条の規定に基づく、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画
- 都市計画区域を対象として、
  - 立地の適正化に関する基本的な方針
  - 都市の居住者の居住を誘導すべき区域
  - 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域と誘導すべき施設
  - 各誘導区域に立地を誘導するための施策
  - 都市の防災に関する機能確保に関する指針等を総合的に示し、コンパクトなまちづくりを実現する施策の根拠となるもの

2つの計画をひとつにまとめ、

「美幌町コンパクトなまちづくり計画」として策定します

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、美幌町のまちづくりの最上位計画である「第6期美幌町総合計画」や北海道が都市計画区域ごとに都市計画の方針を定める「美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」を上位計画とし、人口減少や空き家対策、公共施設、防災計画等の他分野の関連計画との連携及び整合を図るものとします。

### 上位計画

- 【美幌町の上位計画】
- ・第6期美幌町総合計画

- 【北海道の上位計画】
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

即する

### 都市計画に関すること

市町村の都市計画に関する基本的な方針

#### ■美幌町都市計画マスタープラン(都市計画法 第18条の2)

住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画

#### ■美幌町立地適正化計画(都市再生特別措置法 第81条)

即する

整合・連携

- 都市計画の決定・変更
- 事業や個別計画の実施

### 美幌町の関連計画

- ・第3期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・美幌町空家等対策計画
- ・美幌町強靭化計画
- ・美幌町地域防災計画
- ・第3次美幌町財政運営計画
- ・美幌町公共施設等総合管理計画
- ・美幌町地域公共交通計画
- ・第6次美幌町農業振興計画
- ・美幌町公営住宅等長寿命化計画
- ・美幌町住生活基本計画
- ・美幌町緑の基本計画
- ⋮

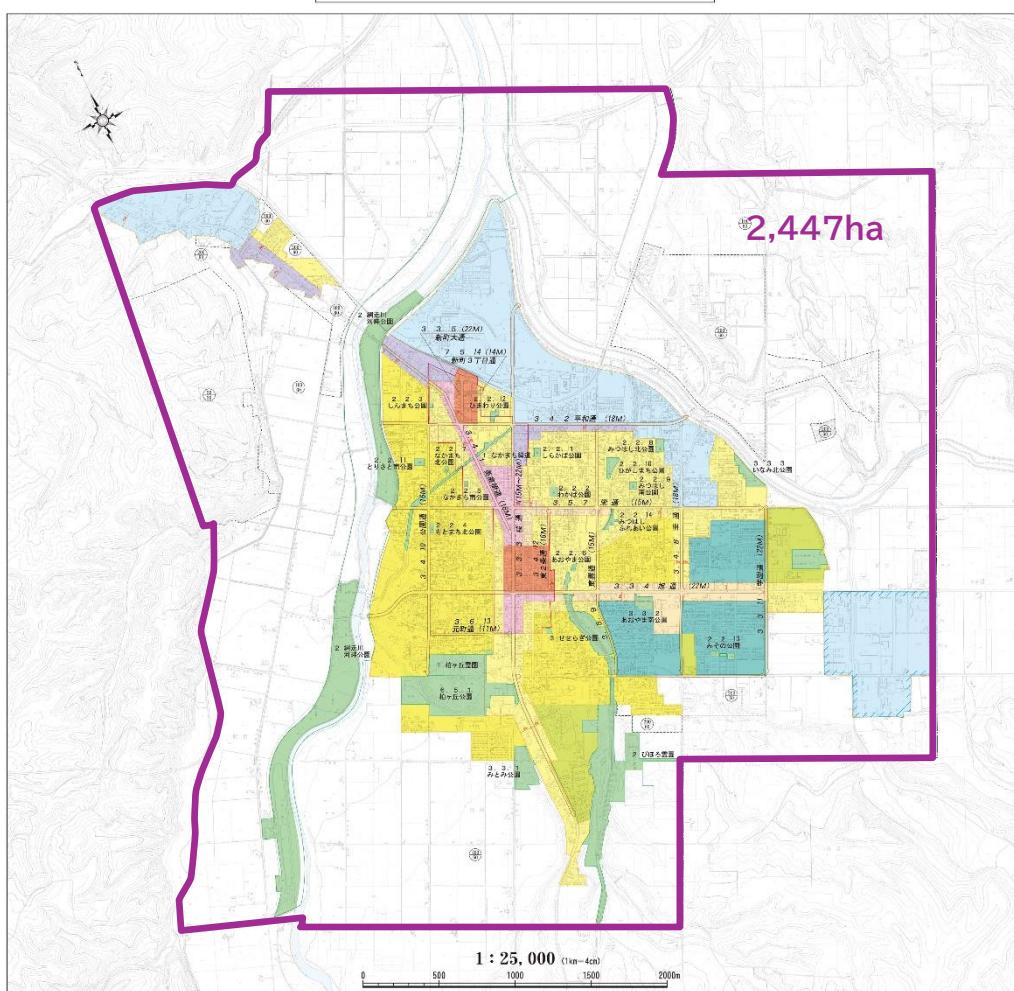
その他の関連計画

## 1-3 計画の対象区域

本計画では、美幌都市計画区域(2,447ha)を対象区域とします。

### ■計画対象区域

美幌都市計画図



## 1-4 計画期間

計画期間は、令和7(2025)年度から20年間とし、令和26(2044)年度を目標年次とします。また、社会情勢の変化や、美幌町の都市の動向を考慮し、状況に応じて見直しを行っていくこととします。

### ■計画期間

平成12 2000	平成17 2005	平成22 2010	平成27 2015	令和2 2020	令和7 2025	令和12 2030	令和17 2035	令和22 2040	令和27 2045
第1期 美幌町都市計画マスターplan					第2期 美幌町都市計画マスターplan				
美幌町コンパクトなまちづくり計画 〔第3期 美幌町都市計画マスターplan 美幌町立地適正化計画〕									

## 第2章 美幌町の現状と課題

## 2-1 現状分析

### (1) 人口動向

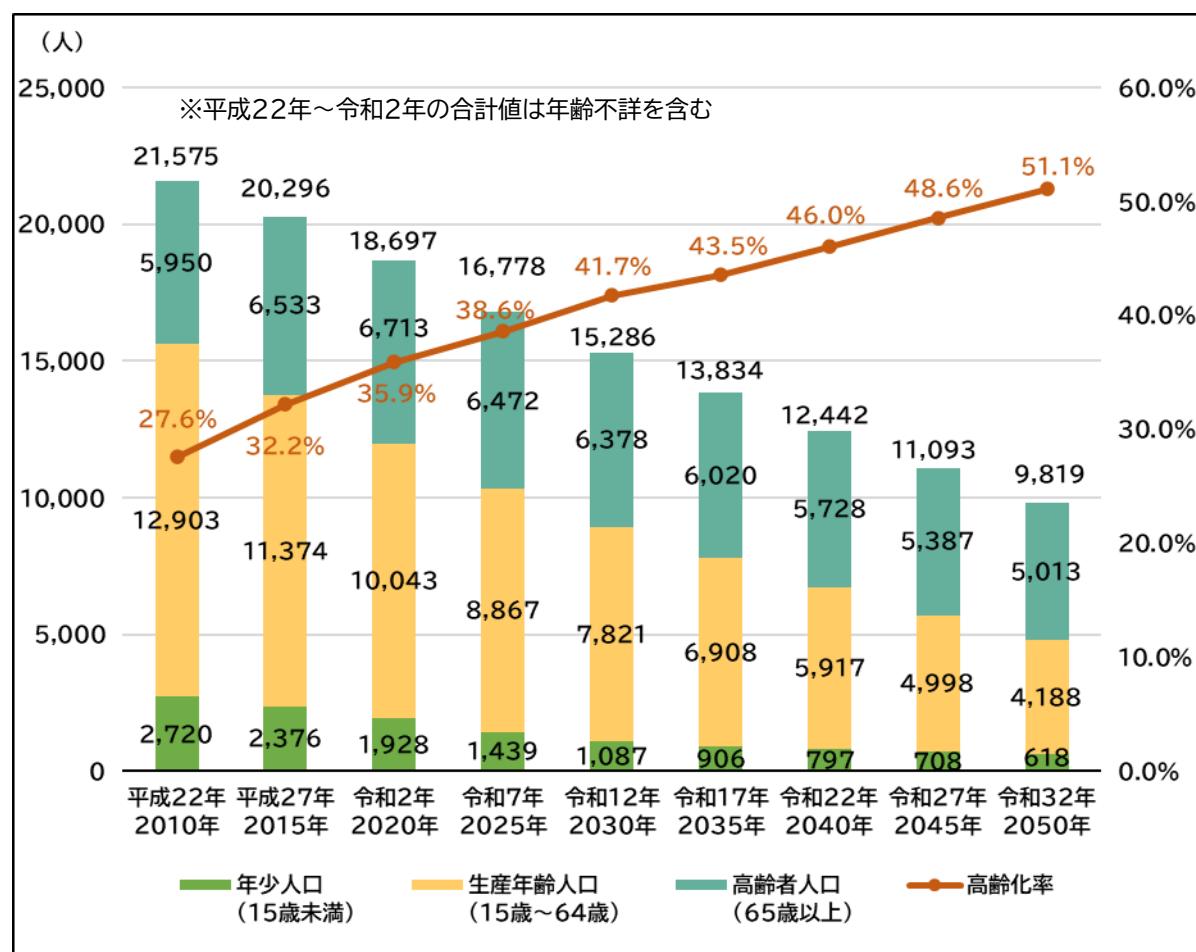
#### ① 人口推移

本町の人口は、平成22年(2010年)から令和2年(2020年)の10年間で2,878人(約13%)減少しており、今後も状況は変わらないことが予測されています。

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口では、令和2年(2020年)の18,697人に対し、令和32年(2050年)には9,819人となり、30年で人口が約5割減少するペースになります。

高齢化率も年々増加し、令和2年(2020年)時点では35.9%となっています。令和32年(2050年)には、高齢化率は51.1%となり、美幌町民の約2人に1人が65歳以上となります。

#### ■美幌町の総人口・年齢別人口の推移



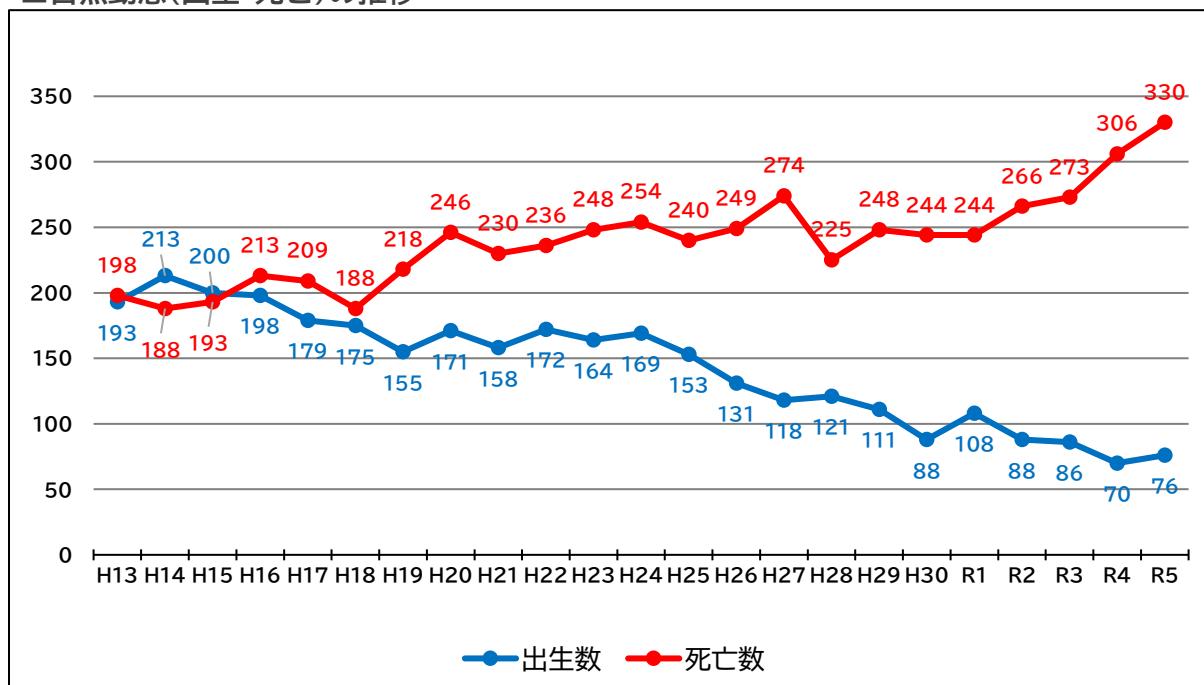
[資料] 平成22年～令和2年:国勢調査、令和7年～:国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計

## ② 人口動態

自然動態の推移は、出生数は平成 16 年(2004 年)までは 190 人以上を維持していましたが、以降は減少が続いており、平成 30 年(2018 年)、令和 2 年(2020 年)は 100 人を下回る状況となっています。死亡数は、平成 19 年(2007 年)から徐々に増加傾向にあります。

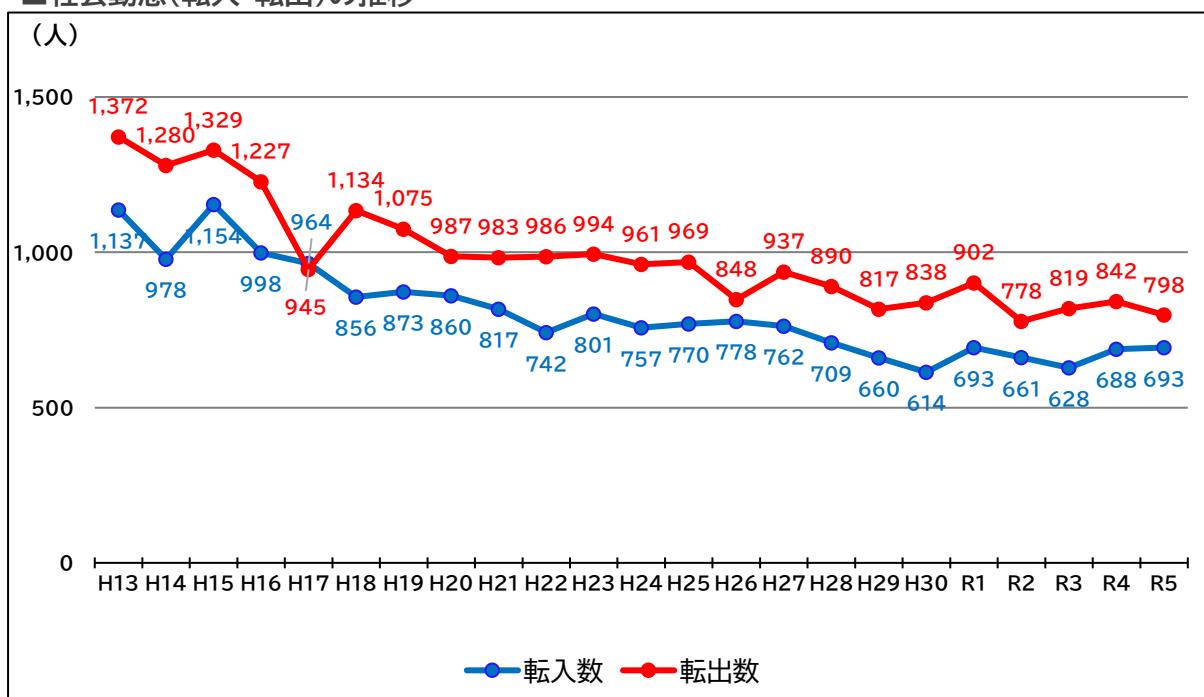
社会動態の推移は、転入・転出ともに減少傾向にあり、転出数が転入数を上回る転出超過による社会減が続いている。令和 5 年(2023 年)では、転入数が 693 人、転出数が 798 人と、100 人以上の社会減が生じています。

### ■自然動態(出生・死亡)の推移



[資料]住民基本台帳

### ■社会動態(転入・転出)の推移



[資料]住民基本台帳

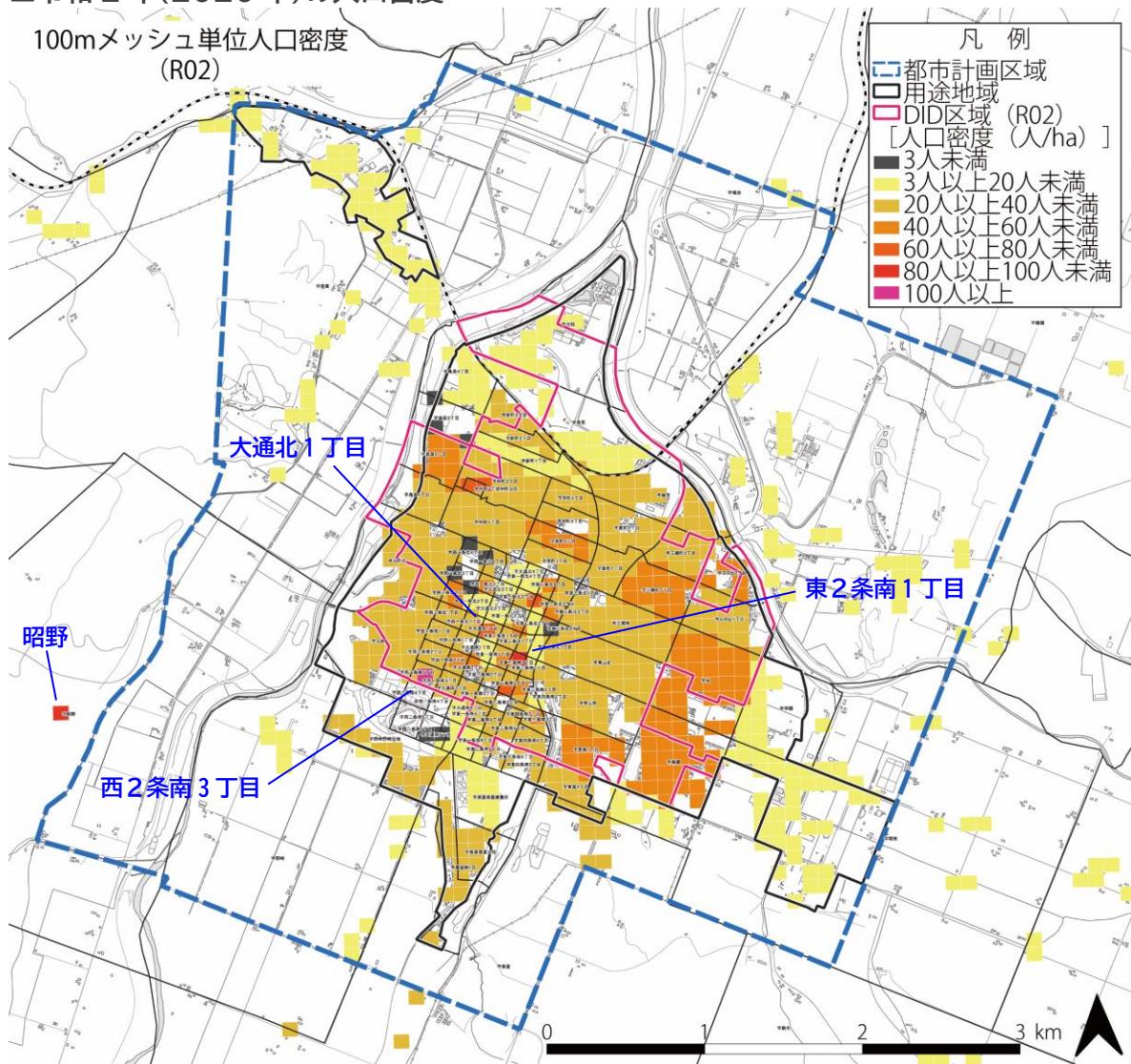
### ③ 人口密度の変化(令和 2(2020)年と令和 27(2045)年の比較)

DID 区域(人口集中地区:40 人/ha 以上)は、稻美地区と美富地区を除いた用途地域とほぼ同様の範囲となっています。

令和 2 年(2020 年)の 100m メッシュ(1haあたり)ごとの人口分布は、「西2条南 3 丁目」が 299.0 人と最も高く、次いで「東2条南 1 丁目」が 99.0 人、「昭野」が 93.0 人、「大通北 1 丁目」が 72.0 人となっています。

町域でみると、60 人以上を示しているのは市街地東地区に多い傾向にあります。全体としては、20 人以上 40 人未満の地区が多く広がっています。

#### ■令和 2 年(2020 年)の人口密度

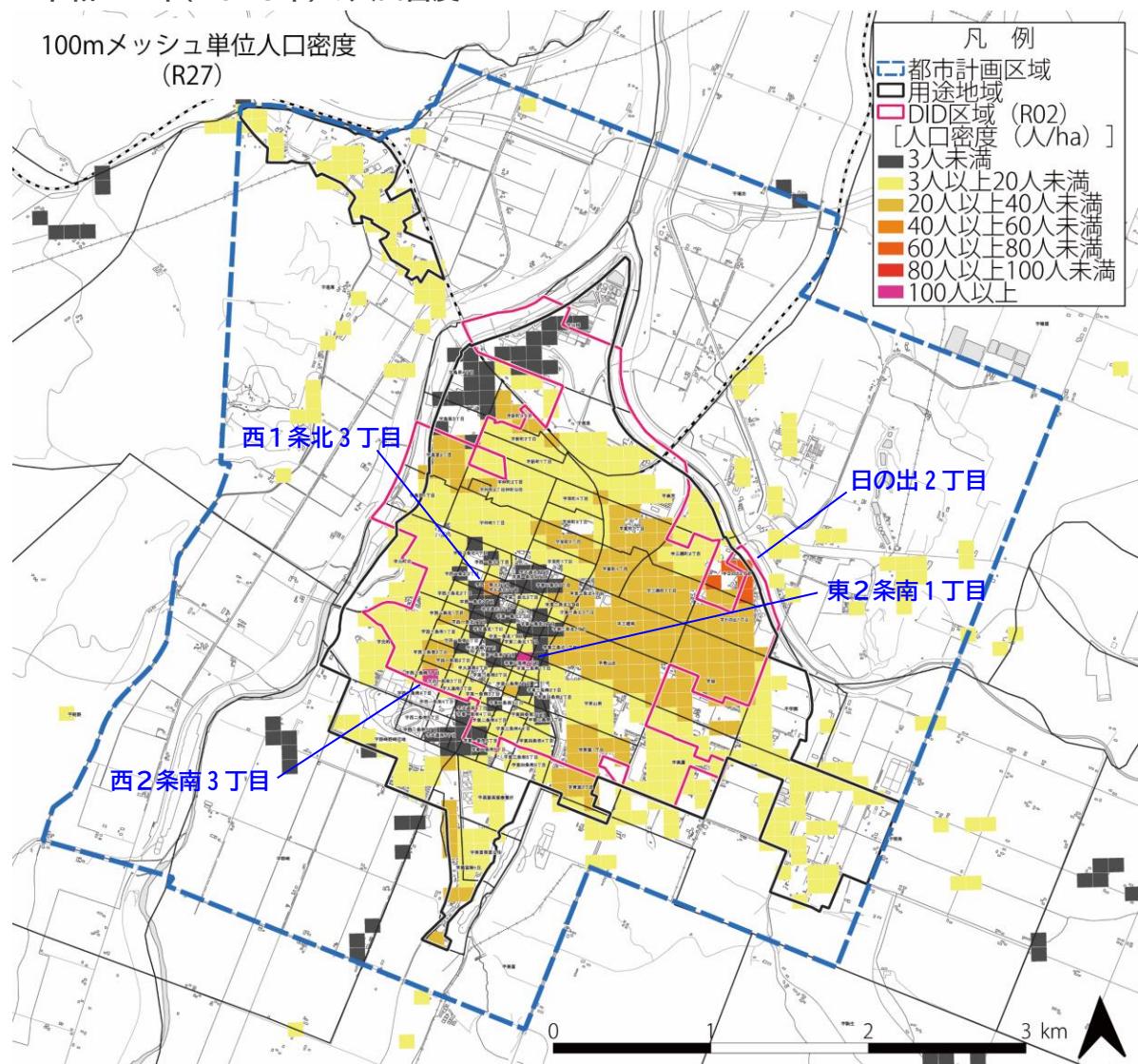


[資料]国勢調査

※予想値は「G空間情報センター将来人口・世帯予測ツール V3」を用いて算出

令和27年(2045年)の人口分布では、60人以上を示す地区はほとんどなくなりますが、「東2条南1丁目」は270.0人、「西2条南3丁目」は126.0人と100人以上の人口密度を保持する地区となります。次いで人口密度が高いのは、「日の出2丁目」が63.2人、「西1条北3丁目」が45.0人となっています。全体としては、3人以上20人未満の地区と20人以上40人未満の地区が多数を占めることが予測されています。

### ■令和27年(2045年)の人口密度



[資料]国勢調査

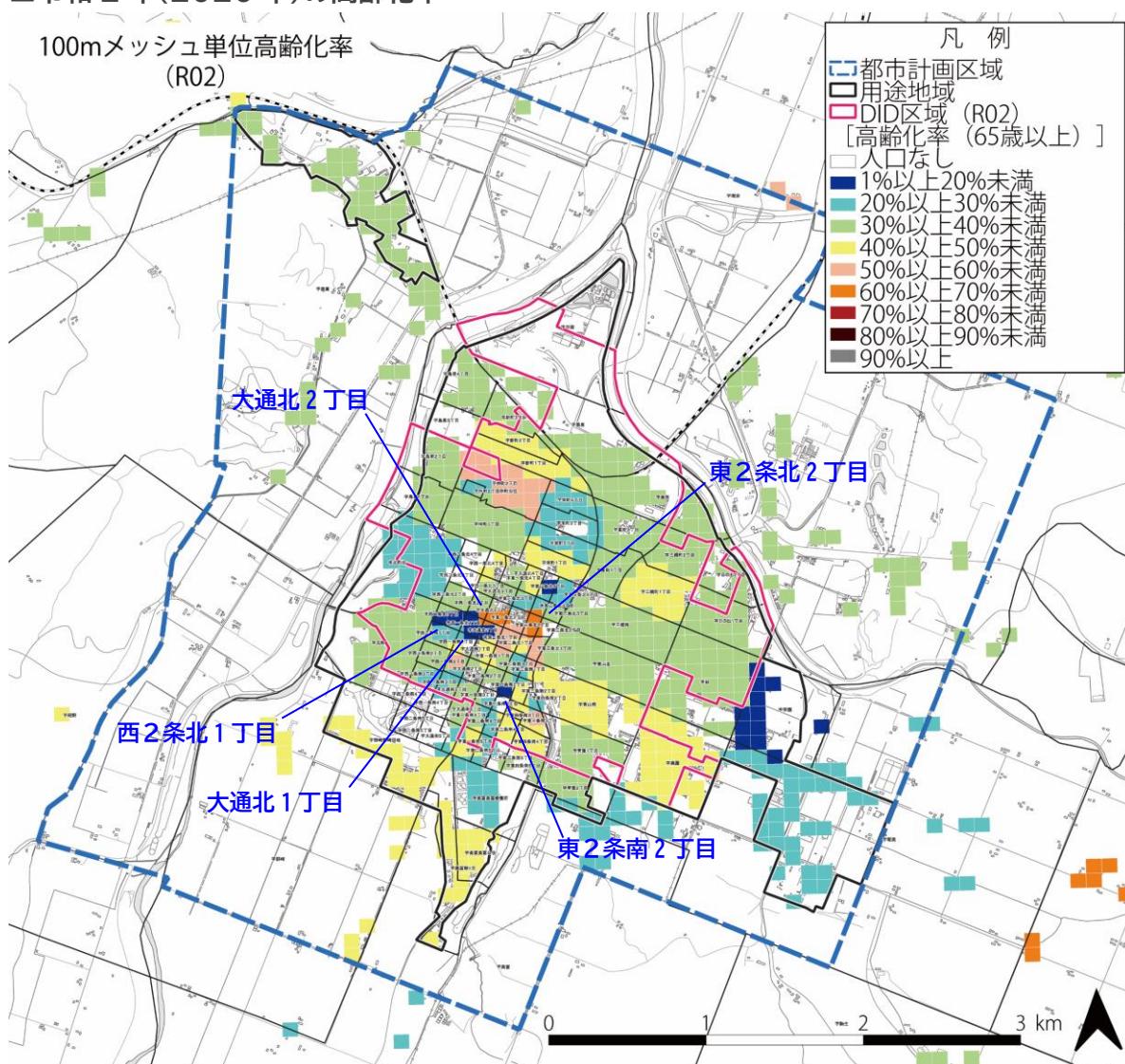
※予想値は「G空間情報センター将来人口・世帯予測ツールV3」を用いて算出

#### ④ 高齢化率の変化(令和 2(2020)年と令和 27 年(2045 年)の比較)

令和 2 年(2020 年)の 100m メッシュ(1ha あたり)ごとの高齢化率は、「大通北 2 丁目」が 64.9% と最も高く、「東2条北 2 丁目」が 63.2% と続いています。対して、高齢化率が低い地区は、「大通北 1 丁目」が 15.3%、「西2条北 1 丁目」が 15.8%、「東2条南 2 丁目」が 16.4% となっています。

町域でみると、市街地中心部に高齢化率が高い地区が多く確認できます。全体としては、30% から 40% の地区が多く分布しています。

##### ■令和 2 年(2020 年)の高齢化率



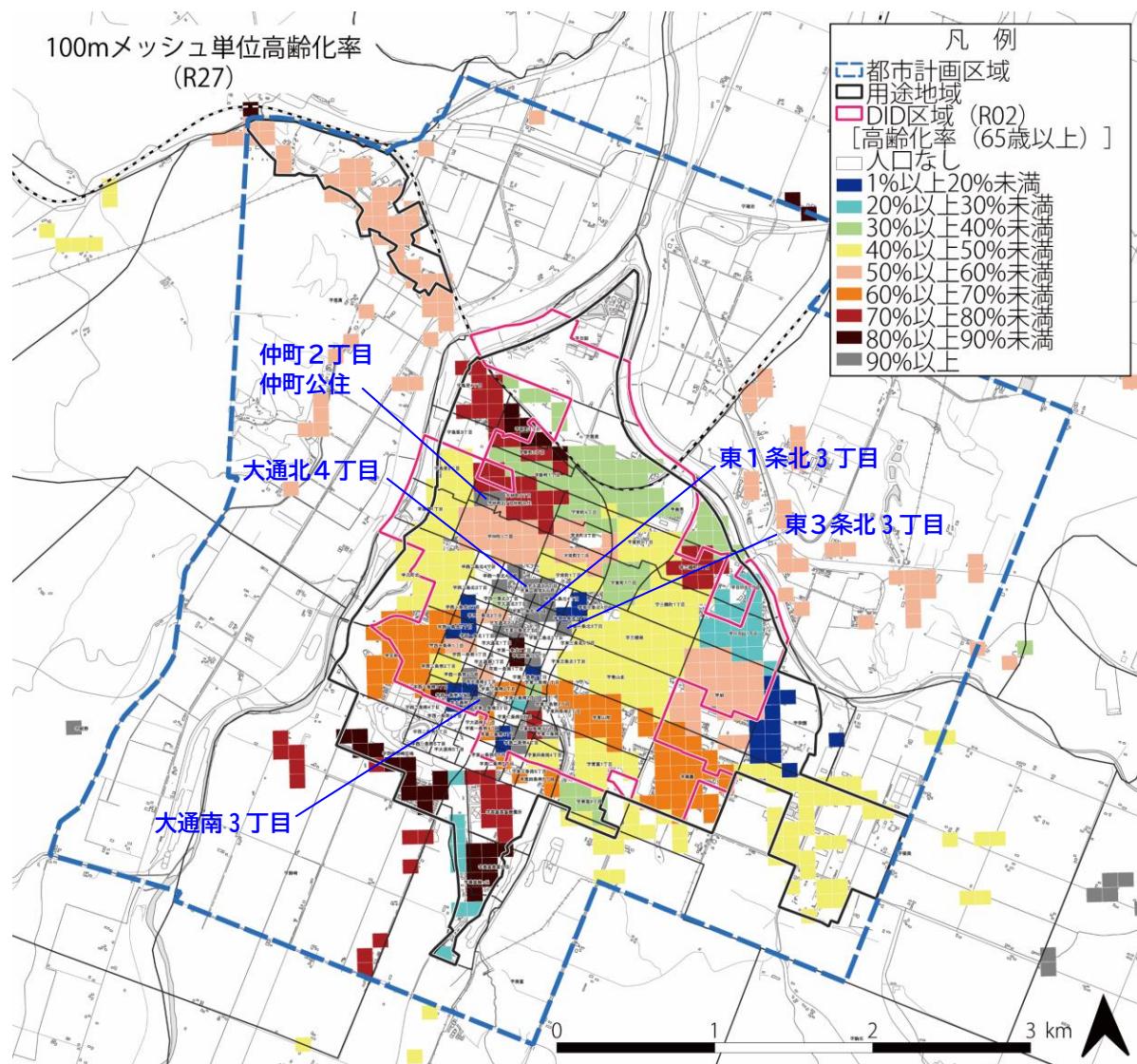
〔資料〕国勢調査

※予想値は「G空間情報センター将来人口・世帯予測ツール V3」を用いて算出

令和27年(2045年)の高齢化率では、100%となる地区の出現が予測されており、全体としては、40%から70%の地区が多くなります。

令和2年と比較すると、今後高齢化が加速する地区としては、「東1条北3丁目」、「仲町2丁目仲町公住」、「大通北4丁目」、「東3条北3丁目」、「大通南3丁目」があげられ、いずれも60%以上の上昇が見込まれています。平均値としては、各地区の高齢化率が令和2年から12.6%上昇することになります。

### ■令和27年(2045年)の高齢化率



[資料]国勢調査

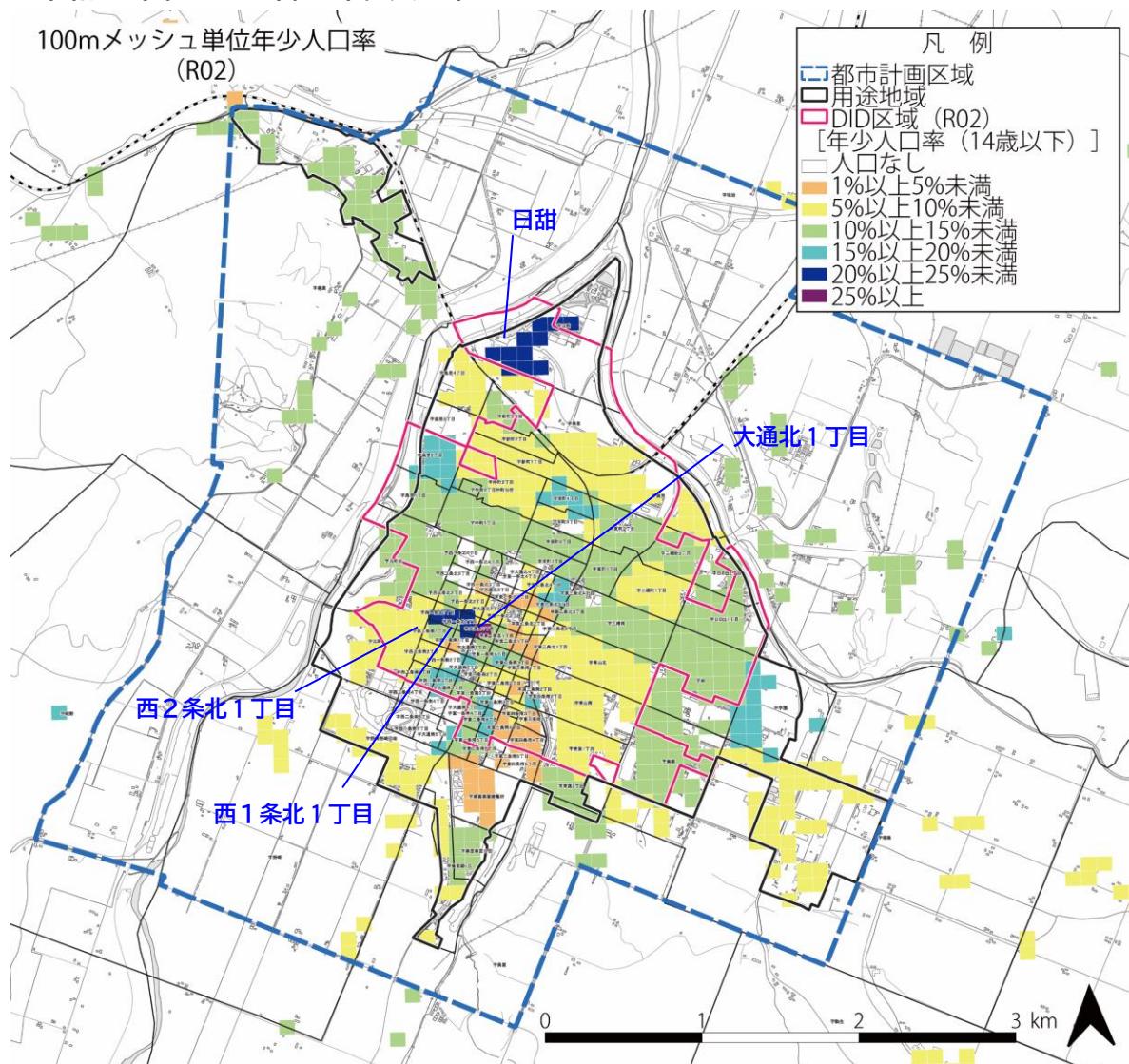
※予想値は「G空間情報センター将来人口・世帯予測ツールV3」を用いて算出

## ⑤ 年少人口率の変化(令和 2(2020)年と令和 27 年(2045 年)の比較)

令和 2 年(2020 年)の 100m メッシュ(1haあたり)ごとの年少人口率は、「大通北 1 丁目」が 27.8%と最も高く、「西2条北 1 丁目」が 23.7%、「日甜」が 22.5%、「西1条北 1 丁目」が 21.3%と続いています。

町域でみると、10%から 15%の地区が多く分布しており、郊外の居住地に年少人口率が高い地区が広がっています。

### ■令和 2 年(2020 年)の年少人口率



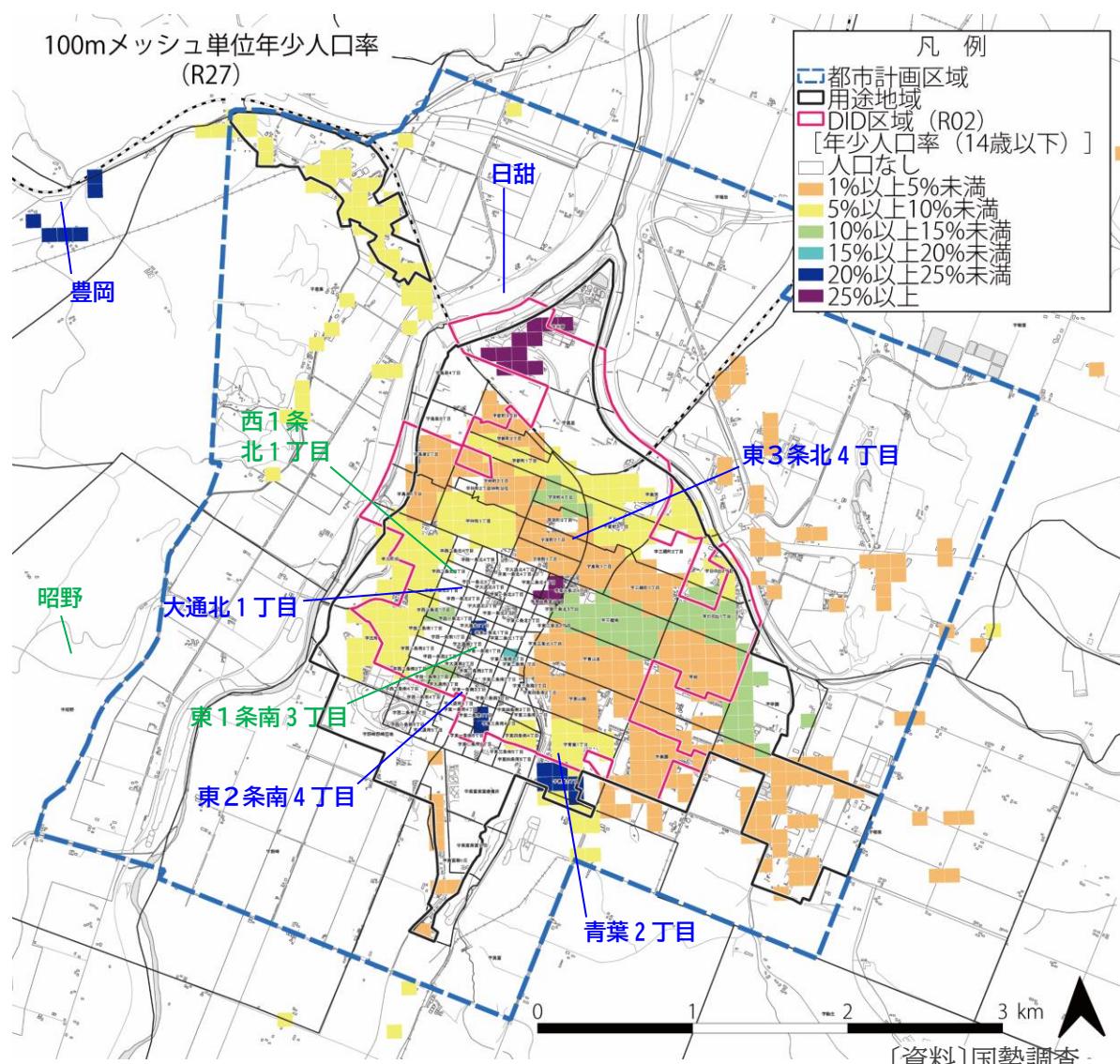
[資料]国勢調査

※予想値は「G空間情報センター将来人口・世帯予測ツール V3」を用いて算出

令和27年(2045年)の年少人口率では、20%以上を示す地区は「東3条北4丁目」が28.6%、「日甜」が28.0%、「青葉2丁目」が23.8%、「大通北1丁目」が23.5%、「豊岡」が22.4%、「東2条南4丁目」が22.2%と6地区に増える予測となっています。対して、15歳未満の居住者が全くなくなる地区が、複数予測されています。

令和2年と比較すると、今後年少人口が大きく落ち込む地区としては、「西1条北1丁目」が21.3%、「東1条南3丁目」が18.9%、「昭野」が18.3%となっています。

### ■令和27年(2045年)の年少人口率



※予想値は「G空間情報センター将来人口・世帯予測ツールV3」を用いて算出

## (2) 都市計画

### ① 土地利用の状況

#### ◆用途地域

当町の都市計画は、昭和15年5月23日に美幌町全域に都市計画区域(43,852ha)を都市計画決定したのが始まりとなり、その後昭和50年8月16日に今の都市計画区域(2,500ha)に変更され、現在に至っています。なお、都市計画区域の面積については、令和元年10月18日に測量精度の高度化により変更となっています。

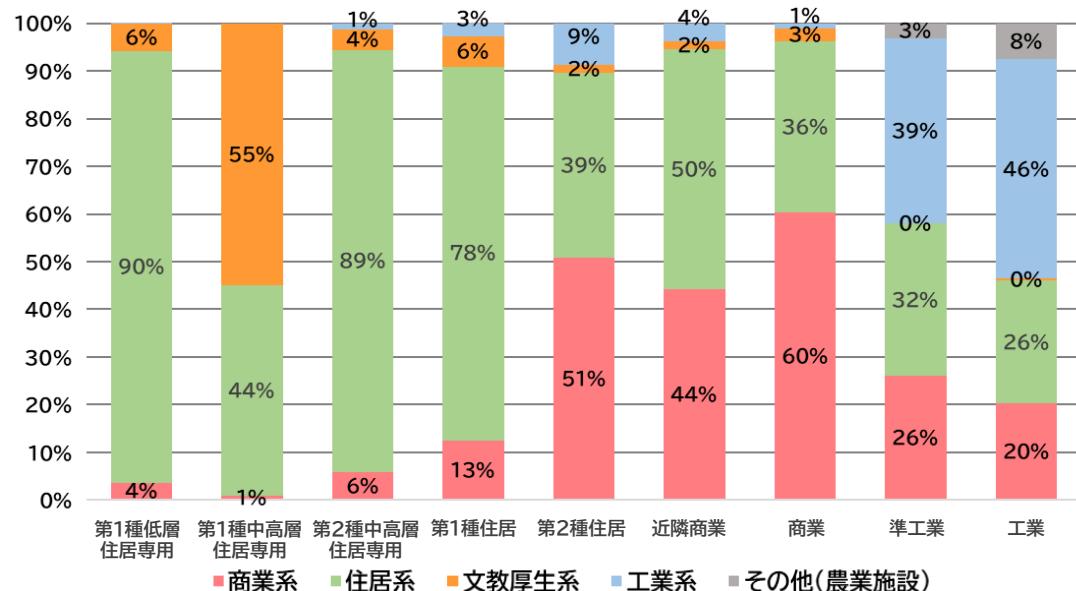
一方で、用途地域は昭和43年8月21日に計画決定(512ha)され、その後変更・拡大を経て、徐々に拡大し、平成14年12月2日には752haとなっていましたが、平成29年3月31日に一部変更により、747haとなり現在に至っています。

建物分類別の利用実態としては、近隣商業地域(近商)は、商業系土地利用よりも住居系土地利用の割合が多く、一方で第2種住居地域(2住)は住居系よりも商業系の方が多い傾向が特徴となっています。

#### ■用途地域の変革

年月日	面積(ha)	内容
昭和43年8月21日	512.0	当初決定
昭和47年7月20日	583.0	都市計画法改正に伴う変更及び拡大変更
昭和53年4月15日	653.0	拡大変更
昭和57年5月17日	654.0	一部変更
平成6年3月28日	732.0	都市計画法改正に伴う変更及び拡大変更
平成11年3月1日	752.0	拡大変更
平成14年12月2日	752.0	建築基準法改正による建ぺい率の指定
平成29年3月31日	747.0	一部変更

#### ■用途地域別建物分類の割合

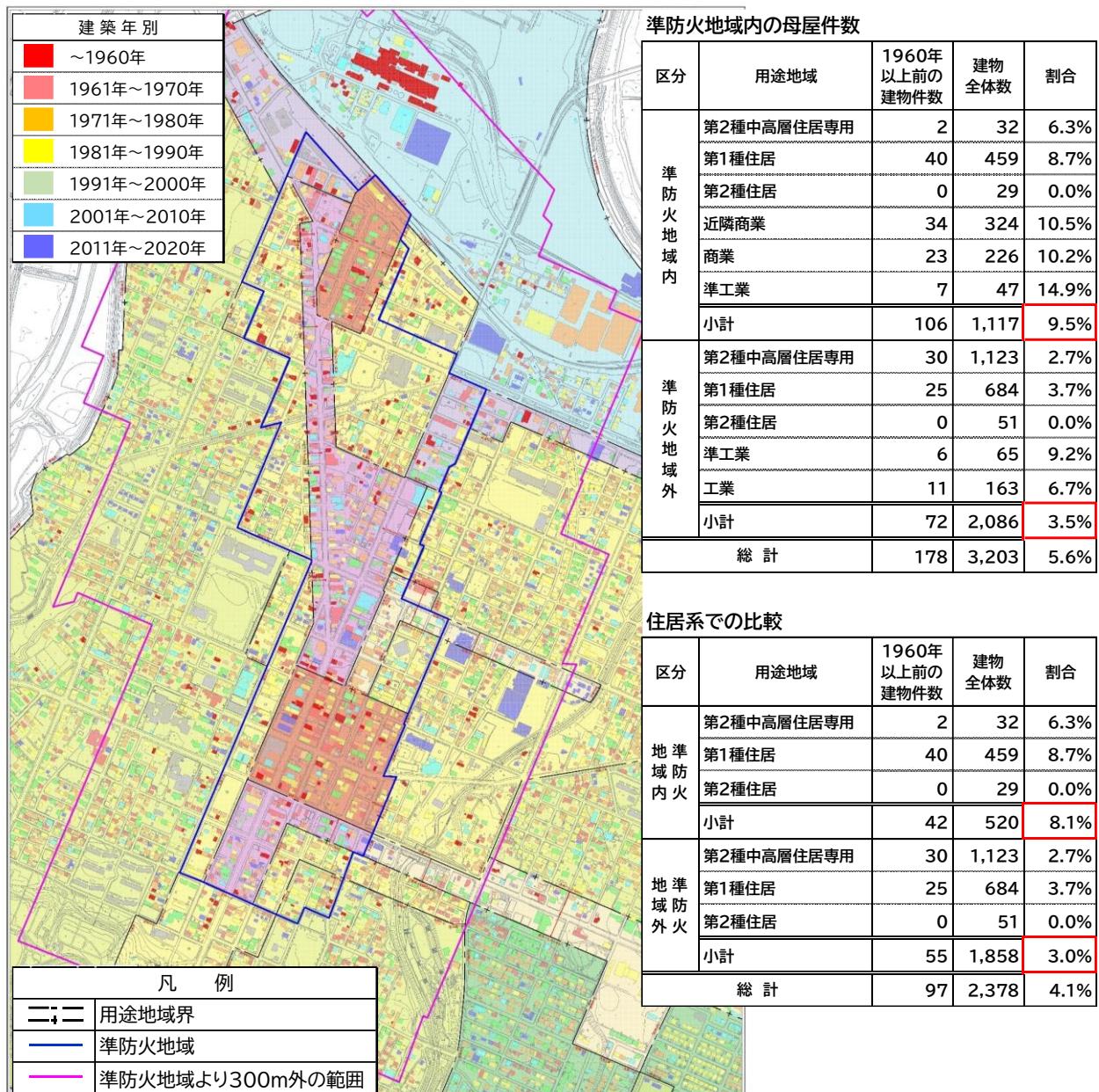


[資料]令和3年度都市計画基礎調査

## ◆準防火地域

準防火地域は、商業地域の全部、近隣商業地域の全部、第1種住居地域の一部、第2種住居地域の一部、第2種中高層住居専用地域の一部、準工業地域の一部に指定されています。

準防火地域内と地域外(300mまで)の建物の老朽化を比較すると、1960年以前の建物の割合が6.0%多く、居住系用途地域内別で比較しても5.1%の差があり、準防火地域内の建物の老朽化が見られます。

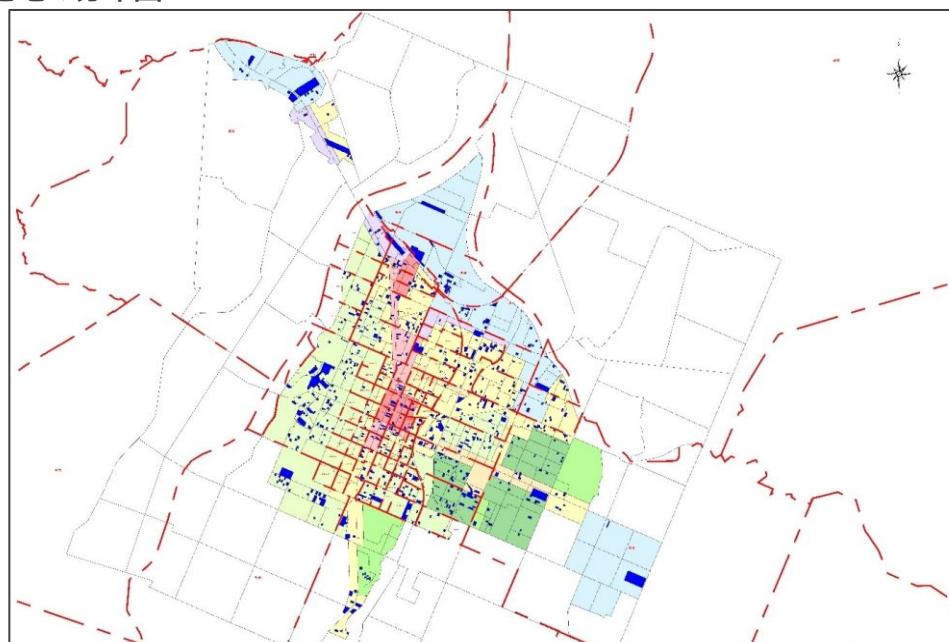


[資料]令和3年度都市計画基礎調査

## ◆未利用地

未利用宅地の分布状況は、住居系用途地域を中心として、市街地内で全域的に広がっている状況です。

### ■未利用宅地の分布図



[資料]令和3年度都市計画基礎調査

## ◆空家の推移

当町の空き家の状況は、住宅・土地統計調査によると令和5年(2023年)では空家戸数は1,380戸、空家率は14.8%となっており、平成20年(2008年)から大きく増加していますが、直近の5年間では大きな増減はありません。

令和5年(2023年)における空家率の全道平均は15.6%で、美幌町は全道平均より下回っています。

### ■美幌町における空家の推移



[資料]住宅・土地統計調査

## ② 道路の状況

当町の都市計画道路は、国道 39 号・240 号・243 号の 3 路線と、主要道道北見端野美幌線をはじめとする道道 2 路線を中心に 14 路線、総延長 21,680m が都市計画決定され、現在 12,450m が整備済みで整備率は約 57.4% となっています。

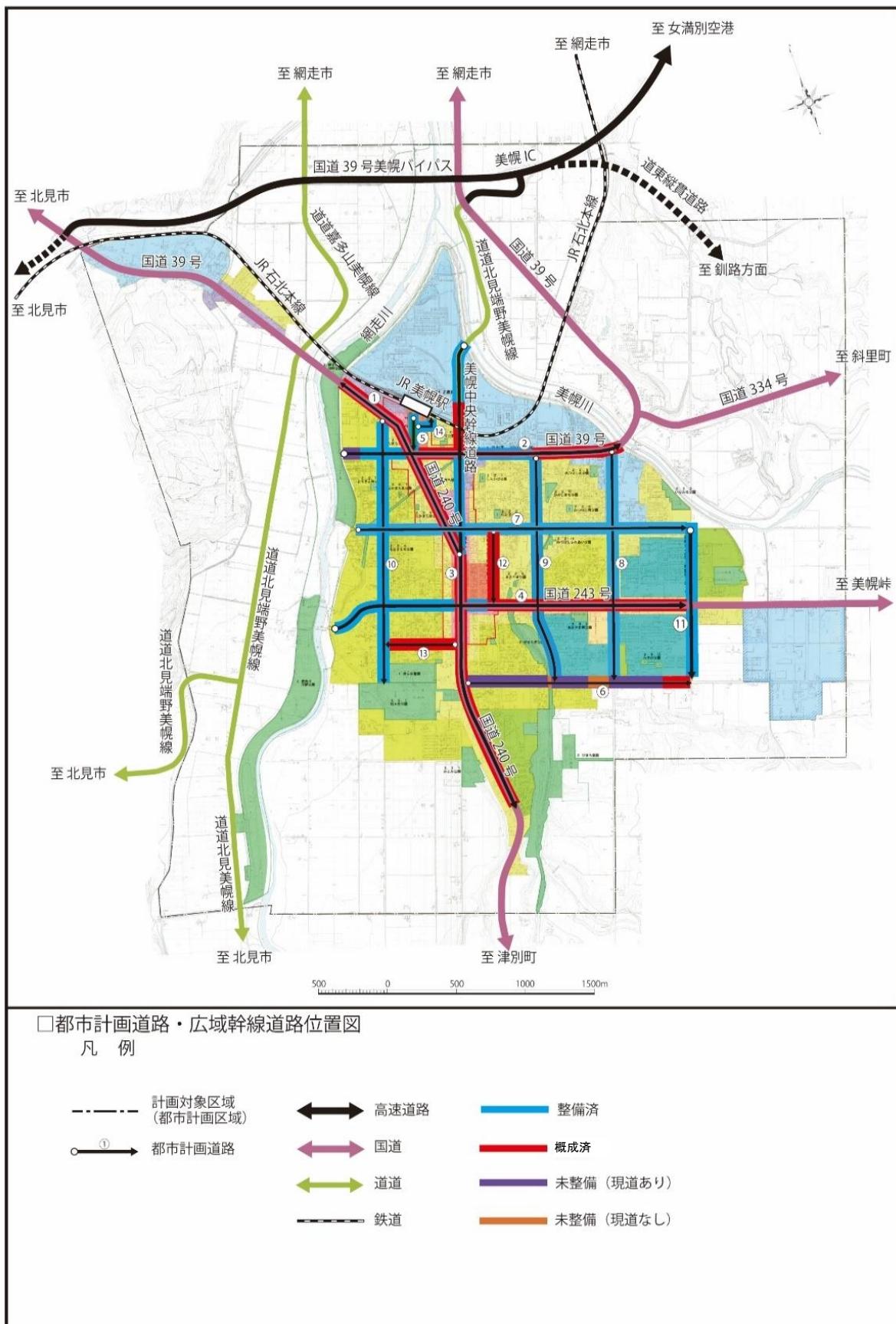
一方で、美禽橋通・美英通・東2条通・元町通の整備率は 0.0% であり、平和通・桜通・旭通についても整備率 50.0% 未満で未整備区間が残っている状況です。

### ■都市計画道路の現況(令和7年3月)

名 称			計 画 (m)		整備状況	
対図番号	路線番号	路 線 名	幅 員	延 長	整備延長 (m)	整備率 (%)
1	3・4・1	美 禽 橋 通	18	1,540	0	0.0
2	3・4・2	平 和 通	18	2,050	930	45.4
3	3・3・3	桜 通	22	3,600	1,130	31.4
4	3・3・4	旭 通	22	2,650	1,240	46.8
5	3・3・5	新 町 大 通 ( 駅 前 交 通 広 場 )	22	280 7,100m <sup>2</sup>	280 7,100m <sup>2</sup>	100.0 100.0
6	3・4・6	美 英 通	16	1,630	0	0.0
7	3・5・7	栄 通	15	2,420	2,420	100.0
8	3・4・8	幸 通	18	1,590	1,590	100.0
9	3・5・9	東 雲 通	15	1,650	1,650	100.0
10	3・4・10	公 園 通	16	1,950	1,950	100.0
11	3・3・11	学 園 通	22	1,100	1,100	100.0
12	3・4・12	東 2 条 通	16	530	0	0.0
13	3・6・13	元 町 通	11	530	0	0.0
14	7・5・14	新 町 3 丁 目 通	14	160	160	100.0
合 計			—	21,680	12,450	57.4

## 第2章 美幌町の現状と課題

### ■都市計画道路網図



### ③ 公園・緑地等の都市施設の状況

#### ◆公園・緑地

当町の都市計画公園は、運動公園 1ヶ所(15.2ha)、近隣公園 3ヶ所(5.80ha)、街区公園 14ヶ所(3.82ha)の計18ヶ所、総面積 24.82ha が都市計画決定されており、全て供用されています。

都市計画緑地は、現在 3ヶ所、総面積 159.90ha が都市計画決定され、整備面積が 59.78 ha と整備率は 37.4% であり、平成 14 年以降は整備が進捗していない状況となっています。なかまち緑道については、都市計画決定されている区域は整備済みであり、区域外においても緑道としての整備が進められています。

都市公園の誘致圏を整理した結果、中心市街地の一部が範囲外となっています。

#### ■都市計画公園の現況(令和7年3月)

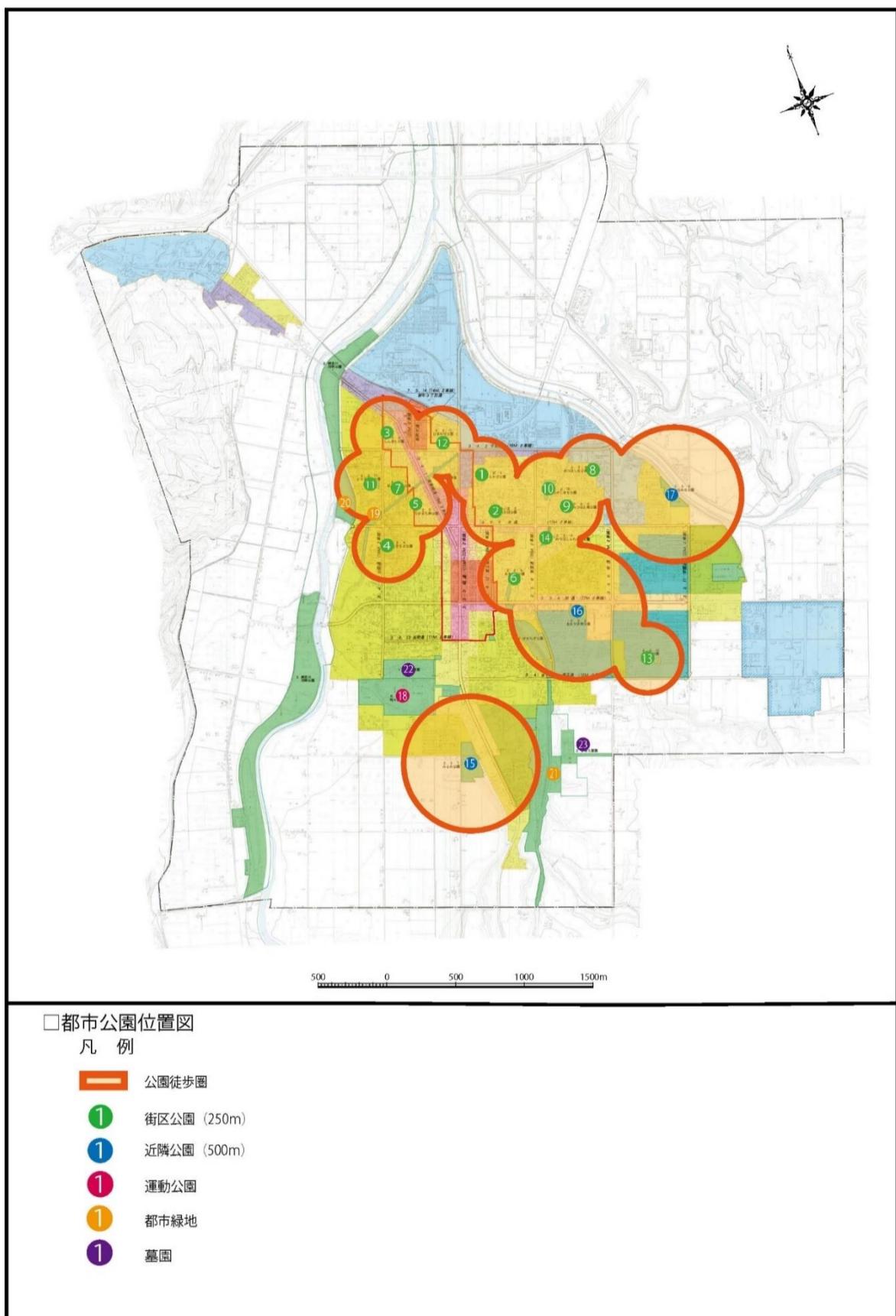
対図番号	名 称		種 別	面 積 (ha)		整備率 (%)
	公園番号	公 園 名		計 画	供 用	
1	2・2・1	しらかば公園	街区公園	0.22	0.22	100.0
2	2・2・2	わかば公園	"	0.27	0.27	100.0
3	2・2・3	しんまち公園	"	0.07	0.07	100.0
4	2・2・4	もとまち北公園	"	0.17	0.17	100.0
5	2・2・5	なかまち南公園	"	0.12	0.12	100.0
6	2・2・6	あおやま公園	"	0.24	0.24	100.0
7	2・2・7	なかまち北公園	"	0.09	0.09	100.0
8	2・2・8	みつはし北公園	"	0.41	0.41	100.0
9	2・2・9	みつはし南公園	"	0.22	0.22	100.0
10	2・2・10	ひがしまち公園	"	0.69	0.69	100.0
11	2・2・11	とりさと南公園	"	0.29	0.29	100.0
12	2・2・12	ひまわり公園	"	0.24	0.24	100.0
13	2・2・13	みその公園	"	0.39	0.39	100.0
14	2・2・14	みつはしふれあい公園	"	0.40	0.40	100.0
小 計				3.82	3.82	100.0
15	3・3・1	みとみ公園	近隣公園	3.20	3.20	100.0
16	3・3・2	あおやま南公園	"	1.00	1.00	100.0
17	3・3・3	いなみ北公園	"	1.60	1.60	100.0
小 計				5.80	5.80	100.0
18	6・5・1	柏ヶ丘公園	運動公園	15.20	15.20	100.0
合 計				—	24.82	24.82
						100.0

#### ■都市計画緑地の現況(令和7年3月)

対図番号	名 称		種 別	面 積 (ha)		整備率 (%)
	緑地番号	緑 地 名		計 画	供 用	
1	1	なかまち緑道	緑 地	1.90	1.90	100.0
2	2	網走川河畔公園	"	134.10	33.98	25.3
3	3	せせらぎ公園	"	23.90	23.90	100.0
合 計				—	159.90	59.78
						37.4

## 第2章 美幌町の現状と課題

### ■都市公園の位置図



## ◆河川

当町の都市計画河川は、一級河川網走川水系の魚無川が昭和49年7月に都市計画決定され、計画延長1,630m、計画幅員25~54mで掘込式単断面構造となっており、全て整備済みとなっています。

### ■都市計画河川の現況(令和7年3月)

河川名称	計画幅員 (m)	計画延長 (m)	構 造	備 考
魚無川	25~54	1,630	堀込式単断面	一級河川（網走川水系） 一部堤防式単断面

## ◆墓園

当町の墓園は、2ヶ所、総面積13.3haが都市計画決定され、10.4haが整備済みの進捗率は78.2%となっています。

### ■都市計画墓園の現況(令和7年3月)

対図 番号	名 称		種 別	面 積 (ha)		整備率 (%)
	墓園番号	墓 園 名		計 画	供 用	
1	1	柏ヶ丘霊園	墓園	5.00	5.00	100.0
2	2	びほろ霊園	"	8.30	5.40	65.1
合 計			—	13.30	10.40	78.2

## ◆市場

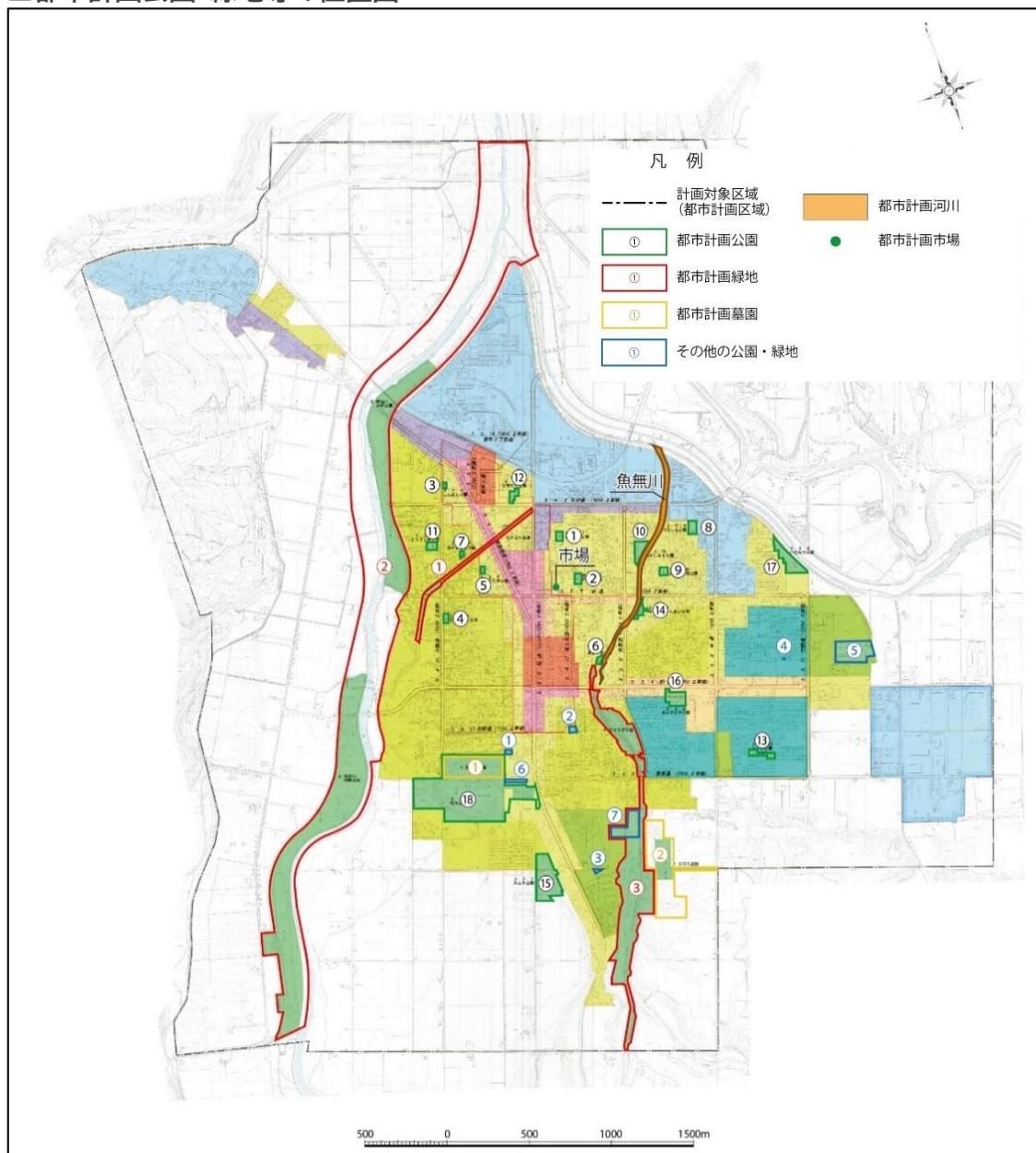
当町の都市計画市場は、美幌卸売市場として面積0.5haが都市計画決定され供用されています。

### ■都市計画市場の現況(令和7年3月)

区 分	施設名称	計 画		供 用	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
市 場	美幌卸売市場	1	0.5	1	0.5

## 第2章 美幌町の現状と課題

### ■都市計画公園・緑地等の位置図



## ④ 下水道の状況

当町の公共下水道は、排水区域 751ha が都市計画決定されており、現在は排水区域 608ha・81.0%が整備済みとなっています。

また、普及率は、令和5年度時点では 90.3%となっています。

### ■公共下水道の現況(令和7年3月)

種 別	計 画				供 用			
	排水区域 (ha)	下水管渠 (m)	処 理 場		排水区域 (ha)	下水管渠 (m)	処 理 場	
			箇所数	面 積 (m <sup>2</sup> )			箇所数	面 積 (m <sup>2</sup> )
公共下水道	751	60	1	26,900	608	60	1	26,900

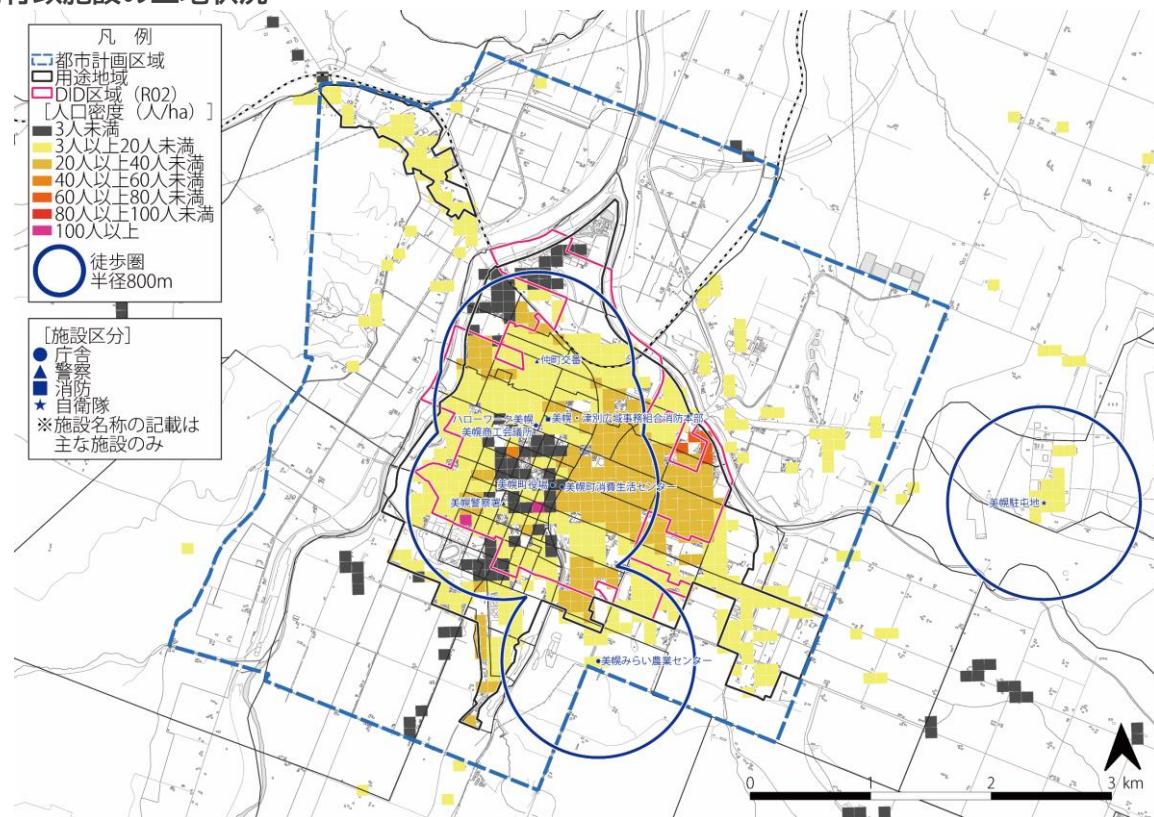
### (3) 都市機能施設の立地状況

#### ① 行政施設

美幌町役場をはじめとした行政施設が、主に東地区と仲町地区に立地しており、郊外部の美富地区には美幌みらい農業センターが立地しています。

JR 美幌駅から北側や用途地域の東側の地域に関しては、行政施設からの徒歩圏から外れている状況にあります。

#### ■行政施設の立地状況



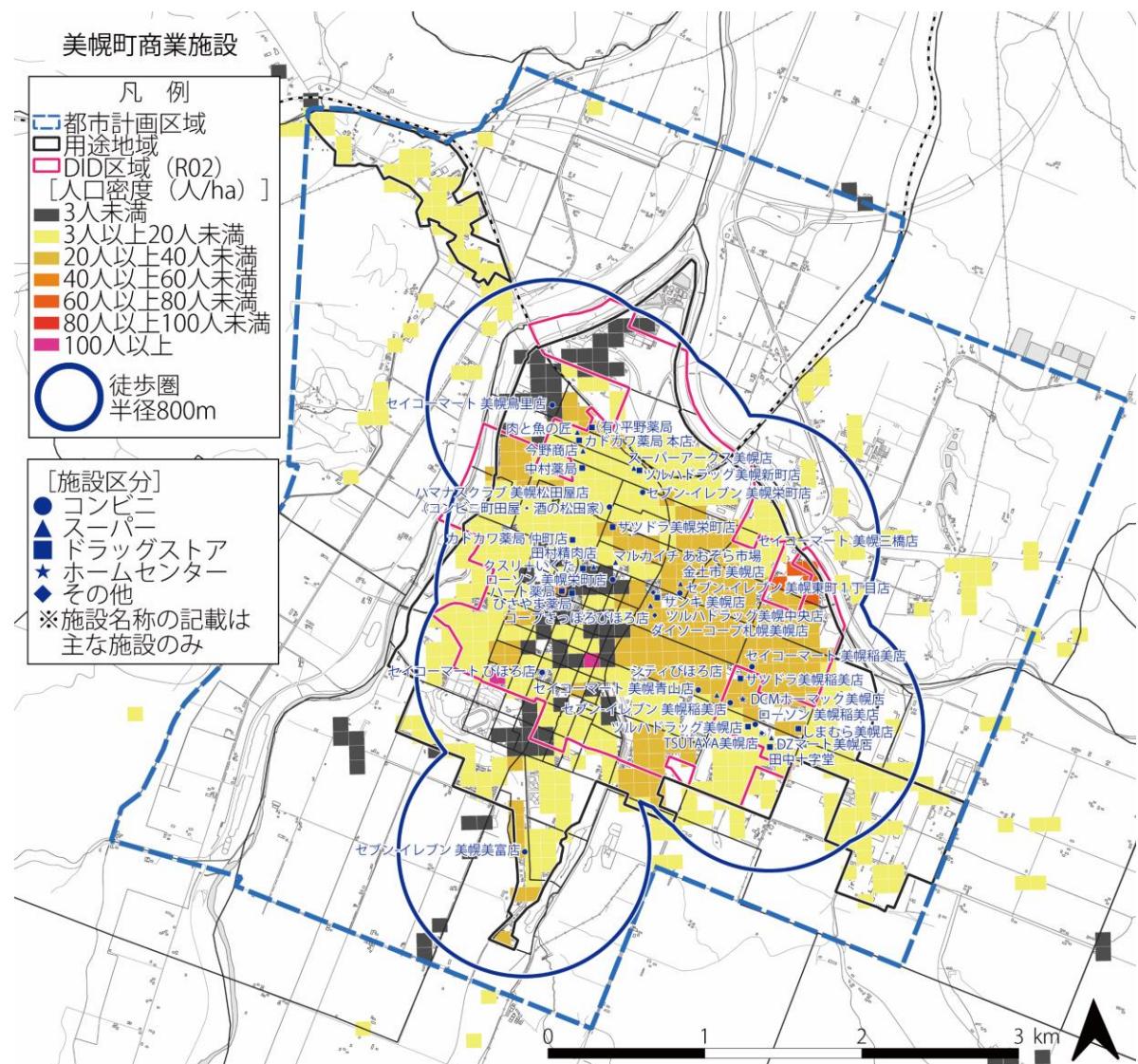
#### ■行政施設の概要

凡例	種類	施設名	住所
●	庁舎	美幌町役場	美幌町東 2 条北 2 丁目 25
		美幌商工会議所	美幌町仲町 1 丁目 44 経済センター2F
		ハローワーク美幌	美幌町仲町 1 丁目
		美幌町消費生活センター	美幌町東 3 条北 2 丁目 1
▲	警察	美幌警察署	美幌町大通南 1 丁目 19
		仲町交番	美幌町仲町 2 丁目 38
■	消防	美幌・津別広域事務組合消防本部	美幌町栄町 1 丁目 4
★	自衛隊	美幌駐屯地	美幌町田中 国有地
●	その他	美幌みらい農業センター	美幌町美富 29-1

## ② 商業施設

商業施設は、用途地域内において広く立地しており、施設の種類では、コンビニエンスストアが多く、スーパー や ドラッグストアも点在しています。

### ■ 商業施設の立地状況



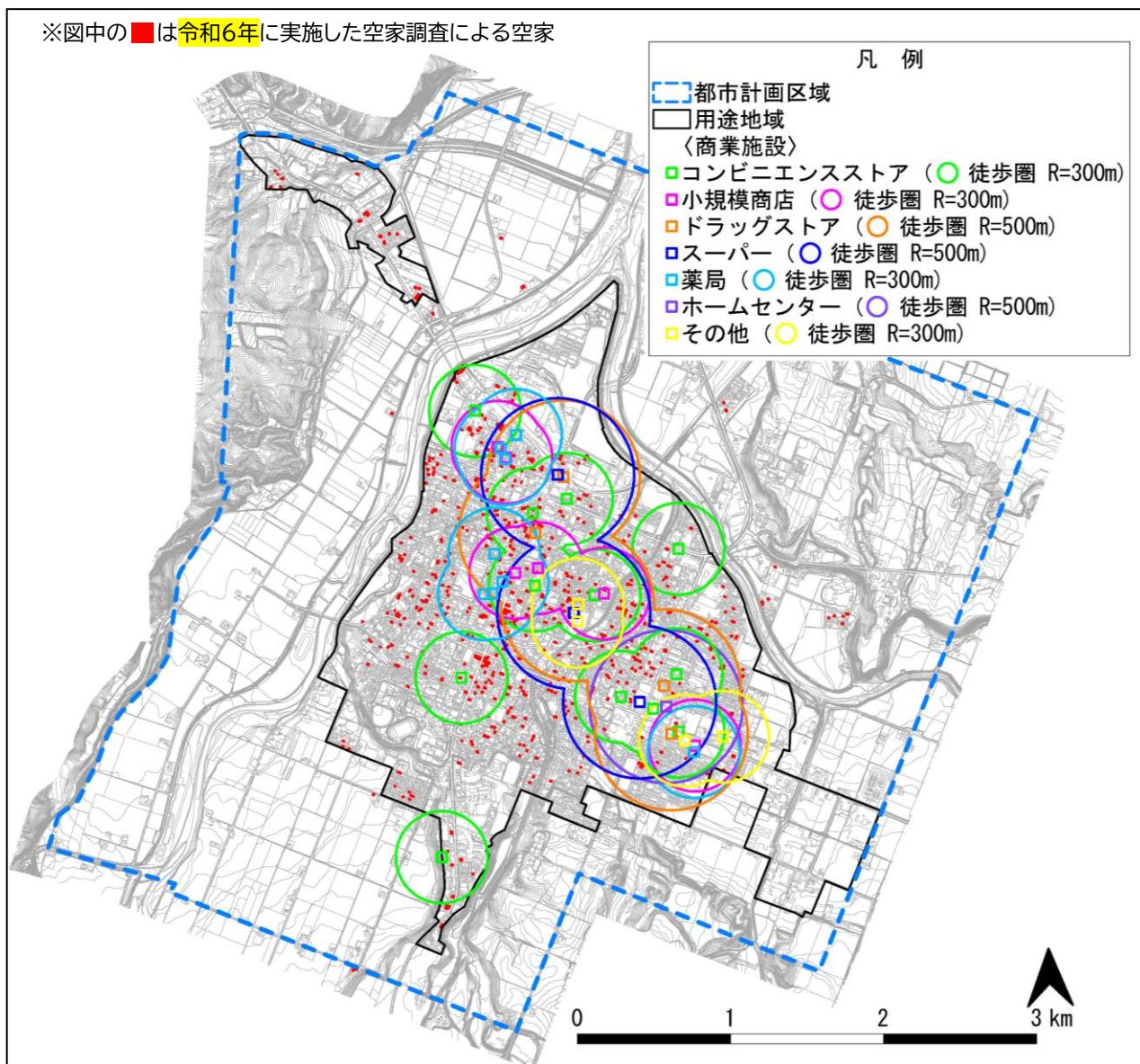
## 第2章 美幌町の現状と課題

### ■商業施設の概要

凡例	種類	施設名	住所
●	コンビニ エンス ストア	セブン-イレブン 美幌栄町店	美幌町栄町 4 丁目 6-8
		セブン-イレブン 美幌東町1丁目店	美幌町東町 1 丁目 11-3
		セブン-イレブン 美幌美富店	美幌町美富 68-7
		セブン-イレブン 美幌稻美店	美幌町稻美 90-41
		ローソン 美幌栄通店	美幌町東 1 条北 4 丁目 23-3
		ローソン 美幌稻美店	美幌町稻美 89-5
		セイコーマート びほろ店	美幌町大通南 2 丁目 21
		セイコーマート 美幌稻美店	美幌町稻美 92-13
		セイコーマート 美幌三橋店	美幌町三橋町 2 丁目 9-1
		セイコーマート 美幌青山店	美幌町青山北 45-4
		セイコーマート 美幌鳥里店	美幌町鳥里 4 丁目 3-21
		ハマナスクラブ 美幌松田屋店	美幌町仲町 2 丁目 48-14
▲	スーパー	シティびほろ店	美幌町青山北 53-3
		コープさっぽろびほろ店	美幌町三橋南 3-1
		スーパーークス美幌店	美幌町新町 1 丁目 7-2
		DZ マート 美幌店	美幌町稻美 89-74
		マルカイチ あおぞら市場	美幌町栄町 1 丁目 8
		肉の田村	美幌町大通北 4 丁目
		金土市 美幌店	美幌町東町 1 丁目 10-9
		今野商店	美幌町新町 1 丁目 6
		肉と魚の匠	美幌町新町 2 丁目 54-1
■	ドラッグ ストア	ツルハドラッグ美幌店	美幌町稻美 89-4
		ツルハドラッグ美幌新町店	美幌町新町 1 丁目 7-2
		ツルハドラッグ美幌中央店	美幌町三橋南 3-1
		サツドラ美幌栄町店	美幌町栄町 2 丁目 2-1
		サツドラ美幌稻美店	美幌町稻美 90-2
		平野薬局	美幌町新町 3 丁目 2
		中村薬局	美幌町仲町 2 丁目 46-61
		クスリ+いくた	美幌町大通北 4 丁目
		カドカワ薬局本店	美幌町新町 2 丁目
		カドカワ薬局仲町店	美幌町仲町 1 丁目 101-1
		ハート薬局	美幌町西 1 条北 3 丁目
		ひさやま薬局	美幌町大通北 3 丁目 12-12
		田中十字堂美幌店	美幌町稻美 89-56
★	ホーム センター	DCM 美幌店	美幌町稻美 90-1
◆	その他	TSUTAYA 美幌店	美幌町 稲美 89-12
		しまむら美幌店	美幌町稻美 96-3
		ファッショントマトサンキ美幌店	美幌町三橋南 3-1
		ダイソーコープ札幌美幌店	美幌町三橋南 67

## 【買物環境と空家の分布状況】

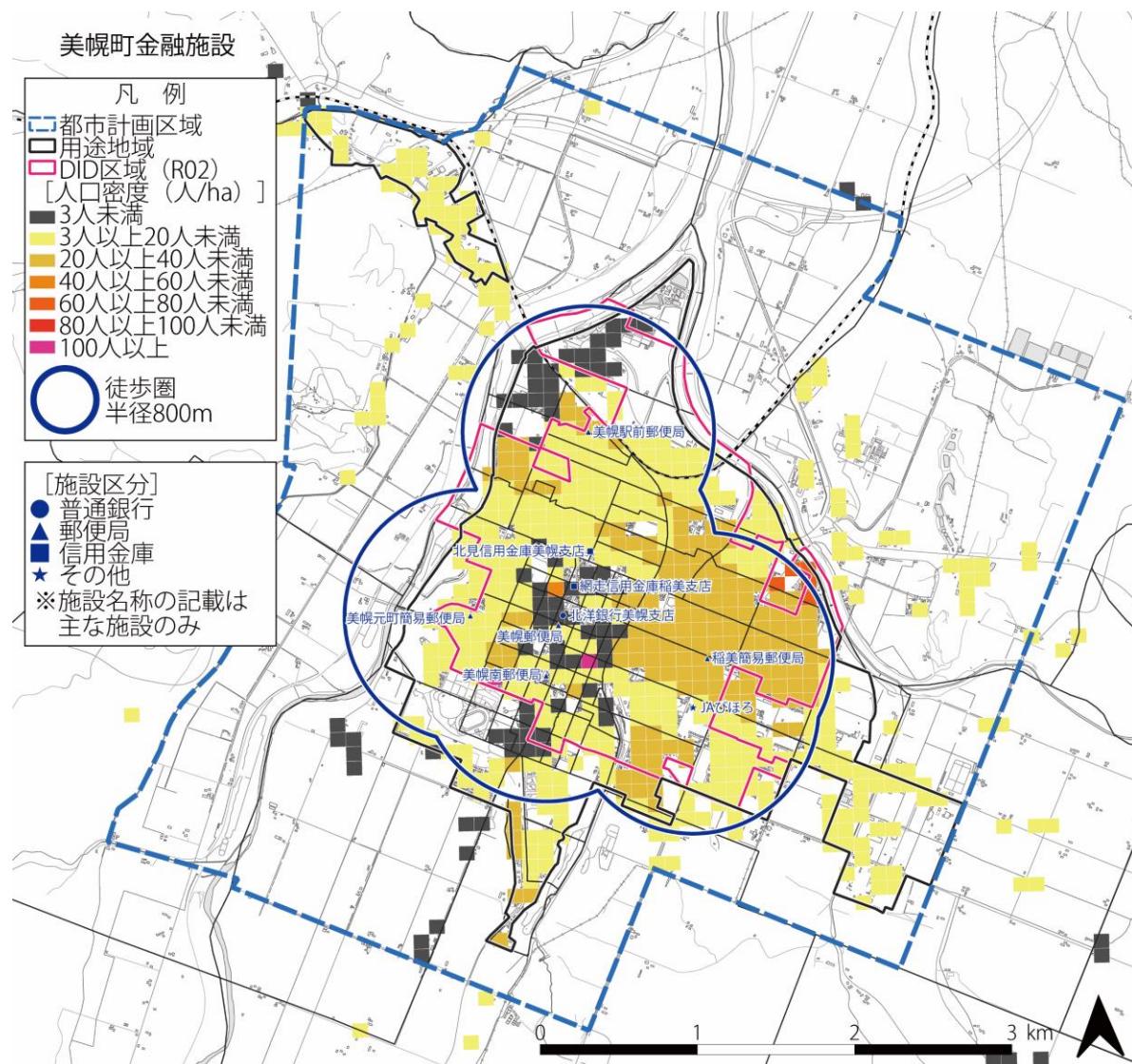
大型スーパーマーケットを中心に商業施設の立地が促進された一方で、商業施設の徒歩圏外の空白地域に空家が多く分布しています。



### ③ 金融施設

金融施設は、銀行、郵便局、信用金庫があり、大半は大通地区に立地しています。郵便局が多く、銀行は北洋銀行のみとなっています。

#### ■金融施設の立地状況



#### ■金融施設の概要

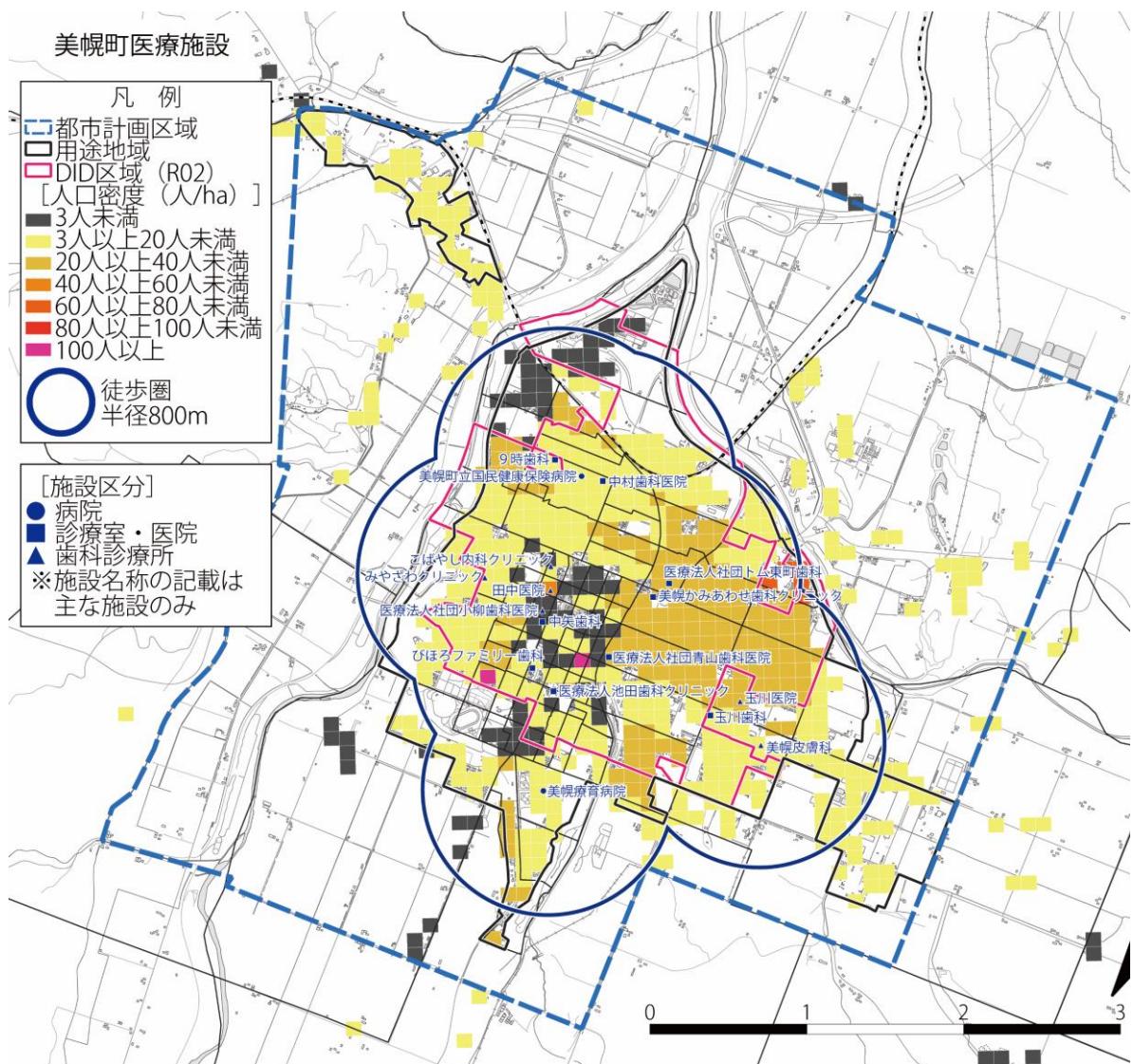
凡例	種類	施設名	住所
●	普通銀行	北洋銀行 美幌支店	美幌町大通北 2 丁目 14
▲	郵便局	美幌郵便局	美幌町大通北 1 丁目 14-1
		美幌駅前郵便局	美幌町新町 3 丁目 1-1
		美幌南郵便局	美幌町大通南 2 丁目 8-1
		稻美簡易郵便局	美幌町稻美 90-99
■	信用金庫	網走信金 美幌支店	美幌町大通北 3 丁目 12-1
		北見信金 美幌支店	美幌町仲町 1 丁目 44
★	その他	JA びほろ	美幌町青山南 30-1

## ④ 医療施設

医療施設では、病院が2件のほか診療所・医院、歯科が立地しています。

診療所・医院と歯科診療所を含めた医療施設全体の利用範囲は、用途地域内については概ね徒歩で通れる立地となっています。

### ■医療施設の立地状況



## 第2章 美幌町の現状と課題

### ■医療施設の概要

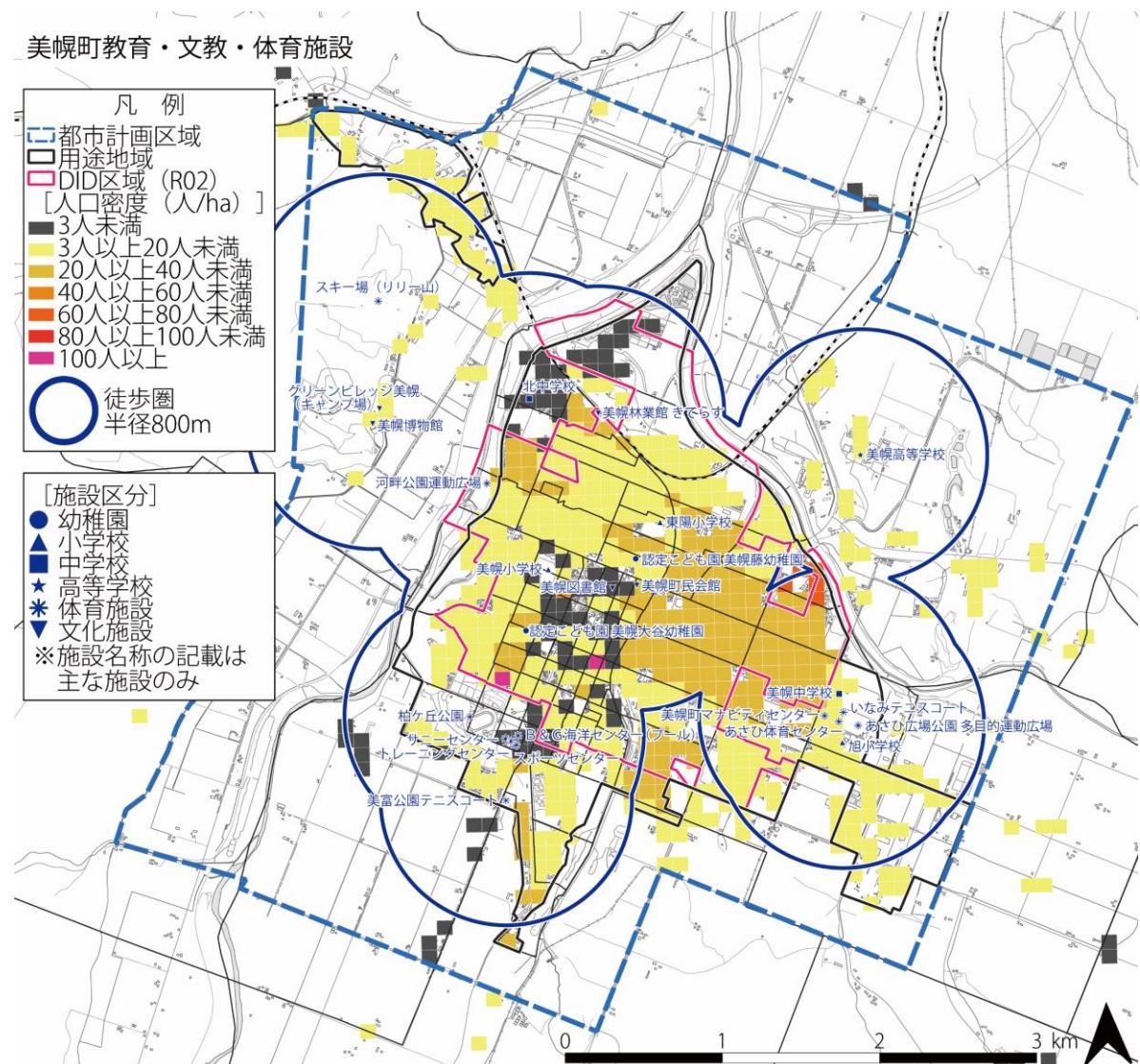
凡例	種類	施設名	住所
●	病院	美幌町立国民健康保険病院	美幌町仲町 2 丁目 38-1
		美幌療育病院	美幌町美富 9
▲	診療所・ 医院	こばやし内科クリニック	美幌町西 1 条北 4 丁目 5
		田中医院	美幌町西 1 条北 3 丁目 1
		みやざわクリニック	美幌町元町 7-1
		玉川医院	美幌町稻美 90-134
		美幌皮膚科	美幌町稻美 89-56
■	歯科 診療所	東町歯科	美幌町東町 1 丁目 10-2
		中村歯科医院	美幌町仲町 2 丁目 46-15
		9時歯科	美幌町仲町 2 丁目 96-1
		玉川歯科	美幌町稻美 68-86
		小柳歯科医院	美幌町西 1 条北 2 丁目 4
		池田歯科クリニック	美幌町東 1 条南 3 丁目 8
		青山歯科医院	美幌町青山北 1-1
		中矢歯科	美幌町西 1 条北 1 丁目 7
		美幌かみあわせ歯科クリニック	美幌町三橋南 3-1
		びほろファミリー歯科	美幌町大通南 2 丁目 17

## ⑤ 教育・文教・体育施設

教育・文教・体育施設は、幼稚園は2施設、小学校は3施設、中学校は3施設、高等学校は1施設となっています。

各施設の立地が分散して配置されているため、全体としては広範囲をカバーしていますが、用途・年齢に応じてバスや自転車での移動が必要になります。

### ■教育・文教・体育施設の立地状況



## 第2章 美幌町の現状と課題

### ■教育・文教・体育施設の概要

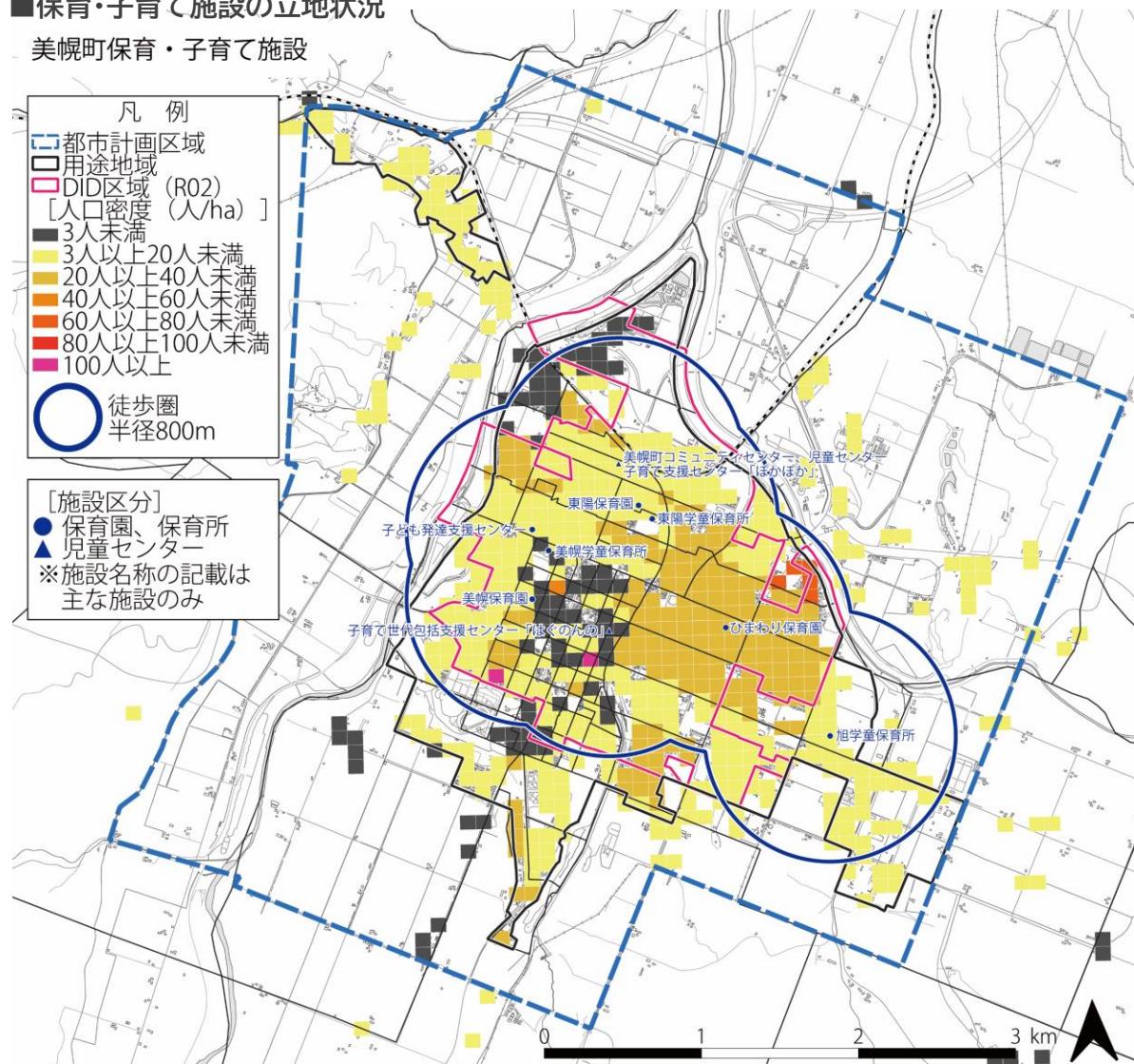
凡例	種類	施設名	住所
●	幼稚園	認定こども園 美幌大谷幼稚園	美幌町西 2 条南 1 丁目1
		認定こども園 美幌藤幼稚園	美幌町栄町 1 丁目 10-6
▲	小学校	美幌小学校	美幌町西 2 条北 4 丁目
		東陽小学校	美幌町栄町 3 丁目6-6
		旭小学校	美幌町稻美 140-2
■	中学校	美幌中学校	美幌町稻美 130-5
		北中学校	美幌町鳥里 4 丁目
◆	高等学校	美幌高等学校	美幌町報徳 94
＊	体育施設	スポーツセンター	美幌町大通南 5 丁目 8
		あさひ体育センター	美幌町稻美 137-7
		サニーセンター	美幌町西 1 条南 5 丁目 3
		B&G海洋センター(プール)	美幌町大通南 5 丁目 8
		柏ヶ丘公園	美幌町元町
		あさひ広場公園 多目的運動広場	美幌町稻美 137
		いなみテニスコート	美幌町稻美 137-7
		河畔公園運動広場	美幌町鳥里 1 丁目
		スキー場(リリー山)	美幌町美禽 175-1-274-4
▼	文化施設	美幌町図書館	美幌町東 1 条北 4 丁目15
		美幌博物館	美幌町美禽 253-4
		美幌町民会館	美幌町東 2 条北 4 丁目
		美幌町マナビティセンター	美幌町稻美 137-3
		グリーンビレッジ美幌	美幌町美禽 258-2
		美幌林業館 きてらす	美幌町新町 3 丁目 JR 美幌駅 2 階

## ⑥ 保育・子育て施設

保育・子育て施設は、保育園、保育所が6施設、児童センターが1施設であり、用途地域内については概ね徒歩で通れる立地となっています。

### ■保育・子育て施設の立地状況

美幌町保育・子育て施設



### ■保育・子育て施設の概要

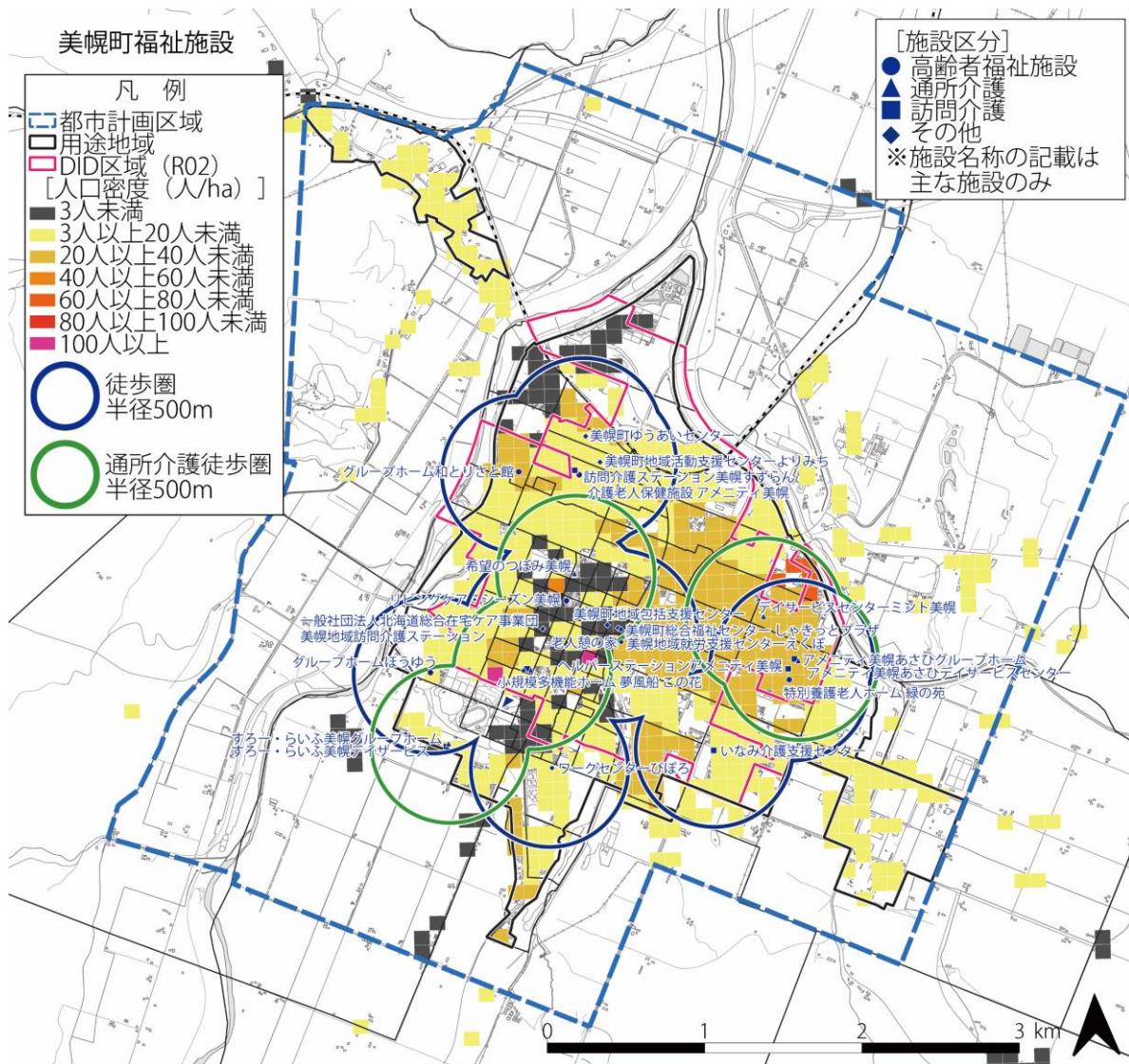
凡例	種類	施設名	住所
●	保育園、保育所	ひまわり保育園	美幌町三橋南 32-5
		美幌保育園	美幌町西 2 条北 2 丁目 4
		東陽保育園	美幌町栄町 4 丁目 4
		美幌学童保育所	美幌町西 2 条北 4 丁目1-6
		東陽学童保育所	美幌町栄町 3 丁目6
		旭学童保育所	美幌町稻美 140-2
▲	児童センター	美幌町児童センター	美幌町新町 1 丁目 37
■	子育て支援	子育て支援センター「ぽかぽか」	美幌町新町 1 丁目 37
		子育て世代包括支援センター「はぐのんの」	美幌町東 2 条北 2 丁目 25
		子ども発達支援センター	美幌町仲町 1 丁目 142-69

## ⑦ 福祉施設

福祉施設は、通所となる施設を取り上げると、美幌町役場を中心とした範囲、及び稻美地区に集積しており、徒歩でも通える立地となっています。

郊外では、公共交通の利用や送迎による移動が不可欠となっています。

### ■福祉施設の立地状況



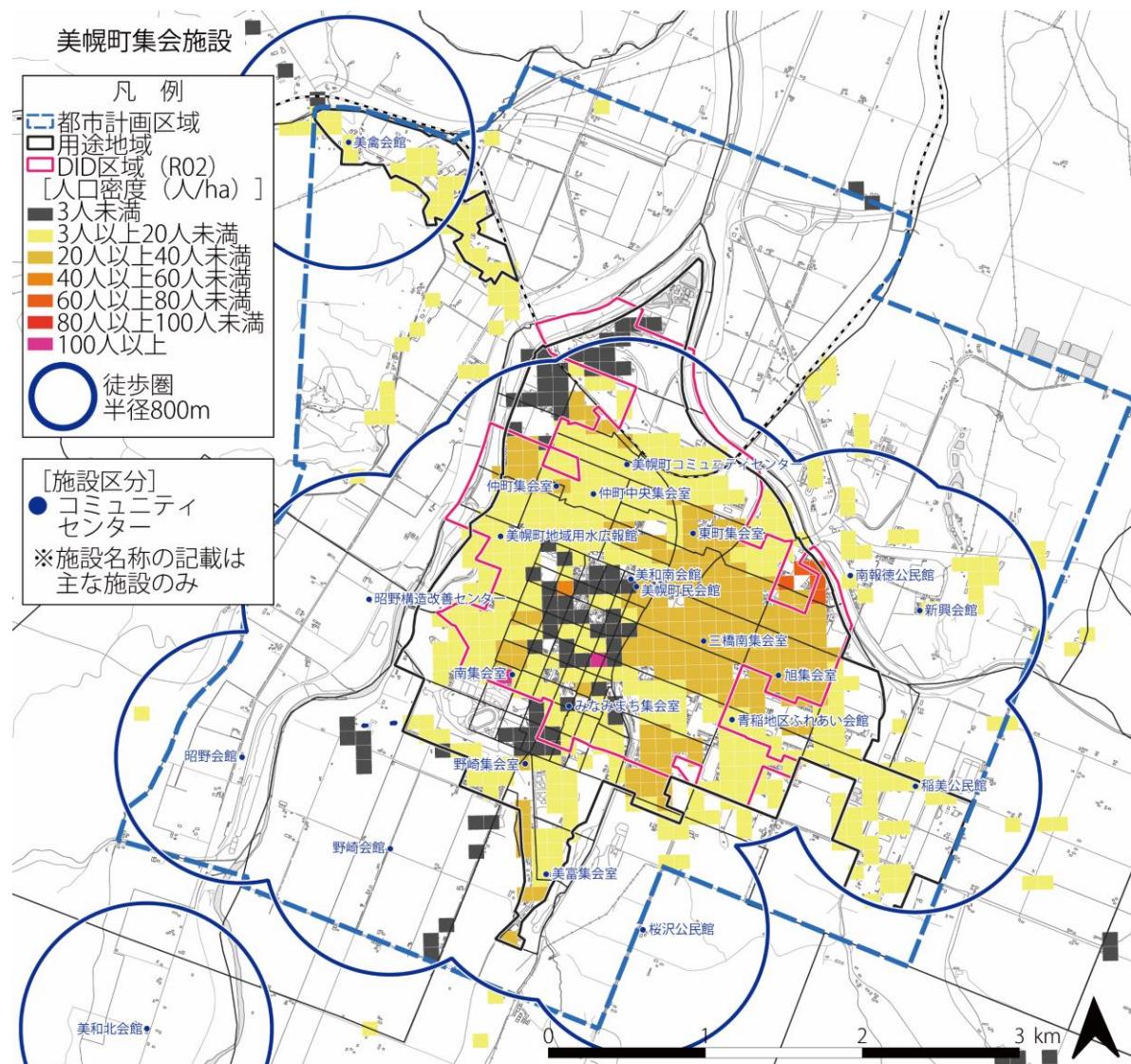
### ■福祉施設の概要

凡例	種類	施設名	住所
●	高齢者 福祉施設	特別養護老人ホーム 緑の苑	美幌町稻美 105-7
		介護老人保健施設 アメニティ美幌	美幌町仲町 2 丁目 38-2
		アメニティ美幌あさひグループホーム	美幌町稻美 105-6
		リビングケア・シーズン美幌	美幌町大通北 2 丁目 20-1
		グループホーム和とりさと館	美幌町鳥里 2 丁目 5
		グループホームほうゆう	美幌町元町 28-42
		すろー・らいふ美幌グループホーム	美幌町野崎 11-1
▲	通所介護	デイサービスセンターみんと美幌	美幌町日の出 1 丁目 2-4
		アメニティ美幌あさひデイサービスセンター	美幌町稻美 105-6
		希望のつぼみ美幌	美幌町大通北 4 丁目 19-4
		すろー・らいふ美幌デイサービス	美幌町野崎 11-1
		小規模多機能ホーム 夢ふうせん この花	美幌町西 1 条南 2 丁目 8-2
■	訪問介護	訪問介護ステーション美幌すずらん	美幌町仲町 2 丁目 38-2
		ヘルパーステーションアメニティ美幌	美幌町稻美 105-7
		いなみ介護支援センター	美幌町字稻美 59-129
		小規模多機能ホーム 夢ふうせん この花	美幌町西 1 条南 2 丁目 8-2
◆	その他	美幌町地域包括支援センター	美幌町東 2 条北 2 丁目 25
		美幌町総合福祉センター しゃきっとプラザ	美幌町東 3 条北 2 丁目 1
		老人憩の家	美幌町青山北 2-1
		美幌町地域活動支援センターよりみち	美幌町新町 2 丁目 3
		美幌町ゆうあいセンター	美幌町新町 2 丁目 3-1
		美幌地域訪問看護ステーション	美幌町西 1 条北 1 丁目 1-1
		美幌地域就労支援センターえくぼ	美幌町東 3 条北 2 丁目 1
		ワークセンターぴぽろ	美幌町美富 9
		小規模多機能ホーム 夢ふうせん この花	美幌町西 1 条南 2 丁目 8-2

## ⑧ 集会施設

集会施設は、用途地域内に施設が点在しており、徒歩圏をカバーしていることから、災害時の避難なども含めた公共サービスの提供を可能としています。

### ■集会施設の立地状況



## ■集会施設の概要

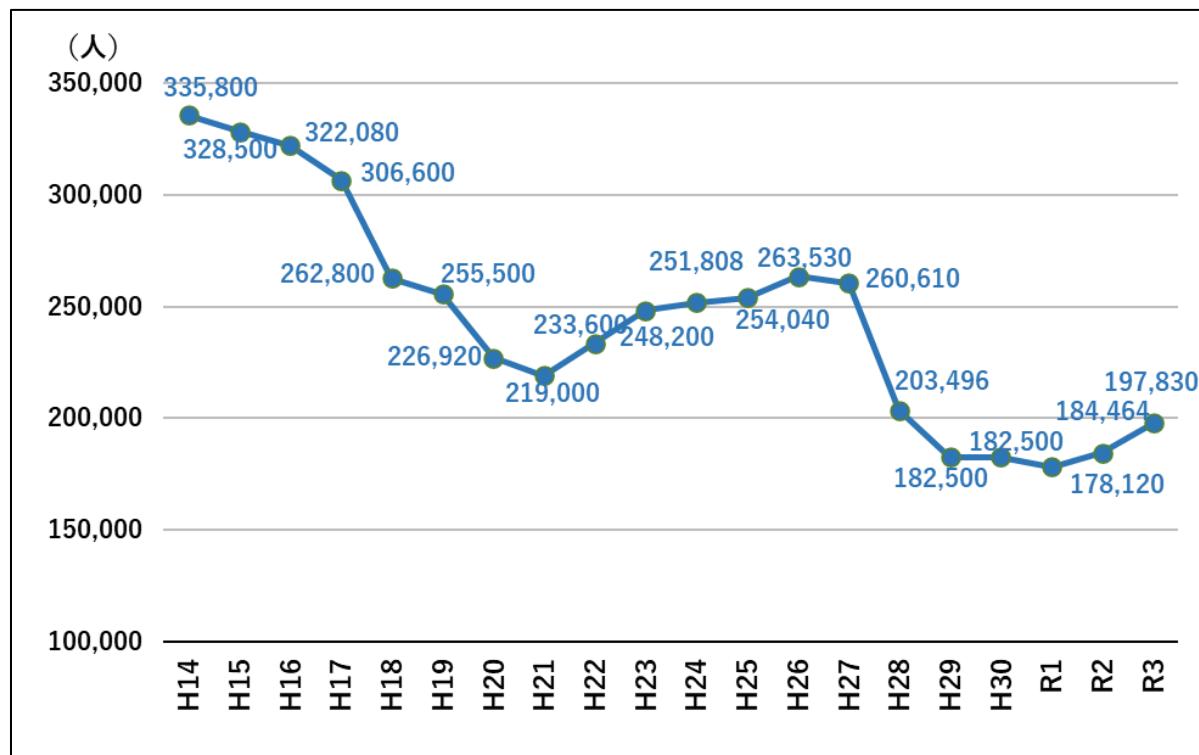
凡例	種類	施設名	住所
●	コミュニティセンター	美幌町コミュニティセンター	美幌町新町 1 丁目 37-1
		美幌町民会館	美幌町東 2 条北 4 丁目
		仲町中央集会室	美幌町仲町 2 丁目 138
		仲町集会室	美幌町仲町 2 丁目 96-141
		美和南会館	美幌町美和 355
		美和北会館	美幌町美和 32
		青稻地区ふれあい会館	美幌町稻美 68-88
		みなみまち集会室	美幌町東 1 条南 3 丁目 5-1
		旭集会室	美幌町稻美 105-2
		三橋南集会室	美幌町三橋南 22
		東町集会室	美幌町東町 2 丁目 7-1
		南集会室	美幌町字西 2 条南 3 丁目 1
		美幌町地域用水広報館	美幌町元町 46-47
		美富集会室	美幌町美富 56-89
		野崎集会室	美幌町美富 1-1
		新興会館	美幌町報徳 5-40
		野崎会館	美幌町野崎 108
		桜沢公民館	美幌町美富 38
		稻美公民館	美幌町稻美 294-3
		都橋構造改善センター	美幌町都橋 233-2
		南報徳公民館	美幌町報徳 1-68
		昭野構造改善センター	美幌町昭野 27
		美禽会館	美幌町美禽 328-19

## (4) 公共交通の利用実態

### ① 鉄道

JR 美幌駅の年間乗客数は、平成 14 年(2002 年)から平成 21 年(2009 年)までは減少していましたが、その後平成 22 年(2010 年)から平成 26 年(2014 年)までは増加の傾向にあります。平成 27 年(2015 年)以降は減少に転じ、令和元年(2019 年)では 17 万 8 千人となりましたが近年は増加に転じました。

■JR駅年間乗客数の推移



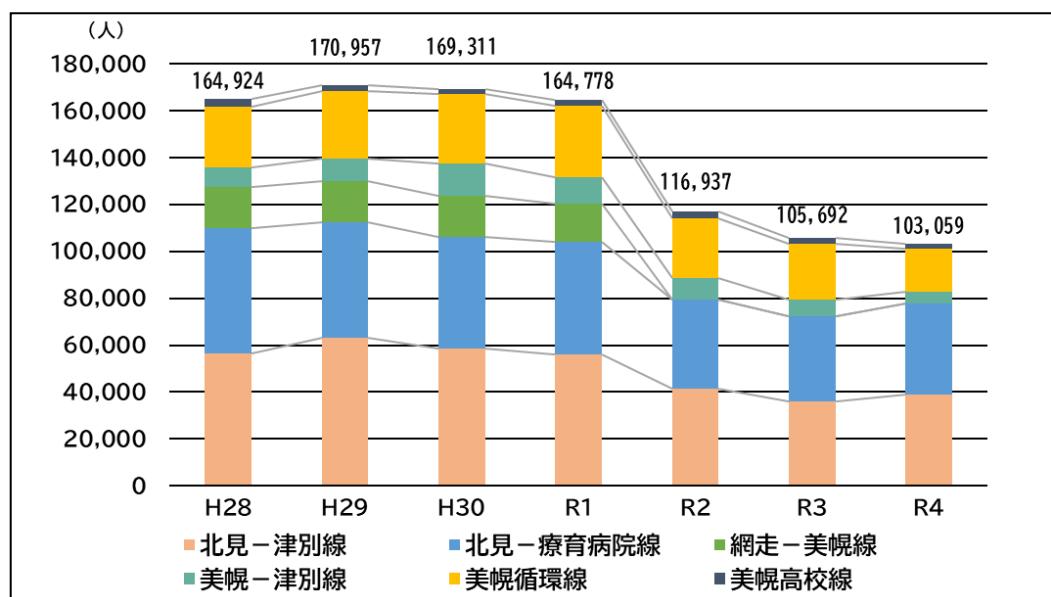
[資料]北海道旅客鉄道(株)

## ② バス

バス路線は、路線バス郊外線(北見－美幌－津別線)、路線バス市街地線(循環バス、美幌高校線)、都市間バス(札幌往復)、混乗スクールバス(日並線、報徳線、豊岡線)、スクールバス(栄森線、豊幌線、田中線、古梅線①②、駒生・福住線)が運行しており、平成28年(2016年)から令和1年(2019年)までの年間輸送人数は、ほぼ変わらず推移しています。全路線を合わせた輸送人数についても、16万人程度を維持している状況にありました。

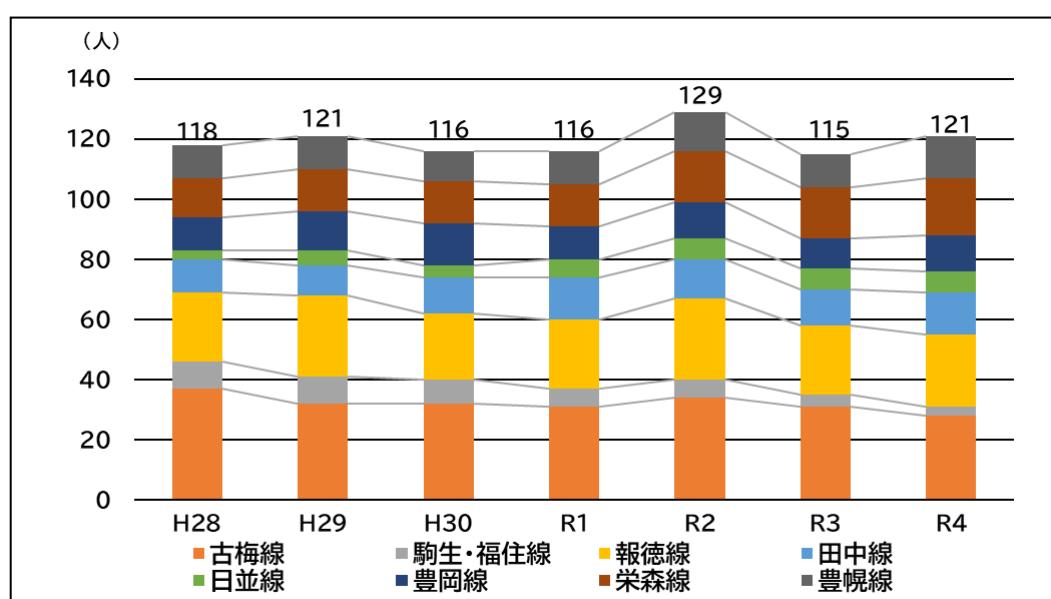
しかし、令和2年(2020年)以降は新型コロナウイルスの影響等により利用者数が大幅に減少しています。

### ■バス路線別利用人数の推移(市街地線及び郊外線)



[資料]美幌町地域公共交通計画、町提供データ

### ■バス路線別利用人数の推移(混乗スクールバス及びスクールバス市街地線)

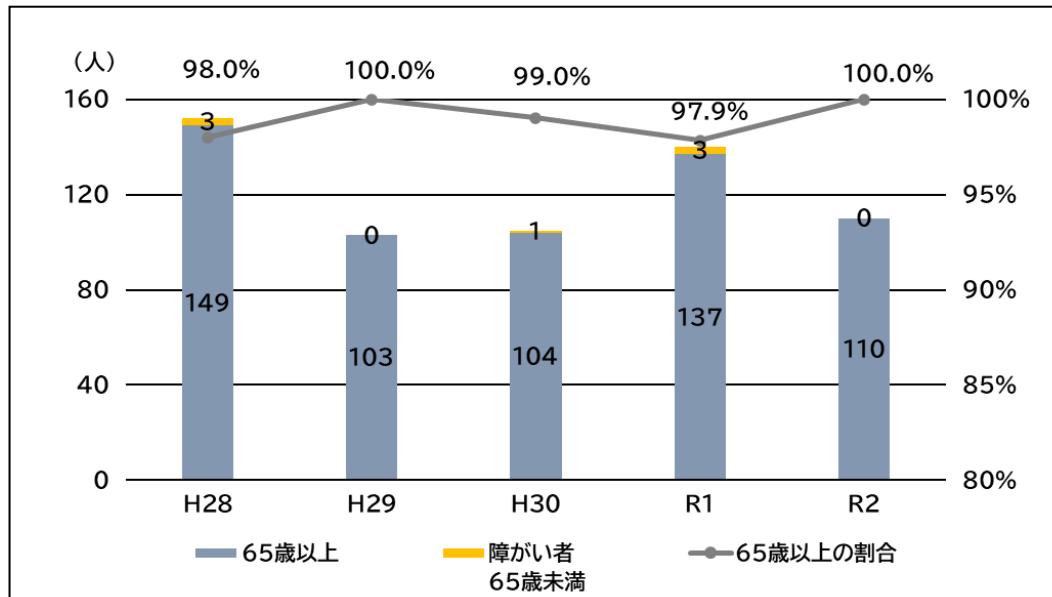


[資料]美幌町地域公共交通計画、町提供データ

### ③ 高齢者の自動車運転

高齢者の自動車運転免許自主返納者数は、令和2年(2020年)では110人となっており、すべて65歳以上の方が自主返納しています。

#### ■高齢者自動車免許返納数の推移



[資料]美幌町地域公共交通計画の内容を編集

### ④ 公共交通力バー図

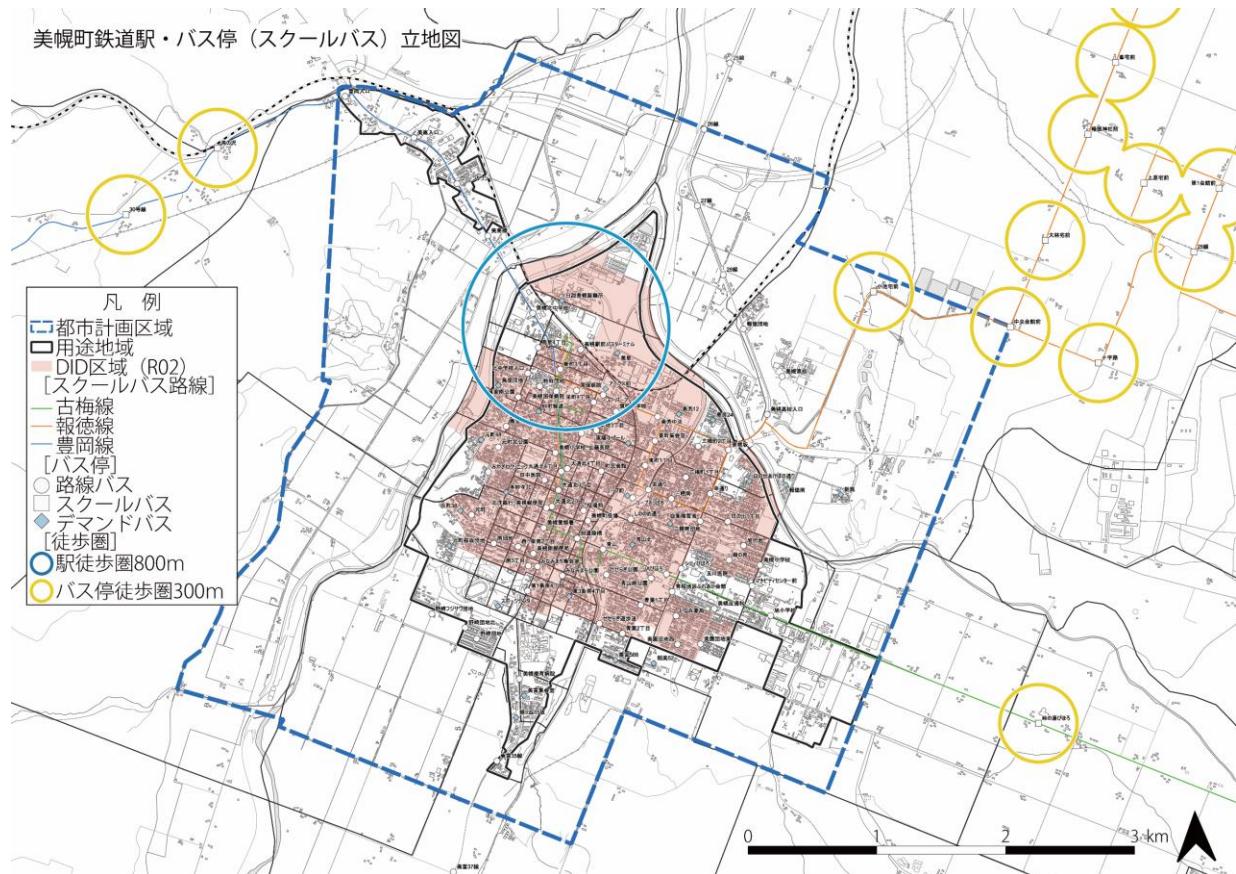
美幌町の公共交通には鉄道とバスがあり、鉄道駅から徒歩圏800mは市街地の北側、バス停から徒歩圏300m内は用途地域全体が含まれています。

運行便数は、鉄道が1日27本、路線バスは北見－美幌－津別便5便、津別－美幌－北見便3便、美幌－津別便2便、津別－美幌便3便、美幌－北見便3便、北見－美幌便2便、都市間バスは往復で各6便です。

## ■鉄道駅・バス停の位置図



## ■鉄道駅・バス停(スクールバス)の位置図

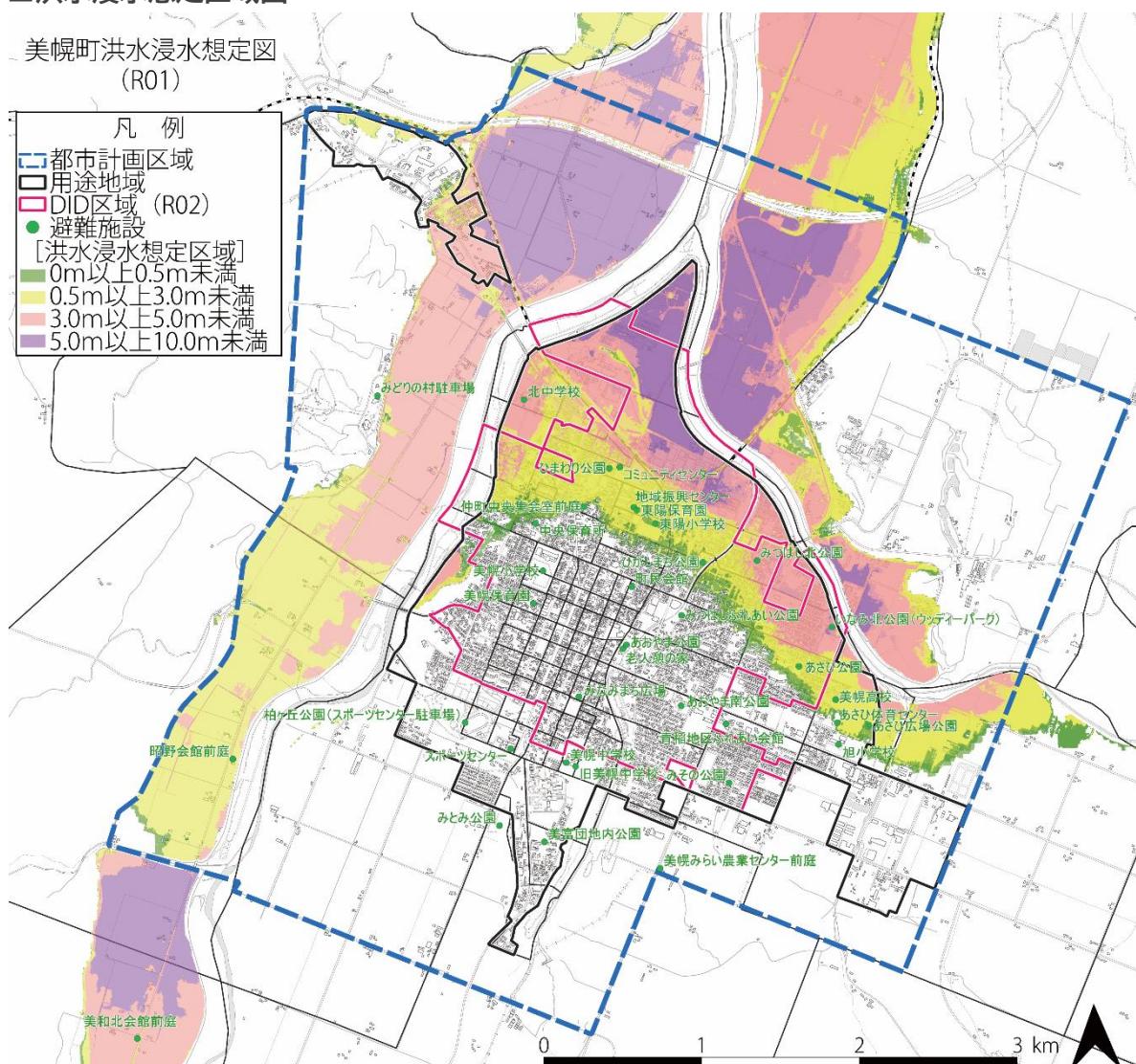


## (5) 災害に係る危険区域の状況

### ① 洪水浸水災害

洪水浸水想定では、想定し得る最大規模が1/1000(1000年に1度)の降雨に伴う洪水により、網走川・美幌川が氾濫した場合の24時間総雨量は、405mmと想定されています。この場合、河川沿いや下流部に家屋の1階が完全に水没するおそれがある3.0m以上の浸水が、市街地の北側の地域に広く発生することが想定されています。

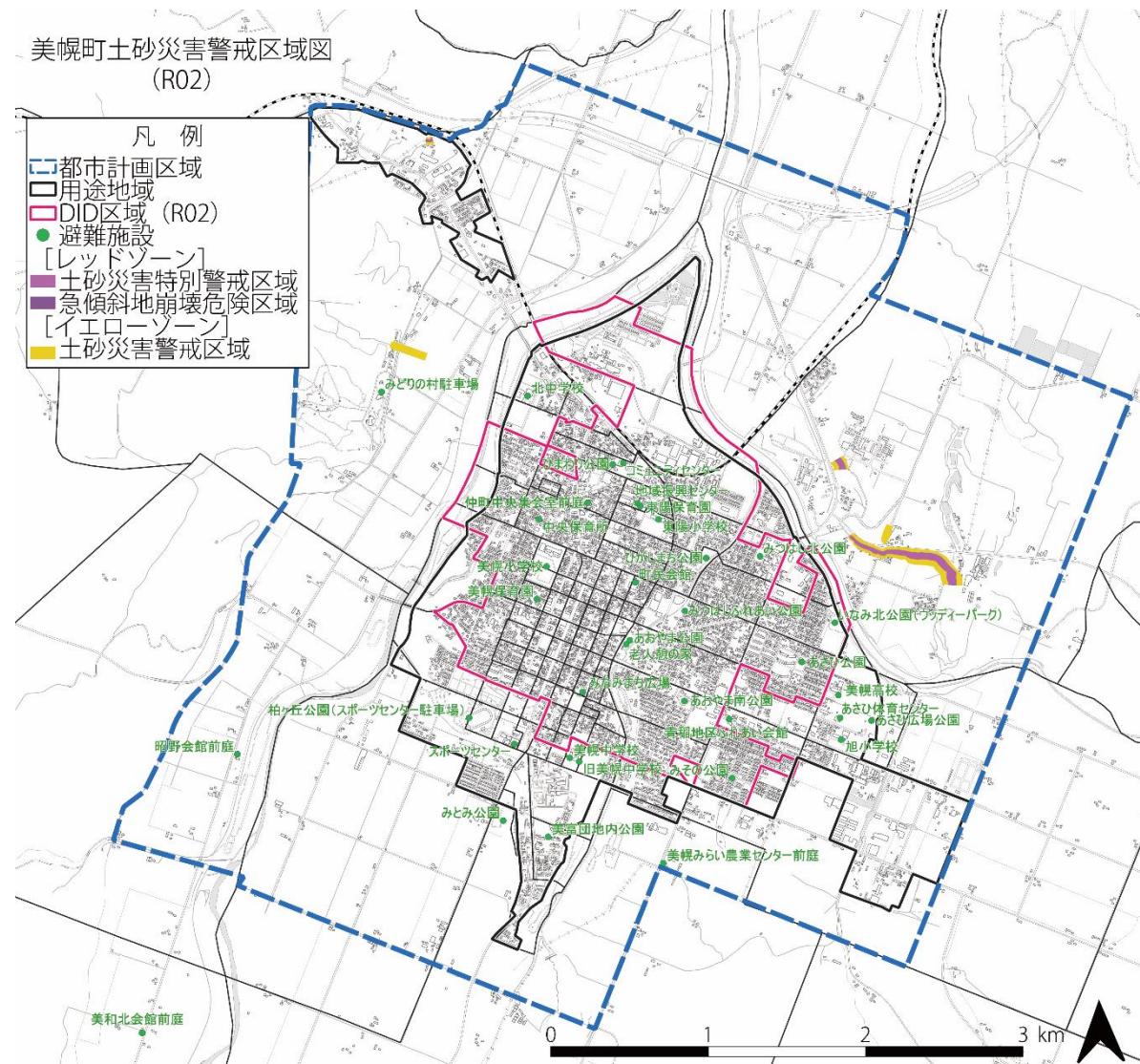
#### ■洪水浸水想定区域図



## ② 土砂災害

土砂災害では、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所は、用途地域の一部と都市計画区域に存在する一部の丘陵に限られています。

### ■土砂災害警戒区域図



[資料]国土交通省 土砂災害警戒区域データ(令和2年)

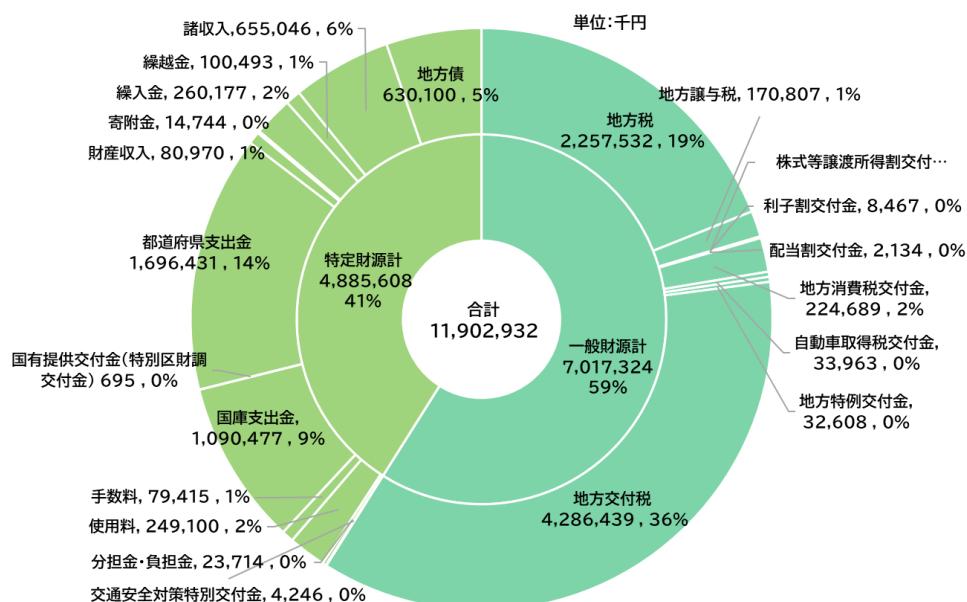
## (6) 財政状況

### ① 財源別歳入

美幌町の財源別収入は、令和4年度(2022年度)では合計で128億円となっており、平成22年度(2010年度)より微増しています。

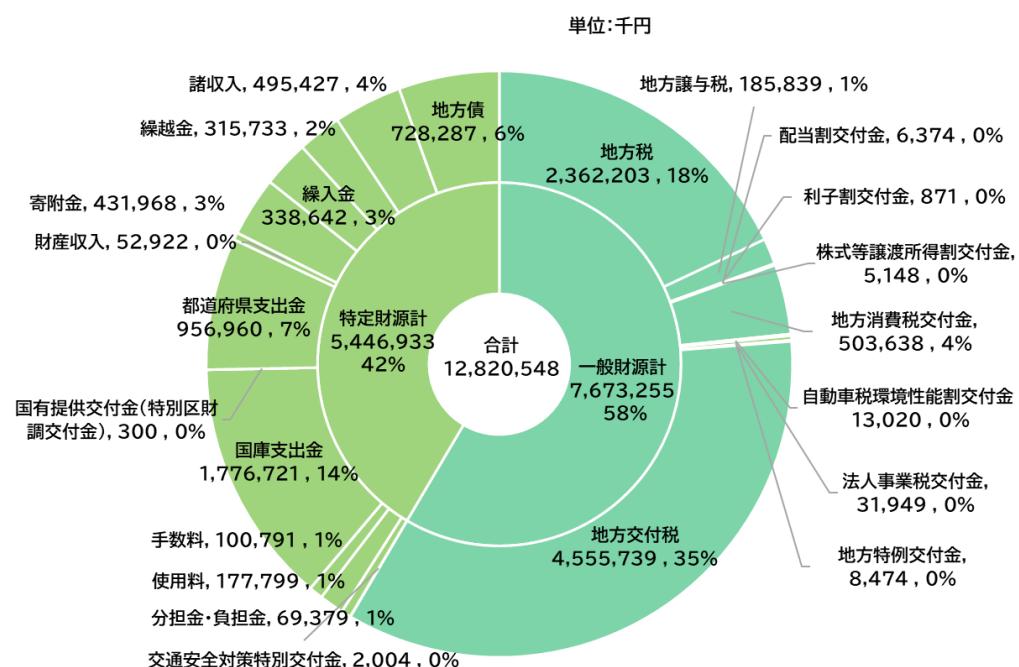
一般財源と特定財源の割合6対4で、変化はありません。

#### ■平成22年度財源別歳入決算額



[資料]美幌町財政状況資料集

#### ■令和4年度財源別歳入決算額



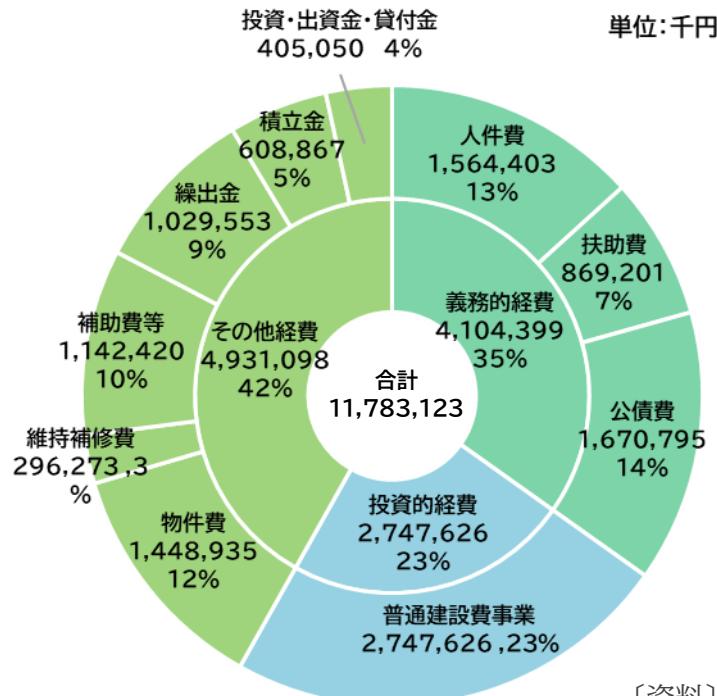
[資料]美幌町財政状況資料集

## ② 性質別歳出

美幌町の性質別歳出は、令和4年度(2022年度)では合計で125億円となっており、平成22年度(2010年度)よりも増えています。

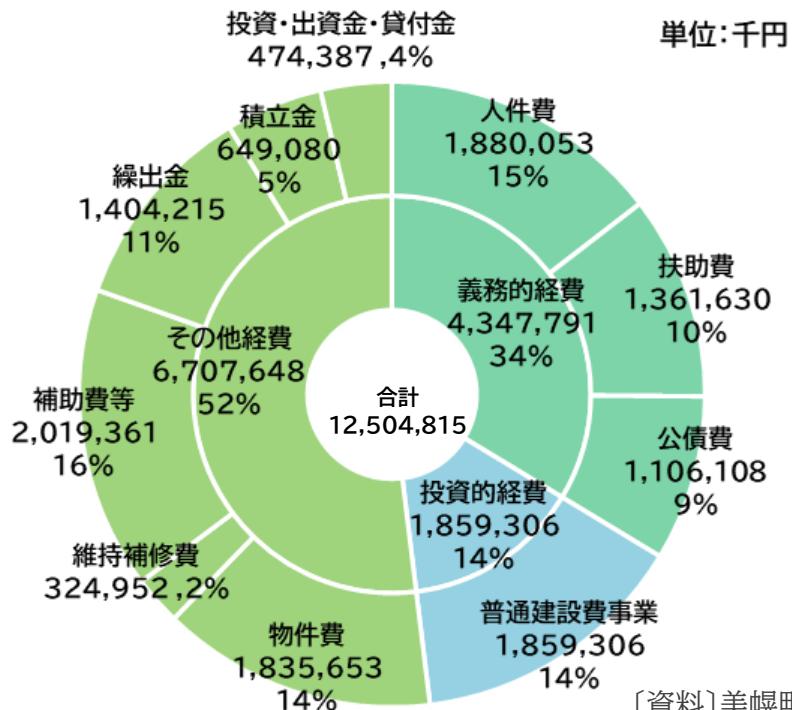
歳出の内訳では、大型事業の完了により普通建設費事業の割合が減少しています。

### ■平成22年度性質別歳出決算額



[資料]美幌町財政状況資料集

### ■令和4年度性質別歳出決算額



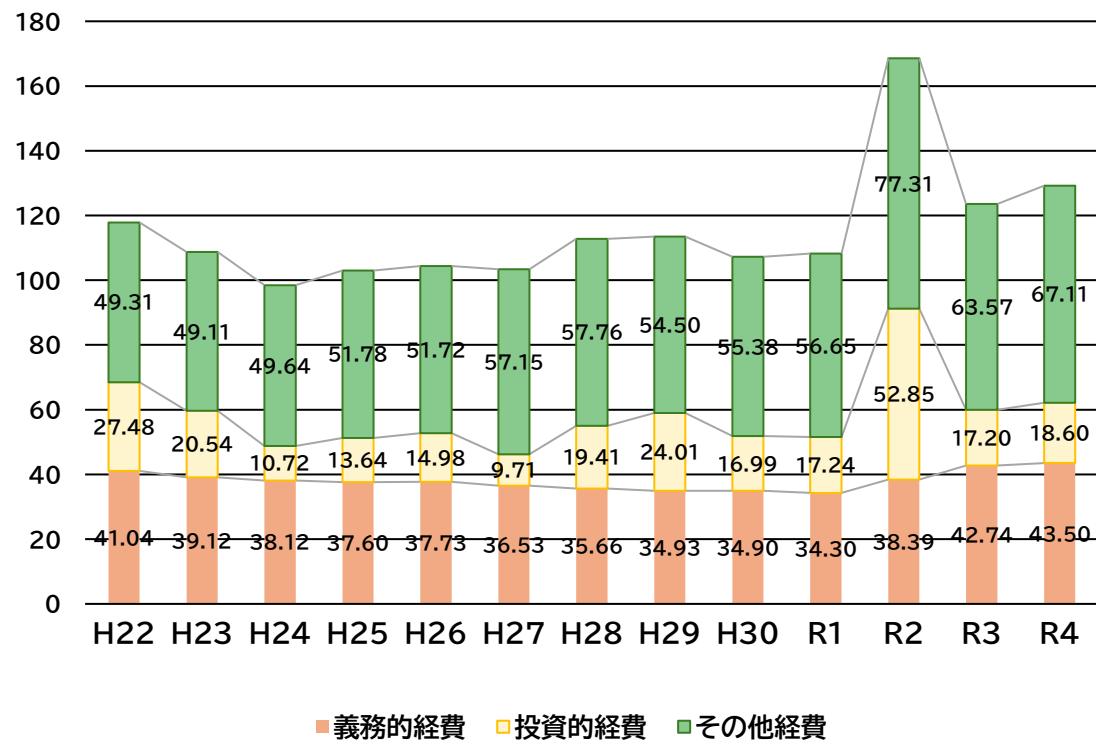
[資料]美幌町財政状況資料集

### ③ 義務的・投資的経費

義務的経費・投資的経費は、令和元年(2019年)までは大幅な増減なく推移していますが、令和2年(2020年)は投資的経費・その他の経費が上昇しています。

#### ■義務的・投資的経費の推移

(億円)



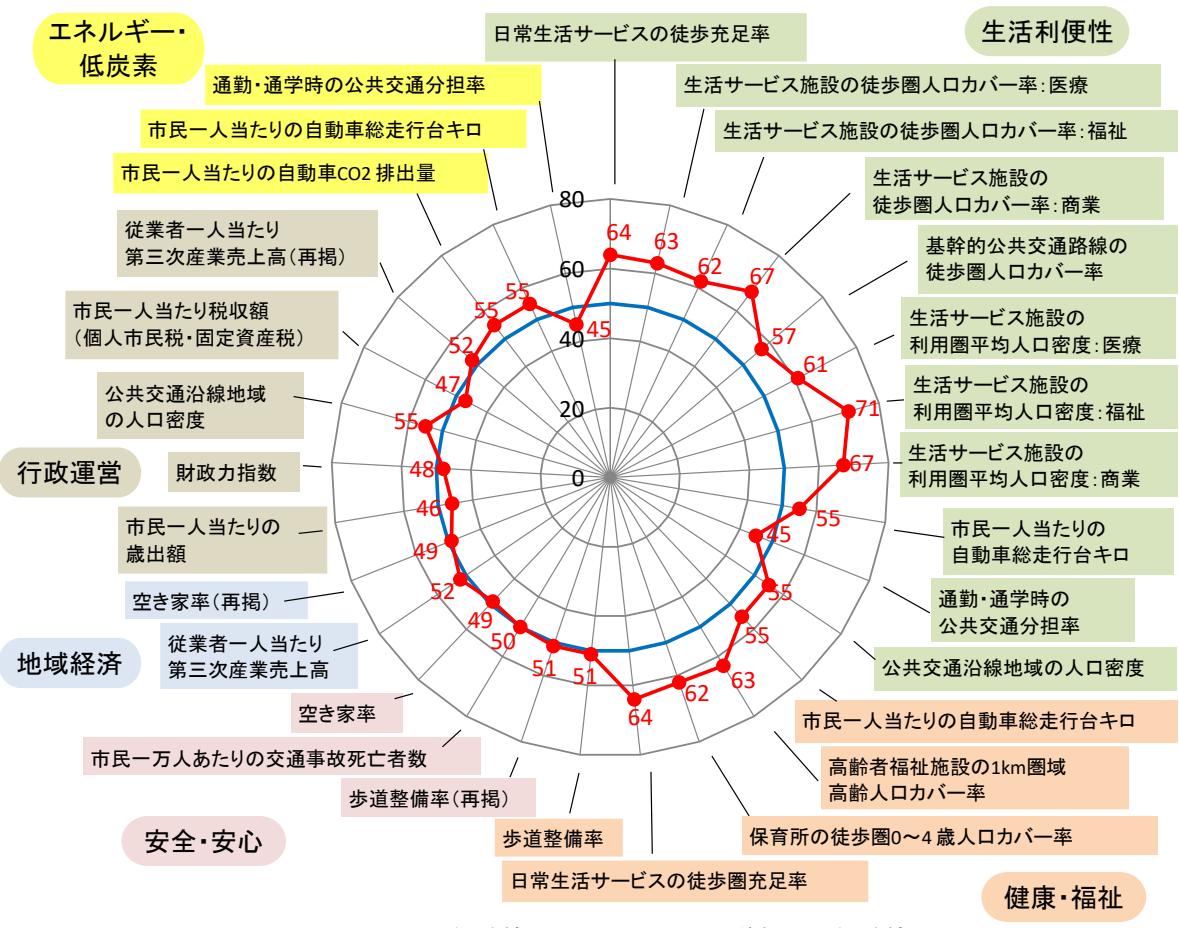
■義務的経費 □投資的経費 ▲その他経費

[資料]美幌町財政状況資料集

## (7) 都市構造上の評価

現況の都市構造について、評価項目ごとの各指標を偏差値にし、人口規模が類似する他都市の平均と比較します。

### ■都市構造評価指標のレーダーチャート



[資料]「都市構造の評価に関するハンドブック」を参考に作成

評価分野	分析結果
生活利便性	通勤・通学時の公共交通分担率が下回っている以外は、すべての徒歩圏カバー率、利用圏平均人口密度が平均値を上回っており、評価は良いと言えます。
健康・福祉	高齢者福祉施設、保育所の人口カバー率、歩道整備率が平均値を上回っており、評価は良いと言えます。
安全・安心	空き家率が平均値をやや下回っている以外は平均値を維持し、評価は良いと言えます。
地域経済	空き家率が平均値をやや下回っている以外は平均値を維持し、評価は良いと言えます。
行政運営	公共交通沿線地域の人口密度は平均値を上回っていますが、財政力や収税額等は下回っているため、あまり良い評価ではありません。
エネルギー・低炭素	通勤・通学時の公共交通分担率が下回っていますが、CO <sub>2</sub> 排出量、自動車走行キロは平均値を上回っており、評価は良いと言えます。
総括	「通勤・通学時の公共交通分担率」と「空き家率」と「財政力・収税額」の偏差値が低く、特に通勤・通学時の公共交通に対する利用向上への対策が必要です。

## 2-2 課題の整理

### (1) 現状分析のまとめ

項目	現況分析のまとめ
人口	<p>《人口推移》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10年間で13%減少し社人研による将来人口推計では今後30年で約5割減少します。</li> <li>高齢化率も年々増加し30年後には2人に1人が65歳以上となります。</li> </ul> <p>《人口動態》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出生数の減少と死亡数の増加、転入数よりも転出数が上回っています。</li> </ul> <p>《人口密度の推移》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2(2020)年のDID区域は人稻美地区と字美富地区を除いた用途地域とほぼ同様の範囲です。</li> <li>60人以上を示しているのは市街地東地区に多い傾向にあり全体としては20人以上40人未満の地区が多く広がっています。</li> </ul> <p>《高齢化率の変化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2(2020)年では市街地中心部の高齢化率が高く、令和27(2045)年の予測値では高齢化率100%となる地区の出現が予測されており、全体としては40%から70%の地区が多くなります。</li> </ul> <p>《年少人口率の変化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2(2020)年では郊外の居住地に年少人口率が高い地区があるほか全体では10%から15%の地区が多く、令和27(2045)年の予測値では15歳未満の居住者が全くなくなる地区が複数予測されています。</li> </ul>
土地利用	<p>《用途地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住居系が5地域、商業系が2地域、工業系が3地域の計10種が指定されています。</li> <li>稻美の工業地区は地区面積51haに対し、45.5haが工業系の用途として利用されています。</li> <li>国道沿道の第2種住居地域においては、商業・業務系の建物が集積しています。</li> <li>近隣商業地域と第2種住居地域における建物・土地利用について、商業系・住居系の用途割合が逆転しています。(商業系用途の割合は、第2種住居地域の方が大きいなど)</li> </ul> <p>《準防火地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住居系用途地域の一部にも準防火地域が指定され、準防火地域内の建物の老朽化が周辺より進んでいます。</li> </ul> <p>《未用地》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住居系用途地域を中心として市街地内で全域的に広がっています。</li> </ul> <p>《空家の推移》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅・土地統計調査によると平成20(2008)年から平成30(2018)年にかけて空家が大きく増加しましたが直近5年間では横ばいとなり、令和5年(2023)の空家率は17.6%で全道平均18.6%を下回っています。</li> </ul>
都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道39号・240号・243号の3路線と、主要道道北見端野美幌線をはじめとする道道2路線を中心に14路線、総延長21,680mが都市計画決定されています。</li> <li>令和4年3月現在、12,450mが整備済みで整備率は約57.4%となっています。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備率0%の路線が4路線、50%未満の路線が3路線あります。</li> </ul>
公園・緑地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画公園は、運動公園1ヶ所、近隣公園3ヶ所)、街区公園14ヶ所の計18ヶ所、総面積24.82haが都市計画決定されており全て供用されています。</li> <li>都市計画緑地は、現在3ヶ所、総面積159.90haが都市計画決定され、整備面積が59.78haと整備率は37.4%であり、平成14年以降は整備が進捗していない状況となっています。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画河川は、一級河川網走川水系の魚無川が昭和49年7月に都市計画決定され、計画延長1,630m、計画幅員25~54mで掘込式単断面構造となっており全て整備済みとなっています。</li> <li>墓園は、2ヶ所、総面積13.3haが都市計画決定され、整備面積が10.4haと整備率は78.2%です。</li> <li>都市計画市場は、美幌卸売市場として面積0.5haが都市計画決定され供用されています。</li> </ul>

項目	現況分析のまとめ	
下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道は、排水区域 751ha が都市計画決定されており、令和4年3月現在で排水区域 608ha・81.0%が整備済みです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及率は、令和3年度時点では 90.3%となって います。</li> </ul>
都市機能施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域の範囲内については、各種施設の立地により徒歩圏を概ねカバーしていますが、個々の施設の分布をみると、市街地の南西部では商業施設の不足等が見受けられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>美禽地区や白地地域では、「教育・文教・体育施設」以外の都市機能が不足している状態です。</li> </ul>
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道利用者は、令和元年以降増加しています。</li> <li>路線バスの利用者は、令和2(2020)年に落ち込みましたがそれ以降横這い傾向が見られます。</li> <li>高齢者の運転免許自主返納者数は、横ばいで推移しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域内は概ねバス停の徒歩圏となっています。</li> <li>「地域公共交通計画」に基づくデマンド交通が運行しています。</li> </ul>
災害	<p>《洪水浸水》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模の降雨量の場合、市街地の北側の地域が 3.0m未満の浸水区域となります。</li> </ul>	<p>《土砂災害》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域の一部と都市計画区域の一部の丘陵に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。</li> </ul>
財政状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4(2022)年度における歳入は 128 億円で、国からの依存財源に頼る状況が続いています。</li> <li>一般財源と特定財源の割合は 6 対 4 となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性質別歳出では、義務的経費と投資的経費の合計が約半数を占めています。</li> </ul>
都市構造評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活利便性、健康・福祉の評価が良く、安心・安全、地域経済は平均値を示しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一方細目別では「通勤・通学時の公共交通分担率」と「空き家率」と「財政力・税収額」の偏差値が低くなっています。</li> </ul>
経済動向(資料編参照)	<p>《地価状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地、商業地ともに地価は下落傾向が続いています。</li> <li>商業地は住宅地よりも下落率が大きくなっています。住宅地と商業地の価格差が縮まっています。</li> </ul> <p>《地価状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地、商業地ともに地価は下落傾向が続いています。</li> </ul>	<p>《生産額等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業は当町の基幹産業であり、小麦・馬鈴薯・甜菜等を中心とする粗生産額は経年的に増加傾向にあります。</li> <li>工業は農産物を原料とする食料品製造を中心で出荷額は平成 26 年以降回復傾向にあります。</li> <li>商業販売額は長期的には減少傾向であるものの平成 26 年以降横這いですが、小売業売場面積は減少傾向が続いています。</li> <li>観光入込客数はコロナ禍以降増加に転じています。</li> </ul>

## (2) アンケート調査のまとめ

令和4(2022)年度に町民を対象としたアンケート調査の傾向は以下の通りです。(詳細は資料編の「アンケート調査結果参照」)

項目	アンケート結果からみた傾向
利便施設への 移動手段 や理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用車で移動する方が多く、そのことから駐車場などがある施設への利用が多い傾向にあります。</li> <li>食料品や飲料などの買物は「自宅から近い」からという理由が多く、家電・家具や衣料品、趣味用品などの買物では、「他の用事と一緒に済ませられる」理由が多いことから、買物の頻度と効率が重視されています。</li> </ul>
まちづくり への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後のまちづくりに求める重要度の高いものとしては、「医療・福祉サービスなどの充実」が最も高く、次いで「日常生活に必要な買物環境・サービス機能の確保」や「子育て、子どもの教育環境の充実」となりました。</li> <li>特に力を入れてほしい取組については、「日常生活に必要な買物環境・サービス機能の確保」が最も高く、次いで「医療・福祉サービスなどの充実」、続いて「子育て、子どもの教育環境の充実」となり、上記の重要度と同じ項目ながら順位が入れ替わっています。</li> </ul>
中心地域にあ ると良い施設 と中心地域の イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設については「病院」が6割弱と最も多く、次いで「金融施設・郵便局」、「図書館」が5割強となりました。</li> <li>中心地域のイメージとしては「日常生活に必要な店舗などの商業施設が集まっている地 域」が最も多く、次いで「医療や福祉などの施設が集まっている地域」、「役場や町民会 館などの公共施設が集まっている地域」となりました。</li> </ul>
居住地域にあ ると良い施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>「コンビニ・ドラッグストア」が8割弱と最も多く、次いで「幼稚園・保育園」、「公園」が7割弱、「食料品・日用品店舗」が6割弱となりました。</li> </ul>
今後の 居住意向	<ul style="list-style-type: none"> <li>「住み続けたいと思う」が8割弱と最も多く、理由としては「家や土地を持っている」、「現在の仕事を美幌町で継続したい」、「現在の居住・周辺環境に不満がない」となっています。</li> <li>住み替えたい場合の場所については、「青山南・青山北」、「東栄・三橋」、「稻美」と国道243号線周辺への希望が多い傾向となりました。また、住み替えたい理由としては、「親族や友人の近くに住みたい」、「買物の便が悪い」、「保険・医療環境が不十分」の回答が多くなっています。</li> </ul>

### (3) 課題の整理

現状分析とアンケート調査から、課題を整理しました。

項目	現況分析とアンケート調査から整理される課題
人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の人口密度の低下による都市のスponジ化や、少子高齢化の進行による居住年齢層のバラつきなど、将来人口に係る問題への対処が必要になります。</li> <li>転出数の減少と転入数の増加を図るべく、企業誘致による雇用対策を進め就業機会の拡大を促進する必要があります。</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の人口規模に見合ったコンパクトシティ実現のため、郊外地の開発抑制と市街地の既存土地建物の利活用（改築含む）を促進し、中心街の賑わいと街なかへの居住を推進する必要があります。</li> <li>近隣商業地域と第2種住居地域の土地利用の現状を踏まえ、今後の商業・業務系施設集積の動向を見極めた上で土地利用規制の見直しを検討する必要があります。</li> <li>準防火地域内の住居系用途地域においては、準防火地域の解除などを検討し、建て替え及び街なかへの居住の誘導促進を図る必要があります。</li> <li>利用頻度の高い商業施設が集中している稻美地区と、住み替えたい地域で人気の高い青山南・青山北地区が隣接していることから、都市機能の集約と居住の誘導をセットで取り進める必要があります。</li> <li>まちの活力向上や雇用促進の観点から、企業誘致を進めるべく稻美地区の工業系土地需要に対応するため、土地利用規制の見直しを検討する必要があります。</li> <li>管理不全な空き家の増加により、都市機能・地域価値の低下のほか地域のコミュニティや防犯・衛生上の問題が懸念されることから、特定空家等の除却を促進する必要があります。</li> <li>空き家対策や低未利用地対策の連携によってまちなか居住を促進する必要があります。</li> <li>自然との調和を重んじ街なかの自然を大切にしていくとともに、市街地の周辺については豊かな生物多様性などの自然環境を保全する必要があります。</li> </ul>
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>未完成又は未整備の都市計画道路が半数あることから、将来の土地利用を見据えて、今後は見直し方針に基づき都市計画道路の変更を進める必要があります。</li> <li>公園の整備率は高いものの、人口減少に伴い公園の配置や機能のあり方が変化してきていることから、誘致圏を踏まえた公園の集約と機能分担が必要となります。</li> </ul>
都市機能施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な都市機能の集約化と適正配置によって、施設相互の連携と機能向上及び利便性向上を図る必要があります。</li> <li>公共施設の更新や改修を行う際には、財政負担の軽減を図るために、施設総量の削減や統廃合を含めた効率的な公共施設の配置の推進、既存施設の有効活用が必要となります。</li> <li>各施設の徒歩圏は概ね用途地域内をカバーしていますが、アンケート結果による日常生活の買物、医療福祉、公共施設など生活に必要な施設を求める意見を踏まえ、更なる施策の充実を図るほか、まちの中心地への配置や集約を検討する必要があります。</li> <li>高齢者の割合が多くなることから、高齢者福祉・介護施設を充実させる必要があります。</li> <li>子育てや子どもの教育環境の充実のため、子育て施設についても集約と適正な配置が必要となります。</li> </ul>
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道やバス等の公共交通によって、身近な生活における町民の足は概ね確保されていますが、交通弱者を含めた更なる利用促進を図る必要があります。</li> <li>自家用車による移動が大半を占めており、今後高齢者の運転による交通事故の増加が懸念されるため、免許返納の推進に合わせた移動手段の充実や公共交通の利用促進を図る必要があります。</li> </ul>

## 第2章 美幌町の現状と課題

項目	現況分析とアンケート調査から整理される課題
防災	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害リスクの高い区域における開発や建築を抑制していくとともに、「自助」「共助」「公助」によるソフト面とハード面の一体的な減災対策を促進する必要があります。</li><li>・居住地に影響のある洪水浸水想定区域においては、浸水深を考慮した誘導区域を設定する必要があります。</li><li>・公共施設のうち災害時の避難所機能も求められているものについては、洪水時の浸水リスクを勘案した施設整備を推進する必要があります。</li></ul>
都市運営	<ul style="list-style-type: none"><li>・将来の低密度化に伴う都市機能の喪失が危惧されるため、適切な誘導区域設定により都市機能の維持を図る必要があります。</li><li>・地価の下落による固定資産税や生産年齢人口の減少による町民税など、自主財源の減少を抑制する必要があります。</li><li>・橋梁等のインフラ更新費用や新設した公共施設に対する維持管理費用等の増加を抑制する必要があります。</li><li>・農業・工業・商業とも担い手の減少は続いているものの販売額は大きく減少していないことから、企業等との連携により地域全体で生産性を向上させる取組を推進する必要があります。</li></ul>

【都市計画マスターplan編】

# 第3章 将来都市像

## 3-1 将来都市像と都市計画の目標

### (1) 将来都市像

本計画は、上位計画が示す将来像に即し、都市計画の観点から総合的なまちづくりを実践するものです。

よって、本町の上位計画である「第6期美幌町総合計画」における5つの基本目標のうち、都市計画としての展開につながる基本目標“住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり”と共有を図るとともに、北海道が定める「美幌都市計画区域マスターplan」に示される都市づくりの基本理念を踏まえるものとします。

加えて、美幌町自治基本条例の基本原則や、令和5年度に町制施行100周年を迎えた際のキャッチコピーに込められた想いを念頭に、以下の将来都市像を掲げ、これを目指していきます。

#### 「第6期美幌町総合計画」における 5つの基本目標

人を創り、地域力を高める  
まちづくり

自然の美しさやくらしの安心を、  
みんなで護りあうまちづくり

まちの資源や持ち味を、  
活力に換えていくまちづくり

住みやすく、人が集まる  
基盤をつくるまちづくり

夢を育む体験！あたたかい人を  
つくるまちづくり

#### 美幌都市計画区域マスター プランの都市づくりの基本理念

都市の防災性の向上を図る

安全・安心で暮らしやすい

低炭素地域づくりの推進

都市機能の充実

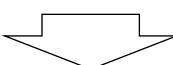
住み続けられるコンパクトな  
まちづくり

#### 美幌町自治基本条例の 基本原則

町民主体・情報共有・町民参加・協働  
⇒「町民との共創」

#### 町制施行100周年 への想い

先人の功績や恵まれた自然  
⇒「人と自然の美しさで彩られた暮らし  
を描くまち」



将来都市像

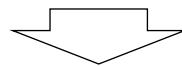
自然と人の共生が地域を創る美しいまち

## (2) 都市計画の目標

将来都市像を実現させるために、都市計画で対処すべき課題を踏まえて、目標を設定します。

### 都市計画で対処すべき課題

土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>郊外地の開発抑制、既存土地建物の利活用(改築含む)の促進</li> <li>近隣商業地域と第2種住居地域の適正化</li> <li>準防火地域の見直し</li> <li>幹線道路沿道の商業利用の促進</li> <li>地場産業による工業系土地利用の促進</li> <li>空き地や空き家への対応</li> <li>官民連携した施設の誘導</li> <li>豊かな生物多様性などの自然環境の保全</li> </ul>
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>未完成・未整備の都市計画道路の見直し</li> <li>公園再配置に向けた集約と機能分担の検討</li> </ul>
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の削減や統廃合の推進、既存施設の有効活用</li> <li>主要な都市機能の集約化と連携、機能向上及び利便性向上</li> <li>各施設のバリアフリー化</li> <li>医療サービスや子育てサービスの充実</li> </ul>
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通の利用促進</li> <li>移動手段の充実</li> </ul>
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害リスクの高い区域における開発や建築の抑制</li> <li>「自助」「共助」「公助」による減災対策の充実</li> </ul>



### 都市計画の目標

歩いて暮らせる便利なまちづくり

街並みと緑が調和する、  
つい出かけたくなるまちづくり

防災力を共に創り、  
高め合う安全・安心なまちづくり

### ■ 歩いて暮らせる便利なまちづくり

人口減少によって市街地の低密度化が進むことで、住民の暮らしを支える様々な生活サービスの低下、行政コストの増加による新たな負担や地域経済の衰退が懸念されます。

今後も続く少子高齢化の進展と人口減少を避けることは困難ですが、同時策定した立地適正化計画と連携し、将来人口及び世帯数を想定しながら、長期的視点でまちの適正な規模を設定します。

市街地においては、生活サービスの提供に必要な施設を可能な限り集約し、それらを中心とした歩いて行ける範囲に住む場所を確保するとともに、第1次産業に代表される地域資源を活用した産業間の連携による地域経済の活性化を目指し、必要な土地利用展開や企業誘致を促進します。

これらにより都市機能の維持・向上を図り、本町の特性である農林業をはじめとした豊かな自然環境とまちの更なるコンパクト化を両方実現することによって、自然と人が共生する持続可能な賑わいあるまちづくりを進めます。

### ■ 街並みと緑が調和する、つい出かけたくなるまちづくり

緑豊かな自然環境は、生物の多様性を育むとともに、訪れる人にうるおいやゆとりをもたらすほか、美しい都市景観は人々の行動を促し、交流や活動を活性化させます。そして、人が行動するためには、何よりも心身ともに健康であることが条件であることは、言うまでもありません。

これから時代は、豊かな自然環境との調和を意識したまちづくりの取組や、地球温暖化防止実行計画(区域施策編)(仮)に基づくゼロカーボンに向けた行動と地球環境にやさしい取組を促進します。加えて、誰もが楽しく出歩きたくなる、ウォーカブルな環境づくりに取り組み、健康で心豊かに過ごせるまちづくりを進めます。

### ■ 防災力を共に創り、高め合う安全・安心なまちづくり

近年我が国では、集中豪雨などの自然災害が激甚化しており、本町においても市街地が網走川と美幌川に囲まれていることから、両河川の合流点付近を中心として、洪水浸水等の災害リスクが懸念されています。

突発的な自然災害への対応は容易ではありませんが、災害リスクの高い地域から低い地域への居住誘導や、国、北海道との連携の下で、治山・治水事業などの防災対策、「自助」「共助」「公助」によるハード・ソフトの一体的な減災対策により、災害に強く、将来にわたり安心して暮らしていくことができるまちづくりを進めます。

## 3-2 都市構造の設定

将来都市像と都市計画の目標を実現するため、都市を構成する各要素によって、将来の都市構造を以下に設定します。

### 【エリア】

#### ○市街地エリア

- ・ 今後の市街地整備は、用途地域内に限定していくことを前提に、当区域を「市街地エリア」と位置付けてコンパクトなまちづくりを目指します。
- ・ 将来の人口減少及び高齢化の進展を見据えた規模の適正化を図るため、立地適正化計画で定める誘導区域を優先することとし、都市機能の充実と持続性・防災性を高めた住環境を形成します。

#### ○市街地周辺エリア

- ・ 用途地域外で既に都市的利用がなされている箇所、又は同様の開発が懸念される箇所については、「市街地周辺エリア」と位置付けて建築制限等の適切な運用を図ります。
- ・ 企業立地のニーズに応じて戦略的に土地利用を展開する場合は、区域を限定することによって市街地の空洞化や郊外農地の無秩序な転用を助長しないよう配慮します。

#### ○自然エリア

- ・ 市街地周辺は、山林原野、樹林地、丘陵地、河川敷地等の豊かな自然景観を有しており、将来にわたって美幌町の原風景を育む「自然エリア」と位置付け、良好な自然景観の保全を図ります。

#### ○農地保全エリア

- ・ 集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域の農地等については、「農地保全エリア」と位置付け、健全な農業の維持と発展を図ります。
- ・ 農地保全エリアの区域において戦略的な土地利用の可能性がある場合は、将来的な農地展望や必要な調整を十分行った上で、適切な農地転用を図ることとします。

### 【拠点】

#### ○中心拠点

- ・ 美幌町の中心地として栄えてきた範囲は、「中心拠点」と位置付け、市街地における商業・業務機能を強化します。
- ・ 国道2路線の結節点であることと、北見市街地との最短ルートとなる町道が接続する交通の優位性を活かし、役場や図書館、町民会館などの公共施設並びに商業機能を官民連携した取り組みにより充実と利便性を高め、町民による賑わいに加えて本町を往来する通勤者や観光客なども新たに取り込み、更なる活力と賑わいを生み出します。

#### ○駅前交流拠点

- ・ 美幌駅を中心とした範囲は、まちの交通の拠点かつ、玄関口として、町の基幹的役割を担う美幌町立国民健康保険病院や大型スーパーをはじめとした商業機能と併せて、賑わいのある市街地の形成を図ります。

#### ○沿道サービス拠点

- ・ 近年、日常生活利便施設の集積が進展している稻美地区は、沿道商業業務地域として、用途地域の変更などにより、更なる沿道サービス施設の立地と拠点の機能充実を図ります。

### 【骨格】

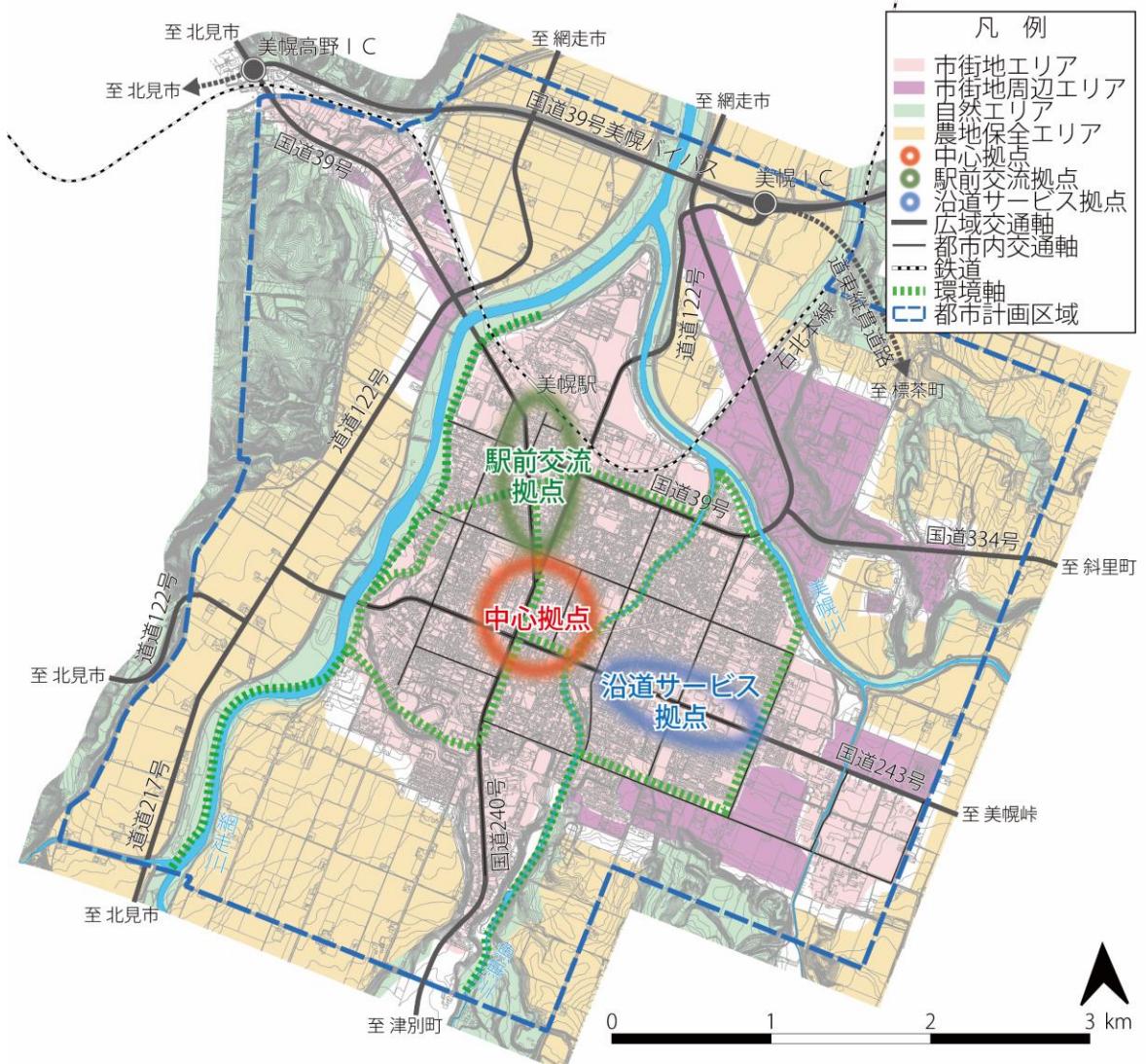
#### ○交通軸

- ・ 国道、道道及び高規格道路は、「広域交通軸」と位置付け、オホーツク圏の中核都市である北見市をはじめ、都市・地域を結ぶことで人や物、産業や文化の行き交う道路網を構成します。
- ・ 主要な町道(都市計画道路)は、役場・JR美幌駅、学校など、地域内の各所を結ぶ交通を円滑に集約処理する「都市内交通軸」と位置付け、格子状の道路網を形成することで都市の骨格を構成します。
- ・ 鉄道に関しても、石北本線美幌駅を基点にバス路線と連動した交通ネットワークが構築されていることから、広域交通軸に位置付けます。

#### ○環境軸

- ・ 市街地を囲み流れる美幌川、網走川、魚無川、駒生川の各河川や、これと連結し「美幌町緑の基本計画」に示された公園・緑地及び街路樹で構成される「みどりの回廊」を「環境軸」に位置付けます。
- ・ 水辺空間や樹林など良好な自然環境や多様な生物の生息空間として保全を図るとともに、町民や来訪者が楽しく出歩きたくなるウォーカブルな環境に資する大切な空間として、活用を図ります。

## ■将来都市構造図





【都市計画マスターplan編】

## 第4章 全体構想

## 4-1 土地利用の基本方針

### (1) 基本的な考え方

将来の人口動向を踏まえた、立地適正化計画で定める都市機能・居住誘導区域により、まちのあるべき規模をイメージして、必要な行政サービスを維持することや、都市計画事業による都市計画税をはじめとした町民負担の増加を抑制するべく、官民連携した各種拠点の充実や誘導施策などにより、市街地の低密度化を抑制するとともに、今後特に中心部において増加が見込まれる空き家などの低未利用地の利用促進により、更にコンパクトにまとまった市街地形成を図ります。

今後のまちづくりに必要な都市機能の集約や、地域経済の活性化に向けた企業の立地動向、コンパクト化を進める中で将来の土地利用実態に変化が見込まれる箇所については、周辺環境との調和に留意しながら用途地域の見直しを検討します。

### (2) 具体的取組方針

#### 【住宅地】

- 専用住宅地を稻美地区、青山南地区及び青葉地区に配置し、今後も空き家をはじめとした低未利用地等を活用した低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図ります。ただし、今後の中心部への居住誘導の観点から、立地適正化計画において、誘導区域外と位置付けられた外縁部に位置する農地等の低未利用地や浸水災害リスクの高い地域は除外します。
- 一般住宅地を商業業務地の周辺に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図ります。
- 居住誘導区域においては、誘導施策の実施などによる住宅地等の供給を行うほか、「美幌町空家等対策計画」に基づく空家等の流通・活用の促進や北海道空き家情報バンクの活用、空き家含めた既存ストック、低未利用地の有効活用により、良好な住環境の創出を図ります。
- 「美幌町住生活基本計画」、「美幌町公営住宅等長寿命化計画」に基づく計画的な公営住宅の整備・配置により、居住誘導区域内への居住促進を図ります。具体的な内容として、仲町団地をはじめ、公営住宅建替の実施にあたっては、居住誘導区域の設定を十分考慮し、建替を行わない公営住宅について、将来的な借り上げ公営住宅の用途廃止や、人口動態や空き家の状況などを総合的に検討して管理戸数を設定するとともに、その跡地利用についても十分に検討することで、立地適正化計画と一体的な運用を図ります。

- 住居系用途地域において指定されている「準防火地域」については、防火対策に要する費用増を懸念し新築や改築が進まない状況を踏まえ、建て替えや居住誘導区域外から居住誘導区域内への居住誘導を促進するべく、延焼拡大に係る地域評価を踏まえ、準防火地域の縮小を検討します。なお、誘導の実効性を高めるため、住宅リフォーム制度など既存制度の見直しにより、一体的な運用を図ります。
- 立地適正化計画で定める居住誘導区域外のうち、住居系用途地域の将来の用途地域の見直しについては、周辺土地との一体性や浸水リスクなど、それぞれの地域特性を踏まえて、町の基幹産業である農業環境を向上させるため、用途地域の見直しなどの検討を行います。

### 【商業・業務地】

- 商業・業務地は、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成します。地域商業業務地は、駅前地区及び役場西側地区並びにこの2地区を結ぶ3・4・1号美禽橋通(国道 240 号)沿道に配置し、近隣住民のための日常生活利便施設が集積する商業核とそれを結ぶ交流拠点として賑わいのある商店街の形成を図ります。なお、当該地域は、商業系用途地域として、準防火地域の指定を原則としていますが、土地利用実態を踏まえ、立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域外の商業系用途地域に指定されている地域など、一部の商業系用途地域の住居系用途地域への見直しと併せた変更を検討します。
- 沿道商業業務地は、稻美地区の3・3・4号旭通(国道 243 号)沿道に配置し、周辺居住環境と調和を図りながら、生活利便施設や沿道サービス施設の立地を図ります。また、稻美地区の国道243号沿道の第2種住居地域については、当該地のポテンシャルを最大限に活かすよう、比較的大規模な商業・業務系施設整備に適した敷地を確保できる用途の変更を検討します。
- 「美幌町立地適正化計画」に位置付けられた商業施設や金融施設等の都市機能誘導施設の立地に向けては、官民連携による市街地再開発事業や優良建築物等整備事業、土地区画整理事業などの面的整備により、土地の利用促進や、徒歩圏内に町民ニーズの高い都市機能誘導施設を集約するなど、エリア価値及び利便性向上を図り、まちなかへの居住を誘導します。また、休廃止時に誘導施設設置者に課される届出制度をはじめ、民間事業者と連携して、空き店舗等の利活用促進を図ります。
- 店舗跡地への住宅建設によって商店街としての機能低下が懸念されるため、将来的にも機能維持を図るべき区域においては、地区計画等の活用により住宅地化の抑制策を検討します。

### 【工業・流通業務地】

- 鳥里地区及び美里地区並びに美禽地区、特別工業地区に指定されている稻美地区については、引き続き工業・流通業務地として位置付け、その機能の維持を図ります。

- 稻美地区周辺については、近年課題になっている物流問題から、農業をはじめとした物流の近隣市町からの集荷及び釧路港へのアクセスの優位性や災害発生の可能性が低いことから、農業との調整を図ったうえで、用途地域の指定を検討します。
- 住居系用途地域について、立地適正化計画で定める居住誘導区域から外れた地域のうち、企業側のニーズの高い地域や、既存工業系用途地域との近接性など、工業系用途地域との親和性が高い地域については、将来的な用途地域の見直しを検討し、土地の利用促進を図ります。

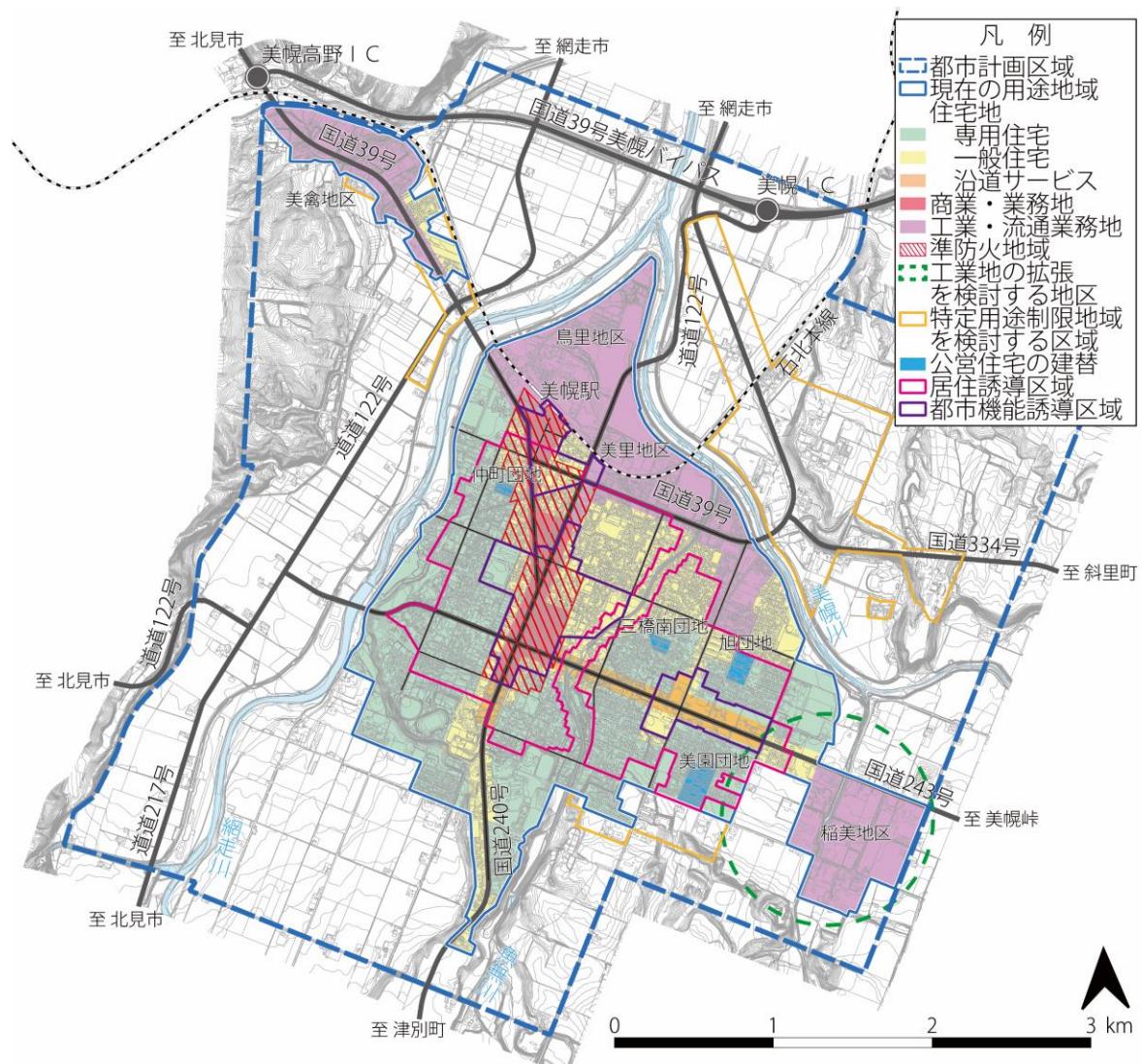
### 【用途地域外の地域】

- 用途地域外の地域の大部分は、農地、森林、河川等の良好な自然環境を有する土地利用が図れていることを踏まえ、農地法、森林法、河川法等の各法令の適正な運用による利用区分に応じた計画的な土地利用を図ります。
- 良好な住環境の確保や、無秩序な市街地拡大と乱開発の防止を図るため、用途地域外で指定済みの建築形態の規制区域と連動した特定用途制限地域の指定について、それぞれの地域特性に応じた検討を行います。
- 特定用途制限地域については、女満別空港への近接性が高い高規格幹線道路美幌IC周辺など、地域資源を活用した産業間の連携による工業系への規制を念頭に指定を検討します。また、稻美地区の工業団地周辺については、無秩序な開発を抑制するため、用途地域の指定と併せた特定用途制限地域の指定を検討します。

#### <稻美工業地の交通ネットワーク的な優位性>



## ■土地利用の基本方針図



## 4-2 交通体系の基本方針

### (1) 基本的な考え方

地域資源の活用による経済活性化を図るためのヒト・モノの円滑な移動促進に向け、道内各地や空港及び港湾等をつなぐ高規格幹線道路、近隣都市間をつなぐ広域幹線道路、市街地内の交通を集約処理する都市内幹線道路等、段階的な道路網により交通体系を構築します。

誰もが楽しく出歩きたくなるウォーカブルな環境づくりに向け、歩道整備やバリアフリー化を進めるとともに、公共交通の利便性向上による市街地内への円滑な移動を促進します。

### (2) 具体的取組方針

#### 【高規格幹線道路】

- 交通の要衝としての利便性を更に高めるため、現在事業中の端野高野道路をはじめ、美幌バイパス前後区間の整備促進を図るとともに、道東地域の交通アクセスを向上させるべく高規格道路「道東縦貫道路(美幌町～標茶町)」の整備促進を関係機関に積極的に要請します。

#### 【広域幹線道路】

- 3・4・1号美禽橋通及び3・4・2号平和通(国道39号・240号・243号)、3・3・3号桜通(国道240号)及び3・3・4号旭通(国道243号)等を広域幹線道路と位置付けます。
- 国道で都市計画決定されている区間は、ウォーカブルな環境づくりに向けた歩道整備やバリアフリー化など、決定断面への整備を引き続き要請していきます。
- 用途地域内における国道で都市計画決定されていない区間については、沿道土地利用と連携した交通機能を確保する観点から都市計画道路の延伸を検討します。
- 3・3・4号旭通(旧道道北見美幌線)は、大正橋を通り北見市街地と接続する両市町の短絡路線であり交通量も多いことから、橋梁架け替えに当たっては適切な線形改良とともに必要に応じて都市計画道路の変更を検討します。

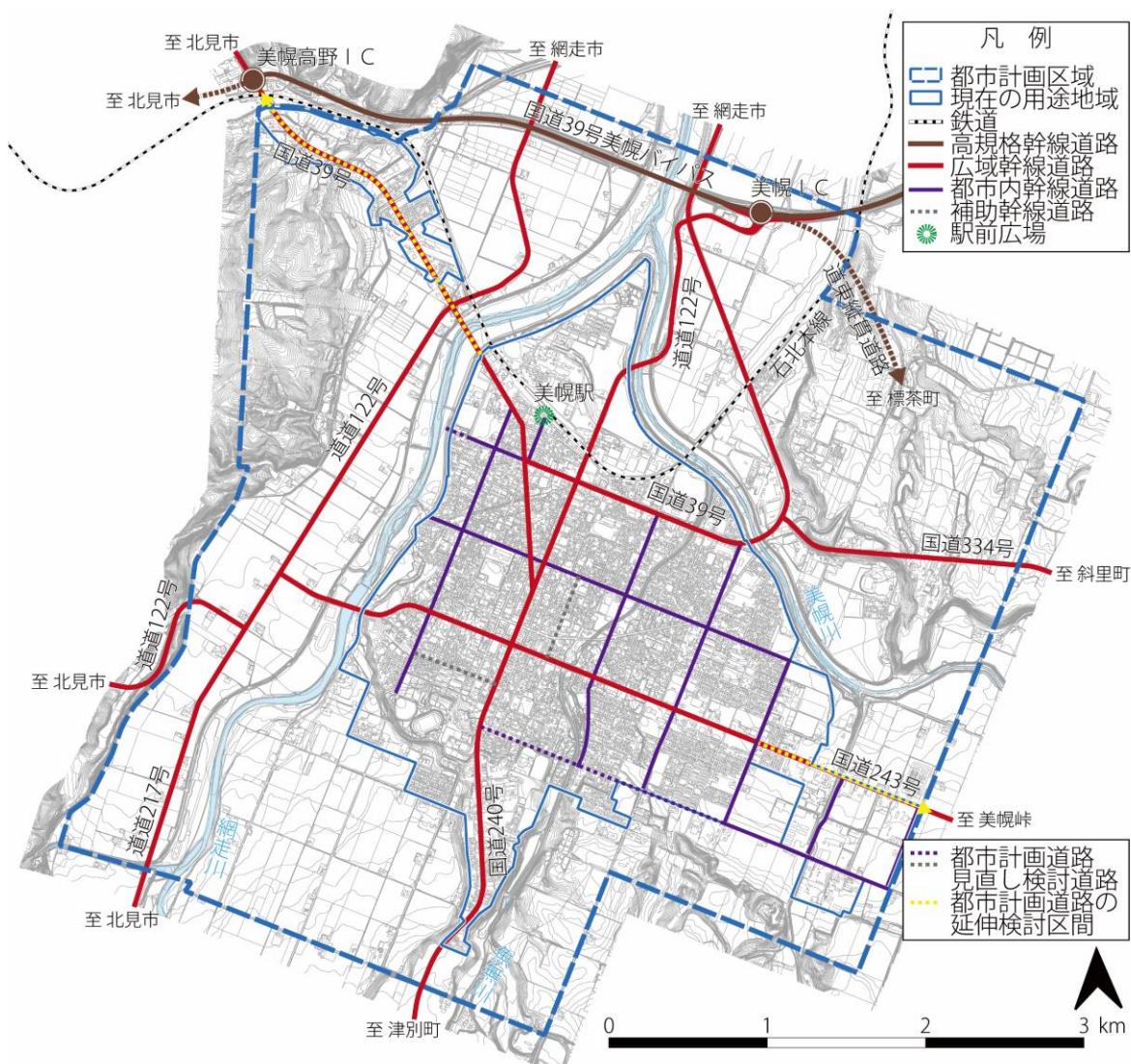
#### 【都市内幹線道路・補助幹線道路】

- 市街地内においては、3・3・5号新町大通(一般道道美幌停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、格子状の幹線道路網を形成します。
- 3・3・5号新町大通(一般道道美幌停車場線)に配置されているJR石北本線美幌駅の駅前広場にはバスターミナルも設置されていることから、今後とも交通結節点としての機能を確保します。
- 町道の都市計画道路で長期未着手の区間については、「都市計画道路見直しガイドライン(北海道)」に基づき、立地適正化計画で定める居住誘導区域も踏まえて、都市計画道路網全体の見直し方針を検討します。

## 【公共交通】

- 市街地における路線バスの定時運行や、農村地区から市街地への乗り合いタクシー運行などの公共交通体系を維持しつつ、運転手の人材確保や立地適正化計画で定める誘導区域設定を考慮し、交通体系の最適化を図りながら、運行時間帯、運行区域、わかりやすさ、収支など様々な観点により、更なる利便性の向上を目指します。
- デマンド交通の拡大や配車システムなど、更なる新しい運行スタイルや技術導入の研究・検討を進めながら、町民生活の基盤を支える公共交通体系の充実に努めます。
- JR石北本線については、鉄道沿線自治体との情報交流や協議のもと路線維持を要望するとともに、バスとの接続による鉄道利用の利便性を確保し、観光、産業、イベントを含めた利用促進に努めます。

### ■交通体系の基本方針図



## 4-3 公園・緑地の基本方針

### (1) 基本的な考え方

市街地を取り囲む網走川・美幌川や丘陵樹林地並びに市街地を貫流する魚無川・駒生川で構成される都市の自然環境を踏まえ、住民の憩いや交流等のレクリエーション機能、都市景観、防災機能、環境保全の観点、更には立地適正化計画で定める誘導施策実施による、土地の有効活用の観点から、適正な配置・整備及び保全を図ります。

### (2) 具体の取組方針

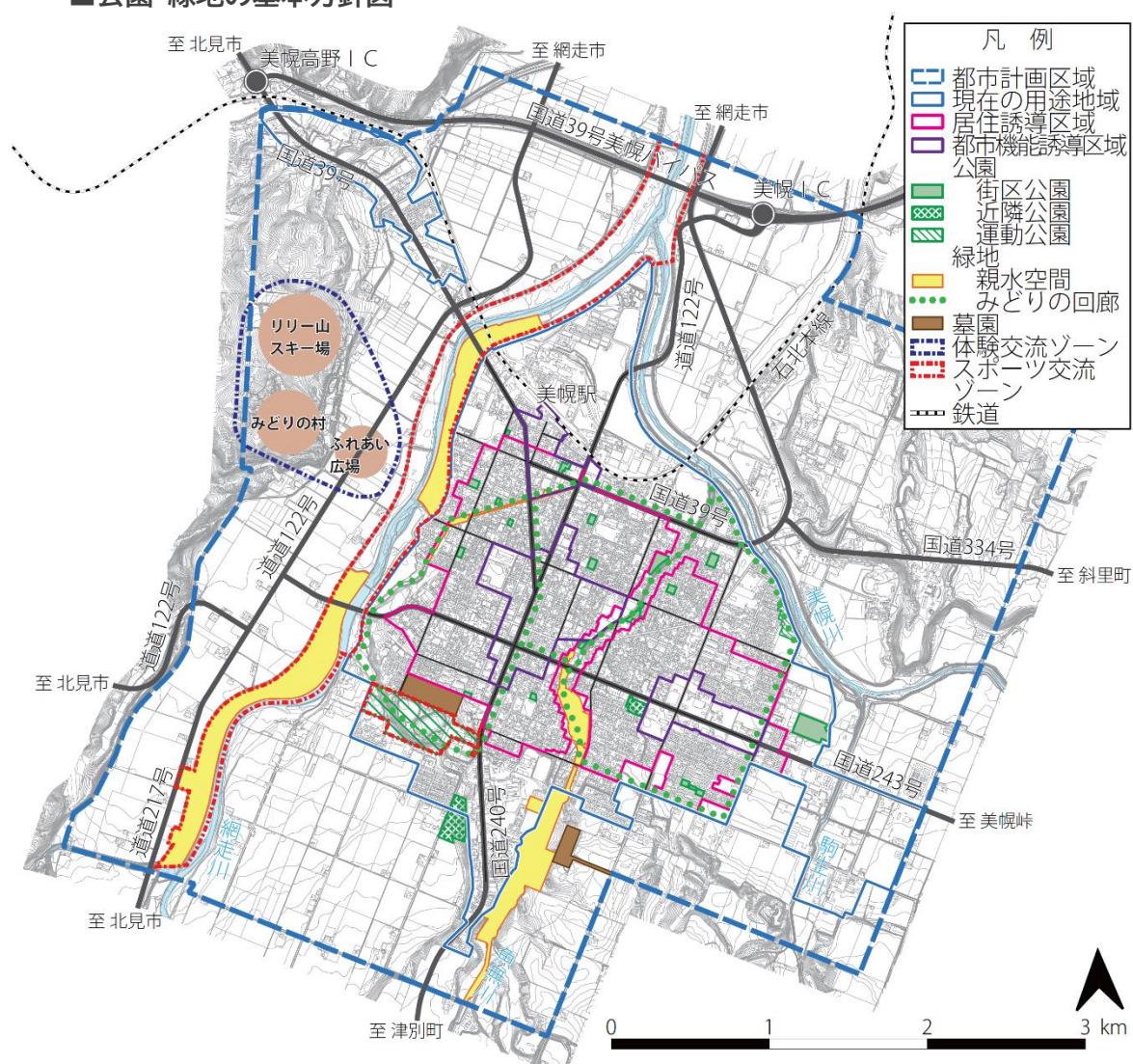
#### 【公園】

- 老朽化した公園施設の更新と維持管理の促進を図るとともに、居住誘導区域における市街地整備、誘導施策と連動した公園・緑地の再配置や集約、低未利用地等の有効活用などを念頭に整備促進を図ります。
- 都市機能誘導区域内においては、良好な居住環境の創出に向け、多目的広場やポケットパークなど、市街地における緑と調和した施設整備を公民連携で検討します。
- 多様化するレクリエーションニーズへの対応と観光振興の拠点となるように、リリー山スキー場、みどりの村及び網走川河畔公園の周辺を「体験交流ゾーン」、網走川河畔公園及び柏ヶ丘公園(運動公園)を中心に「スポーツ交流ゾーン」と位置付け、未整備区域の見直しも含めて機能の充実・維持管理を促進します。
- 近隣公園以上の規模を有する公園については、市街地内における地域・地区の人口に対応した緊急時に必要な食料、飲料水、寝具などの生活必需品の防災備蓄庫を備えた「防災公園」としての整備を検討します。

#### 【緑地】

- 「美幌町緑の基本計画」に位置付けられた、公園・緑地及び街路樹の整備・配置による「みどりの回廊」の整備を促進し、緑のネットワークの形成を図ります。
- 美幌川、網走川、魚無川及び駒生川における良好な自然環境を保全しつつ、親水空間としての河川整備の促進を図ります。
- 空洞化が進む商業系用途地域や、居住誘導区域外における住居系用途地域の土地利用の選択肢として、コミュニティ醸成を図るための緑地整備などを検討します。

## ■公園・緑地の基本方針図



## 4-4 公共施設の基本方針

### (1) 基本的な考え方

公共施設の一層の活用やサービスの向上に向け、施設の機能や役割、長期的視点にたった維持管理コストなどを踏まえ、美幌町公共施設等総合管理計画に基づき、将来の人口規模に見合った適正な施設規模となるよう必要な改善を進めます。

特に、町民が日常的に利用する公共施設について、老朽化に伴う大規模修繕や建て替えを検討する際は、第一に町民の利便性を見据え、徒歩での移動を念頭に施設の効率的な利用を意識しながら、市街地内での統廃合や複合化など適正な再編・集約を図ります。

### (2) 具体の取組方針

#### 【公共施設】

- 「美幌町公共施設等総合管理計画」に設定した目標である30%総量縮減(延床面積を基本)を目指すため、周辺都市1市4町で策定した「北見地域定住自立圏形成協定(令和元年度)」に基づく、広域化をはじめ、多機能化、複合化、統廃合による適正な公共施設配置と総量の最適化を図ります。
- 「美幌町立地適正化計画」に基づき、図書館や義務教育学校など、主要な公共施設の配置と整備においては、都市機能誘導区域への多機能化や複合化を図り、利用者の利便性や利用効率の向上と美幌町の財政負担の軽減を図ります。
- 2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す「美幌町ゼロカーボンシティ宣言(令和4年)」の実現に向け、「美幌町地球温暖化防止実行計画」に基づく公共施設の脱炭素化の促進を図るとともに、レジリエンス強化により防災力強化に努め、安心・安全な暮らしの実現を目指します。
- 公共施設を新設する際は、省エネ性能の向上に向け、原則 ZEB Ready 相当(50%以上の省エネ)を目指すとともに、公共施設に太陽光発電設備等の設置を継続して行うなど、環境に配慮した公共施設の低炭素化の促進を図ります。
- 長期間の使用継続に向け、耐震補強や点検の実施により安全性を確保するとともに、「事後保全」から「予防保全」への転換による長寿命化を図ることで、維持管理費等のライフサイクルコスト縮減を図ります

#### 【下水道】

- 昭和48年から整備を進めてきた公共下水道は、今後とも市街地住民の文化的かつ衛生的な生活環境の向上に向け、将来的な土地利用と整合を図りながら下水道施設の計画的な整備・更新を図ります。
- 市街地外の地域については、個別排水処理施設整備計画に基づいた合併処理浄化槽の整備促進による水洗化の普及促進を図ります。

## 【公営住宅】

- 公営住宅の状況把握や修繕に向けたデータ管理については、点検結果や修繕周期、入居者の要望等の把握に基づき整理するものとし、改善事業の実施にあたっては、長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に向けた予防保全的な観点から、効果的・効率的・計画的に実施します。
- 大規模修繕や建て替えの際は、管理すべき必要戸数について人口減少にともなうニーズを的確に分析した上で、単身高齢者向けや子育て世代向けなどの多様な住宅の整備により、住宅セーフティネットとしての役割を果たすものとします。

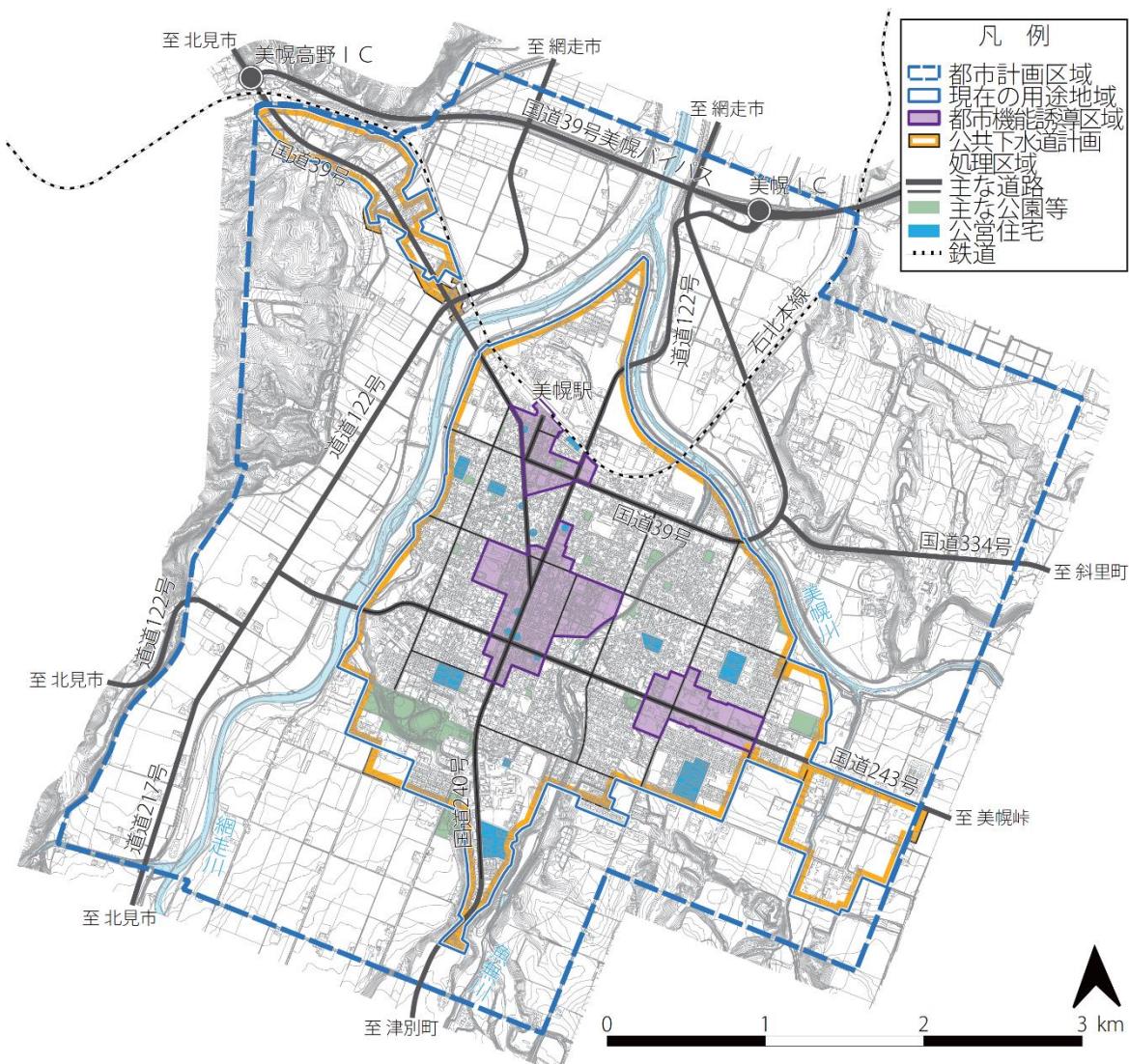
## 【その他の都市施設】

- ごみ焼却場及びごみ処分場等の都市施設については、それぞれの施設整備に関する計画等を踏まえ適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行います。

## 【バリアフリー】

- これからの中高齢社会のニーズに的確に対応するため、道路、公園、公共施設等においては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準に適合させる計画的な整備促進を図ります。
- 新規に道路、公園、公共施設等を整備する場合は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた整備の促進を図り、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が安心・安全に施設を利用できるよう配慮します。

■公共施設の基本方針図



## 4-5 都市防災の基本方針

### (1) 基本的な考え方

災害に備えた避難路及び避難所の整備・充実、建築物等の老朽化対策や耐震化、治山・治水対策などの「ハード施策」と、情報発信や防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を組合せ、防災・減災に努めるものとします。

町民一人一人が防災意識を持って、「自助」「共助」「公助」による個人・地域・行政との連携のもと、防災・減災に向けた取組を推進します。

### (2) 具体の取組方針

#### 【避難路・避難施設】

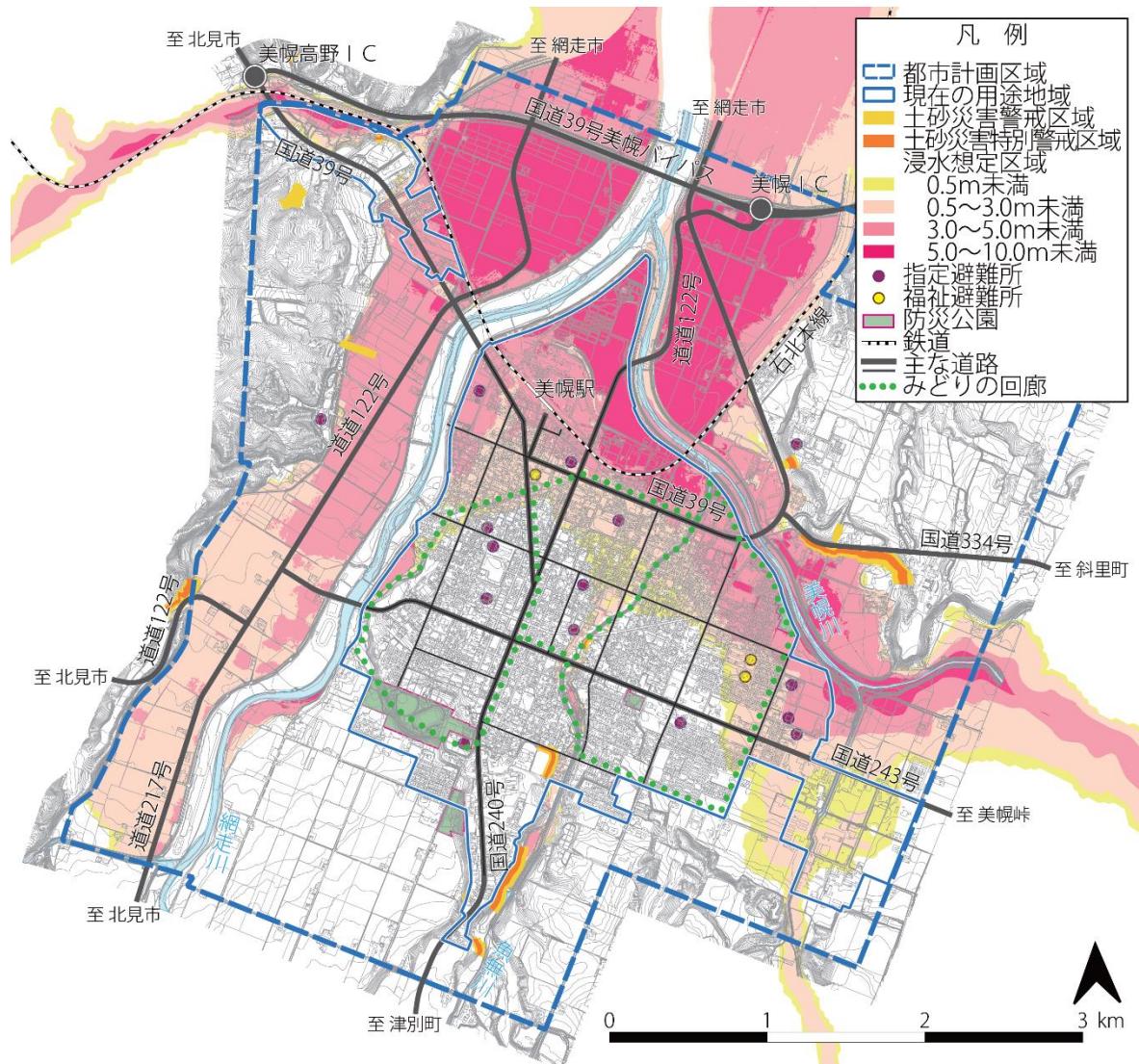
- 都市防災における避難路及び避難所の整備は、非常に重要な要素となっていることから、道路交通体系及び公園・緑地の整備・配置に併せ、市街地内の避難路及び避難所の適正な配置の促進を図ります。
- 避難路については、市街地内を格子状に配置される都市計画道路と「みどりの回廊」の利用を図ります。
- 指定避難所等(指定緊急避難場所、福祉避難所を含む)については、備蓄資材の点検や施設の維持管理を促進するとともに、避難所運営に関する訓練を実施し、地域との連携による防災性・減災性の向上を図ります。
- 近隣公園以上の規模を有する公園については、市街地内における地域・地区の人口に対応した緊急時に必要な食料、飲料水、寝具などの生活必需品の防災備蓄庫を備えた「防災公園」としての整備の検討を図ります。【再掲】

#### 【防災対策】

- 耐震改修促進計画に基づき、未改修の公共施設の耐震化を進め、地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産の保護に努めます。
- 一般の住宅や建築物について、一定規模の建築物に対する耐震診断の義務化なども踏まえ、耐震化の促進を図るとともに、準防火地域においては不燃化対策を促進します。
- 土砂災害や河川洪水等の自然災害を未然に防止するため、計画的な治山・治水対策の促進を図ります。
- 下水道法を含む水防法等の一部改正に基づき、下水道による都市浸水対策として内水氾濫による災害に備えたハザードマップの作成を進めます。

- 町や自治会が横断的に連携し「自助」「共助」「公助」を担うそれぞれの立場の理解を深め、発災時に適切に対応できる地域づくりを促進するとともに、児童生徒に対しては、平時から災害で起こりうる様々な危険とそれを回避する行動を学習し、実際の災害時に身を守ることができるように防災教育を計画的、組織的に実施します。

### ■都市防災の基本方針図



## 4-6 景観形成・自然環境の基本方針

### (1) 基本的な考え方

美幌町制施行100周年記念事業として作成されたキャッチコピー「美しい時を描くまち。」に込められた、「人と自然の美しさで彩られた暮らしを描くまち」への想いを受け、緑豊かな自然環境との調和を意識し、景観形成や自然環境の保全等を町民と行政が一体となった取組により推進します。

楽しく出歩くことに魅力を感じられるよう、優れた街並みの創出や豊かな自然環境の保全や利活用を促進し、心豊かな生活を享受できる環境を創出します。

### (2) 具体の取組方針

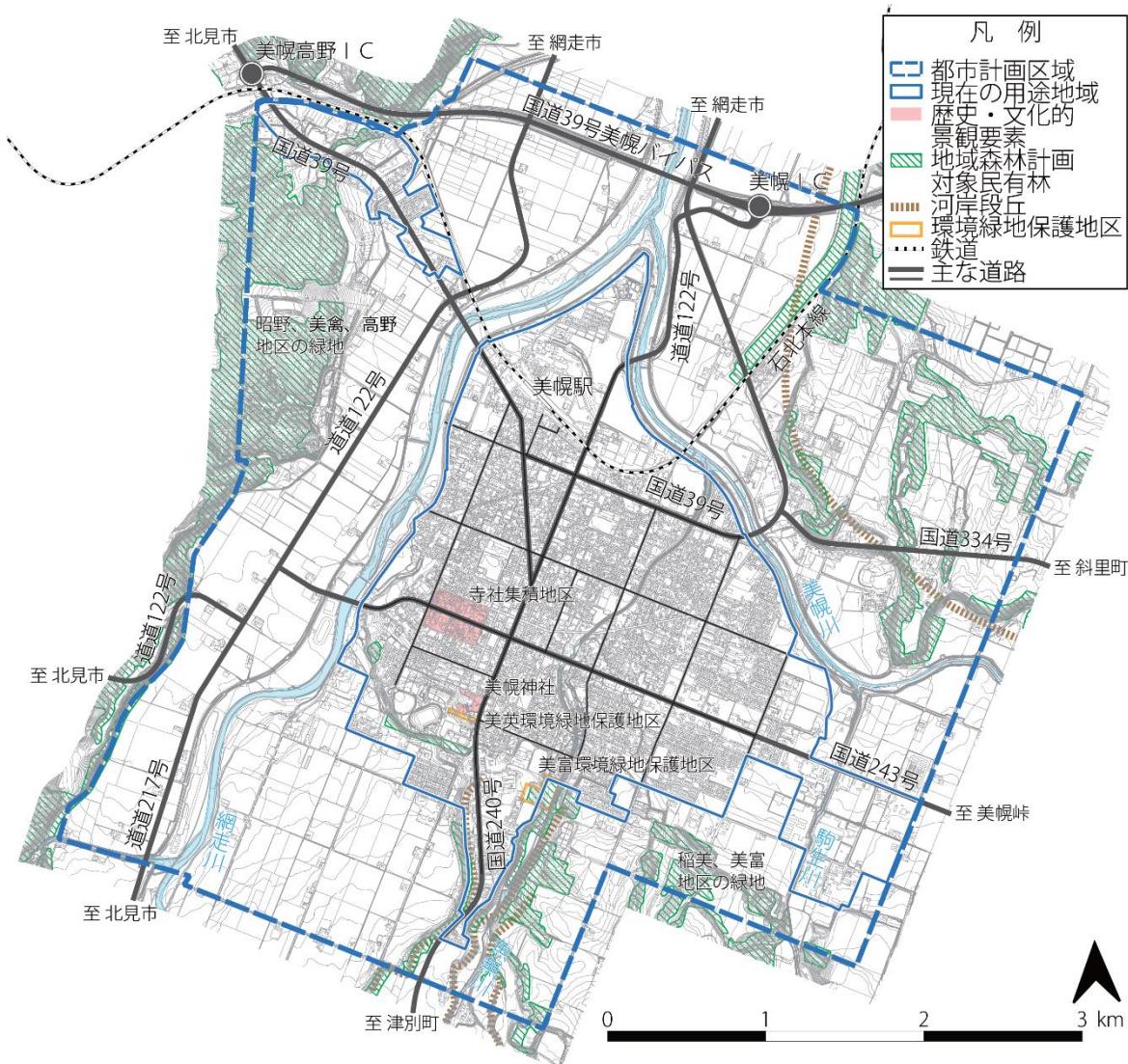
#### 【景観形成】

- 古くから緑が守られてきた河川や河岸段丘の緑、美幌神社の鎮守の森、寺社が集積する地区については、先人が残した文化を後世に伝えていくために、歴史・文化的景観要素としての保全・活用を図ります。
- フラワーマスターの活動や、町民主体の花の植栽活動支援等による緑化活動の計画的な展開により、緑豊かな街並み景観の形成を図ります。
- 秩序ある街並み景観の形成のため、景観行政団体への移行や景観地区の指定等、景観施策の検討を図ります。

#### 【自然環境】

- 美幌町市街地の近傍にある昭野、美禽、高野地区等の山地、稻美、美富地区等の丘陵地の山裾、河岸段丘等における樹林を保全します。
- 美幌町森林整備計画の対象となる民有林については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図ります。
- 北海道自然環境等保全条例により環境緑地保護地区に指定された美英環境緑地保護地区及び美富環境緑地保護地区については、指定の目的を踏まえ、今後とも適切な保全を図ります。
- 河川の改修整備の際は、自然環境の保全に配慮した適正な整備の促進を図ります。

■景観形成・自然環境の基本方針図



【都市計画マスタープラン編】

## 第5章

# エリア別構想の設定

## 5－1 市街地エリアの基本方針

### (1) 土地利用

#### 【住宅地】

- 専用住宅地を稻美地区、青山南地区及び青葉地区に配置し、今後も空き家をはじめとした低未利用地等を活用した低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図ります。ただし、今後の中心部への居住誘導の観点から、立地適正化計画において、誘導区域外と位置付けられた外縁部に位置する農地等の低未利用地や浸水災害リスクの高い地域は除外します。
- 一般住宅地を商業業務地の周辺に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図ります。
- 居住誘導区域においては、誘導施策の実施などによる住宅地等の供給を行うほか、「美幌町空家等対策計画」に基づく空家等の流通・活用の促進や北海道空き家情報バンクの活用、空き家含めた既存ストック、低未利用地の有効活用により、良好な住環境の創出を図ります。
- 「美幌町住生活基本計画」、「美幌町公営住宅等長寿命化計画」に基づく計画的な公営住宅の整備・配置により、居住誘導区域内への居住促進を図ります。具体的な内容として、仲町団地をはじめ、公営住宅建替の実施にあたっては、居住誘導区域の設定を十分考慮し、建替を行わない公営住宅について、将来的な借り上げ公営住宅の用途廃止や、人口動態や空き家の状況などを総合的に検討して管理戸数を設定するとともに、その跡地利用についても十分に検討することで、立地適正化計画と一体的な運用を図ります。
- 住居系用途地域において指定されている「準防火地域」については、防火対策に要する費用増を懸念し新築や改築が進まない状況を踏まえ、建て替えや居住誘導区域外から居住誘導区域内への居住誘導を促進するべく、延焼拡大に係る地域評価を踏まえ、準防火地域の縮小を検討します。なお、誘導の実効性を高めるため、住宅リフォーム制度など既存制度の見直しにより、一体的な運用を図ります。
- 立地適正化計画で定める居住誘導区域外のうち、住居系用途地域の将来の用途地域の見直しについては、周辺土地との一体性や浸水リスクなど、それぞれの地域特性を踏まえて、町の基幹産業である農業環境を向上させるため、用途地域の見直しなどの検討を行います。

## 【商業・業務地】

- 商業・業務地は、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成します。地域商業業務地は、駅前地区及び役場西側地区並びにこの2地区を結ぶ3・4・1号美禽橋通(国道240号)沿道に配置し、近隣住民のための日常生活利便施設が集積する商業核とそれを結ぶ交流拠点として賑わいのある商店街の形成を図ります。なお、当該地域は、商業系用途地域として、準防火地域の指定を原則としていますが、土地利用実態を踏まえ、立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域外の商業系用途地域に指定されている地域など、一部の商業系用途地域の住居系用途地域への見直しと併せた変更を検討します。
- 沿道商業業務地は、稻美地区の3・3・4号旭通(国道243号)沿道に配置し、周辺居住環境と調和を図りながら、生活利便施設や沿道サービス施設の立地を図ります。また、稻美地区の国道243号沿道の第2種住居地域については、当該地のポテンシャルを最大限に活かすよう、比較的大規模な商業・業務系施設整備に適した敷地を確保できる用途の変更を検討します。
- 「美幌町立地適正化計画」に位置付けられた商業施設や金融施設等の都市機能誘導施設の立地に向けては、官民連携による市街地再開発事業や優良建築物等整備事業、土地区画整理事業などの面的整備により、土地の利用促進や、徒歩圏内に町民ニーズの高い都市機能誘導施設を集約するなど、エリア価値及び利便性向上を図り、まちなかへの居住を誘導します。また、休廃止時に誘導施設設置者に課される届出制度をはじめ、民間事業者と連携して、空き店舗等の利活用促進を図ります。
- 店舗跡地への住宅建設によって商店街としての機能低下が懸念されるため、将来的にも機能維持を図るべき区域においては、地区計画等の活用により住宅地化の抑制策を検討します。

## 【工業地】

- 鳥里地区及び美里地区並びに美禽地区、特別工業地区に指定されている稻美地区については、引き続き工業・流通業務地として位置付け、その機能の維持を図ります。
- 稲美地区周辺については、近年課題になっている物流問題から、農業をはじめとした物流の近隣市町からの集荷及び釧路港へのアクセスの優位性や災害発生の可能性が低いことから、農業との調整を図ったうえで、用途地域の指定を検討します。
- 住居系用途地域について、立地適正化計画で定める居住誘導区域から外れた地域のうち、企業側のニーズの高い地域や、既存工業系用途地域との近接性など、工業系用途地域との親和性が高い地域については、将来的な用途地域の見直しを検討し、土地の利用促進を図ります。

## (2) 交通体系

- 3・3・4号旭通(旧道道北見美幌線)は、大正橋を通り北見市街地と接続する両市町の短絡路線であり交通量も多いことから、橋梁架け替えに当たっては適切な線形改良とともに必要に応じて都市計画道路の変更を検討します。
- 3・3・5号新町大通(一般道道美幌停車場線)に配置されているJR石北本線美幌駅の駅前広場にはバスターミナルも設置されていることから、今後とも交通結節点としての機能を確保します。
- 町道の都市計画道路で長期未着手の区間については、「都市計画の道路見直しガイドライン(北海道)」に基づき、立地適正化計画で定める居住誘導区域も踏まえて、都市計画道路網全体の見直し方針を検討します。

## (3) 公園・緑地

- 都市機能誘導区域内においては、多目的広場やポケットパークなど、市街地における緑と調和した施設整備を公民連携で検討します。
- 多様化するレクリエーションニーズへの対応と観光振興の拠点となるように、リリー山スキー場、みどりの村及び網走川河畔公園の周辺を「体験交流ゾーン」、網走川河畔公園及び柏ヶ丘公園(運動公園)を中心に「スポーツ交流ゾーン」と位置付け、未整備区域の見直しも含めて機能の充実・維持管理を促進します。
- 「美幌町緑の基本計画」に位置付けられた、公園・緑地及び街路樹の整備・配置による「みどりの回廊」の整備を促進し、緑のネットワーク形成を図ります。
- 美幌川、網走川、魚無川及び駒生川における良好な自然環境を保全しつつ、親水空間としての河川整備の促進を図ります。
- 空洞化が進む商業系用途地域や、居住誘導区域外における住居系用途地域の土地利用の選択肢として、コミュニティ醸成を図るための緑地整備などを検討します。

## (4) 公共施設

- 「美幌町公共施設等総合管理計画」に設定した目標である30%総量縮減(延床面積を基本)を目指すため、周辺都市1市4町で策定した「北見地域定住自立圏形成協定(令和元年度)」に基づく、広域化をはじめ、多機能化、複合化、統廃合による適正な公共施設配置と総量の最適化を図ります。
- 「美幌町立地適正化計画」に基づき、図書館や義務教育学校など、主要な公共施設の配置と整備においては、都市機能誘導区域への多機能化や複合化を図り、利用者の利便性や利用効率の向上と美幌町の財政負担の軽減を図ります。

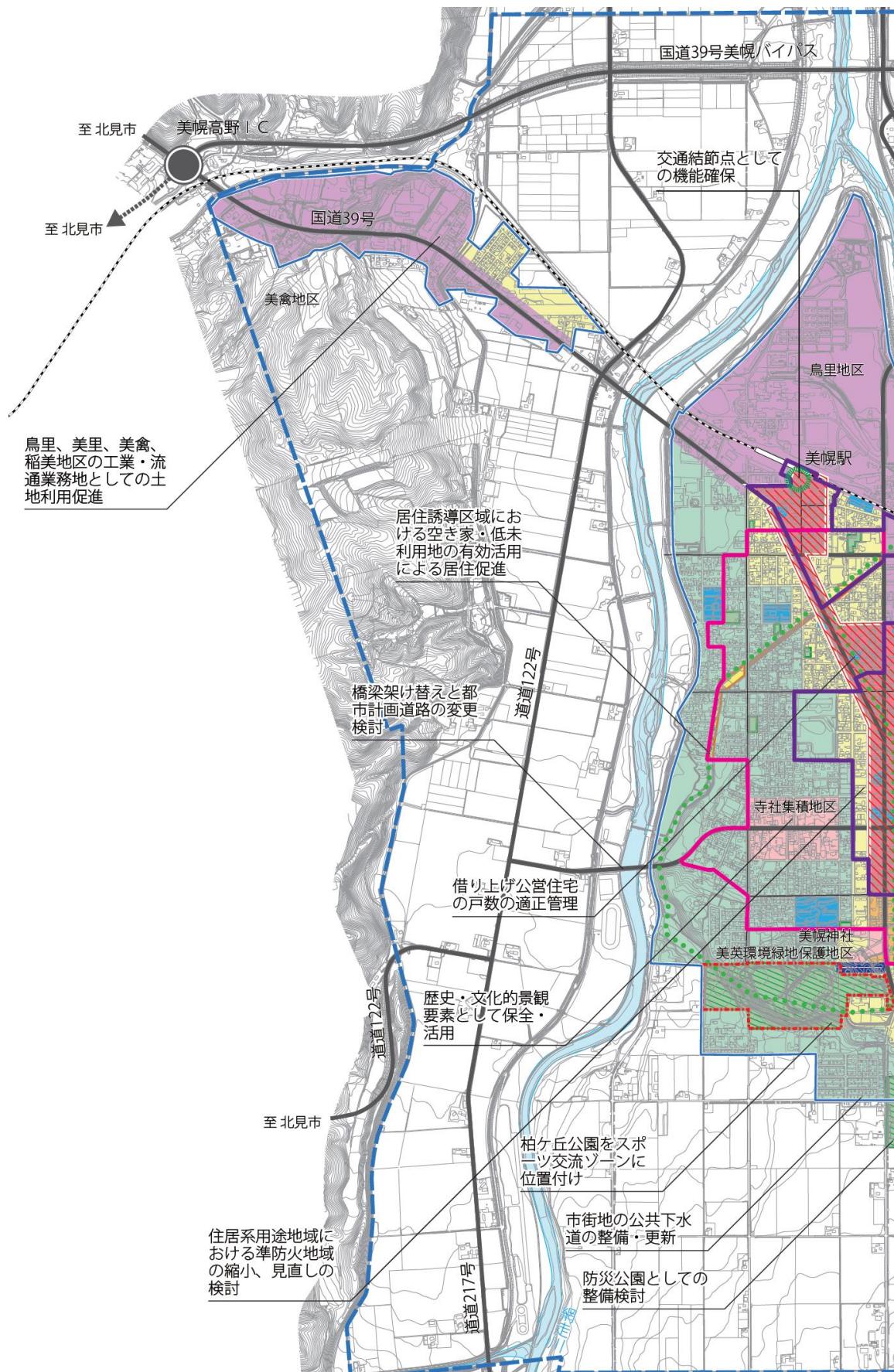
## (5) 都市防災

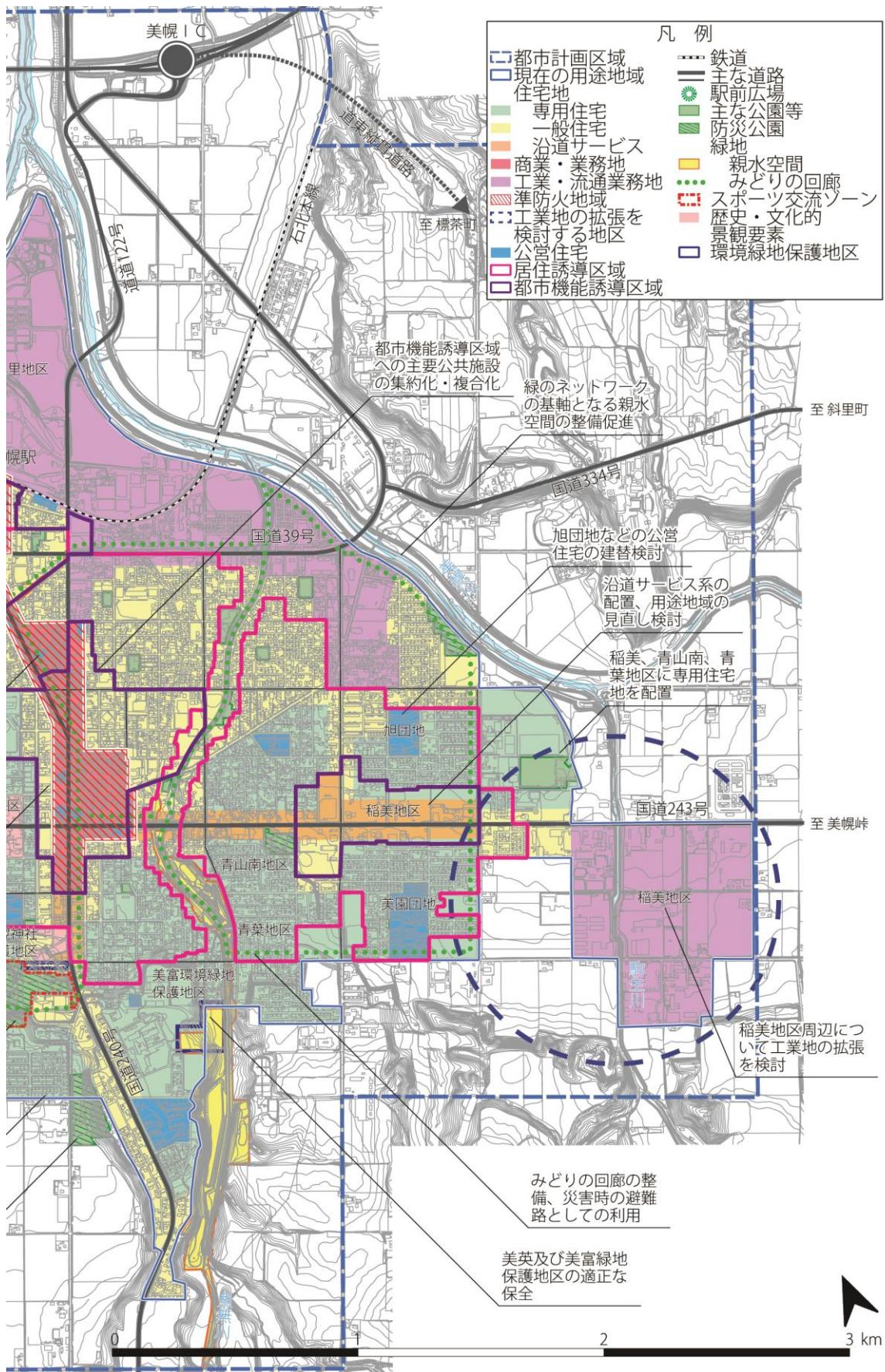
- 避難路については、市街地内を格子状に配置される道路交通体系と「みどりの回廊」の利用を図ります。
- 近隣公園以上の規模を有する公園については、市街地内における地域・地区の人口に対応した緊急時に必要な食料、飲料水、寝具などの生活必需品の防災備蓄庫を備えた「防災公園」としての整備の検討を図ります。

## (6) 景観形成・自然環境

- 古くから緑が守られてきた河川や河岸段丘の緑、美幌神社の鎮守の森、寺社が集積する地区については、先人が残した文化を後世に伝えていくために、歴史・文化的景観要素としての保全・活用を図ります。
- 北海道自然環境等保全条例により環境緑地保護地区に指定された美英環境緑地保護地区及び美富環境緑地保護地区については、指定の目的を踏まえ、今後とも適切な保全を図ります。

■市街地エリアの基本方針図





## 5-2 市街地周辺エリアの基本方針

### (1) 土地利用

#### 【工業地】

- 稻美地区周辺については、近年課題になっている物流問題から、農業をはじめとした物流の近隣市町からの集荷及び釧路港へのアクセスの優位性や災害発生の可能性が低いことから、農業との調整を図ったうえで、用途地域の指定を検討します。

#### 【用途地域外の地域】

- 特定用途制限地域については、女満別空港への近接性が高い高規格幹線道路美幌IC周辺など、地域資源を活用した産業間の連携による工業系への規制を念頭に指定を検討します。また、稻美地区の工業団地周辺については、無秩序な開発を抑制するため、用途地域の指定と併せた特定用途制限地域の指定を検討します。
- 良好な住環境の確保や、無秩序な市街地拡大の防止と乱開発の防止を図るため、用途地域外で指定済みの建築形態の規制区域と連動した特定用途制限地域の指定について、それぞれの地域特性に応じた検討を行います。

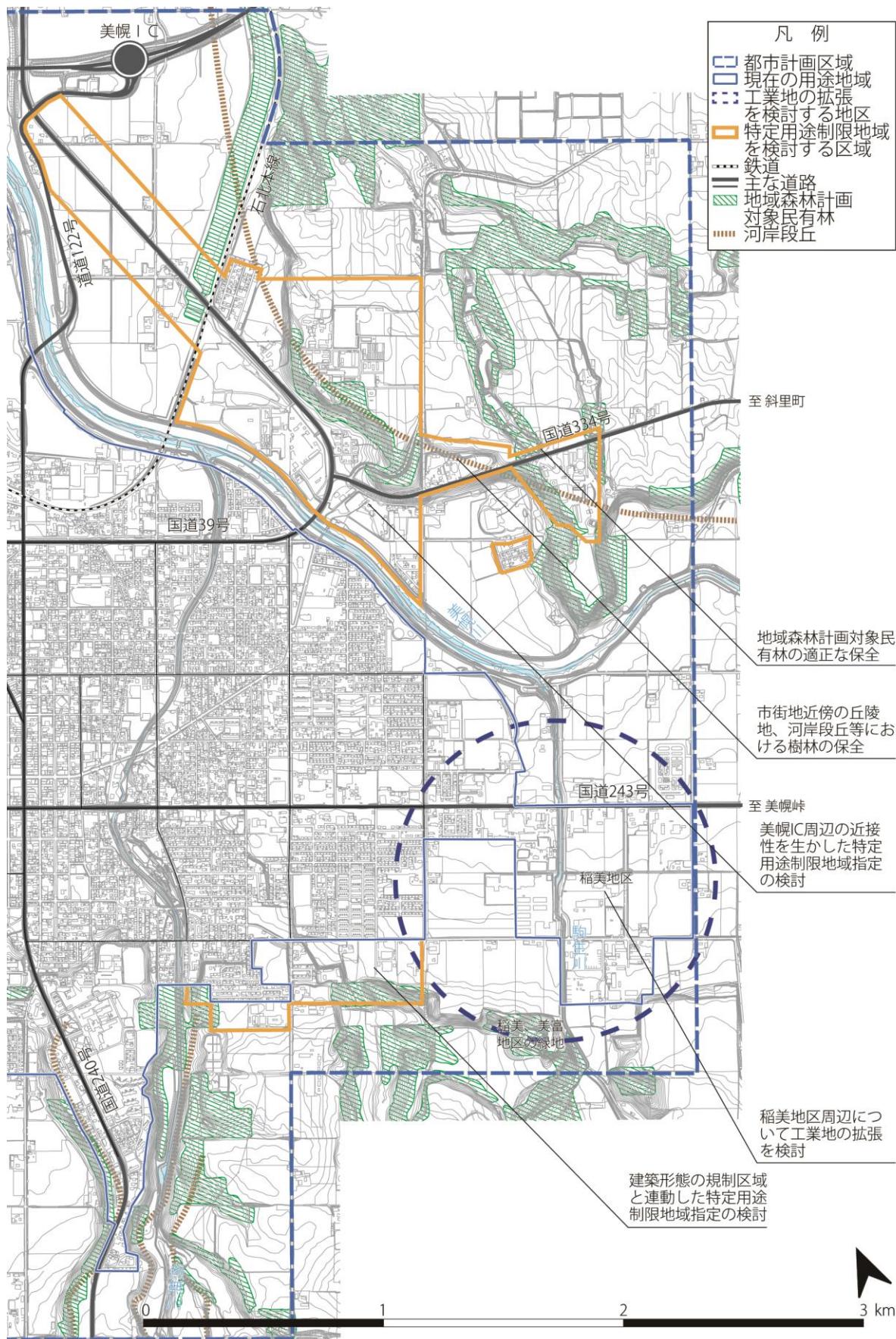
### (2) 景観形成・自然環境

- 美幌町市街地の近傍にある昭野、美禽、高野地区等の丘陵地、稻美、美富地区等の丘陵地の山裾、河岸段丘等における樹林を保全します。
- 地域森林計画対象民有林については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図ります。



■市街地周辺エリアの基本方針図





## 5-3 自然・農地保全エリアの基本方針

### (1) 土地利用

#### 【用途地域外の地域】

- 用途地域外の地域の大部分は、農地、森林、河川等の良好な自然環境を有する土地利用が図られていることを踏まえ、農地法、森林法、河川法等の各法令の適正な運用による利用区分に応じた計画的な土地利用を図ります。
- 良好な住環境の確保や、無秩序な市街地拡大の防止と乱開発の防止を図るため、用途地域外で指定済みの建築形態の規制区域と連動した特定用途制限地域の指定について、それぞれの地域特性に応じた検討を行います。

### (2) 交通体系

- 交通の要衝としての利便性を更に高めるため、現在事業中の端野高野道路をはじめ、美幌バイパス前後の整備促進を図るとともに、道東地域との交通アクセスを向上させるべく高規格道路「道東縦貫道路(美幌町～標茶町)」の整備促進を関係機関に積極的に要請します。

### (3) 公園・緑地

- 多様化するレクリエーションニーズへの対応と観光振興の拠点となるように、リリー山スキー場、みどりの村及び網走川河畔公園の周辺を「体験交流ゾーン」、網走川河畔公園及び柏ヶ丘運動(運動公園)を中心に「スポーツ交流ゾーン」と位置付け、未整備区域の見直しも含めて機能の充実・維持管理を促進します。

### (4) 景観形成・自然環境

- 美幌町市街地の近傍にある昭野、美禽、高野地区等の山地、稻美、美富地区等の丘陵地の山裾、河岸段丘等における樹林を保全します。
- 美幌町森林整備計画の対象となる民有林については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図ります。

## ■自然・農地保全エリアエリアの基本方針図





【立地適正化計画編】

第6章

計画の基本方針



## 6-1 まちづくりの方針

美幌町の現状及び課題を踏まえ、美幌町立地適正化計画におけるまちづくりの方針を以下のとおり設定します。

まちづくりの課題					
人口	土地利用	都市機能施設	公共交通	災害リスク	都市運営
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市のスポンジ化や居住年齢層のバラつきへの対応</li> <li>・企業誘致による雇用促進、就業機会の拡大</li> <li>・将来の人口密度の維持を踏まえた適切な居住誘導区域の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郊外地の開発抑制</li> <li>・市街地の既存土地建物の利活用（改築含む）の促進</li> <li>・空家対策や低未利用地対策の推進</li> <li>・市街地の周辺における豊かな生物多様性などの自然環境の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の更新や改修に係る施設総量の削減や統廃合の推進、既存施設の有効活用</li> <li>・主要な都市機能の集約化と適正配置による施設相互の連携と機能向上及び利便性向上</li> <li>・医療サービスや子育てサービスの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通弱者に対する公共交通の利用促進と誘導区域の設定に併せた公共交通網の再検討</li> <li>・楽しく出歩けるような移動手段の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクの高い区域における開発や建築の抑制</li> <li>・洪水浸水深を踏まえた居住誘導区域の設定</li> <li>・「自助」「共助」「公助」によるソフト面とハード面の一体的な減災対策の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の低密度化を踏まえた適切な都市機能誘導区域の設定</li> <li>・都市機能が維持できなくなることによる地価の下落</li> <li>・町民税や固定資産税など自主財源の減少</li> <li>・社会保障費等の扶助費・インフラ更新費用・公共施設に対する維持管理費用等の増加</li> </ul>

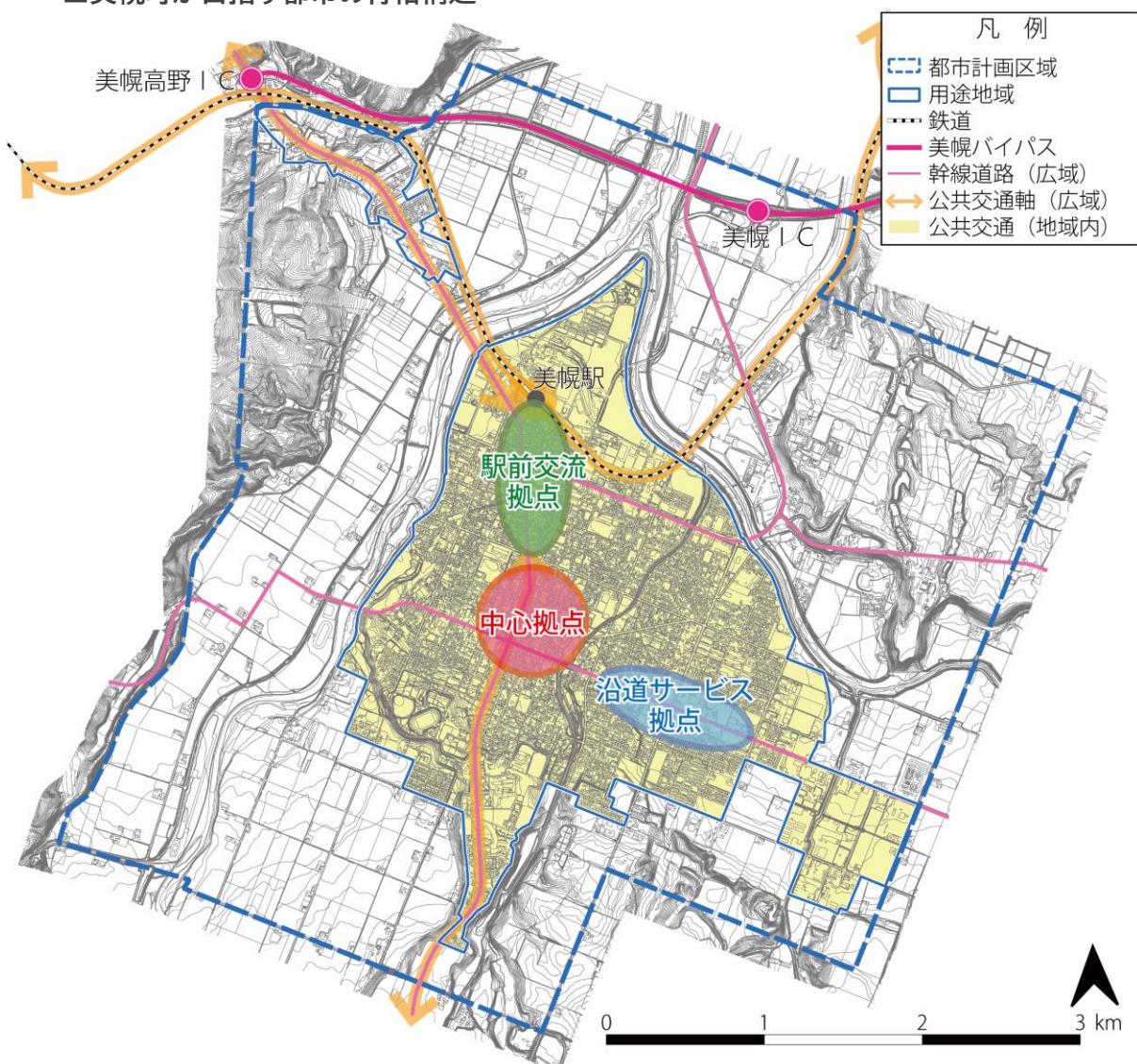


まちづくりの方針	自然と人の共生が地域を創る美しいまち			
	都市計画マスターplanの将来都市像と共通			
課題解決のための施策・誘導方針	<b>賑わいのある都市機能集積拠点と利便性の高い生活機能集積拠点の形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き店舗の有効活用や出店促進</li> <li>● 民間活力の導入の検討</li> <li>● 公共施設の機能再編・集約</li> <li>● ウォーカブルなまちづくりによる賑わいの創出</li> <li>● 都市機能施設の誘導時における脱炭素化への取組促進</li> </ul>	<b>すべての人が暮らしやすい生活拠点の形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来人口を見据えた居住誘導区域の設定</li> <li>● 市民ニーズの高い「買い物」「医療」「福祉」のサービス環境の充実による転出抑制</li> <li>● 歩いて暮らせるまちづくりの推進（徒歩圏内への都市機能施設の集約、歩きたくなる空間整備）</li> <li>● デジタル技術を活用した暮らしやすさの向上（行政手続き、生活支援サービスなど）</li> </ul>	<b>誰もが利用しやすく円滑な交通体系の形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが利用しやすい持続可能な交通体系の構築</li> <li>● アクセス利便性の向上（除雪、交通量に合わせた道路整備など）</li> </ul>	<b>安心・安全なまちづくりのための防災・減災対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害リスク回避のための立地規制や移転促進</li> <li>● 各誘導区域から浸水想定区域の除外</li> <li>● 浸水想定区域における危険箇所の周知や避難体制の整備・充実（特に迅速で適切な情報提供のための情報発信力の強化）</li> </ul>

## 6-2 目指すべき都市の骨格構造

- 居住誘導区域や都市機能誘導区域の検討にあたり、都市全体の観点から拠点と基幹的な交通軸を位置付け、都市の骨格構造を設定します。
  - 都市の骨格構造については、『第3章 将来都市像』における「将来都市構造図」に従い、3つの拠点と、交通軸により構成します。
- 【拠 点】 中心拠点、駅前交流拠点、沿道サービス拠点
- 【交通 軸】 鉄道、美幌バイパス、主な幹線道路
- 鉄道や国道などの広域交通や道道など主な幹線道路等を介して、各拠点間や周辺からのアクセス機能として、既存のバス運行ルートを考慮の上、公共交通軸を位置付けます。

### ■美幌町が目指す都市の骨格構造





【立地適正化計画編】

# 第7章

# 居住誘導区域の設定

## 7-1 居住誘導区域設定の考え方

### (1) 基本的な考え方と区域像

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住誘導を図るため、用途地域内に居住誘導区域を設定します。

居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定める区域です。

区域設定に際しては、「立地適正化計画作成の手引き」(国土交通省)により、以下のとおり設定するよう示されています。

#### ■居住誘導区域の検討内容

##### 基本的な考え方

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をもとに、長期的な地区別人口見通しを見据えつつ、以下の観点等から具体的な区域を検討

- 徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性
- 区域内の人口密度水準を確保することによる生活サービス施設の持続性
- 対象区域における災害等に対する安全性

##### 望ましい区域像

###### 1.生活利便性が確保される区域

- 都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域／生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域。
- 公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩、自転車利用圏に存する区域から構成される区域。

###### 2.生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

- 社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域。

###### 3.災害に対するリスクが低い、あるいは今後低減が見込まれる区域

- 土砂災害、津波災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域。
- 土地利用の実態等に照らし、工業系用途、都市農地、深刻な空き家・空き地化が進行している郊外地域などには該当しない区域。

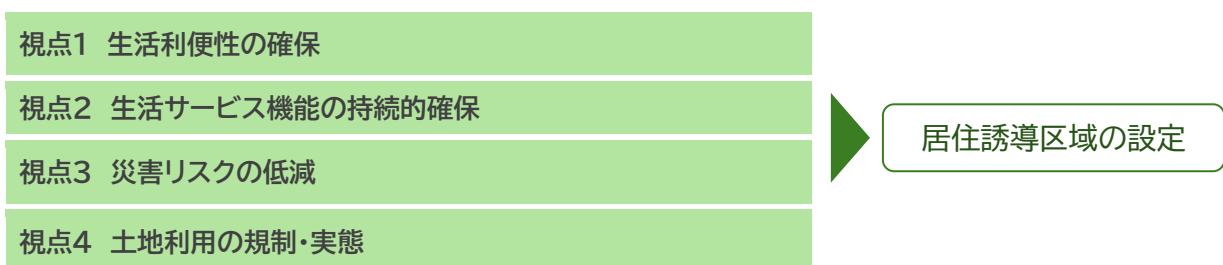
※国交省「立地適正化計画作成の手引き」より

## (2) 設定のための視点

居住誘導区域の設定にあたっては、区域内における生活利便性の確保とある程度の人口密度を維持するべく、町民の利用頻度が高い施設からの距離や公共交通の利便性、将来の人口密度に関する判断基準を定め、これらに該当する箇所を居住誘導が妥当な区域として選定します。

ただし、工業地や大規模未利用地、大きな公園などの土地利用の状況、あるいは災害リスクが見込まれる区域となっている場合については、居住を誘導することが適さないものとし、個別の判断基準を定め、これらが含まれない居住誘導区域を設定します。

以上を踏まえて、美幌町の居住誘導区域は次の4つの視点により設定します。



### ■美幌町における居住誘導区域設定の考え方

視点	美幌町における考え方(判断基準)
生活利便性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の利便性を確保するための施設は、行政施設や福祉施設、医療施設、文化施設など多様な施設が存在します。ここでは町民の利用頻度が比較的高い商業施設や医療施設に着目し、更に高齢者社会を考慮した施設の徒歩圏として半径500mの範囲を居住誘導にふさわしい妥当な区域として選定します。</li> <li>公共交通の利便性が高く中心部に容易にアクセスできる区域（公共交通徒歩圏 駅800m、バス停300m）を選定します。</li> </ul>
生活サービス機能の持続的確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口密度が将来的にも比較的高く維持される見込みの区域（直近の国勢調査に基づくDIDの範囲、将来においても現状程度の人口密度が維持できる範囲）をもとに選定します。</li> </ul>
災害リスクの低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害のリスクが見込まれる区域（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）は区域に含めません。</li> <li>河川洪水による被害が見込まれる区域（浸水深3.0m以上）は区域に含めません。</li> </ul>
土地利用の規制・実態	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地としては適さない用途地域の外縁部に配置されている工業地域は区域に含めません。</li> <li>コンパクトシティの観点から、住宅地の新規造成を見込まない住居系用途地域内外縁部の大規模未利用地は区域に含めません。</li> <li>規模の大きな公園や緑地等（2ha以上）は区域に含めません。</li> </ul>

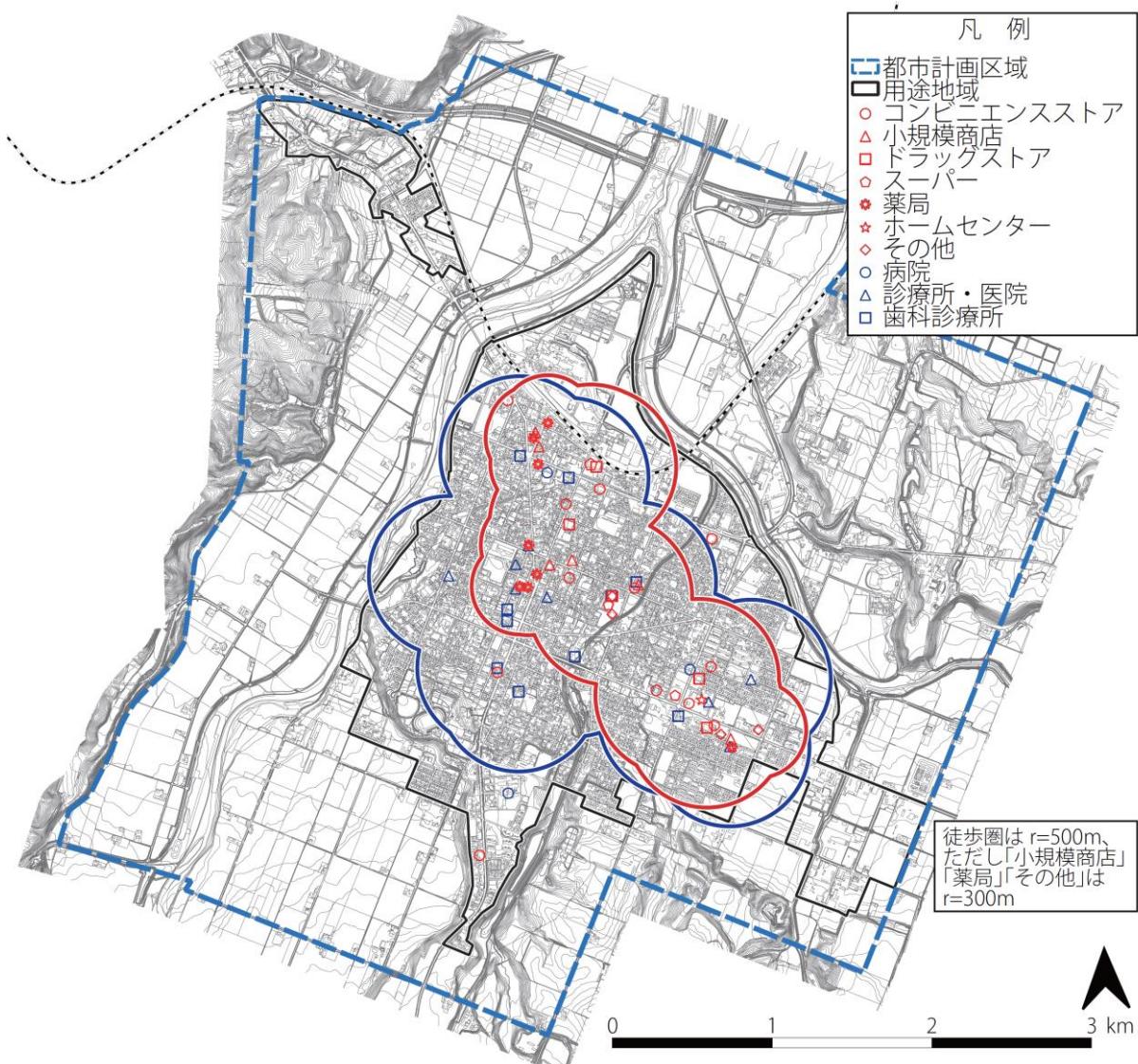
## 視点1 生活利便性の確保

### ① 利便施設の分布状況による利便性

町民の生活利便に供する施設として、町民利用の頻度が比較的高く、かつ不特定多数が利用する施設として商業施設及び医療施設を抽出します。

現在、美幌町には商業施設が39店舗、医療施設が17施設あり、分布状況としては、下図に示す範囲に概ねにまとまっていることに鑑み、商業施設徒歩圏(赤枠)若しくは医療施設徒歩圏(青枠)の範囲を生活利便性が高い区域と位置付けます。なお、町民アンケートでは、商業施設及び医療施設のほか、保育・子育て施設についても重要度が高い結果となりましたが、利用者の年齢層が限定的かつ自家用車による利用が多いため、徒歩圏にある区域には含めないこととします。

#### ■商業施設及び医療施設が徒歩圏にある区域



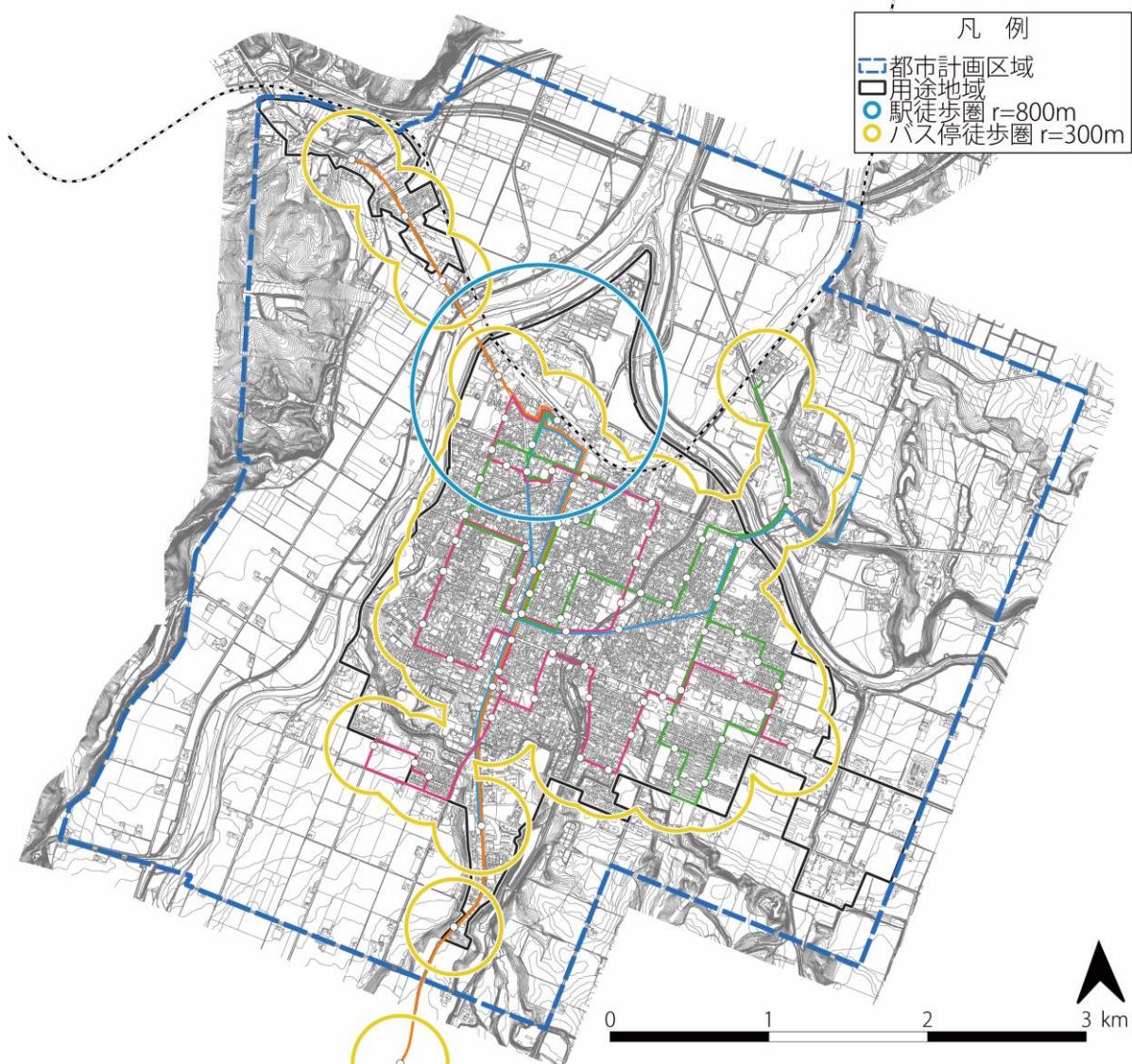
- \* 商業施設のうちコンビニエンスストアについては、通過交通による消費者層もターゲットとした店舗配置をしており、居住者の生活利便の観点から他の商業施設と性格が異なることや、更なるコンパクト化を目指すため、徒歩圏の描画から除外
- \* 医療施設のうち市街地の南側にある「美幌療育病院」については、長期療養等を主とした病院であるため、徒歩圏の描画から除外

## ② 公共交通の利便性

美幌町は、JR石北本線美幌駅を介しての都市間交通を有するほか、令和4年1月に策定した「美幌町地域公共交通計画」の策定及び路線見直しにより、公共交通のアクセス性が概ね確保されています。

市街地内には公共交通の優劣がないことから、居住誘導区域の設定にあたっては条件として重視しないこととします。

### ■駅及びバス停が徒歩圏にある区域



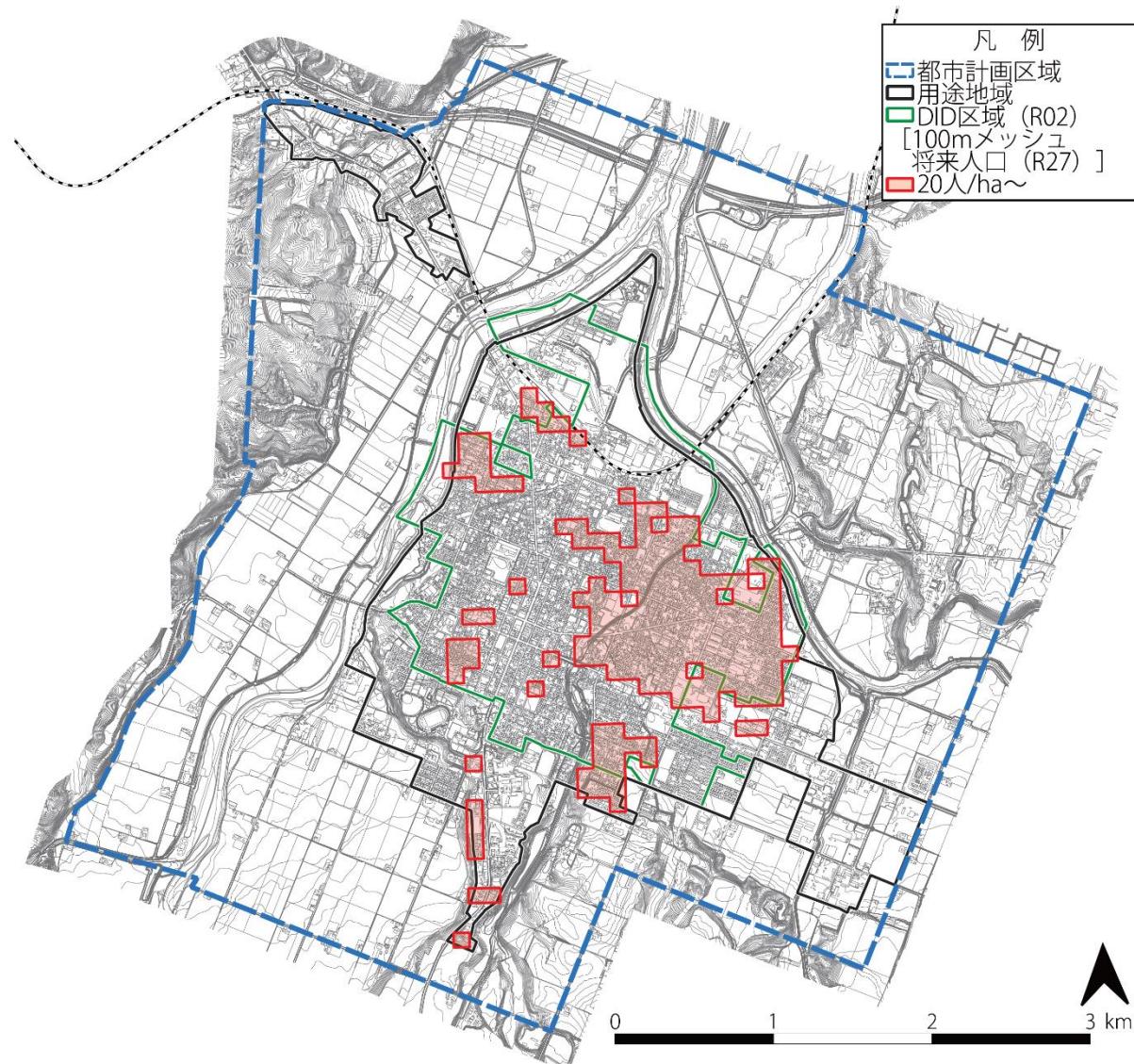
## 視点2 生活サービス機能の持続的確保

生活サービス機能の持続的確保に必要な人口密度の区域としては、直近の国勢調査に基づくDIDの範囲、若しくは、将来においても現状程度の人口密度が維持できる範囲をもとに、選定することとします。

令和2(2020)年現在のDID区域は下図に示すとおりです。

将来においても現状程度の人口密度が維持できる範囲については、令和2(2020)年の用途地域内人口密度が21.6人/ha(人口16,114人、面積747ha)であることから、令和27(2045)年における100mメッシュ将来人口20人/ha以上の区域とします。

### ■ DID区域と将来人口密度が20人/ha以上の区域



## 視点3 災害リスクの低減

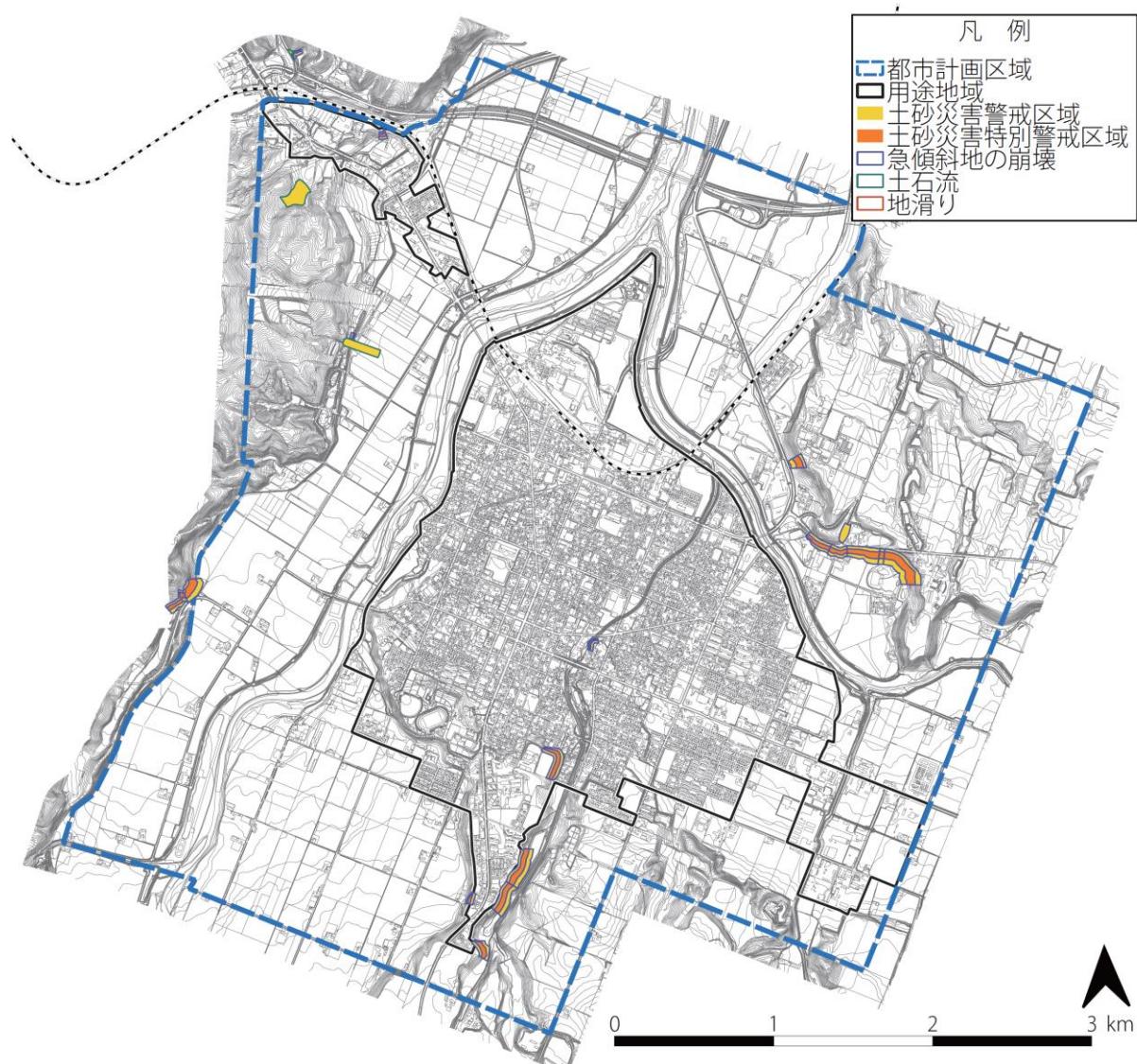
### ① 土砂災害

用途地域内の土砂災害は「急傾斜地の崩壊」で、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されています。

土砂災害特別警戒区域は、法令により居住誘導区域に定めないこととされているため居住誘導区域から除外します。

土砂災害警戒区域についても、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあるため、居住誘導区域から除外します。

#### ■土砂災害に関する区域



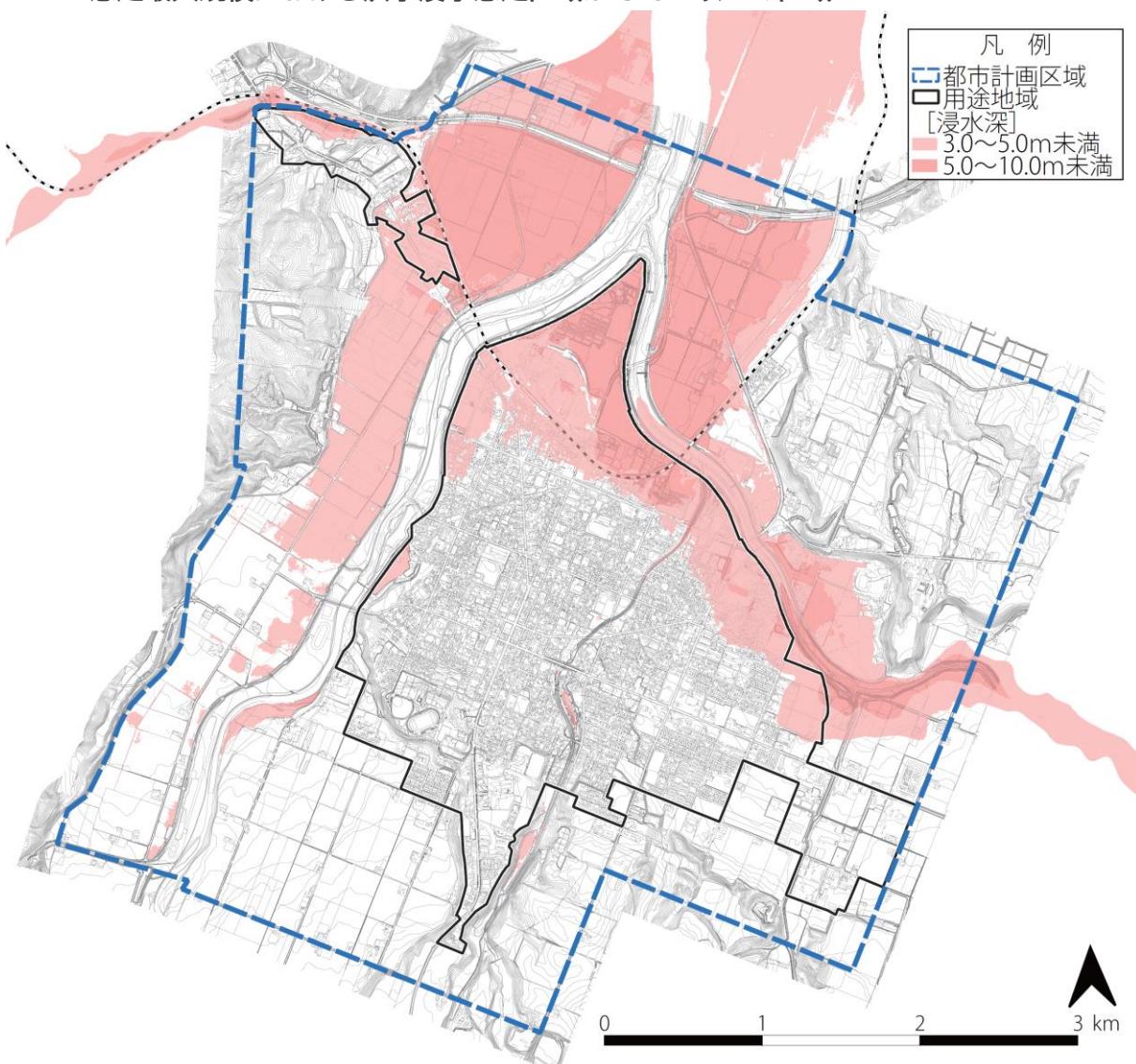
## ② 河川洪水

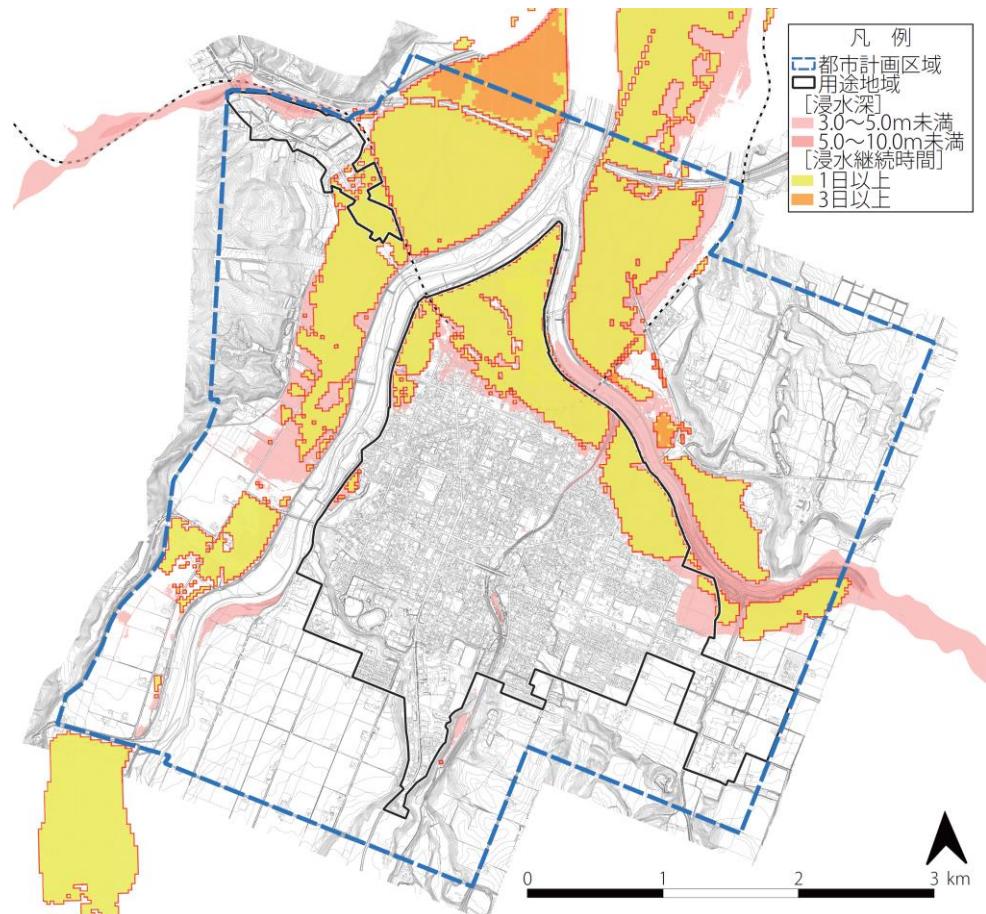
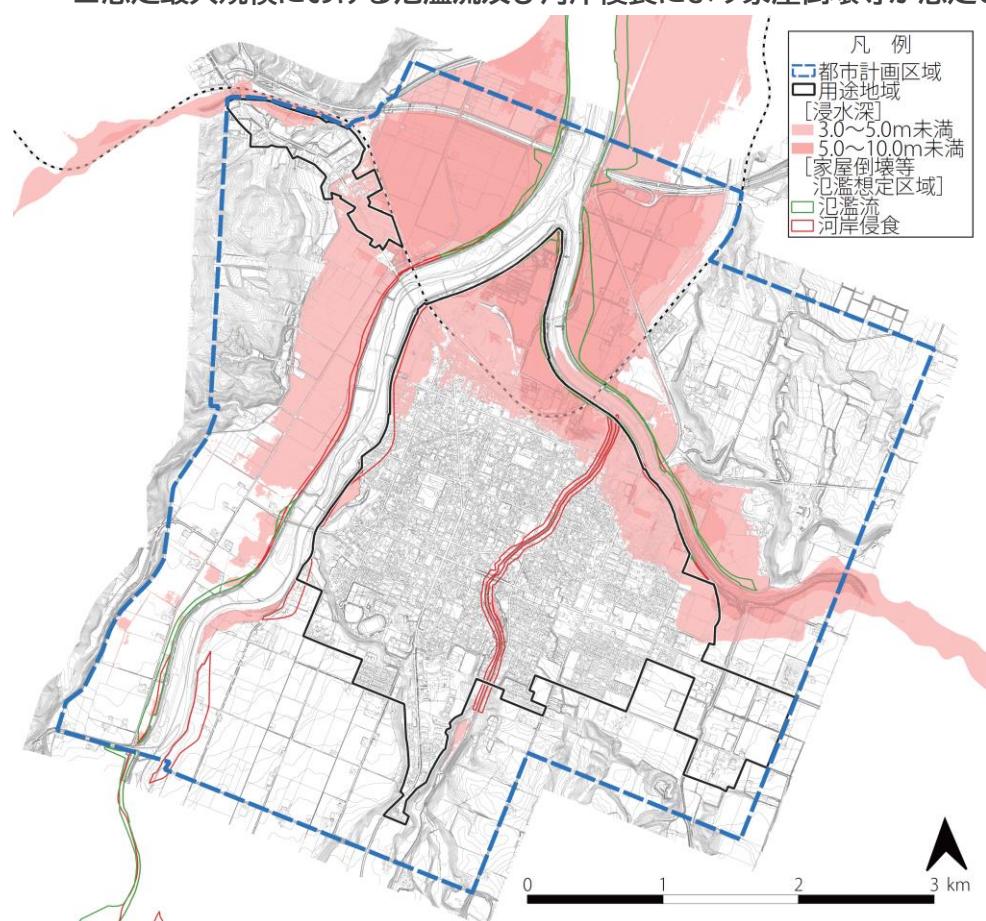
美幌町では、水防法の改定を受けて発生頻度の低い想定最大規模についても洪水ハザードマップに中小河川を反映したうえで掲載することとし、台風や集中豪雨による洪水が発生する前に、想定される浸水区域に十分注意することを町民に周知しています。

本計画では、安心して住み続けられるまちづくりを目指し、近年の災害激甚化を踏まえた備えを長期的に講じていく観点から、想定降雨量を計画規模ではなく想定最大規模とした洪水浸水想定とし、一般住宅の2階部分へ浸水が見込まれる浸水深3.0m以上となる範囲を居住誘導区域から除外します。

浸水継続時間が1日以上となる区域では、避難が遅れた場合の孤立が昼夜に及ぶこと、家屋倒壊等氾濫想定区域では、氾濫流や河岸侵食による被害を受けた場合には相応の復旧期間が必要と考えられることから、居住誘導区域から除外します。

### ■想定最大規模における洪水浸水想定区域が3.0m以上の区域



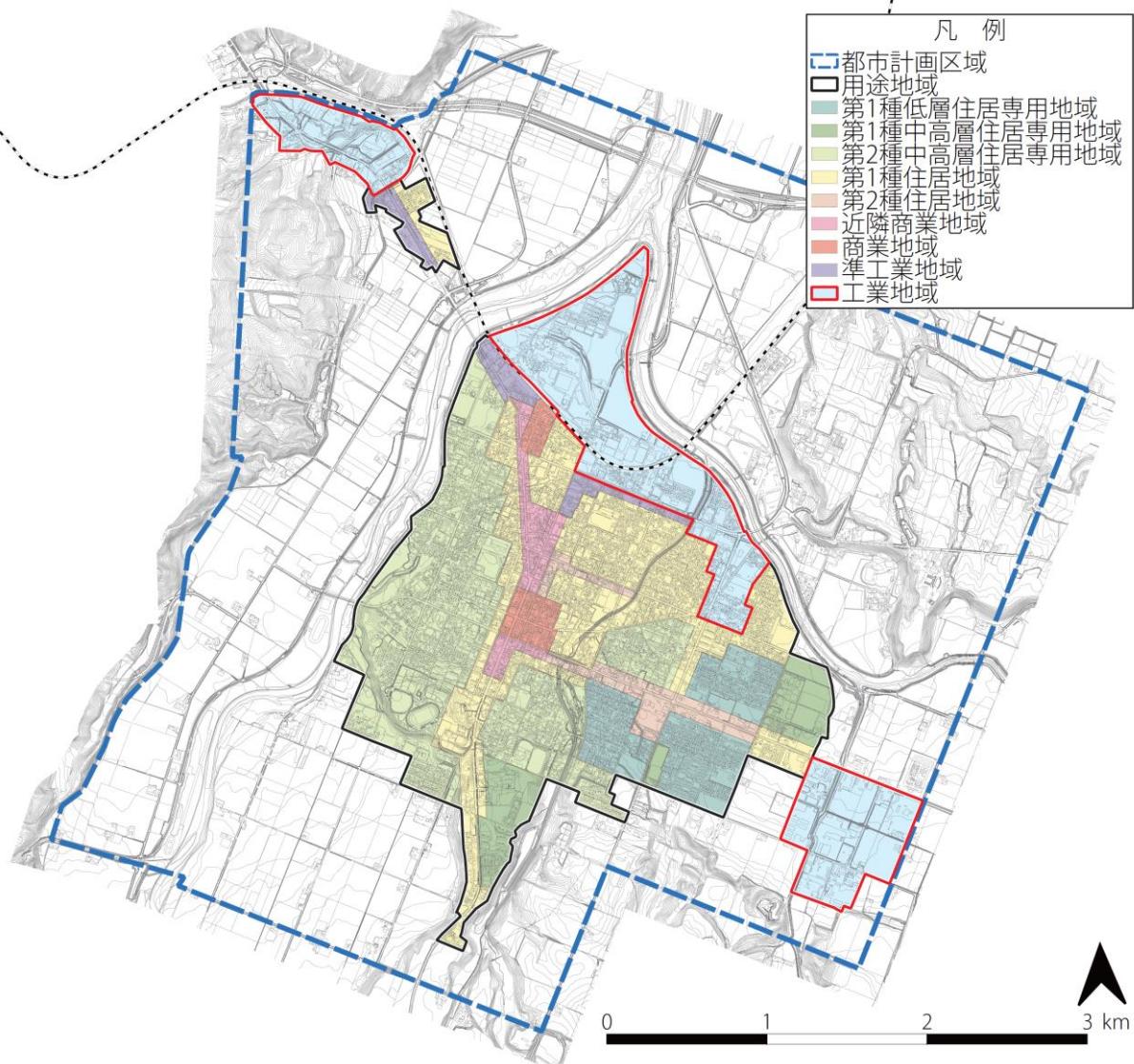
**■想定最大規模における浸水継続時間が1日以上の区域****■想定最大規模における氾濫流及び河岸侵食により家屋倒壊等が想定される区域**

## 視点4 土地利用の規制・実態

### ① 工業地

用途地域のうち工業地域は、工業地としての利用増進を前提として指定されていることから、居住誘導区域から除外します。

#### ■外縁部の工業地域の区域

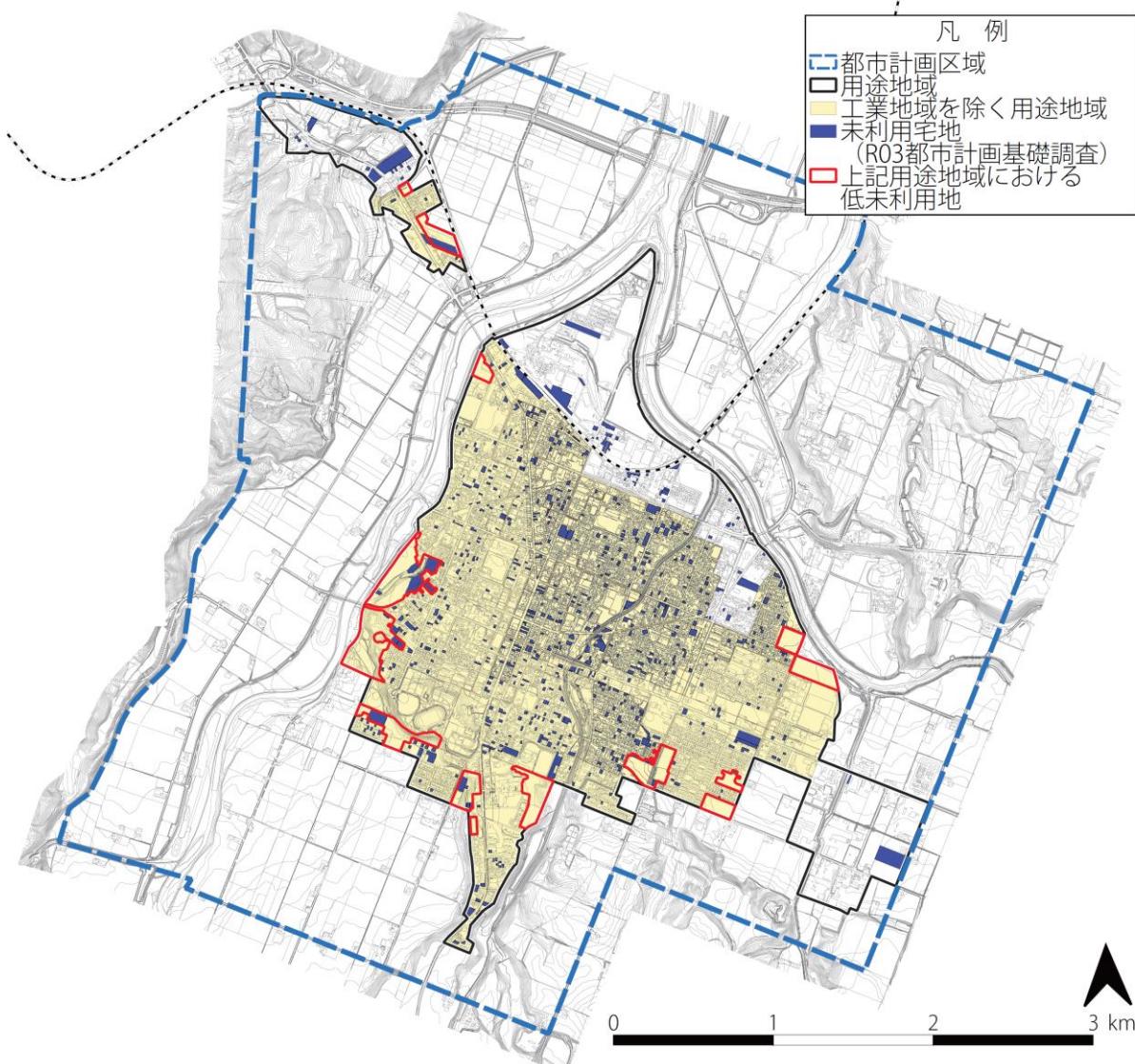


## ② 大規模未利用地

都市計画基礎調査における土地利用現況では、未利用宅地(建物跡地等の空地)が用途地域全体に点在しています。

その他の空地としては、工業地域を除いた用途地域のなかに農地、資材置場、太陽光パネルの設置に利用されている大規模な低未利用地が外縁部に点在しており、これらについては居住の誘導に適さない区域と判断します。

### ■外縁部の大規模低未利用地の区域



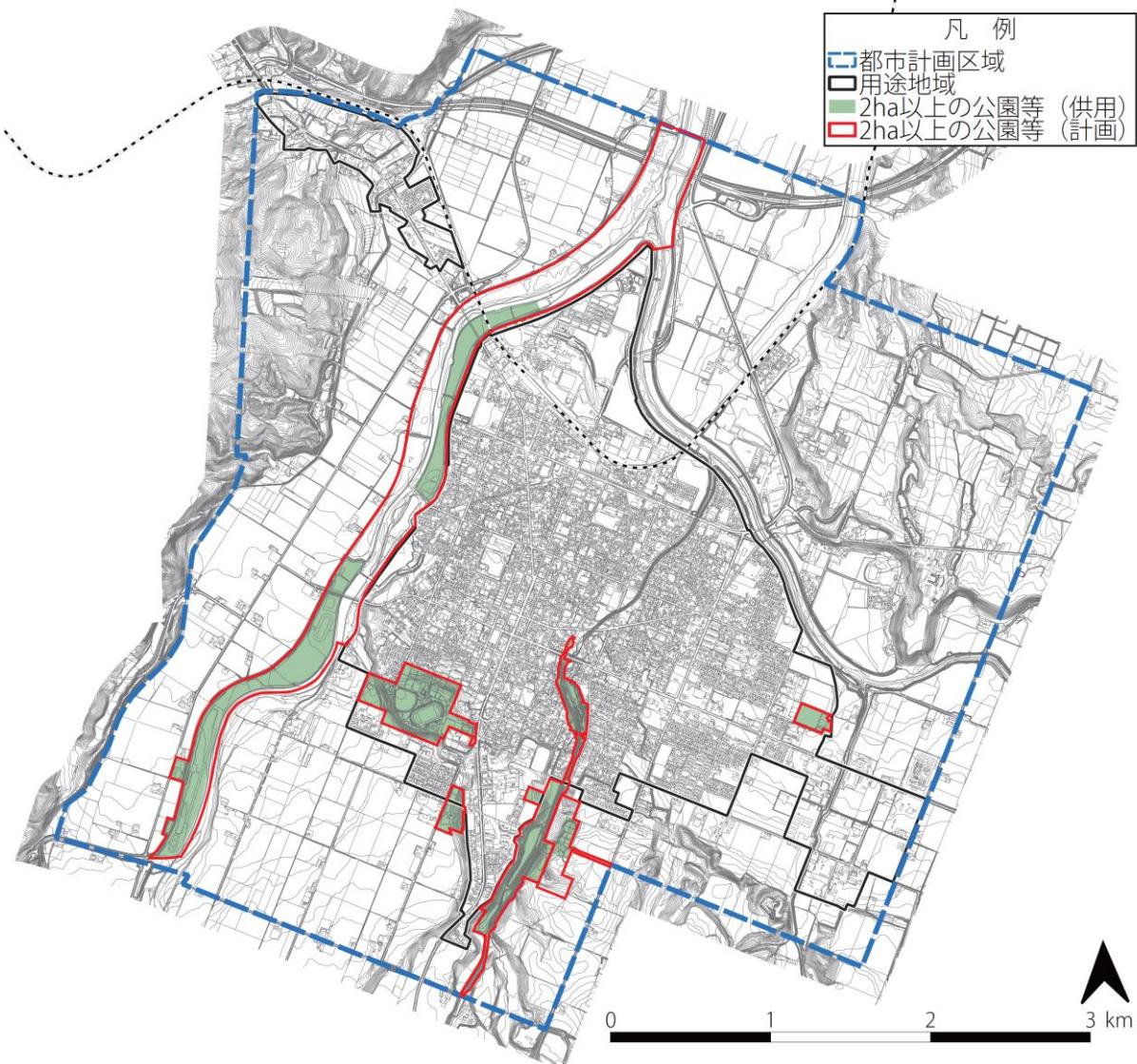
### ③ 大規模な公園等

都市計画公園では、「みとみ公園」と「柏ヶ丘公園」が2ha以上の大規模を有し、公園内での居住は想定し得ないため、居住を誘導しない区域に位置付けます。

都市計画緑地では、「網走川河畔公園」と「せせらぎ公園」、その他の公園・緑地では、「あさひ広場公園」が2ha以上の大規模を有し、都市計画公園と同様に居住を誘導しない区域に位置付けます。

「柏ヶ丘霊園」と「びほろ霊園」についても同様に、居住誘導区域に含めないこととします。

#### ■2ha以上の公園等の区域



## 7-2 居住誘導区域の設定

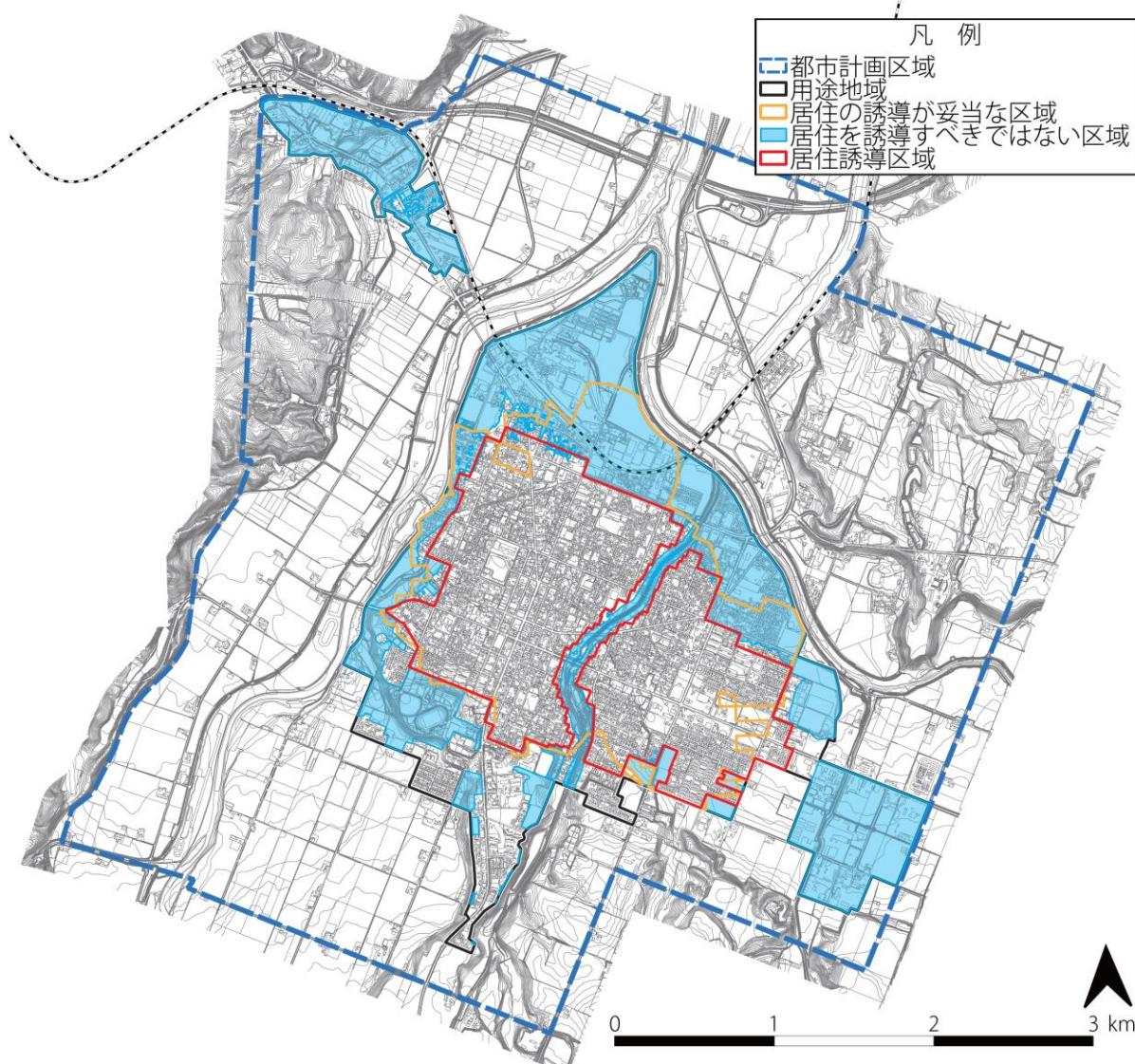
居住誘導区域の設定のための4つの視点から、「生活利便性の確保や人口密度維持の観点から居住の誘導が妥当な区域」と「土地利用の状況や防災上の観点から居住を誘導すべきではない区域」を整理しました。

“居住の誘導が妥当な区域”については、「利便施設分布状況による範囲内」と「人口密度が維持される範囲内」が重複する範囲とします。

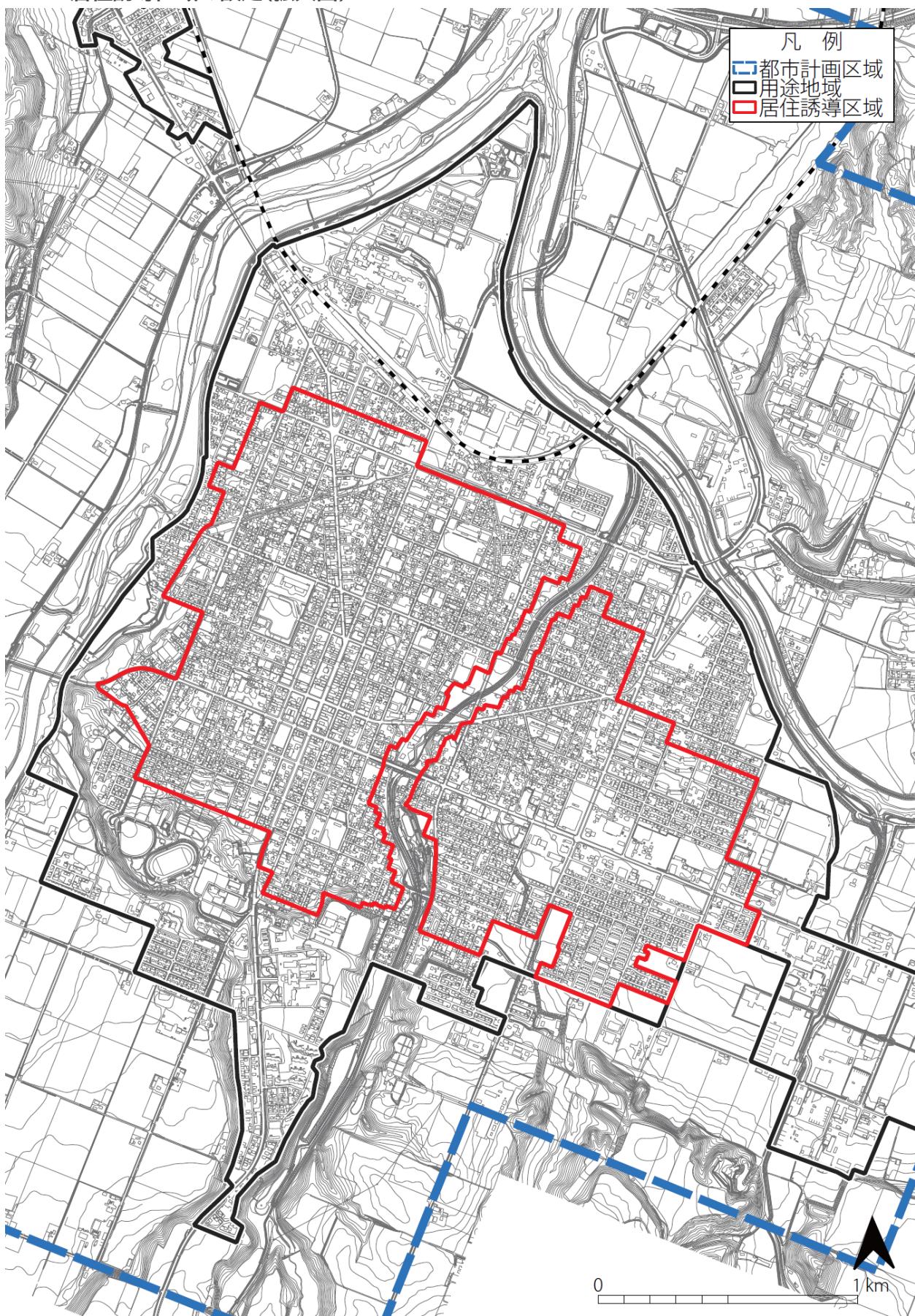
「居住の誘導が妥当な区域」から「居住を誘導すべきではない区域」を除外し、将来的に町民が住まう場所として適切なエリアを定めます。

最終的には、道路中心線などの地形地物を考慮して、居住誘導区域に設定します。

### ■居住誘導区域の設定



■居住誘導区域の設定(拡大図)



居住誘導区域面積: 311.8ha(用途地域の 41.7%、工業地域を除く用途地域の 56.2%)

【立地適正化計画編】

# 第8章

# 都市機能誘導区域の設定

## 8-1 都市機能誘導区域設定の考え方

### (1) 基本的な考え方と区域像

都市機能誘導区域は原則として、居住誘導区域内に設定されるものであり、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

区域設定に際しては、都市全体を見渡しながら、以下のとおり設定するよう国が定めています。

#### ■都市機能誘導区域の検討内容

##### 基本的な考え方

原則として居住誘導区域内に設定し、

- 鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域
- 都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

##### 望ましい区域像

- 各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能な区域
- 公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域として的一体性を有している区域
- 主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していたところなど従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

※国土省「立地適正化計画作成の手引き」より

## (2) 設定のための視点

都市機能誘導区域は、居住誘導区域、前項の基本的な考え方に基づき、次の3つの視点により設定します。

視点1 都市計画マスターplanや都市の骨格構造における「拠点」の位置づけ

視点2 公共交通のアクセス性・利便性

視点3 都市機能施設の集積・回遊性、災害リスク

都市機能誘導区域の設定

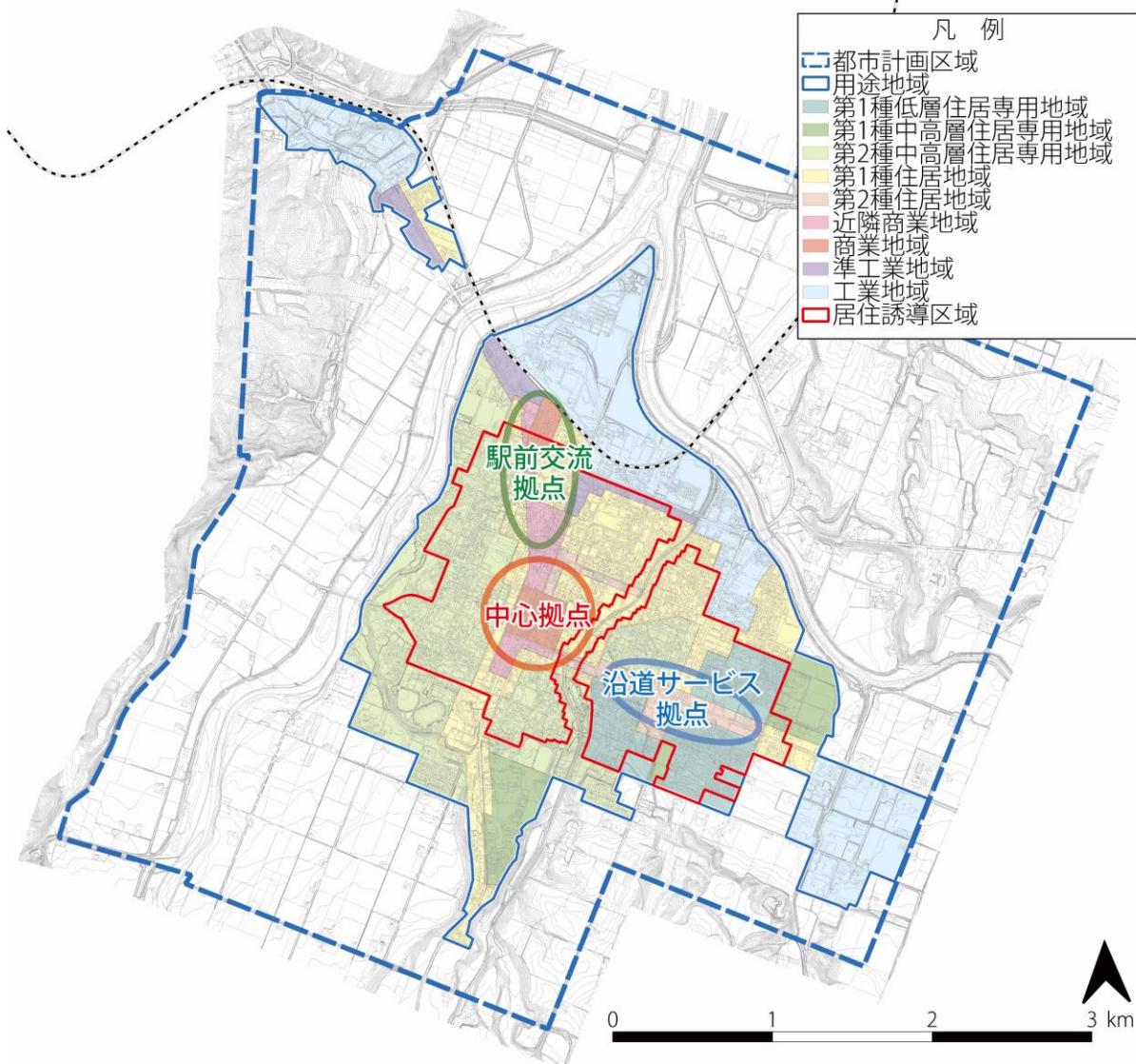
### ■美幌町における都市機能誘導区域設定の考え方

視点	美幌町における考え方(判断基準)
都市計画マスターplanや都市の骨格構造における「拠点」の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスターplanにおける将来都市構造や、本計画における「目指すべき都市の骨格構造」における拠点を基本に区域設定を行います。</li> </ul>
公共交通のアクセス性・利便性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹的な都市間交通機能や周辺からのバス路線数の状況によるアクセス性、複数運行区間の状況による利便性の観点から区域を選定します。</li> </ul>
都市機能施設の集積・回遊性、災害リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市運営に必要な機能や町民の暮らしを支える機能の集積状況、今後の土地利活用を踏まえて区域を選定します。</li> <li>・浸水想定などの災害リスクが見込まれる区域を除外して設定した居住誘導区域の外側に設定する際は、防災対策の実施など安全性に十分配慮することとします。</li> </ul>

## 視点1 都市計画マスターPLANや都市の骨格構造における「拠点」の位置づけ

第7章で設定した居住誘導区域内に設定することを原則としつつ、『第3章 将来都市像』における「将来都市構造」、及び『第6章 計画の基本方針』における「目指すべき都市の骨格構造」を踏まえ、区域を設定します。

### ■中心拠点、駅前交流拠点、沿道サービス拠点



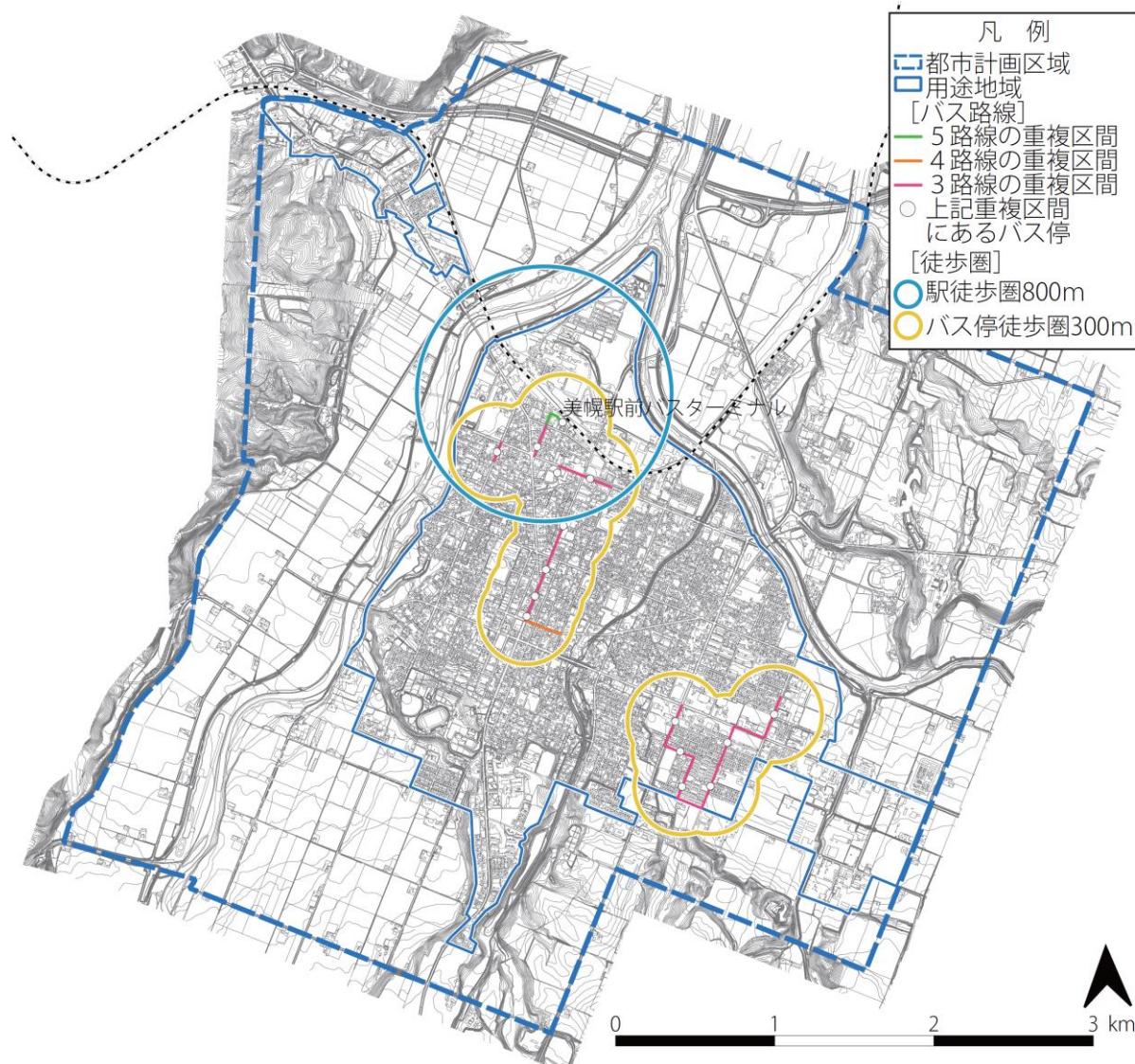
## 視点2 公共交通の利便性・アクセス性

JR石北本線美幌駅には上下合わせて一日 27 本の列車が運行(うち8本が特急)しており、基幹的な都市間交通として機能しています。

路線バスについては、令和4年 12 月の見直しにより5路線(うち3路線は高校生の通学に配慮したもの)の運行に変更し、全ての便を駅前バスターミナル発着にするなど、市街地における公共交通のアクセス性を高めています。

また、市街地には複数のバス路線が運行している区間もみられることから、これらは周辺からの公共交通による利便性が高い区域として、都市機能誘導区域に含めるものとします。

### ■駅及びバス路線重複区間の区域



### 視点3 都市機能施設の集積・回遊性、災害リスク

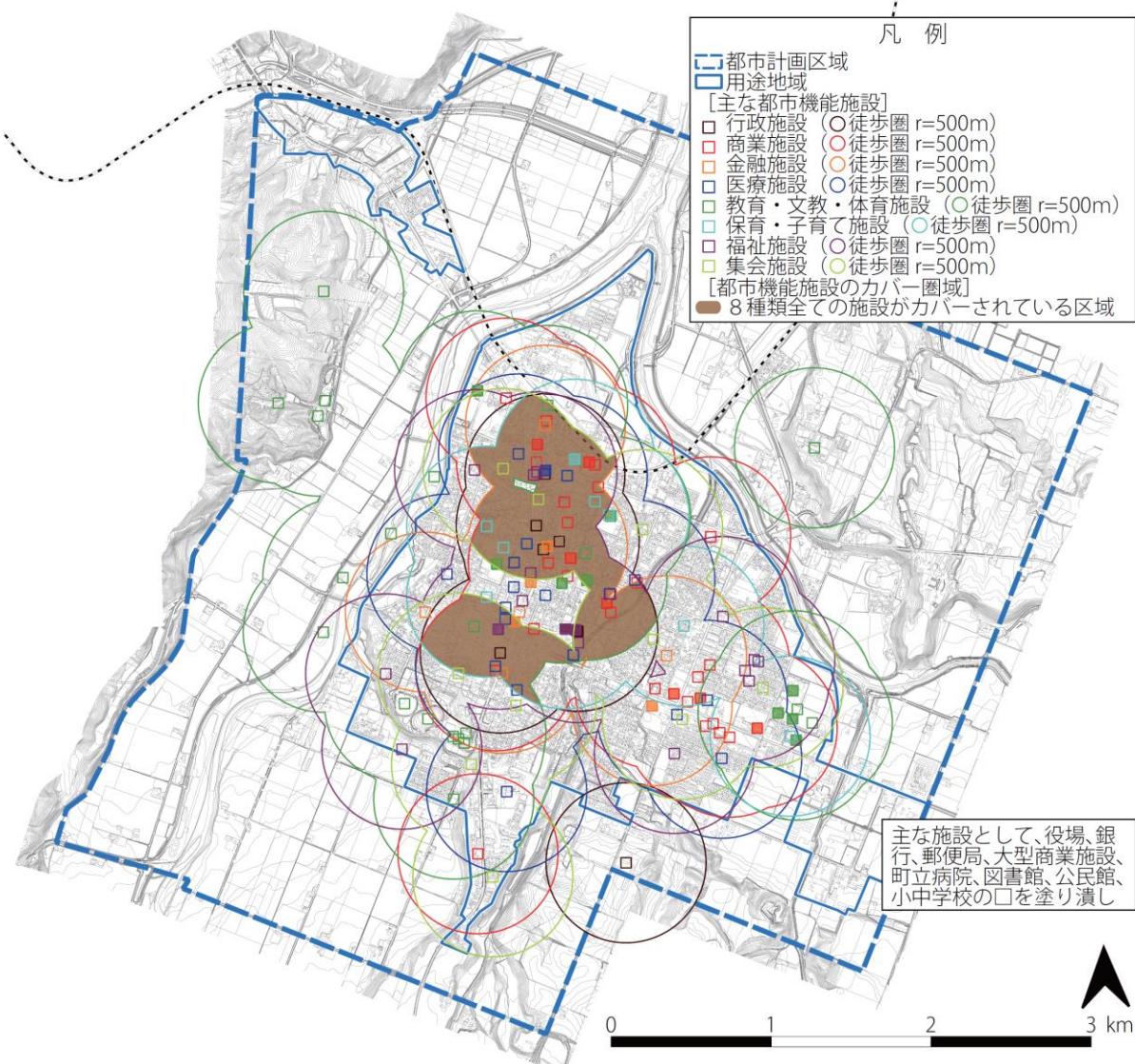
主な施設の多くは、JR 美幌駅から国道 240 号沿道周辺を介しての役場周辺と、東部の国道 243 号沿道周辺に分布しています。

8種別の都市施設すべての徒歩圏にカバーされる区域も一部に分布し、利用者の回遊性を支えています。

都市運営に必要な行政機能や金融機能、町民の快適な暮らしを支える商業機能や医療機能、交流機能など、拠点に持たせる特性に応じた施設の集積状況を踏まえるとともに、新たな施設誘導など今後の土地の利活用や、将来的な少子化を背景とする小中学校の最適化と共に伴う跡地活用を踏まえて区域を設定します。

防災・減災の観点から居住誘導区域については洪水浸水を考慮したものになっていますが、都市機能施設が一部居住誘導区域外に立地している箇所については、機能誘導や転出抑制の観点から必要な区域を見極めた上で、必要な防災対策の実施など安全性に十分配慮することを念頭に、都市機能誘導区域に含めるものとします。

#### ■8種別の都市施設の位置と徒歩圏

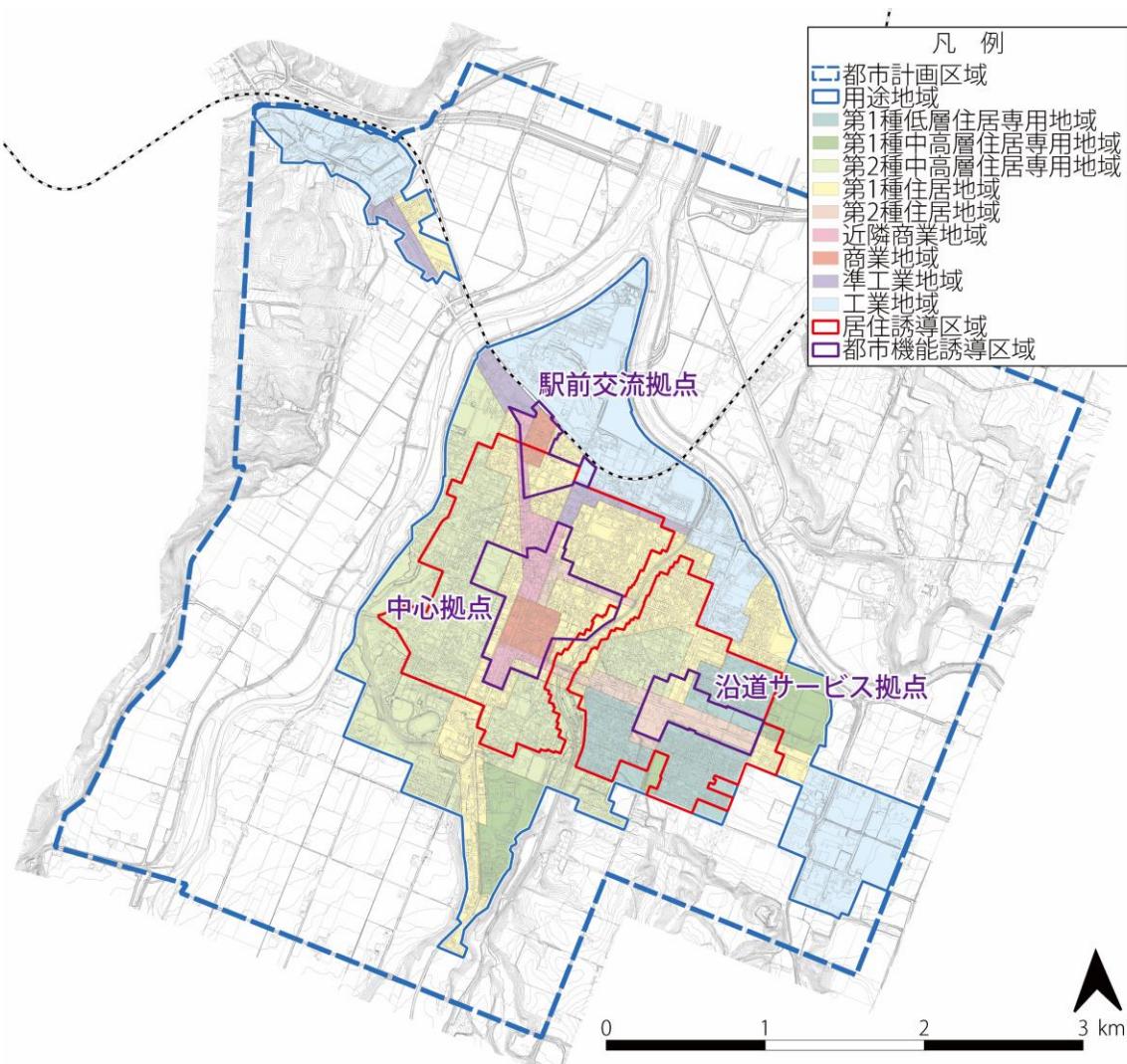


## 8-2 都市機能誘導区域の設定

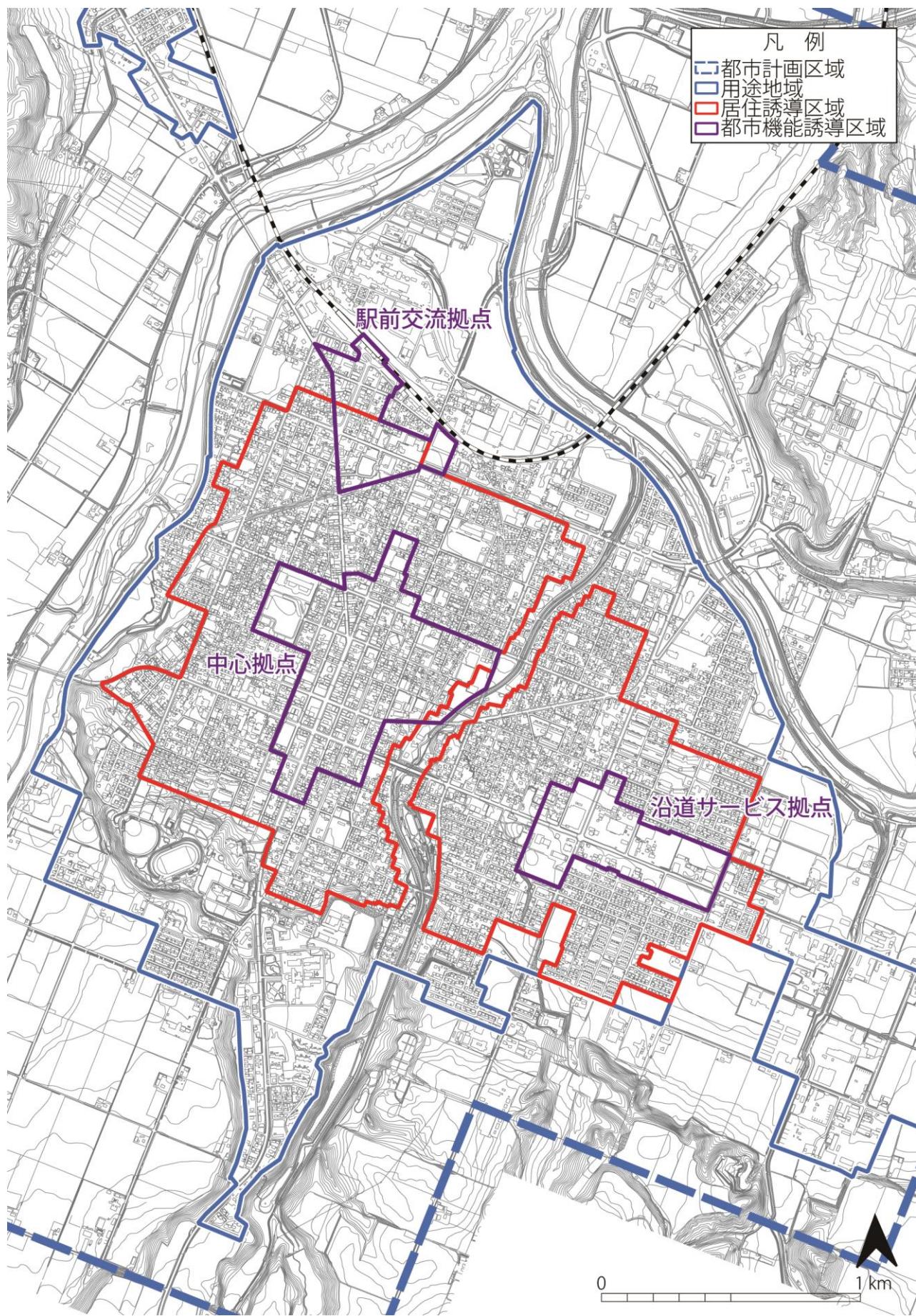
前項で整理した「都市計画マスター プランや都市の骨格構造における「拠点」の位置づけ」、「公共交通の利便性・アクセス性」、「都市機能施設の集積・回遊性」を踏まえ、道路中心線などの地形地物を考慮した区域界により、下図に示す3地区を設定します。

種別	拠点特性	方向性
中心拠点	都市活動を支える拠点として、国道240号沿道を中心として、商業施設や金融施設のほか、役場や図書館、市民会館が立地している区域	公共施設並びに商業機能の充実と利便性を高め、町民による賑わいに加えて本町を往来する通勤者や観光客なども新たに取り込み、更なる活力と賑わいを創出
駅前交流拠点	JR 美幌駅やバスターミナルなど交通結節機能、駅に併設された物産館や林業館、観光案内所が整備され、その周辺には商業施設や医療施設、教育・文教・体育施設などが立地している区域	まちの交通の拠点かつ、玄関口として賑わいのある市街地を形成
沿道サービス拠点	日常生活利便施設の集積や、国道を介し美幌峠や屈斜路湖方面と接続し人・モノの往来がある区域	交通利便性を生かした町民の更なる利便性向上に向け沿道サービス施設の立地を促進

### ■都市機能誘導区域の設定



■都市機能誘導区域の設定(拡大図)



都市機能誘導区域面積: 84.6ha(用途地域の 11.3%、工業地域を除く用途地域 15.2%)

## 8-3 都市機能誘導施設の設定

### (1) 誘導施設とは

- 誘導施設とは、商業や金融、医療や福祉など、すべての町民が将来にわたって利便性を享受し、健康で快適に暮らしていくために必要な機能で、「第8章都市機能誘導区域の設定」で設定した都市機能誘導区域への積極的な誘導や維持を図っていくべき施設です。
- 「国土交通省 都市計画運用指針 第13版」(令和6年11月8日一部改正)においては、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、以下のような施設を定めるとしています。

#### 想定される施設

- 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設。
- 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設。
- 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

※「国土交通省 都市計画運用指針 第13版」より

### (2) 本町における設定の考え方

- 誘導施設の検討にあたっては、前項の運用指針に定められた施設に加え、地域のコミュニティ活動を支える集会・交流機能を加えた8つの都市機能により設定します。
- 誘導施設は、3種類に分けた都市機能誘導区域における役割と現在における施設の充足状況に留意しながら、居住者の利便性や町民生活に与える影響、まちの魅力づくりなどの観点から検討し、機能の維持や転出を抑制すべき施設と、新たに立地を誘導すべき施設を対象とします。

#### ■拠点別の役割と施設イメージ

種別	役割	施設イメージ
中心拠点	都市活動を支える拠点	国道240号沿道を中心に立地している、商業施設や金融施設のほか、役場や図書館、市民会館など
駅前交流拠点	交通結節機能や交流機能を支える拠点	JR美幌駅やバスターミナル、駅舎に併設された交流施設など
沿道サービス拠点	町民の日常生活を支える拠点	商業施設や医療施設、教育・文教・体育施設など

## ■拠点別の都市機能施設の充足状況

都市機能	内容	具体的な施設		
		中心拠点	駅前交流拠点	沿道サービス拠点
行政	行政サービスの窓口機能を有する施設	役場庁舎	—	—
商業	日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる施設	スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア	スーパーマーケット、ドラッグストア	スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、衣料品、コンビニエンスストア
金融	銀行や郵便局などの金融機能を提供する施設	銀行、信用金庫、郵便局	郵便局	郵便局、JAびほろ
医療	総合的な医療サービスを受けることができる施設、又は日常的な診療を受けることができる施設	診療所、医院、歯科	町立病院、歯科	医院、歯科
教育・文化・体育	教育・文化サービスの拠点、地域における教育・文化活動を支える施設	小学校、図書館、市民会館（びほーる）	—	—
保育・子育て	子育て世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる施設	子育て世代包括支援センター	児童センター、子育て支援センター	—
高齢者・障がい者福祉	高齢者の生活支援や日々の介護等のサービスを受けることができる施設や高齢者向け居住施設	地域包括支援センター、保健福祉総合センター、高齢者福祉施設、通所介護	高齢者福祉施設	—
集会・交流	地域のコミュニティ活動を支える施設	市民会館	コミュニティセンター	—

### (3) 誘導施設の設定

- 前項に基づき、拠点別に誘導施設を設定します。

#### ■拠点別の都市機能誘導施設

都市機能	施設	設定方針		
		中心拠点	駅前交流拠点	沿道サービス拠点
行政	役場庁舎	○	—	—
商業	大規模商業施設	◎	○	◎
金融	銀行 信用金庫 JA	○	—	○
	郵便局	○	○	○
医療	病院	—	○	—
	診療所	◎	◎	◎
教育 文化 体育	小中学校	○	—	—
	図書館	○	—	—
	ホール	○	—	—
保育 子育て	子育て世代包括支援センター 子育て支援センター 児童センター	◎	○	—
	保健福祉総合センター	○	—	—
福祉	地域包括支援センター	○	—	—
	老人介護支援センター	○	○	—
集会 交流	交流施設 観光交流センター 地域交流センター	◎	○	—

○:維持・転出抑制を図る施設で、拠点間で差別化しないもの

◎:維持・転出抑制に加えて積極的に誘導を図る施設で、拠点間で差別化するもの

## ■施設別の根拠法令・条例等

都市機能	施設	根拠法令・条例等
行政	役場庁舎	「地方自治法第4条第1項」に基づく地方公共団体の事務所
商業	大規模商業施設	「大規模小売店舗立地法」に基づき届出対象となる店舗面積が1,000m <sup>2</sup> 以上の店舗で、食料品の取扱いがある施設
金融	銀行 信用金庫 JA	銀行法第2条第1項に規定する銀行、「信用金庫法第4条」に基づく信用金庫及び農業協同組合法第10条に規定する事業を行う組合
	郵便局	「郵便法第2条」に基づく郵便局
医療	病院	「医療法第1条の5第1項」に基づく病院で、病床数が20床以上の施設
	診療所	「医療法第1条の5第2項」に基づく診療所
教育 文化 体育	小中学校	「学校教育法第1条」で規定される施設
	図書館	「図書館法第10条」及び「美幌町図書館条例」に基づく施設
	ホール	「美幌町民会館条例」に規定される施設
保育 子育て	子育て世代包括支援センター 子育て支援センター 児童センター	「児童福祉法第6条の3第6項」に基づく地域子育て支援拠点事業を行う施設、「美幌町子育て支援センター条例」に規定される施設 「児童福祉法第40条」及び「美幌町児童センター条例」に規定される施設
	保健福祉総合センター	「美幌町保健福祉総合センター条例」に規定される施設
	地域包括支援センター	「介護福祉法第115条の46」に規定される施設
集会 交流	老人介護支援センター	「老人福祉法第20条の7の2」に規定される施設
	交流施設 観光交流センター 地域交流センター	「美幌町民会館条例」に規定される施設、「美幌町コミュニティセンター条例」に規定される施設 地区を訪れる観光客への観光案内や観光客と地域住民との交流のための施設

## 8-4 誘導施策の設定

### (1) 誘導方針と誘導施策

- 第6章 計画の基本方針における「課題解決のための誘導方針・施策の方向性」に基づき、居住誘導区域・都市機能誘導区域における取組を推進するため、具体的な施策を整理します。

#### ■誘導方針と誘導施策

誘導方針	施策の方向性	誘導施策
都市機能集積拠点と利便性の高い生活機能集積拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き店舗の有効活用や出店促進</li> <li>● 民間活力の導入の検討</li> <li>● 公共施設の機能再編・集約</li> <li>● ウオーカブルなまちづくりによる賑わいの創出</li> <li>● 都市機能施設の誘導時における脱炭素化への取組促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低未利用地の有効活用</li> <li>○ 空き家・空き店舗の利活用促進</li> <li>○ 企業誘致</li> <li>○ 施設整備</li> <li>○ 公共施設の統廃合・複合化、ZEB化(民間活力の導入検討を含む)</li> </ul>
すべての人が暮らしやすい生活拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来人口を見据えた居住誘導区域の設定</li> <li>● 町民ニーズの高い「買物」「医療」「福祉」「教育」のサービス環境の充実による転出抑制</li> <li>● 歩いて暮らせるまちづくりの推進(徒歩圏内への都市機能施設の集約、歩きたくなる空間整備)</li> <li>● デジタル技術を活用した暮らしやすさの向上(行政手続き、生活支援サービスなど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低未利用地の有効活用</li> <li>○ 空き家・空き店舗の利活用促進</li> <li>○ 企業誘致</li> <li>○ 移住定住促進</li> <li>○ 公営住宅の整備・適正配置</li> </ul>
誰もが利用しやすく円滑な交通体系の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが利用しやすい持続可能な交通体系の構築</li> <li>● アクセス利便性の向上(除雪、交通量に合わせた道路整備など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路整備</li> <li>○ 公共交通における新技術導入の研究</li> </ul>
安心・安全なまちづくりのための防災・減災対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害リスク回避のための立地規制や移転促進</li> <li>● 各誘導区域から浸水想定区域の除外</li> <li>● 浸水想定区域における危険箇所の周知や避難体制の整備・充実(特に迅速で適切な情報提供のための情報発信力の強化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅の耐震化</li> <li>○ 未改修公共施設の耐震化</li> <li>○ 治山・治水対策</li> <li>○ 内水氾濫ハザードマップの作成</li> <li>○ 施設整備時の浸水対策</li> </ul>

## (2) 誘導施策

居住 : 居住誘導に関する施策  
都市機能 : 都市機能誘導に関する施策

### ① 未利用地の有効活用 【財務課・政策推進課・建設課】

**居住** **都市機能**

- 未利用状態の町有財産については、売払及び貸付地等を積極的に進めます。また、民間所有等の未利用地については、休廃止時に誘導施設設置者に課される届出制度をはじめ、民間事業者との連携の下、有効な利用促進策を検討します。
- 立地適正化計画で定める居住誘導区域外のうち、住居系用途地域の将来の土地利用のあり方については、周辺土地との一体性など、それぞれの地域特性を踏まえて、用途地域の見直しなどの検討を行います。

【関連計画・事業】美幌町財政運営計画

### ② 空き家の利活用促進 【商工観光課・政策推進課・建設課】

**居住** **都市機能**

- 発生抑制に向けては、安心・安全・快適に暮らし続けていけるための住宅リフォーム・耐震改修、店舗改修を支援します。
- 利活用に向けては、「北海道空き家情報バンク」の活用促進のほか、空き店舗を活用した家賃補助、除去後の跡地活用への支援策を民間事業者との連携の下、検討します。特に新築住宅は、未利用地の取得促進として、空き家を除却後に新築される場合に、除却費用の上乗せ支援を行うなど、誘導区域内への誘導を見据えた既存制度の見直しなど制度充実を検討します。また、中心市街地の空き店舗等の除却については、跡地利用として、商業施設の立地促進のほか、緑化などによるコミュニティ醸成を図られるような活用策を検討します。
- 「準防火地域」については、防火対策に要する費用増を懸念し新築が進まない状況を踏まえ、居住誘導区域への建て替えや居住誘導を促進すべく、住居系用途地域における地域縮小を検討します。更に、誘導区域設定を契機に、一部の商業系用途地域の住居系用途地域への見直しと準防火地域縮小を検討します。

【関連計画・事業】美幌町空家対策計画、各種リフォーム等助成事業、北海道空き家情報バンク

### ③ 企業誘致 【商工観光課・建設課】

**居住** **都市機能**

- 産業振興及び雇用拡大を図るため、工場・宿泊施設などの増設・移設企業に対し、設備投資などに係る支援を行います。また、地域課題に合致する地域産材や空き店舗の利活用などの支援策についても検討します。
- 稻美地区の国道243号沿線については、ポテンシャルを最大限に活かすよう、比較的大規模な商業・業務系施設整備に適した敷地を確保できる用途地域界への再設定と、民間商業施設の企業誘致を検討します。

【関連計画・事業】美幌町企業立地促進条例

**④ 施設整備【商工観光課・建設課・社会福祉課】**

居住 都市機能

- 商業施設や金融施設等の立地に向けては、官民連携による市街地再開発事業による施設整備の導入を図り、中心地の土地の利用促進や町民ニーズの高い誘導施設の整備を推進するとともに、開業医支援制度をはじめ、既存制度の見直しなど民間誘導施設への支援制度を検討します。

【関連計画・事業】都市再生整備事業、都市構造再編集中支援事業

**⑤ 公共施設の多機能化・複合化、耐震化、ZEB 化**

【財務課・環境管理課・建設課】

居住 都市機能

- 誘導施設となる公共施設については、耐震化を推進し、建て替えの際は、多機能化や複合化により再編・集約を行います。また、滞在空間の創出のため、公園や緑地等の整備も併せて検討します。
- 公共施設を新設する際は、原則 ZEB Ready 相当(50%以上の省エネ)を目指し、施設整備にあたっては、エリア価値の向上や賑わい創出を見据えた、PFI 等民間活力導入も検討します。

【関連計画・事業】美幌町公共施設等総合管理計画、美幌町地球温暖化防止実行計画

**⑥ 移住定住促進【政策推進課】**

居住 都市機能

- 「移住定住情報サイト」を通じた情報発信により、移住体験や起業家育成、新築住宅やリフォーム費用の支援、出産・子育てに向けた支援・体制づくりを構築します。また、空き家を利活用した移住体験住宅への改修支援により、移住体験者の増加と空き家の利活用促進、将来の移住者増加へ繋げていきます。

【関連計画・事業】美幌町移住定住情報サイト

**⑦ 公営住宅の整備・適正配置【建設課】**

居住 都市機能

- 民間住宅との役割分担の下、低廉で良質な公営住宅等ストック形成に向け、老朽化が進む住棟の建替えや用途廃止を進めます。検討にあたっては、入居者の高齢化等を鑑み、誘導区域に加え、生活利便性などを考慮します。
- 入居者の高齢化や家族構成の変化による住宅の間取りと入居世帯のミスマッチを抑制するべく、家族向け住宅の有効活用に向け、単身になった場合の住み替えを新たな条件にするなどの住み替え支援策について検討し、誘導区域内の人口増加を図ります。

【関連計画・事業】美幌町住生活基本計画、美幌町公営住宅等長寿命化計画

**⑧ 道路整備【建設課】**

居住 都市機能

- 高規格・広域・都市内幹線道路による道路網構築を図るべく、関係機関への要望含め、整備・促進を図ります。
- ウォーカブルな環境づくりに向け、歩道整備を重点的に推進します。また、街路空間の再構築については、滞在空間創出のため、歩行者利便増進道路制度の活用など、歩行者利便増進空間整備を検討します。
- 市街地内の橋梁については、「予防保全型」により、点検・補修等を推進します。関連計画は、誘導区域設定後に、改めて整備の優先順位等を検討します。

【関連計画・事業】町道整備計画(中期的計画)、美幌町橋梁・トンネル長寿命化修繕計画

### ⑨ 公共交通の充実と効率化【町民活動課】

居住 都市機能

- ・デマンドバス「もーびー」について、町民要望を踏まえた運行時間や運行区域拡大など、柔軟な運行を検討します。
- ・運転手不足によるバス路線の縮小や廃止などを抑制するべく、運転手確保支援策の充実や新しい決済サービス技術導入の研究・検討を推進するとともに、路線及び運行の効率化を検討します。

【関連計画・事業】美幌町地域公共交通計画

### ⑩ 住宅の耐震化【建設課・政策推進課】

居住 都市機能

- ・地震発生時の住宅倒壊等の対策として、耐震診断・設計・改修工事に要する費用を支援します。また、空き家の利活用支援については、耐震化を要件化します。

【関連計画・事業】美幌町耐震改修促進計画

### ⑪ 治山・治水対策【環境管理課・上下水道課・建設課】

居住 都市機能

- ・河川管理者である国・道との連携強化により、整備要望をするとともに、町が管理する内水用排水ポンプの維持管理を推進します。また、誘導区域外の土地の利活用策として、植林による治水対策も検討します。
- ・崩落危険箇所等の調査、診断結果に基づき、所有者へ指導を行います。
- ・浸水が想定される地域における施設整備にあたっては、浸水対策も十分検討します。

【関連計画・事業】美幌町強靭化計画、美幌町地域防災計画

### ⑫ 内水氾濫ハザードマップの作成【上下水道課・危機対策課】

居住 都市機能

- ・美幌町 Web 版防災マップを適宜更新し、内水氾濫ハザードマップの作成を検討します。

【関連計画・事業】美幌町強靭化計画、美幌町地域防災計画

### ⑬ 施設整備時の浸水対策【危機対策課・建設課】

居住 都市機能

- ・内水氾濫における備えとして、避難所等の防災上の重要な役割を果たす施設については、安全性の確保とともに機能維持に向けた設備の浸水対策を十分検討します。
- ・洪水浸水想定区域に都市機能施設を整備する際は、水防活動に必要な水防資機材の備蓄を推進するとともに、機能維持に必要な設備については可能な限り浸水の及ばない階層への設置を検討します。

【関連計画・事業】美幌町強靭化計画、都市再生整備計画、都市構造再編集中支援事業

【立地適正化計画編】

# 第9章 防災指針

## 9-1 防災指針について

国土交通省では、防災まちづくりの推進を図るため、平成25(2013)年に「防災都市づくり計画策定指針」を定めており、この中で、都市計画の目的として自然災害による被害の抑制・軽減を明確に位置付けること、防災部局との連携により、災害リスクの評価に基づく都市計画の策定や市街地整備を進めていくこと等が示されています。

加えて、近年の頻発・激甚化する自然災害に備えるべく、防災の観点を取り入れたまちづくりが喫緊の課題となっていることから、令和2(2020)年9月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画の策定において「都市の防災に関する機能の確保に関する指針(防災指針)」の記載が位置付けられました。

居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定においては、災害リスクの低減を図る目的で土砂災害区域や河川洪水浸水深3.0m以上の区域を除外しましたが、各誘導区域内の災害リスクがゼロになったわけではなく、災害に応じた対策とまちづくりが一体となった取組を推進する必要があります

防災指針については、立地適正化計画の対象区域である都市計画区域内にて想定される様々な災害リスクを把握するとともに、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を対象として、防災上の課題と防災まちづくりに向けた取組方針を整理します。

## 9-2 災害リスクの整理

### (1) 災害ハザード情報の収集

防災指針の対象とする災害ハザード情報については以下の通りです。

#### ■対象とする災害情報一覧

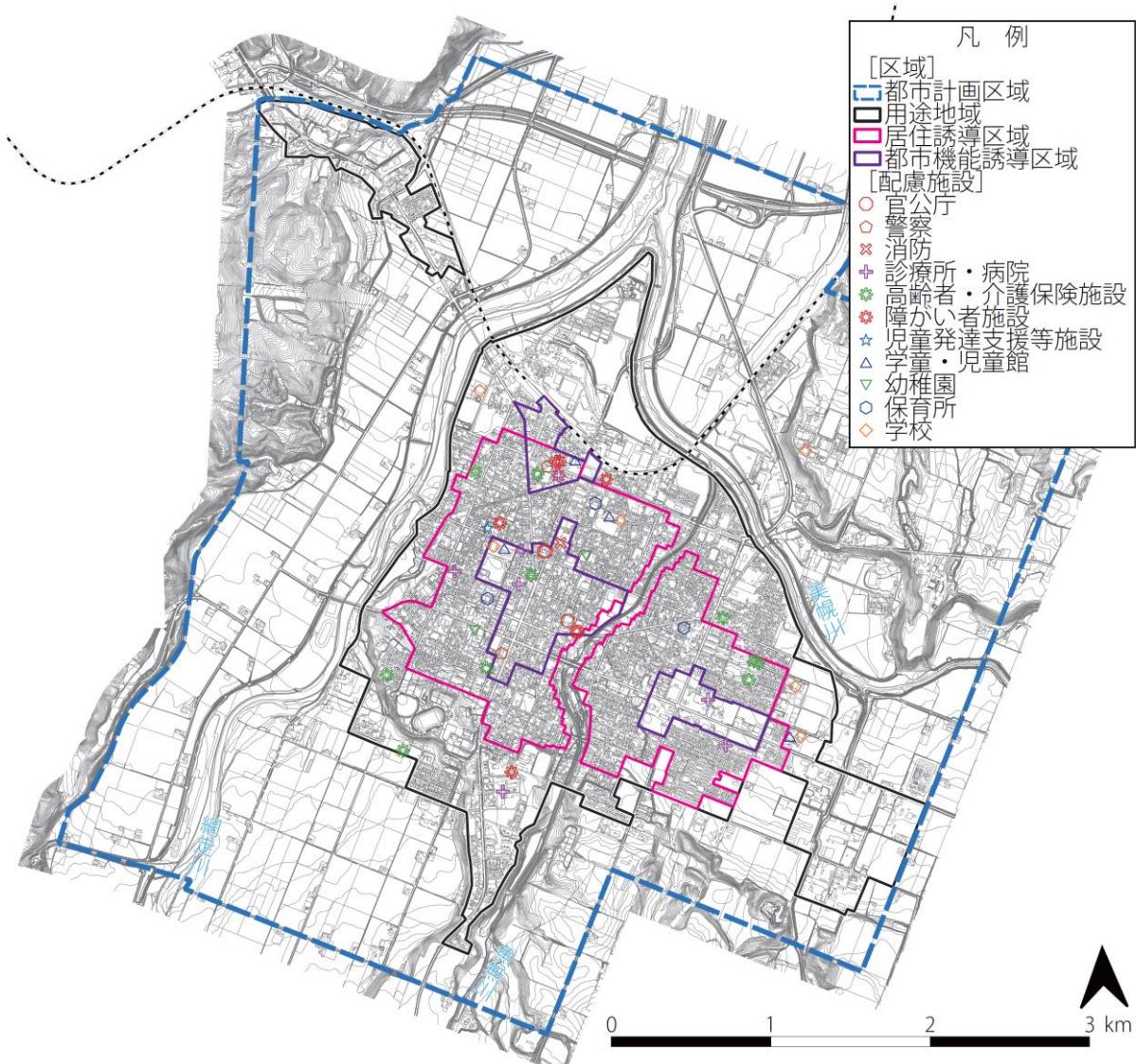
資料名				出典	備考
洪水	魚無川	洪水浸水 想定区域	想定最大規模	北海道	魚無川流域の 1 時間 総雨量 125mm
			計画規模		魚無川流域の 1 時間 総雨量 39mm
		浸水継続時間	想定最大規模		魚無川流域の 1 時間
		家屋倒壊等氾濫 想定区域	河岸侵食		総雨量 125mm
		網走川	想定最大規模	北海道 開発局	網走川流域の 24 時間 総雨量 405mm
			計画規模		網走川流域の 24 時間 総雨量 160mm
			浸水継続時間		網走川流域の 24 時間 総雨量 405mm
		美幌川	想定最大規模		網走川流域の 24 時間 総雨量 405mm
			計画規模		網走川流域の 24 時間 総雨量 160mm
			浸水継続時間		網走川流域の 24 時間 総雨量 405mm
		土砂 災害	家屋倒壊等氾濫	北海道 林野庁 北海道	氾濫流
			想定区域		河岸侵食
		土砂災害(特別)警戒地区			
		山地災害危険地区			

## (2) 配慮すべき施設

配慮すべき施設については以下の通りです。

### ■配慮すべき施設

配所すべき施設	詳細
行政施設	官公庁
	警察
	消防
医療施設	診療所・病院
要配慮者利用施設	高齢者・介護保険施設
	障がい者施設
	児童発達支援施設
要配慮者利用施設	学童・児童館
	幼稚園
	保育所
	学校

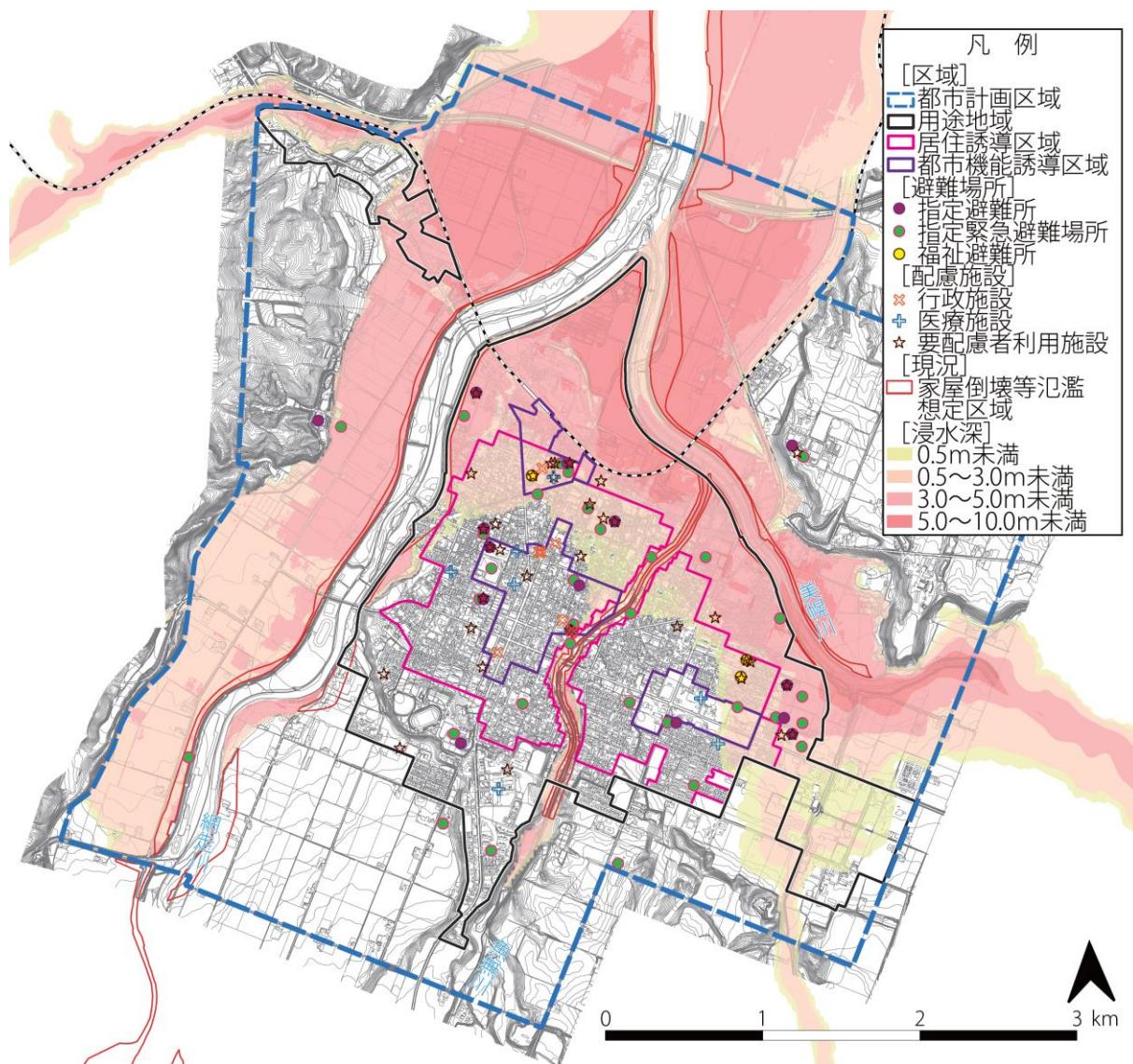


## ※参考

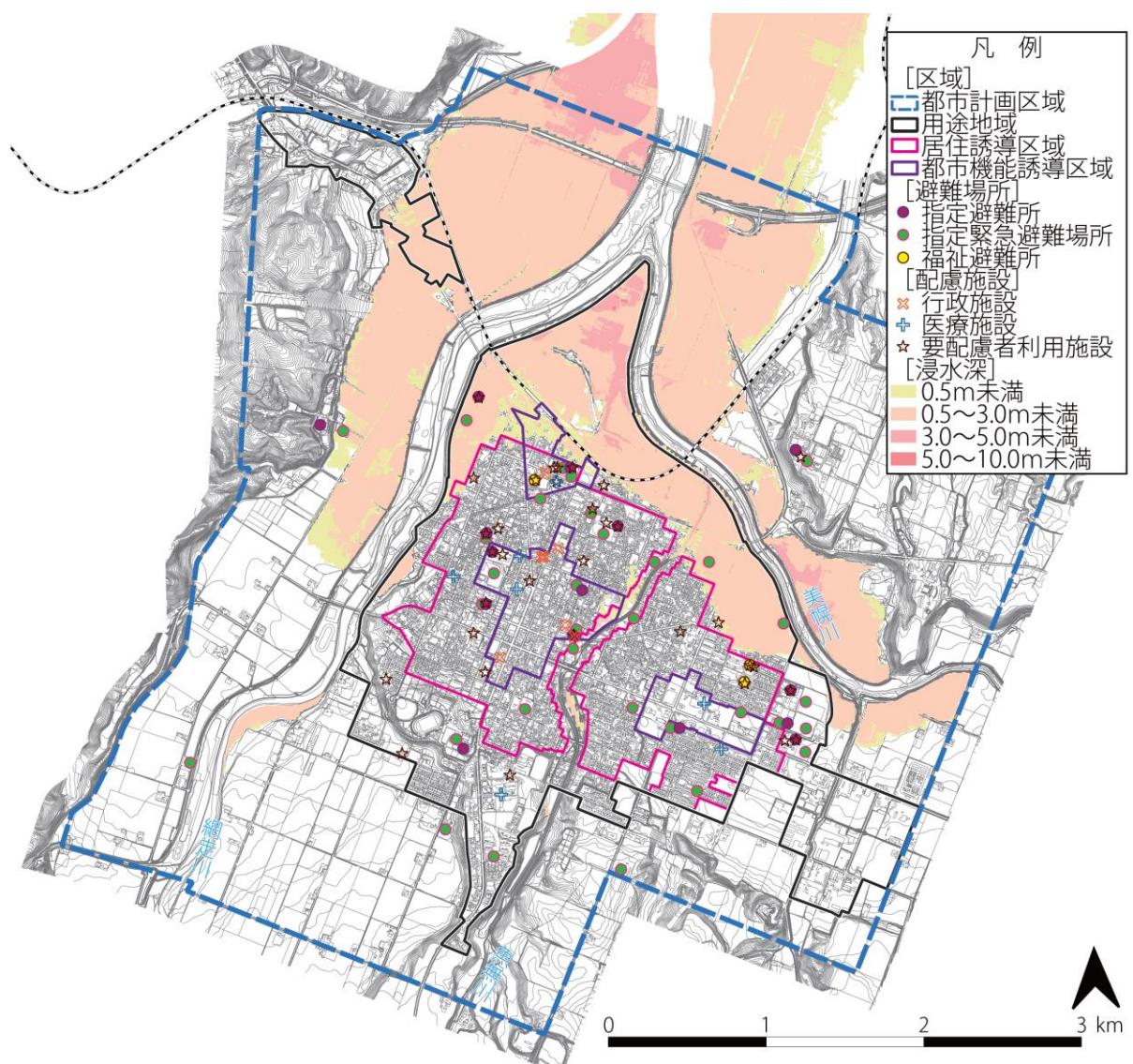
種類	施設名	住所
官公庁	美幌町役場	美幌町東 2 条北 2 丁目 25
	美幌商工会議所	美幌町仲町 1 丁目 44 経済センター2F
	ハローワーク美幌	美幌町仲町 1 丁目
	美幌町消費生活センター	美幌町東 3 条北 2 丁目 1
警察	美幌警察署	美幌町大通南 1 丁目 19
	仲町交番	美幌町仲町 2 丁目 38
消防	美幌・津別広域事務組合消防本部	美幌町栄町 1 丁目 4
診療所・病院	こばやし内科クリニック	美幌町西 1 条北 4 丁目 5
	田中医院	美幌町西 1 条北 3 丁目 1
	みやざわクリニック	美幌町元町 7-1
	玉川医院	美幌町稻美 90-134
	美幌皮膚科	美幌町稻美 89-56
	美幌町立国民健康保険病院	美幌町仲町 2 丁目 38-1
	美幌動物病院	美幌町青山北 51-8
	美幌療育病院	美幌町美富 9
	特別養護老人ホーム 緑の苑	美幌町稻美 105-7
高齢者・介護保険施設	介護老人保健施設 アメニティ美幌	美幌町仲町 2 丁目 38-2
	アメニティ美幌あさひグループホーム	美幌町稻美 105-6
	グループホーム和とりさと館	美幌町鳥里 2 丁目 5
	グループホームほうゆう	美幌町元町 28-42
	すろー・らいふ美幌	美幌町野崎 11-1
	デイサービスセンターみんと美幌	美幌町日の出 1 丁目 2-4
	アメニティ美幌あさひデイサービスセンター	美幌町稻美 105-6
	希望のつぼみ美幌	美幌町大通北 4 丁目 19-4
	小規模多機能ホーム 夢ふうせん この花	美幌町西 1 条南 2 丁目 8-2
	コミュニティーハウスあかり	美幌町仲町 1 丁目 141-40
障がい者施設	美幌町地域活動支援センターよりみち	美幌町新町2丁目 3
	美幌地域就労支援センターえくぼ	美幌町東 3 条北 2 丁目 1
	ワークセンターぴぼろ	美幌町美富 9
	マイスペース美幌	美幌町仲町 2 丁目 1
	ワークセンターぴぼろ新町あすなろ	美幌町新町2丁目 3
	ソング、スマイル	美幌町新町 1 丁目 7-18
児童発達支援等施設	子ども発達支援センター	美幌町仲町 1 丁目 142-69
学童・児童館	美幌学童保育所	美幌町西 2 条北 4 丁目 1-6
	東陽学童保育所	美幌町栄町 3 丁目 6
	旭学童保育所	美幌町稻美 140-2
	児童センター	美幌町新町 1 丁目 37-1
幼稚園	認定こども園 美幌藤幼稚園	美幌町栄町 1 丁目 10-6
	認定こども園 美幌大谷幼稚園	美幌町西 2 条南 1 丁目
保育所	美幌保育園	美幌町西 2 条北 2 丁目 4
	東陽保育園	美幌町栄町 4 丁目 4
	ひまわり保育園	美幌町三橋南 32-5
学校	美幌小学校	美幌町西 2 条北 4 丁目
	東陽小学校	美幌町栄町 3 丁目 6-6
	旭小学校	美幌町稻美 140-2
	美幌中学校	美幌町稻美 130-5
	北中学校	美幌町鳥里 4 丁目
	美幌高等学校	美幌町報徳 94

### (3) 洪水に関する情報

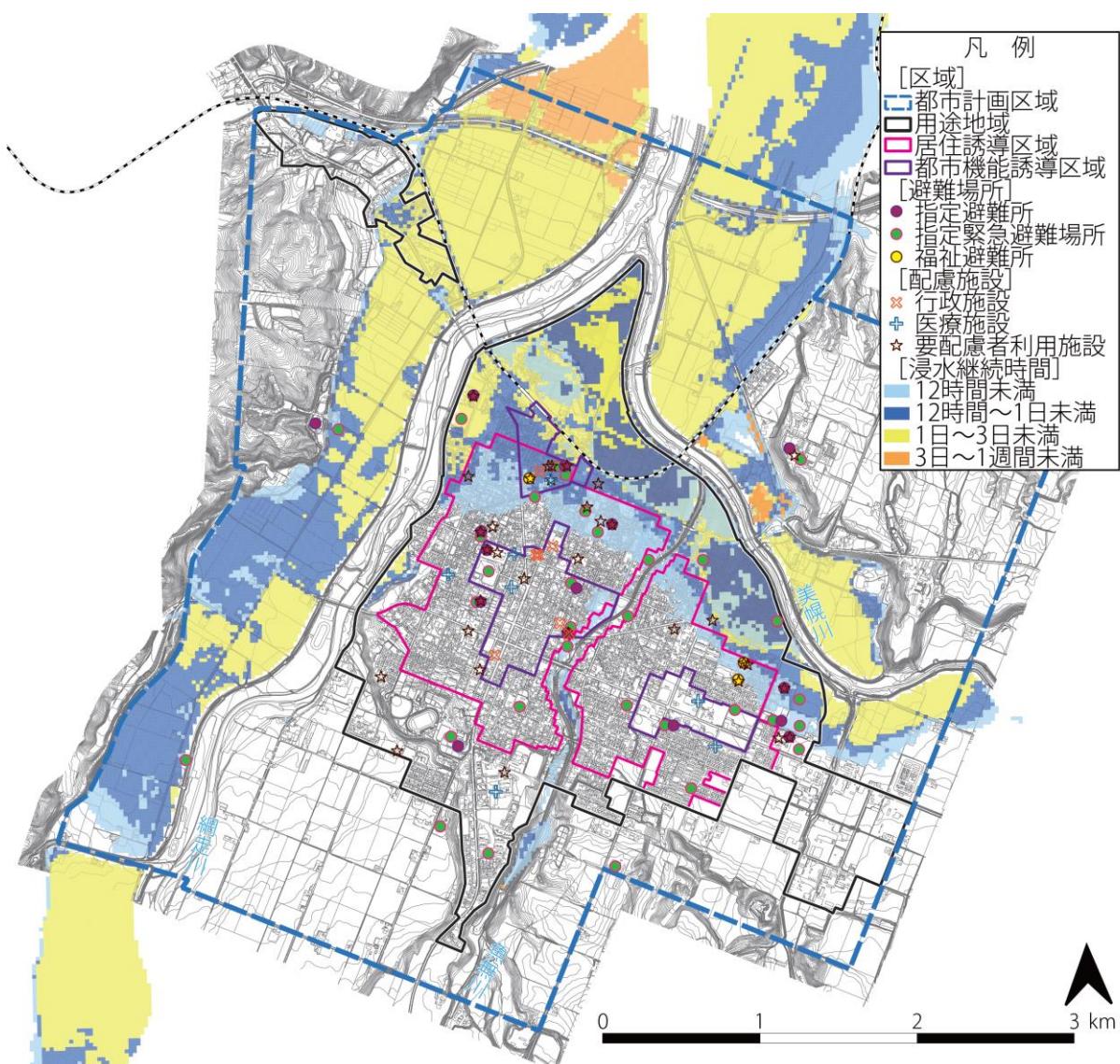
#### ① 魚無川・網走川・美幌川洪水浸水想定区域(想定最大規模)



## ② 魚無川・網走川・美幌川洪水浸水想定区域(計画規模)

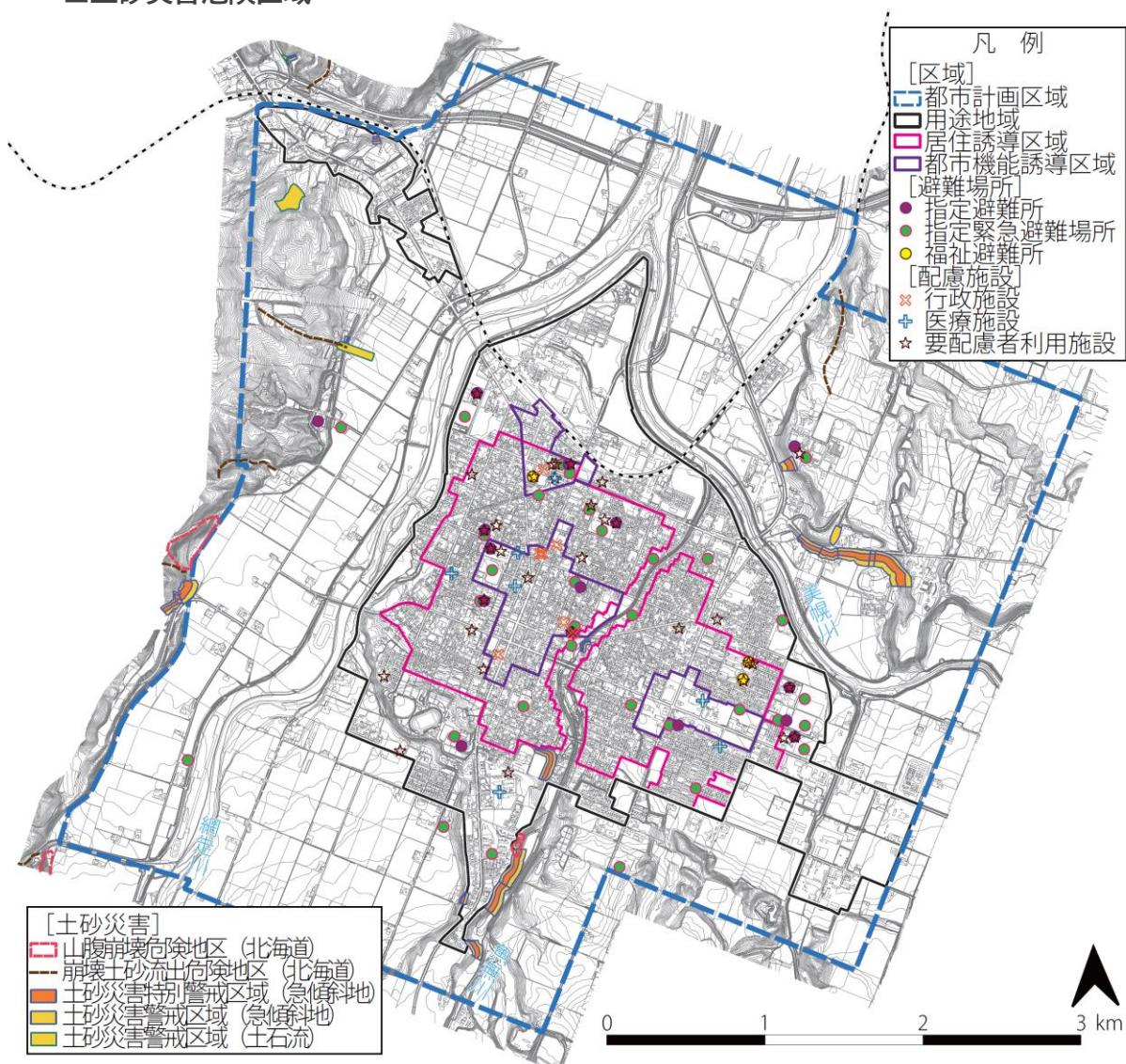


③ 魚無川・網走川・美幌川浸水継続時間(想定最大規模)

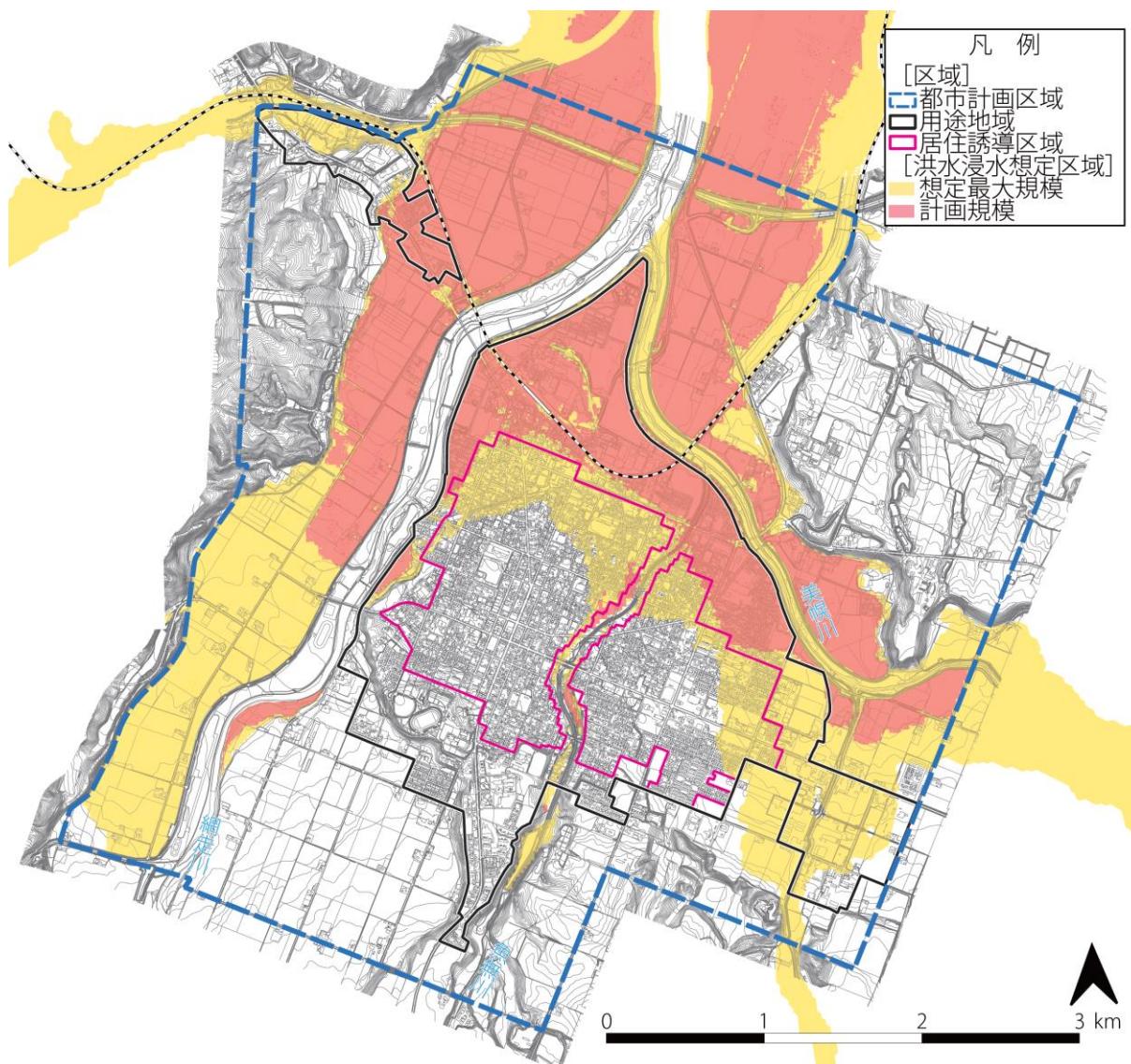


## (4) 土砂災害に関する情報

### ■土砂災害危険区域



## (5) 都市計画区域内における洪水浸水の被災者想定人口



区分	想定最大規模	計画規模
浸水区域内人口	7,279人	2,432人

※ 浸水区域内の人口は、令和2年の国勢調査人口及び浸水区域の図形データを基に、基本単位区ごとに浸水区域の占有率を求め、単位総人口に占有率を乗じて算出。

※ 次ページに集計表を掲載。

## ■災害規模別洪水浸水区域内人口(1/2)

町名	丁目名	基本単位区番号	人口総数	想定最大規模		計画規模	
				補正率	区域内人口	補正率	区域内人口
字日甜		061000010	-	0	0		
		061000020	61	1	61	1	61
		061000030	19	1	19	1	19
		061000040	-	0	0		
字美里		062000010	49	1	49	1	49
		062000020	25	1	25	1	25
		062000030	59	1	59	1	59
字鳥里	一丁目	063001010	120	2/3	80	0	0
		063001020	79	1	79	1/2	40
	二丁目	063002010	63	1	63	1	63
		063002020	83	1	83	1/2	42
		063002030	137	1	137	1	137
		063002040	70	1	70	0	0
	三丁目	063003010	4	1	4	1/2	2
		063004010	20	1	20	1	20
	四丁目	063004020	58	1	58	1	58
		064001010	21	1	21	0	0
字新町	一丁目	064001020	41	1	41		
		064001030	37	1	37		
		064001040	84	1	84	0	0
		064002010	6	1	6	1	6
	二丁目	064002020	87	1	87	1/2	44
		064002030	33	1	33	1/4	8
		064002040	37	1	37	1/2	19
	三丁目	064003010	56	1	56	1	56
		064003020	22	1	22	1	22
		064003030	55	1	55	1	55
字仲町	一丁目	065001010	47	0	0		
		065001040	82	0	0		
		065001050	29	1	29		
		065001060	28	1	28		
		065001070	45	0	0		
		065001080	42	1/2	21		
	二丁目	065001090	99	1/2	50		
		065002010	46	1	46		
		065002020	127	1	127		
		065002030	32	1	32		
		065002040	50	1	50		
		065002050	20	1	20		
		065002060	38	1/3	13		
		065002070	48	1	48		
二丁目仲町公住		065002080	55	1	55		
		065002090	28	1	28		
		065003010	44	1	44		
		065003020	87	1	87		
		066001010	45	1	45		
字栄町	一丁目	066001020	45	2/3	30		
		066002010	52	1/3	17		
	二丁目	066002020	47	2/3	31		
		066002030	103	1	103		
		066002040	50	1	50		
	三丁目	066002050	18	1	18		
		066003010	10	1	10		
		066003020	63	1	63		
	四丁目	066003030	49	1	49		
		066004010	70	1	70		
		066004020	61	1	61		
字東町	一丁目	067001010	151	1	151	0	0
		067001020	105	1	105	1/2	53
	二丁目	067002010	159	1	159		
		067002020	84	1	84	0	0
		067002030	113	1	113	0	0
字東芳	一丁目	068000010	65	1	65	1/3	22
		068000020	56	1	56	2/3	37
		068000030	109	1	109	1	109
		068000040	152	1	152	1	152
	二丁目	069001010	120	1	120		
		069001020	143	1	143		
		069001030	142	1	142	0	0
		069001040	141	1	141	0	0
		069001050	5	1	5		
		069001060	8	1	8	1	8
字三橋南	二丁目	069002010	95	1	95	1/2	48
		069002020	15	1	15	1	15
		069002030	85	1	85	1	85
		069002040	7	1	7	1	7
字三橋南		070000010	81	1	81	0	0
		070000010	109	1/4	27	0	0
		070000020	93	1/4	23		
		070000030	77	1/2	39		
字青山北		070000050	113	0	0		
		071000010	11	1	11		
字青山南		071000020	51	0	0		
		072000010	81	1/4	20	0	0
字青葉	一丁目	073001010	-	0	0		
		074000010	69	2/3	46		
字旭		074000020	73	0	0		
		074000030	53	1	53	0	0
		074000040	123	1/2	62		
		074000050	42	1	42		
		074000070	147	1	147	1/4	37
		074000090	102	1	102	0	0
		074000090	121	1	121		
		074000101	40	1	40		
		074000102	108	1	108		
		074000120	126	1	126		
字美園	稻美美園団地	075000040	67	0	0		
		075000060	125	3/4	94		
		075000060	87	1/2	44		
		076000010	91	1	91	0	0
字稻美		077000011	149	1	149		
		077000020	75	0	0	0	0
		077000040	-	0	0		
		078001010	32	1	32	1	32
字日の出	一丁目	078001020	142	1	142	3/4	107
		078001030	122	1	122	1	122
		078001040	16	1	16	1	16
		078001050	74	1	74	1	74
	二丁目	078001060	30	1	30	1	30
		078002010	34	1	34	1	34
		078002020	64	1	64	1	64
	三丁目	078002030	115	1	115	1	115
		079001010	28	0	0		
		079002010	-	0	0		
字東三条北	四丁目	079004010	99	1/2	50		
		080001020	11	1	11		
	二丁目	080002020	32	0	0		
字東三条南	三丁目	091003010	40	0	0		
	四丁目	091004010	107	0	0		
	五丁目	091005010	66	3/4	50		
字東四条南							

## ■災害規模別洪水浸水区域内人口(2/2)

町名	丁目名	基本単位区番号	人口総数	想定最大規模		計画規模	
				補正率	区域内人口	補正率	区域内人口
字元町	北	092001011	84	0	0		
		092001012	70	1/2	35	0	0
		092001020	168	1/4	42		
		092001030	100	0	0		
		092001040	124	0	0		
		092001050	84	0	0		
		092001060	3	0	0		
字野崎		093002030	74	0	0	0	0
字美富	美富療養所	094001010	12	0	0		
		094001020	3	0	0	0	0
		094001030	25	0	0		
	美富公住	094002020	27	0	0		
		094002050	63	0	0		
		094002060	19	0	0		
	緑ヶ丘	094003030	108	0	0		
		094004011	26	0	0		
		094004012	124	0	0		
字報徳		095000040	95	0	0		
		095000050	34	1	34	1/2	17
		095000060	75	1	75	1	75
		095000070	29	1/2	15	0	0
字昭野		107000010	51	1/2	26		
		107000020	42	1	42		
字美兎		108000010	69	3/4	52	1/2	35
		108000020	50	1	50	1	50
		108000030	14	0	0		
		108000041	23	1/4	6		
		108000042	144	0	0	0	0
		108000050	159	1	159	1	159
		108000060	54	1	54	1	54
		108000070	47	1	47	1	47
字瑞治		111000010	43	1	43	1	43
合計	-	-	-	-	7,279	-	2,432

## (6) 災害リスクまとめ

### ① 洪水災害について

- 都市計画区域内に、浸水深が3.0m～10.0m未満となる範囲や浸水継続時間が1日以上となる範囲が広がっています。※想定最大規模の降雨の場合
- 居住誘導区域内には上記範囲は含まれていませんが、都市機能誘導区域の一部には含まれています。
- 上記に満たない浸水深や継続時間の範囲は、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に分布しており、各誘導区域内に占める面積割合は下記の通りです。1階部分が浸水するおそれのある0.5～3.0m未満の範囲は、居住誘導区域で3割弱、都市機能誘導区域で2割となっています。

区分	各面積割合	
	居住誘導区域	都市機能誘導区域
浸水深	0.5m未満	7.2%
	0.5～3.0m未満	26.3%
	3.0～5.0m未満	-
浸水 継続時間	12時間未満	15.0%
	12時間～1日未満	5.7%
	1日～3日未満	-

- 浸水深が0.5～3.0m未満の範囲内には、指定避難所、福祉避難所、町立国保病院、要配慮者利用施設が立地しているほか、居住誘導区域外にも指定避難所が立地しています。
- 居住誘導区域外としているものの、近接している魚無川沿いには家屋倒壊等氾濫想定区域が広がっています。
- 計画規模の降雨の場合、浸水深が0.5～3.0m未満の範囲は居住誘導区域内ではなく、都市機能誘導区域のごく一部にあるみです。

### ② 土砂災害について

- 都市計画区域内及び隣接地には、山腹崩壊危険地区や崩壊土砂流出危険地区、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が指定されています。
- 居住誘導区域に隣接した魚無川沿いの一部に土砂災害特別警戒区域が指定されています。
- 居住誘導区域内には土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定はありません。

## 9-3 課題の抽出と方向性

### (1) 課題の抽出

#### ① 洪水災害について

- 居住誘導区域外ではあるものの、美幌駅周辺や日の出地区などの洪水浸水想定区域内の指定避難所については、利用できない部分が生じることを念頭に、一時避難を含む避難のあり方について検討する必要があります。
- 浸水が及ばない安全な箇所への避難所の整備や指定などについても検討していく必要があります。
- 浸水深が0.5~3.0m未満の範囲内にある町立国保病院や要配慮者利用施設については、避難支援の方法や対策を行う必要があります。
- 魚無川・網走川・美幌川について計画的な治水対策を行う必要があります。
- 内水氾濫による災害に備え、下水道の整備や改善を進めるとともに、内水氾濫ハザードマップを作成する必要があります。

#### ② 土砂災害について

- 居住誘導区域に隣接した魚無川沿いの土砂災害特別警戒区域については、計画的な治山対策を行う必要があります。
- 地震の発生と大雨が連続するなど、発生の危険性が高まるような場合は特段の警戒が必要になります。
- 道路の寸断などに備え、円滑な啓開が可能となるよう平時からの備えが必要になります。

#### ③ その他

- 避難所については、備蓄資材の点検や施設の維持・改善等を進める必要があります。
- 避難所運営に関する訓練の実施により、地域との連携を強化する必要があります。
- 建物の倒壊や火災延焼に備え、耐震化や不燃化を進める必要があります。
- 町と自治会の連携による防災教育を促進する必要があります。

## (2) 方向性

### ① 各誘導区域での安全性の強化

- 建築物等の老朽化対策や耐震化、治山・治水対策などの「ハード施策」と、情報発信や防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を組合せ、防災・減災に努めるものとします。
- 洪水浸水想定区域内にある指定避難所については、想定される災害に応じた的確な避難指示の発令や開設場所の周知を行うとともに、洪水浸水想定区域外や土砂災害の影響が少ない箇所での新たな避難所の指定を検討します。
- 避難所での良好な生活環境を確保するべく、備蓄資材の点検や施設の維持管理を促進します。
- 速やかに応急仮設住宅が確保できるよう、平時から想定箇所の検討や体制の確保など準備を進めています。
- 大規模地震の際に破断しにくい電線・水道管への改良など、施設のライフラインを確保するために必要な対策について取組を推進するとともに、民間施設に対する必要な支援を推進します。

### ② 「自助」「共助」「公助」による防災・減災

- 町民一人一人が防災意識を持って、「自助」「共助」「公助」による個人・事業者を含めた地域・行政との連携により、防災・減災を推進します。
- 自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や自治会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進します。
- 地区居住者等による地区防災計画の策定を町と連携して取り組み、自発的な防災活動や適切な避難行動の促進を図ります。
- 早期避難に向け、気象情報をはじめとするあらゆる防災情報の収集・活用により、地域の状況に応じた躊躇ない発令を行います。

## 9-4 防災まちづくりの取組方針

防災、減災に向け、「美幌町強靭化計画(令和2(2020)年2月)」に示されたハード・ソフト対策について、府内や関係機関等との連携・調整を図りながら取り組むものとします。なお、「美幌町強靭化計画(令和2(2020)年2月)」は、更新する計画に応じ適宜見直すものとします。

区分	取組方針
ハード対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅や建築物について一定規模の建築物に対する耐震診断の義務化なども踏まえ、耐震化の促進を図る</li> <li>・河川管理者による気候変動の影響を踏まえた河道の掘削、築堤整備など治水対策を推進する(国・北海道管理河川整備の要望含む)</li> <li>・橋梁等の道路施設の点検等により現況把握に努めるとともに、施設の老朽化に対し計画的な整備を行い適切な維持管理を実施する</li> <li>・安定給水確保のため、浄水場や配水管等の水道施設について計画的かつ効率的な更新・耐震化を推進する</li> <li>・下水道施設の老朽化による事故や機能停止を防ぐため、定期的な点検、調査を行うとともに老朽化対策を進める</li> <li>・防災資機材や車両等の整備更新を行う</li> <li>・災害時の燃料給油拠点を確保するため、国・北海道・民間事業者との連携により燃料給油拠点の発電機導入を促進する</li> <li>・大雨による樋門閉鎖時の堤内排水対策として設置している発電機及び水中ポンプを適切に維持管理する</li> <li>・施設整備時における浸水対策や蓄電池等のレジリエンス強化策を検討する</li> <li>・内水浸水想定区域図の策定を通じた対策を検討する</li> </ul>
ソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町、関係機関、教育機関、自治会及び自主防災組織等が横断的に連携し「自助」「共助」「公助」を担うそれぞれの立場の理解を深め発災時に適切に対応できる地域づくりを促進する</li> <li>・家庭における「自助」の取組として、冬期間の対応を想定し「最低3日、推奨1週間分の食料、飲料水」「最低限の生活物資」「常備薬」等の備蓄を住民に向け啓発するなどし自発的な備蓄取り組みを促進する</li> <li>・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、名簿の管理、更新を行うとともに、避難支援等関係者への情報提供を行うなど、要支援者の情報を適切に管理・運用していく</li> <li>・社会福祉法人等と連携を図り二次的避難場所となる福祉避難所の確保及び機能の充実に努める</li> <li>・避難所運営に関する訓練を実施し地域との連携による避難所運営体制の構築を図る</li> <li>・暴風雪による被害を未然に防ぐため、災害対策基本法、道路法による通行止めを早期に行う</li> <li>・災害により生じた障害物の除去や道路の確保等の応急対策が迅速に行えるよう建設業協会等とあらかじめ協力体制に関する協定を締結し復旧体制の構築を図る</li> <li>・緊急速報メール、登録制メール、ホームページ、SNS 等あらゆる広報媒体による迅速かつ適切な広報活動を行うため運用訓練等により習熟を図る</li> <li>・「災害ゴミ」に関する発生量の予測、収集・運搬方法、仮置き場所、民間業者との連携などを検証するほか、最終処分場へ搬出する際の分別方法の検討、広域処理など円滑な処理体制の構築を図る</li> </ul>

【立地適正化計画編】

# 第10章

## 届出制度

## 10-1 届出制度

### (1) 届出制度の概要

- 居住誘導区域や都市機能誘導区域への適切な誘導と機能確保を図るべく、都市再生特別措置法第88条第1項、第108条第1項及び第108条の2第1項では、届出制度が規定されています。
- この規定に基づき、立地適正化計画の各区域において、居住誘導区域外で一定規模以上の住宅の整備を行う場合や誘導施設の整備を行う場合、都市機能誘導区域内において誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合には、美幌町への届出が必要となります。
- また、届出に対しては、開発規模の縮小や居住誘導区域又は都市機能誘導区域への立地を促すなどの勧告を行うことが可能となるほか、届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合の罰則が設けられています。

### (2) 居住誘導区域外における届出

- 居住誘導区域外において以下の建築等を行う場合には、その行為に着手する日の30日前までに町長への届出が義務付けられています。

#### ■届出のイメージ

種類	対象となる行為
建築等行為	<p>●3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ●建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid #003366; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">届出必要</span>  <p>3戸以上の建築行為</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid #003366; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">届出不要</span>  <p>1戸の建築行為</p> </div>
開発行為	<p>●3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ●1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m<sup>2</sup>以上のもの</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid #003366; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">届出必要</span>   <p>3戸以上の開発行為 1,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid #003366; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">届出不要</span>  <p>800 m<sup>2</sup>の2戸の開発行為</p> </div>

### (3) 都市機能誘導区域における届出

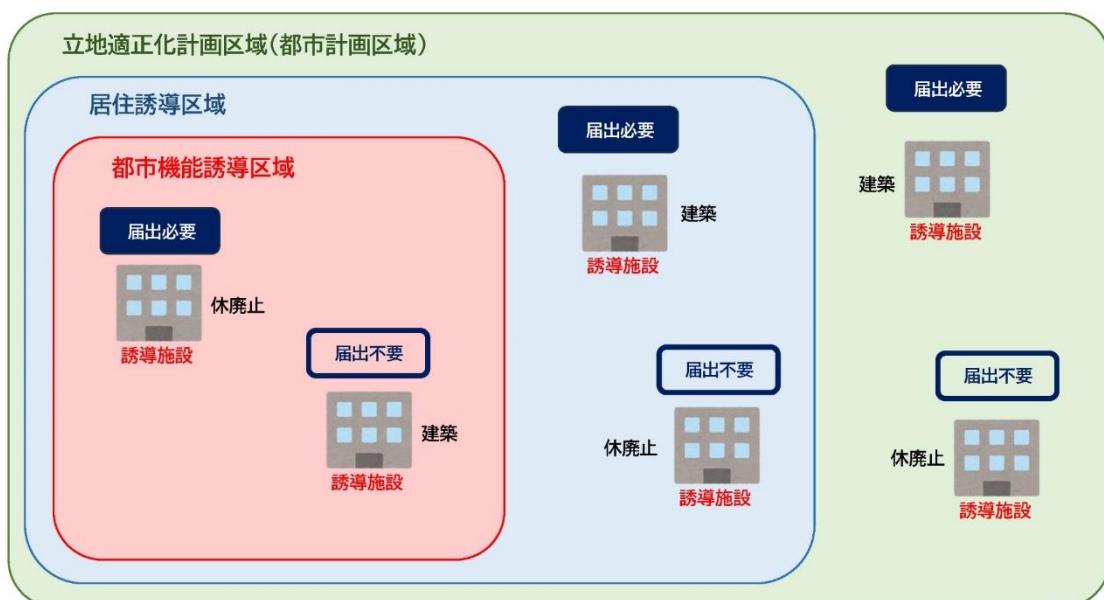
- 都市機能誘導区域外において、以下の建築等を行う場合にはその行為に着手する日の30日前までに町長への届出が義務付けられています。

種類	対象となる行為
開発行為	① 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	① 誘導施設を有する建築物を建築しようとする場合 ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

- 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、休止又は廃止しようとする日の30日前までに町長への届出が義務づけられています。

種類	対象となる行為
休止又は廃止	① 都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

#### ■届出のイメージ





【立地適正化計画編】

# 第11章

# 目標の設定と評価方法

## 11-1 目標の設定

### (1) 居住誘導区域に関する目標値

#### ① 居住誘導区域内の人口密度

- 居住誘導区域内においては、人口減少が今後も進行していくことは避けられないものと判断し、現実的な目標として人口密度の低下抑制を図る観点から、現在の実質的な用途地域内の人口密度を下記の方法により算定し、居住誘導区域においてはこの密度を維持していくことを目標します。
  - 1) 令和2(2020)年における国勢調査人口から居住誘導区域内人口を算定
  - 2) 令和2(2020)年における国勢調査人口から用途地域内人口・居住誘導区域内人口を抽出し、1)で算定された面積により用途地域内人口密度と居住誘導区域内人口密度を算定
  - 3) 行政区域に対する用途地域、用途地域に対する居住誘導区域の各人口比率を算定
  - 4) 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の令和5(2023)年公表の将来推計人口により、目標年(令和26(2044)年)の推計値を算定
  - 5) 目標年における行政区域人口に対する用途地域内人口比率を、過去10年間の人口比率から推計
  - 6) 4)で求めた人口に5)で求めた人口比率を乗じて用途地域内人口を算定し、さらにこの用途地域内人口に3)で求めた人口比率を乗じて目標年における居住誘導区域内の人口、並びに人口を算定
  - 7) 6)で求めた人口密度 **22.4 人/ha をこのまま進んだ場合の数値**とし、これに対し各種誘導施策を講じた場合の数値として、2)で求めた人口密度 **24.7 人/ha** と同程度の**人口密度 25.0 人/ha を目標値とする**

#### ■目標年における人口密度の算定

		起算年 令和2(2020)年	目標年 令和26(2044)年	
		実数値	推計値	目標値
行政区域	438,410 ha	18,697人	11,363人	88.0% *
	652 ha (下表参照)	16,114人	9,999人	
	人口密度 行政区域に対する人口比率	<b>24.7人/ha</b> 86.2%	15.3人/ha 88.0% *	
居住誘導区域内	311.8 ha	11,254人	6,980人	7,795人
	人口密度 用途地域に対する人口比率	36.1人/ha 69.8%	<b>22.4人/ha</b> 69.8%	<b>25.0人/ha</b> 78.0%
			(参考)目標年における推計人口に対する人口増 → 815人	

外縁部における非居住地を除いた区域面積

用途地域面積	747ha
非特別工業地区	-51ha
旭小・美幌中周辺	-21ha
住美幌北中	-3ha
区域柏ヶ丘靈園	-5ha
柏ヶ丘公園	-15ha
区域面積	652ha

過去 10 年間における用途地域内人口比率の推移

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
行政人口	21,575	20,296	18,697
都市計画区域内人口 対行政人口率	19,559 90.7%	18,549 91.4%	17,042 91.1%
用途地域内人口 対行政人口率 対都市計画区域人口率	18,417 85.4% 94.2%	17,515 86.3% 94.4%	16,114 86.2% 94.6%

\* 上記表より、 $86.2\% \div 85.4\% = 1.009 / 10 \text{ 年}$

$\rightarrow 1.000896 / 1 \text{ 年} \rightarrow 1.021 / 24 \text{ 年} \rightarrow 86.2\% \times 1.021 = 88.0\%$ と想定

令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	左記により令和26(2044)年を 11,363人と算定
12,442人	11,093人	

## ■居住誘導区域内人口の算定表

町名	丁目名	基本単位区番号	人口	居住誘導区域内		町名	丁目名	基本単位区番号	人口	居住誘導区域内		町名	丁目名	基本単位区番号	人口	居住誘導区域内	
				補正率	区域内人口					補正率	区域内人口					補正率	区域内人口
鳥里	一丁目	63001010	120	50%	60	青山北		71000010	11	100%	11	東二条南	一丁目	82001010	54	100%	54
		63001020	79	70%	55			71000020	51	40%	20		二丁目	82002010	45	100%	45
	二丁目	63002020	83	50%	42			71000030	100	100%	100		三丁目	82002020	18	100%	18
		63002040	70	100%	70			71000040	133	100%	133		四丁目	82003010	0	100%	0
新町	一丁目	64001020	41	100%	41			71000050	74	100%	74		四丁目	82004010	49	100%	49
		64001030	37	100%	37			71000050	85	100%	85		五丁目	82004020	16	100%	16
		64001040	84	100%	84			71000060	99	100%	99			82005010	32	100%	32
仲町	一丁目	65001010	47	100%	47			71000070	23	100%	23		東一条北	83001010	48	100%	48
		65001020	28	100%	28			72000010	81	70%	57			83002010	41	100%	41
		65001030	78	100%	78			72000020	122	100%	122			83003010	48	100%	48
		65001040	82	100%	82			72000030	154	100%	154			83004010	27	100%	27
		65001050	29	100%	29			72000040	35	100%	35		東一条南	84001010	40	100%	40
		65001060	28	100%	28			73001020	92	100%	92			84002010	39	100%	39
		65001070	45	100%	45			73001030	68	100%	68			84002020	34	100%	34
		65001080	42	100%	42			73001040	34	100%	34			84003010	37	100%	37
		65001090	99	100%	99			73001050	91	100%	91			84004010	22	100%	22
		65001110	101	100%	101			73001070	39	100%	39			84004020	45	100%	45
	二丁目	65002010	46	100%	46			73001080	97	100%	97			84005010	41	100%	41
		65002020	127	100%	127			74000010	69	100%	69			85001010	72	100%	72
		65002030	32	100%	32			74000020	73	100%	73			85002010	9	100%	9
		65002040	50	100%	50			74000030	53	100%	53			85002020	28	100%	28
		65002050	20	100%	20			74000040	123	100%	123			85003010	12	100%	12
		65002060	38	100%	38			74000050	42	100%	42			85004010	37	100%	37
		65002070	48	100%	48			74000060	51	100%	51			86001010	30	100%	30
		65002080	55	100%	55			74000070	147	40%	59			86002010	22	100%	22
		65002090	28	100%	28			74000090	121	100%	121			86003010	50	100%	50
		65003010	44	100%	44			74000101	102	40%	41			86004010	32	100%	32
	仲町公住	65003020	87	100%	87			74000102	108	100%	108			87001010	61	100%	61
栄町	一丁目	66001010	45	100%	45			74000110	141	100%	141		西一条北	87002010	27	100%	27
		66001020	45	100%	45			74000120	126	100%	126			87003010	51	100%	51
		66001030	67	100%	67			74000130	167	100%	167			87004010	72	100%	72
		66001040	22	100%	22			75000010	145	100%	145			88001010	21	100%	21
	二丁目	66002010	52	100%	52			75000020	79	100%	79		西二条北	88002010	16	100%	16
		66002020	47	100%	47			75000030	95	100%	95			88002020	24	100%	24
		66002030	103	100%	103			75000040	67	100%	67			88003010	68	100%	68
		66002040	50	100%	50			75000050	130	100%	130			89001010	76	100%	76
		66002050	18	100%	18			75000060	125	100%	125			89002010	93	100%	93
		66003010	10	100%	10			75000070	75	100%	75			89003010	2	100%	2
東町	三丁目	66003020	63	100%	63			75000080	72	100%	72		西二条南	89004010	0	100%	0
		66003030	49	100%	49			75000090	76	100%	76			90001010	60	100%	60
		66004010	70	100%	70			75000100	61	100%	61			90002010	130	100%	130
		66004020	61	100%	61			76000010	91	100%	91			90003010	28	100%	28
	二丁目	67001010	151	100%	151			77000011	149	100%	149		西二条南	90003020	27	100%	27
		67001020	105	50%	53			77000020	0	100%	0			90003030	28	100%	28
		67002010	159	100%	159			77000030	41	100%	41			90003040	24	100%	24
		67002020	84	70%	59			77000040	99	100%	99			90003050	102	100%	102
		67002030	113	30%	34			78000010	27	100%	27			90003060	90	100%	90
		69001010	120	50%	60			78000020	22	100%	22			91002010	17	20%	3
三橋町	一丁目	69001020	143	100%	143			78000030	32	60%	19		東三条南	91003010	40	100%	40
		69001030	142	100%	142			78000040	20	100%	20			91004010	107	60%	64
		69001040	141	70%	99			78000050	35	100%	35			92001020	168	100%	168
		69002010	95	30%	29			78000060	47	100%	47			92001030	100	100%	100
	二丁目	70000010	81	100%	81			78000070	12	100%	12		東二条北	92001040	124	100%	124
		70000010	109	100%	109			78000080	13	100%	13			92001071	60	100%	60
		70000020	93	100%	93			78000090	46	100%	46			92001072	91	100%	91
三橋南	一丁目	70000030	77	100%	77			78000100	42	100%	42		元町	92002010	89	100%	89
		70000040	76	100%	76			78000110	27	100%	27			92002020	64	100%	64
		70000050	113	100%	113			78000120	32	60%	19			92002030	92	100%	92
		70000060	36	100%	36			78000130	47	100%	47			92002040	110	100%	110
	二丁目	70000070	84	100%	84			78000140	13	100%	13			92002070	25	100%	25
		70000070	84	100%	84			78000150	46	100%	46			92002080	117	100%	117
		70000080	84	100%	84			78000160	42	100%	42			合計	11,254人		

## ② 浸水想定区域から居住誘導区域への転居人口割合

- 防災指針で整理した都市計画区域内の浸水想定区域内の人口について、災害リスクの低減を図る観点から、下記の方法にて目標年における各浸水想定区域から居住誘導区域への転居人口の割合を設定します。
  - 前項①と同じように、目標年における都市計画区域内及び用途地域内人口を算定
  - 防災指針で整理した、起算年における都市計画区域内の浸水想定区域内の人口に対し、目標年での都市計画区域内人口の減少率を乗じて、目標年における浸水想定区域内の人口を算定(想定最大規模)
  - 都市計画区域内の浸水想定区域内人口を基に、起算年及び目標年における用途地域内及び居住誘導区域内の人口を算定
  - 居住誘導区域について、目標年における推計人口に対する人口増815人を踏まえ、都市計画区域内からの転居割合、用途地域内からの転居割合を設定
  - この時のそれぞれの転居割合を目標値とする

### ■目標年における転居割合の算定

	起算年 令和2(2020)年	目標年 令和26(2044)年
行政区域 Z	18,697人	11,363人
都市計画区域内人口 A 行政区域内人口に対する比率 うち浸水想定区域内人口 a	17,042人 $A \div Z$ 91.1% 7,279人	10,443人 91.9% * 4,462人
用途地域内人口 B 都市計画区域内人口に対する比率 $\alpha$ うち浸水想定区域内人口 b	16,114人 $B \div A$ 94.6% 6,886人	9,999人 95.7% 4,270人
居住誘導区域内人口 C 用途地域内人口に対する比率 居住誘導区域内の浸水想定エリア面積比率 $\beta$ うち浸水想定区域内人口 c	11,254人 $C \div B$ 69.8% 3,770人	6,980人 69.8% 2,338人
都市計画区域内の浸水人口の うち、用途地域以外の人口 D	a-b 393人	192人
用途地域内の浸水人口の うち、居住誘導区域以外の人口 E	b-c 3,116人	1,932人

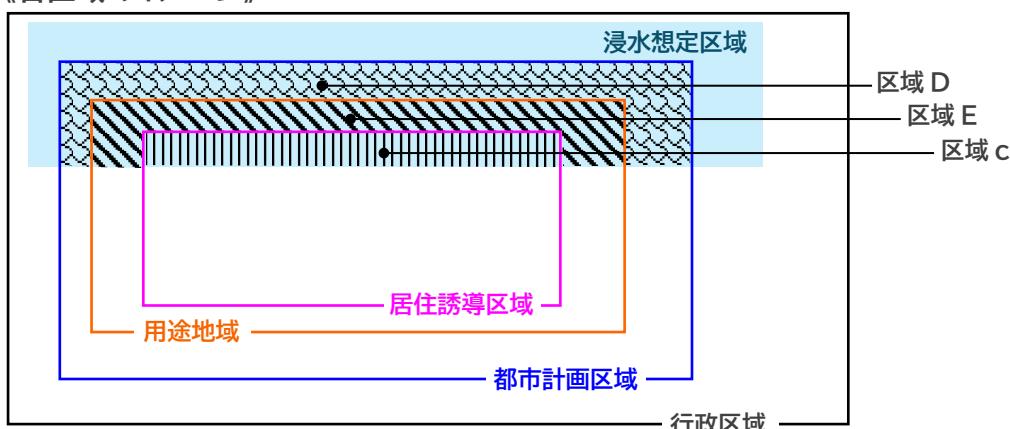
$$\leftarrow 10,443 \text{ 人} \div 17,042 \text{ 人} = 0.613 \\ 7,279 \text{ 人} \times 0.613 = 4,462 \text{ 人}$$

各浸水想定区域から居住誘導区域への転居人口		目標値
都市計画区域内のうち用途地域外 Dの人口の70%	192人の 70%	= 134人
用途地域内のうち居住誘導区域外 Eの人口の30%	1,932人の 30%	= 579人
	合 計	713人

(参考)目標年における推計人口に対する人口増815人の87.4%に相当

\* 過去 10 年間における都市計画区域内人口比率の推移より、 $91.1\% \div 90.7\% = 1.004 / 10 \text{ 年}$   
 $\rightarrow 1.000399 / 1 \text{ 年} \rightarrow 1.009 / 24 \text{ 年} \rightarrow 91.1\% \times 1.009 = 91.9\%$ と想定

### 《各区域のイメージ》



## (2) 都市機能誘導区域に関する目標値

- 令和4(2022)年に実施した「美幌町まちづくりアンケート調査」における町民の意向を踏まえ、都市機能施設の誘導方針である「都市機能集積拠点と利便性の高い生活機能集積拠点」、「すべての人が暮らしやすい生活拠点」を形成する観点から、目標値を設定することとします。
- 「美幌町まちづくりアンケート調査」結果のうち、美幌町の中心地域のイメージとしての「日常生活に必要な店舗などの商業施設が集まっている地域」、「医療や福祉などの施設が集まっている地域」や、今後特に力を入れてほしい取組である「日常生活に必要な買物環境・サービス機能の確保」、「医療・福祉サービスなどの充実」、「子育て、子どもの教育環境の充実」に鑑み、都市機能誘導施設の設定方針のうち、“誘導”を位置付けている『商業機能』、『医療機能』、『保育・子育て機能』を目標値に係る施設として設定します。なお、目標値が同数となっているのは、目標年までに人口減少は避けられないことから、この間の施設の撤退が一定数予測されるものの、官民連携した各種施策を実行することにより、数値としては維持することを目標とするものです。

### ■目標

指標	現況	目標値
	令和7年度 (2025年度)	令和26年度 (2044年度)
商業機能として大規模商業施設の施設数	9施設	9施設
医療機能として診療所の施設数	3施設	3施設
保育・子育て機能として子育て支援センタ ー数	1施設	1施設

大規模商業施設は、大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積が1,000m<sup>2</sup>以上の店舗で、食料品の取扱いがある施設を対象

### (3) 公共交通に関する目標値

- 令和4(2022)年策定「美幌町地域公共交通計画」における目標設定を流用することとします。
- ただし、現行の「美幌町地域公共交通計画」は5か年計画であることから目標年が令和8(2026)年の設定となっているため、今後の「美幌町地域公共交通計画」の見直しに応じて適宜目標値を更新するものとします。

#### ■目標

指標	現況	目標値	目標値設定の考え方
	令和2年度 (2020 年度)	令和8年度 (2026年度)	
市街地バス路線の利用者数	26,659 人	57,744 人	バス路線の見直し、運行時間の変更、JRとの接続改善など利便性の向上に取り組む
自動車運転免許証返納者の公共交通利用率の向上	4.55%	35.0%	バス路線の見直し及びデマンド型交通の導入により利便性の向上を図る
市街地バス路線の運賃収入割合	15.17%	30%超	運行経費に対する運賃収入割合を高め、補助金に頼らない公共交通システムの構築を推進

## (4) 防災に関する目標値

### ① 内水氾濫ハザードマップ」の作成

- 内水氾濫に対する備えとして、「内水氾濫ハザードマップ」の作成を検討します。

#### ■目標

指標	現況	目標値
	令和7年 (2025年)	令和26年 (2044年)
内水氾濫ハザードマップの作成	未作成	作成

### ② 住宅の耐震化の向上

- 令和4(2022)年策定「美幌町耐震改修促進計画」における目標設定を流用し、住宅の耐震化にむけた耐震診断・設計・改修工事に要する費用の支援することにより、耐震化率を向上させます。
- ただし、現行の「美幌町耐震改修促進計画」は5か年計画であることから目標年が令和8(2026)年の設定となっているため、今後の「美幌町耐震改修促進計画」の見直しに応じて適宜目標値を更新するものとします。

#### ■目標

指標	現況	目標値
	令和3年度* (2021年度)	令和8年度 (2026年度)
民間住宅、公営住宅、町有住宅における耐震化率	78.4%	95.0%

\*令和3年9月末時点

## 11-2 評価方法

- 実施状況の検証は、国勢調査や都市計画基礎調査のほか、各年における各種関連データや土地利用の把握などにより行います。
- 特に、居住誘導区域への人口移動に関するものについては、目標値の設定で記載した各エリアにおける移動状況を住民票により毎年把握し、目標年における居住人口を円滑に集計できるようデータを整理することとします。
- また、「公共交通に関する目標値」と「住宅の耐震化の向上」における目標値については、それぞれの計画から5年後の令和8(2026)年となっていることから、各計画の見直しに応じた評価によるものとします。

**【共通編】**

**第12章**

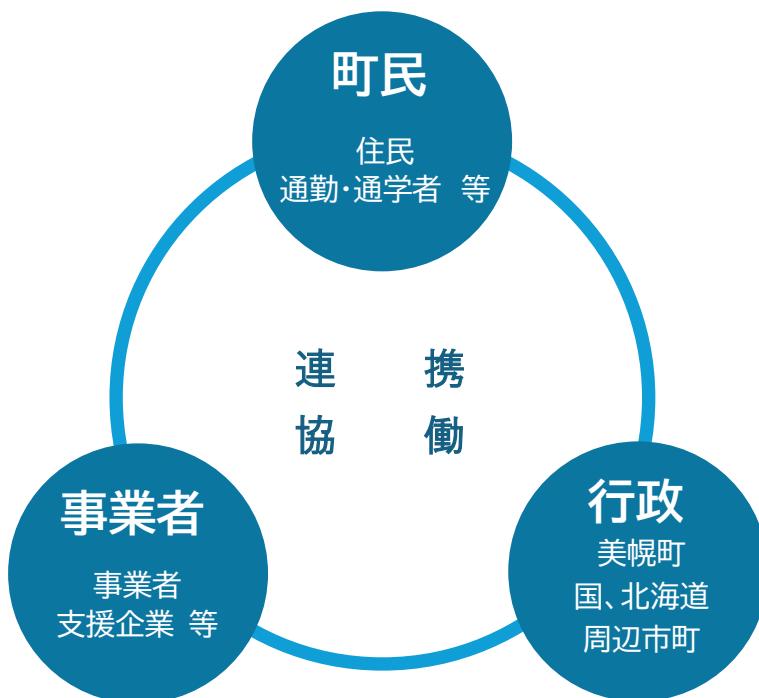
**計画実現に向けた方策**



## 12-1 基本的な考え方

### (1) 連携と協働

- 本計画における将来都市像の実現や各種施策の推進に向けては、行政のみでの課題解決や施策実行には限界があることから、町民、事業者、行政それぞれが適切な役割分担のもとに連携・協働し、同じ目的を共有しながら官民連携による一体感のある取組として進めています。
- 町民に対しては、まちづくりに関わる活動組織やボランティア団体の活動を積極的に支援するとともに、参加を促すための様々な取組を行います。また、都市計画提案制度の周知と適切な運用により、町民主体のまちづくりを推進します。
- 事業者に対しては、本計画の目的を十分尊重し、美幌町の将来都市像や都市計画の目標に整合するよう、予定する事業内容について行政と十分な協議を重ねた上で協力的配慮を求め、適切なまちづくりに向け誘導していきます。
- 行政においては、効果的、効率的に計画を推進するべく、関係各課を含めた横断的な情報共有と連携体制を構築するほか、国や北海道、周辺市町との調整や協力に留意し、計画を推進していきます。



## (2) 情報の提供と共有

- 美幌町のまちづくりに町民の関心や参画意欲を高めるため、本計画に基づいて進められるまちづくりや都市計画・都市施設の見直しに関する必要な情報については、広報紙やホームページ、SNSなどの多様な発信手段を活用して適切に提供を行います。
- 町から発信された情報を正しく理解していただくため、まちづくりに関わる出前講座などを開催し、意見交換を通じて共有を図ります。

## (3) 各種計画との一体的な推進

- 本計画は、美幌町のまちづくりの最上位計画である「第6期美幌町総合計画」や北海道が定めた「美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即すとともに、関連する各種計画と整合を図りながら策定したものです。
- 将来都市像の実現に向けては、まちづくりにおける各種計画との相互連携に努め、今後の改定や見直し、新たに策定する計画に留意しながら一体的な取組として推進していきます。

## (4) 規制・誘導手法の運用

- 都市計画法に基づく各種指定や制限、都市計画以外の法制度、北海道における各種条例により、本計画における施策の実現が可能なものについては、これらの一体的な運用により適宜規制誘導を進めていきます。
- 法令等による規制誘導だけでは手の届かない細かな部分については、建築協定や緑化協定など行政との連携のもと地域住民が自らの意思で定めたルールにより規制・誘導を図るとともに、まちづくりに関わる住民運動や組織活動を行政が支援するなど、柔軟に対応していきます。

## (5) SDGs 達成に向けた推進

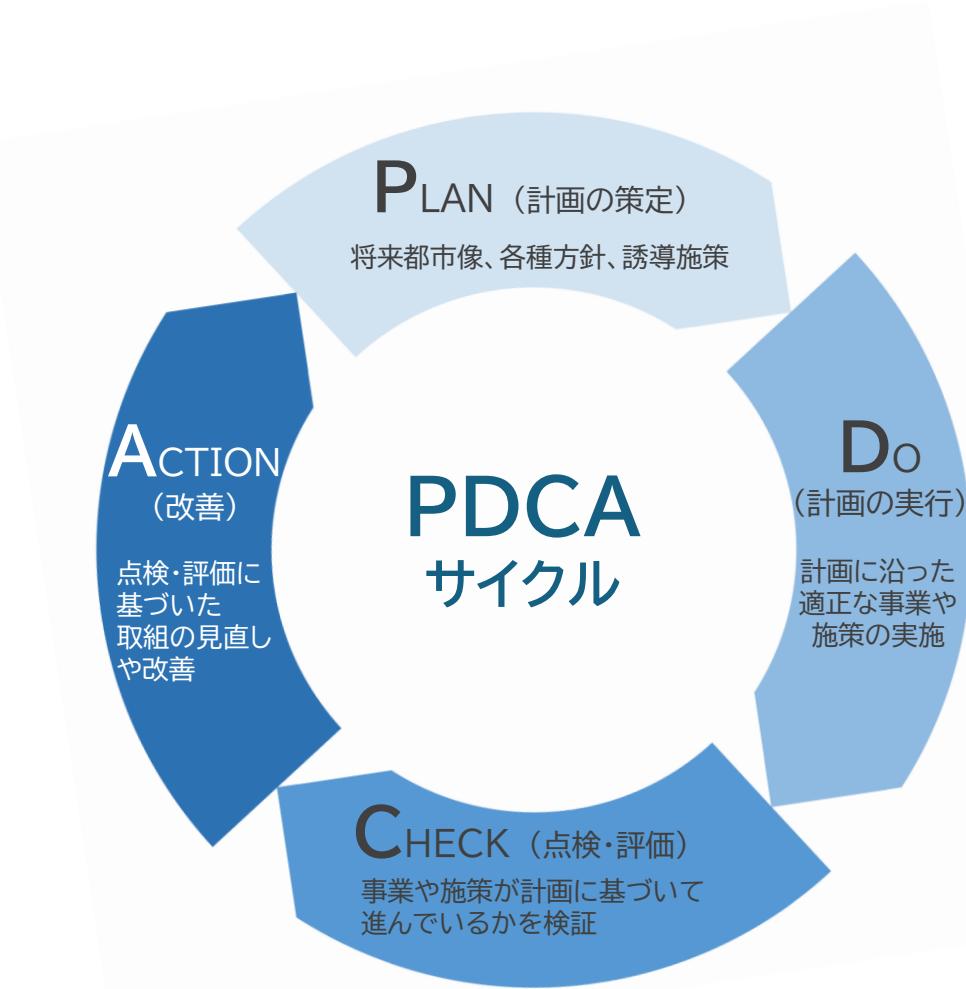
- 第6期美幌町総合計画基本計画(後期)の策定・推進にあたっては、「持続可能な開発目標(SDGs)」で掲げられる理念を取り入れながら政策・施策に取り組んで行くとしていることから、本計画においても同様に、本計画に位置づけた将来都市像や分野別の各種施策を実現することで、「SDGs」の達成に向けた取組につなげていきます。
- 本計画に示された各種施策は、「目標11:住み続けられるまちづくりを～包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する」に多く該当するほか、「目標7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに～すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」、「目標8:働きがいも経済成長も～包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」、「目標13:気候変動に具体的な対策を～気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」も該当しています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

<b>1 貧困をなくそう</b>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<b>10 人や国の不平等をなくそう</b>	多国内及び各国間の不平等を是正する
<b>2 飢餓をゼロに</b>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<b>11 住み続けられるまちづくりを</b>	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
<b>3 すべての人に健康と福祉を</b>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<b>12 つくる責任つかう責任</b>	持続可能な生産消費形態を確保する
<b>4 資の高い教育をみんなに</b>	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	<b>13 気候変動に具体的な対策を</b>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
<b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を図る	<b>14 海の豊かさを守ろう</b>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保存し、持続可能な形で利用する
<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<b>15 土の豊かさも守ろう</b>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
<b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代エネルギーへのアクセスを確保する	<b>16 和平と公正をすべての人に</b>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する
<b>8 働きがいも経済成長も</b>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	<b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
<b>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</b>	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

## (6) 計画の進行管理と見直し

- 本計画に沿った事業や各種施策を実行した際に、その効果や未着手状況などを検証し次の対策に反映させていくことが大切であることから、Plan(計画の策定)、Do(計画の実行)、Check(点検・評価)、Action(改善)の「PDCAサイクル」による考え方に基づき、効率性や経済性などにも考慮した上で、進行管理を行います。
- 本計画は20年後の令和26(2044)年を目標としたものですが、それまでの期間内において、「美幌町総合計画」、「美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画並びに都市計画法などの関係法令の改定や、社会経済情勢や住民意識の変化など、計画の前提や方針に大きく影響が及ぶ場合には、柔軟に計画の見直しを行います。



## 12-2 先導的な役割を担う取組

### (1) 小中一貫教育実践に向けた義務教育学校の整備

- 子どもたちを取り巻く教育環境の変化や学校が抱える課題の多様化などへの対応に加えて、今後想定される児童生徒数の減少を見据え、施設一体型の義務教育学校1校による小中一貫教育導入のため、学校敷地を基本とした改築や新築による施設整備により、小中学校9年間を見通した切れ目のない教育の推進と持続可能な教育環境を確保します。

### (2) 図書館の整備

- 既存の美幌町図書館については、施設の老朽化・狭隘化、駐車場不足のほか、コミュニティ機能の充実など、新しい機能とサービスを備えた図書館として、まちなかへの立地が町民から求められていることから、立地適正化計画における都市機能誘導区域を踏まえて適地への整備により、誰もがいつでも集える、魅力的な図書館を目指します。また、施設整備にあたっては、まちなかへの整備に加えて、他の施設との複合化も検討し、利便性向上を図ります。

### (3) 観光交流センターの整備

- まちなかで広域幹線道路である国道が交差している利便性を生かし、観光交流センターをまちなかに整備し、賑わい創出を図ります。
- 施設整備することで周辺における集客施設などの開発誘導を促し、立地適正化計画における都市機能誘導施設の誘致につなげる一助とします。また、施設整備にあたっては、官民連携した取組などによって、開発誘導や誘導施設の誘致の実効性を高めます。

### (4) まちなかのにぎわい創出をつなぐ取組

- まちなかの賑わいを取り戻すべく、上記施設整備に加えて、下記事業を組み合わせることで、区域全体のエリア価値向上を図ります。

#### ① 中心市街地の未利用地(空き店舗跡地等)の緑地化

- まちなかに緑を取り込むことにより、美幌町の特徴でもある「街並みと緑の調和」を図るとともに、商業地域の土地利用について段階的な利用を促進し、ついでにまちづくりを目指します。

#### ② 緑園通の整備

- 道路施設の老朽化が進み、再整備が課題となる一方、車道幅員の広さやまちなかの立地などの優位性を活かし、各施設をつなぐ役割を果たすべく、団体からの意見などを参考にした施設整備により、ウォーカブルで魅力ある街路空間の創出を図ります。

### ③ 現行施策の見直し

- 住宅リフォーム支援事業や、空き家対策事業などの現行施策については、本計画策定後、誘導区域を踏まえた制度見直しを行うことで、居住誘導の実効性を高めます。

### ④ 旭通(町道 770 号)の道道昇格

- 北見市と美幌町間の通勤者の往来など、近年交通量が多くなった町道 770 号道路について、道道への昇格要望を取り進めるとともに、都市計画道路の変更を通じた将来的な街路整備により、更なる賑わい創出を図ります。



## ■資料編



## 資-1 美幌町の産業と経済動向

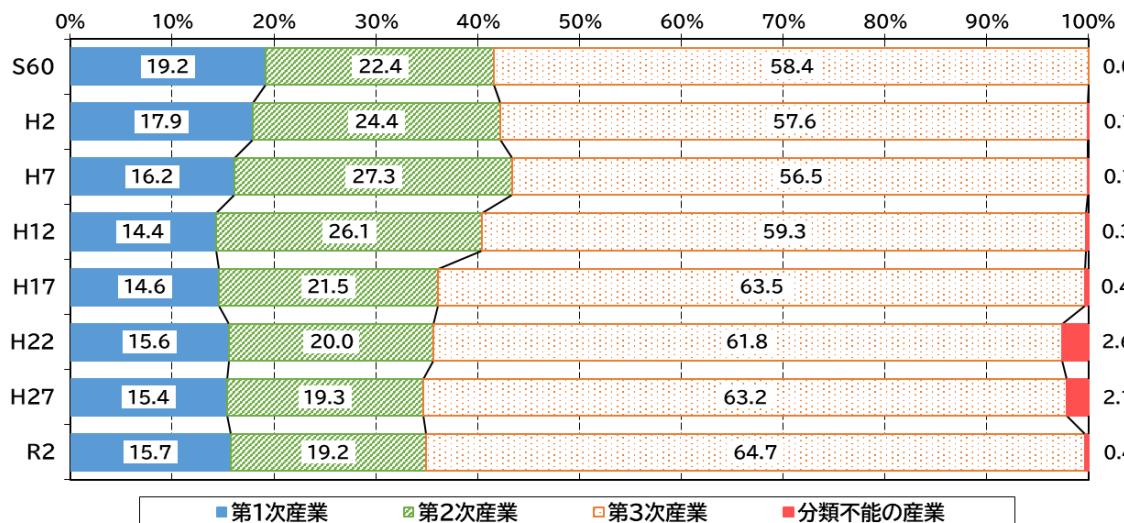
### (1) 産業

#### ① 産業構造

美幌町の産業別人口の構成比については、令和2年には第3次産業が約 64.7%と最も高い割合となっています。

経年的にも順位変動はありませんが、第1次産業は15%前後で横ばい、第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向に推移しています。

#### ■産業別人口の構成比の推移



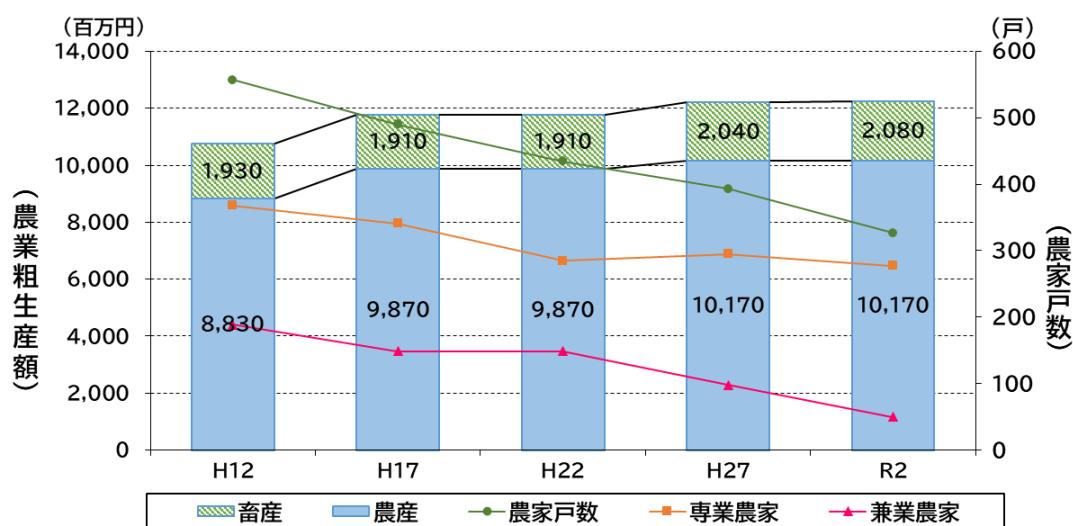
[資料]国勢調査

#### ② 農業

農業は当町の基幹産業であり、小麦、馬鈴薯、甜菜等の畑作を中心となっていますが、農家数は経年的に減少しています。

一方、農業粗生産額は経年的に増加傾向となっています。

#### ■農家数・農業粗生産額の推移



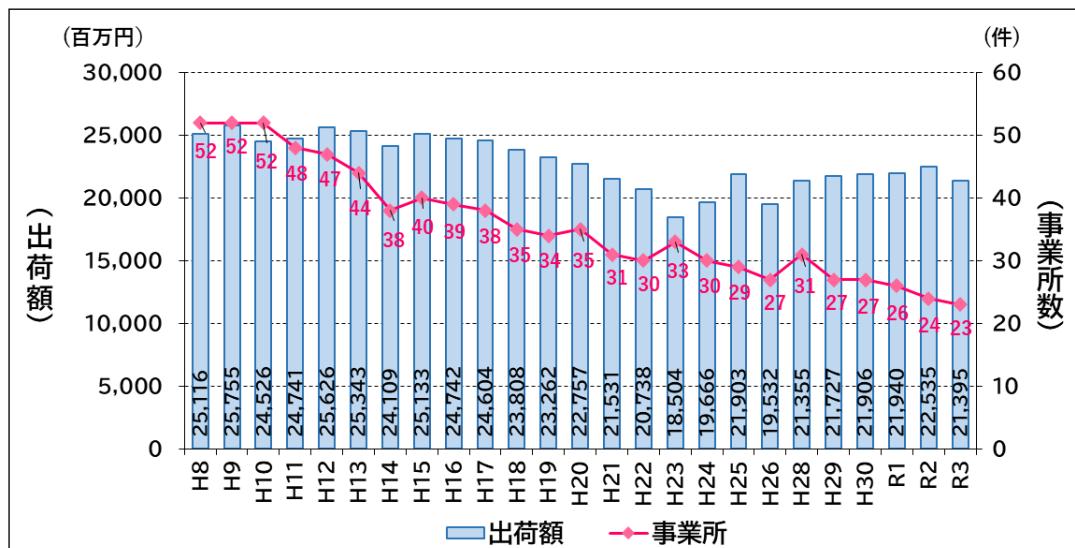
[資料]農業粗生産額:農業基本調査、農家戸数:農林業センサス

### ③ 工業

当町の工業は、第1次産業と関連した農産物を原料とする食料品製造を中心となっていますが、事業所数は経年的には減少傾向となっており、平成29年以降は30件を下回っています。

出荷額は平成26年以降、回復傾向にあります。

#### ■工業出荷額・事業所数の推移

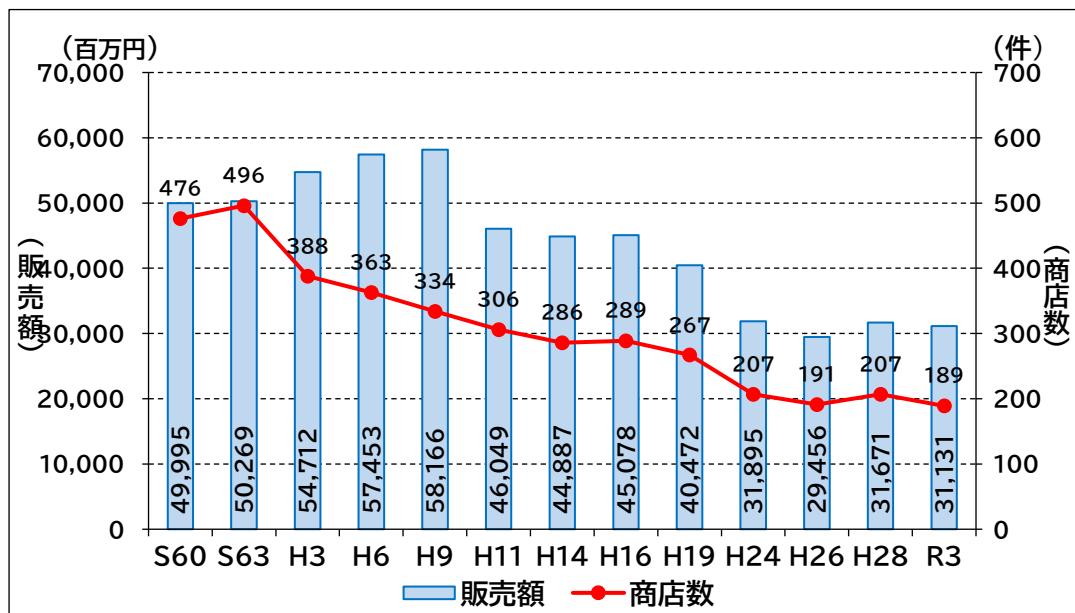


[資料]平成8～26年、平成29年～令和2年工業統計調査、  
平成27・28年、令和3年経済センサス

### ④ 商業

商業は販売額・商店数のいずれも長期的には減少傾向であるものの、平成26年以降では横ばい傾向にあります。

#### ■商業販売額・商店数の推移



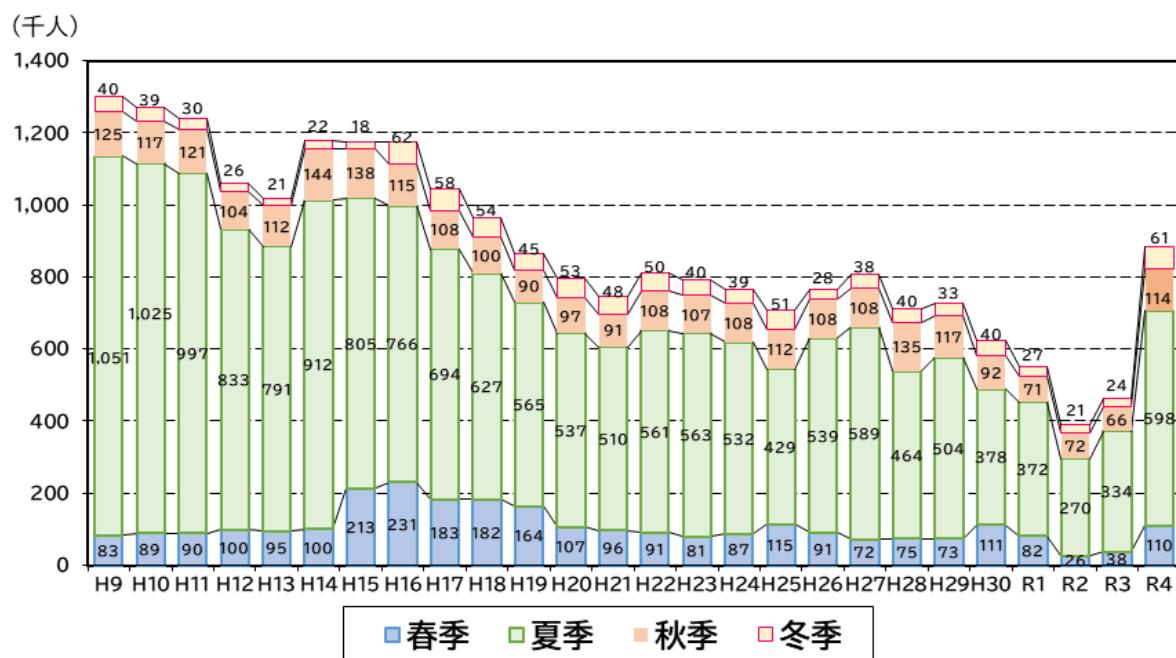
[資料]昭和60年～平成19年商業統計調査、平成24～28年、令和3年経済センサス

## ⑤ 観光

観光入込客数は平成17年以降減少が続き、令和2年には新型コロナウイルス感染症による影響により39万人まで減少しましたが、それ以降は増加に転じています。

季節変動では冬季は観光入込客数が少なく、夏季を中心とする観光形態となっています。

### ■観光入込客数の推移



[資料]北海道観光入込客数調査報告書(北海道経済部観光局観光振興課)

## (2) 経済動向

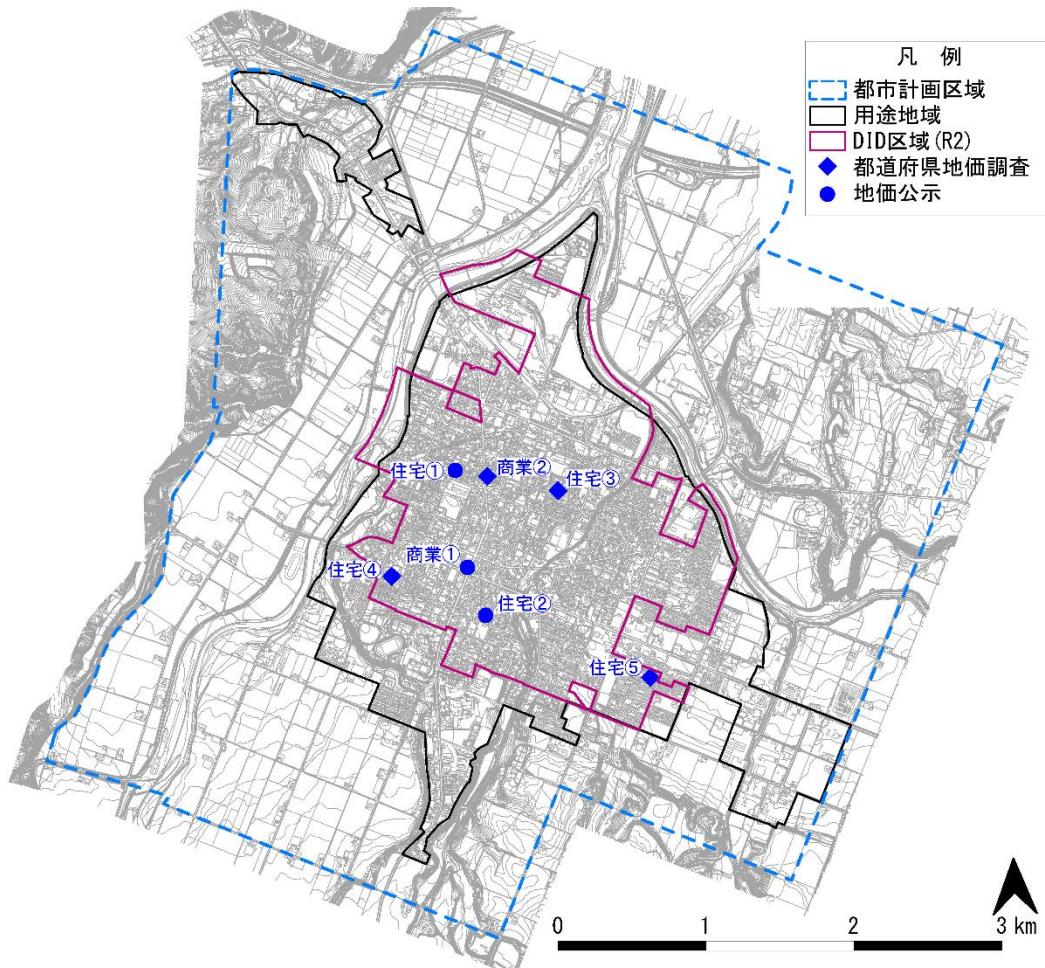
### ① 地価状況の推移

美幌町内は、地価公示(国)が3箇所、地価調査(北海道)が4箇所付されています。

平成13年から令和5年までの推移をみると、住宅地は、住宅①が39.6%、住宅②が41.1%、住宅③が39.4%、住宅④が37.3%、住宅⑤が19.0%下落しています。

商業地は、商業①が59.8%、商業②が45.9%下落と、住宅地よりも下落率が大きくなっています。

■地価の公示箇所図

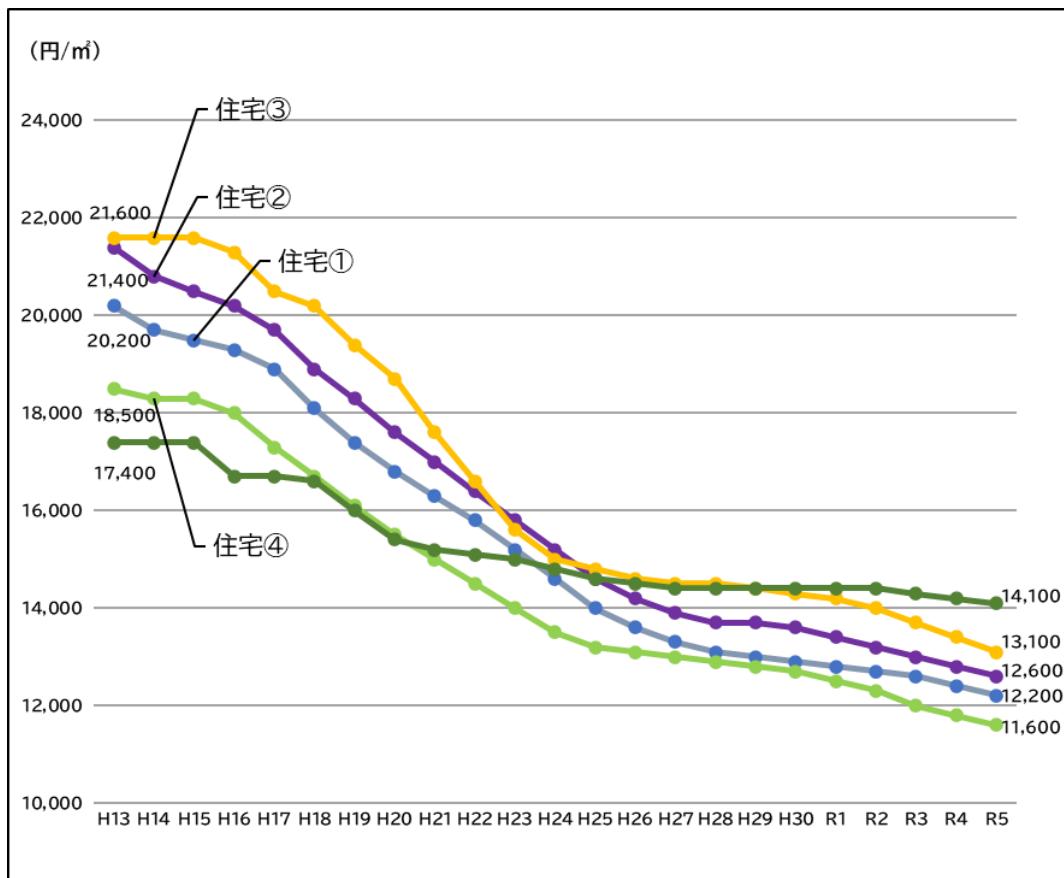


■地価の公示箇所図

凡例	所在及び地番	資料
住宅①	美幌町仲町1丁目141番38	国土交通省地価公示
住宅②	美幌町東2条南2丁目1番13	国土交通省地価公示
住宅③	美幌町栄町2丁目9番9	都道府県地価調査
住宅④	美幌町元町21番27	都道府県地価調査
住宅⑤	美幌町稻美82番37	都道府県地価調査
商業①	美幌町大通北1丁目13番1	国土交通省地価公示
商業②	美幌町仲町1丁目12番1	都道府県地価調査

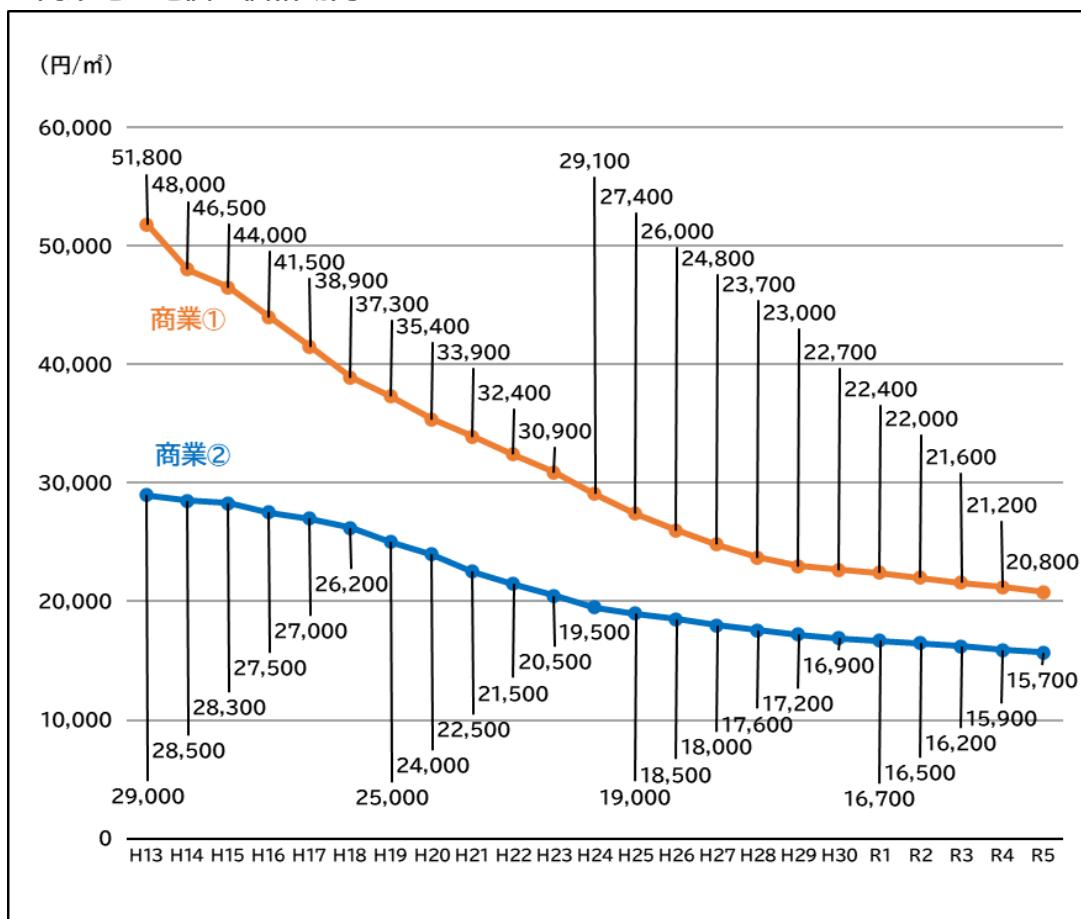
[資料]国土交通省 地価公示・都道府県地価調査

### ■住宅地の地価の価格動向



〔資料〕国土交通省 地価公示・都道府県地価調査

### ■商業地の地価の価格動向



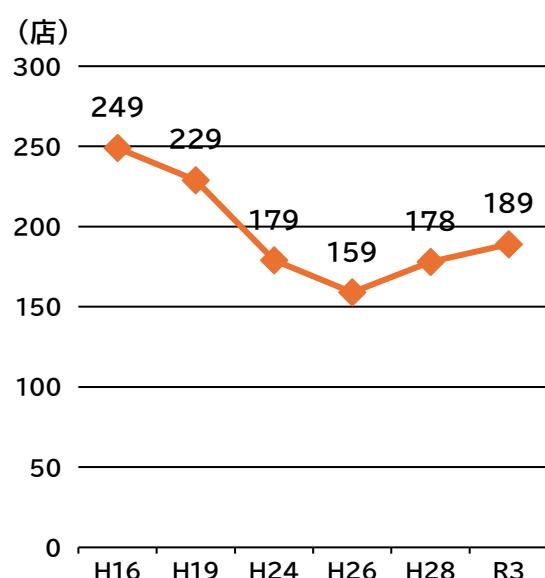
〔資料〕国土交通省 地価公示・都道府県地価調査

## ② 経済活動の推移

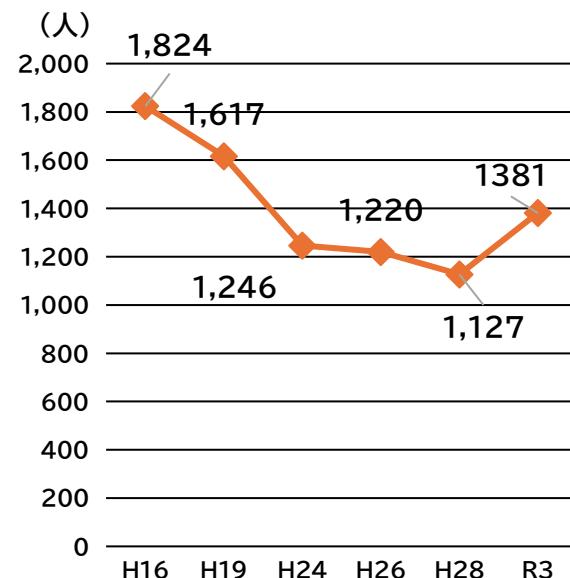
小売事業所数は、平成 26 年までは漸減していましたが、平成 28 年からは増加に転じています。小売販売額は、平成 24 年に大きく数を減らし、以降は横ばいで推移していましたが、令和 3 年は平成 19 年の水準まで回復しています。小売業従業者数は、平成 28 年まで漸減していましたが、令和 3 年は増加に転じています。

一方、売場面積は、令和 3 年に調査期間における最低値を記録し、減少傾向が続いています。

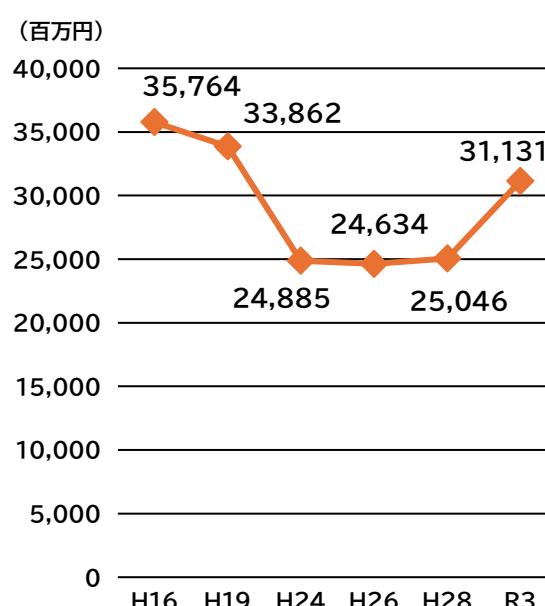
■小売事業所数の推移



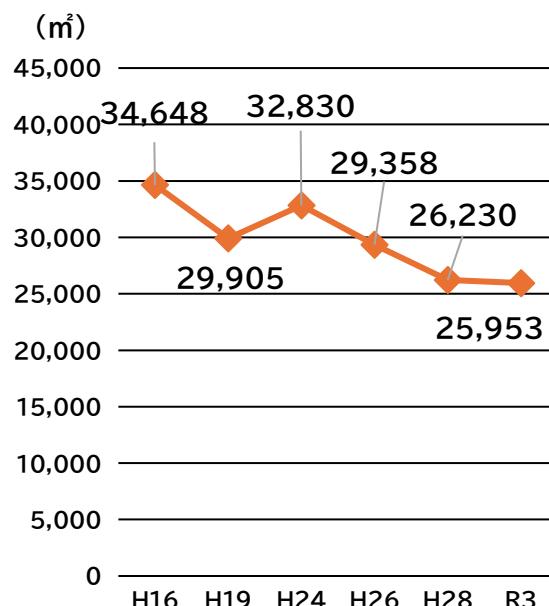
■小売業従業者数の推移



■小売年間販売額の推移



■小売業売場面積の推移



[資料]商業統計調査(H26まで)・経済センサス-活動調査(H28, R3)

## 資-2 アンケート調査結果

### (1) 調査の概要

- 調査目的:都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定にあたり、多くの市民の意見を今後のまちづくりに反映するためにアンケート調査を行いました。
- 調査対象:①美幌町に居住する18歳以上の世帯主から無作為に選定した2,000名  
②美幌町ホームページよりアクセスして回答した方  
③中学1年生から高校3年生までの学生
- 調査期間:①②令和4年7月6日~7月29日  
③令和4年7月22日~8月18日
- 配布枚数:2,000件
- 回答数:①614件(回答率30.7%)  
(うち、調査票での回答:417件、WEB回答:197件)  
②84件  
③248件

■設問内容：

【一般アンケート】(①②対象)

1. 回答者の属性

2. 美幌町の「まちづくり」について

- 問1 食料品や飲料などの買い物に最もよく利用する店舗の施設名・場所・移動手段・よく利用する理由
- 問2 家電・家具や衣料品、趣味用品などの買い物に最もよく利用する店舗の施設名・場所・移動手段・よく利用する理由
- 問3 最もよく利用するかかりつけの病院や診療所の施設名・場所・移動手段・行きやすさ
- 問4 利用する保育園・幼稚園等の施設名・場所・移動手段・行きやすさ
- 問5 利用する通所型の福祉施設の施設名・場所・移動手段・行きやすさ
- 問6-1 今後のまちづくりにおける取り組みの重要度
- 問6-2 特に力を入れてほしい取り組み
- 問7 美幌町の「中心地域」にあるべき施設、美幌町の「居住地域」にあるべき施設、美幌町の「郊外」または「美幌町外」にあってもよい施設
- 問8 まちの中心地域のイメージ
- 問9 今後も今の地域に住み続けたいか
- 問10 住み続けたい理由
- 問11 町内の他の地域に住み替えたい地域
- 問12 町内の他の地域、または町外に住み替えたい理由

3. その他、まちづくりに関するご意見やご提案

【学生アンケート】(③対象)

1. 回答者の属性

2. 美幌町の「まちづくり」について

- 問1 食料品や飲料などの買い物に最もよく利用する店舗の施設名・場所・移動手段・よく利用する理由
- 問2 家電・家具や衣料品、趣味用品などの買い物に最もよく利用する店舗の施設名・場所・移動手段・よく利用する理由
- 問3-1 今後のまちづくりにおける取り組みの重要度
- 問3-2 特に力を入れてほしい取り組み
- 問4 美幌町の「中心地域」にあるべき施設、美幌町の「居住地域」にあるべき施設、美幌町の「郊外」または「美幌町外」にあってもよい施設
- 問5 まちの中心地域のイメージ
- 問6 今後も今の地域に住み続けたいか
- 問7 住み続けたい理由
- 問8 町内の他の地域に住み替えたい地域
- 問9 町内の他の地域、または町外に住み替えたい理由

3. その他、まちづくりに関するご意見やご提案

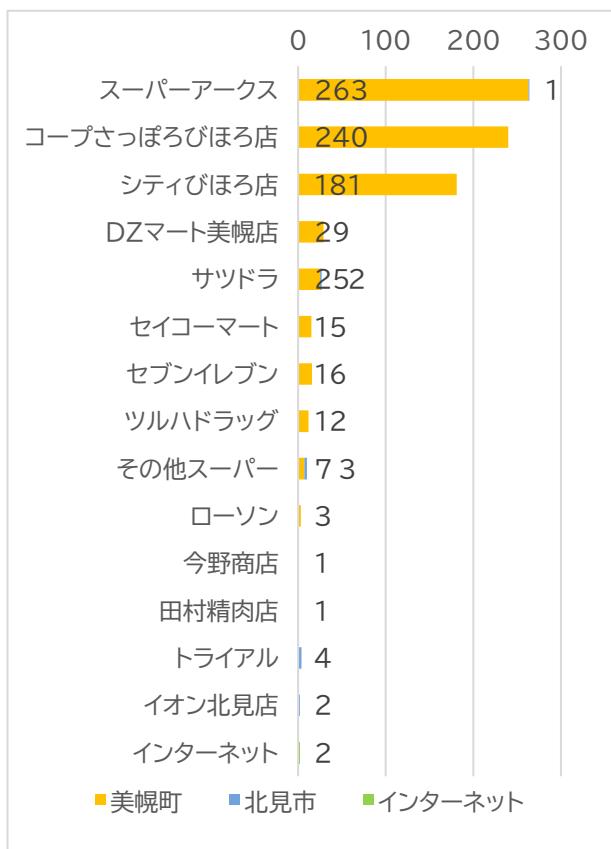
## (2) 調査結果の概要

### ① 買物

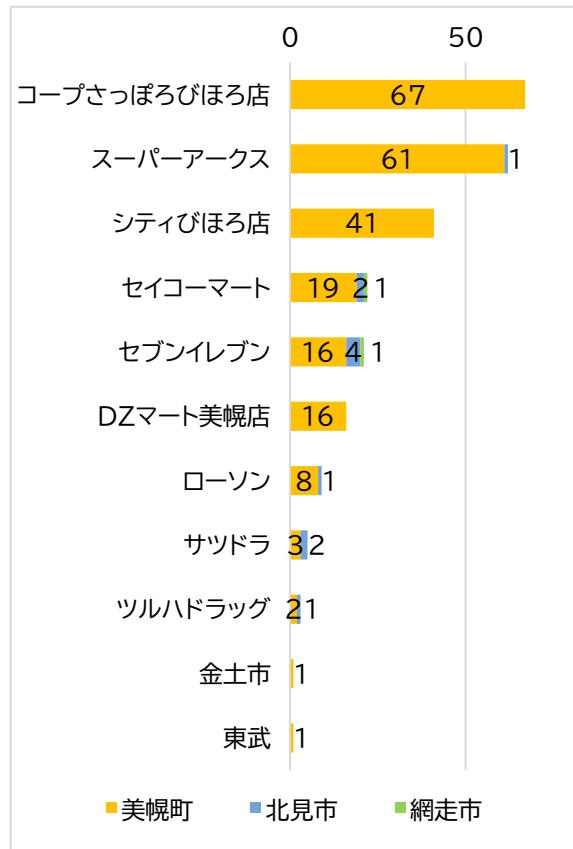
#### □よく利用する店舗(食料品・飲料)

- 全世代共通して、町内で購入している割合が多くなっています。(一般は 98%、学生は 95%)
- 特に、スーパー・アーカス美幌店、コープさっぽろびほろ店、シティびほろ店の順で多くなっています。

【一般】



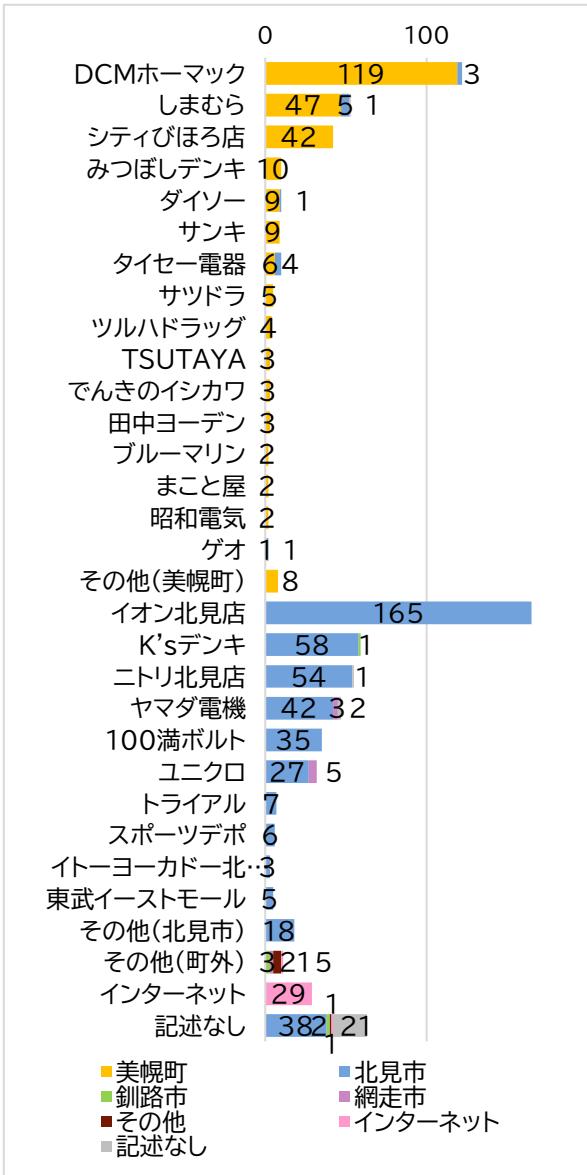
【学生】



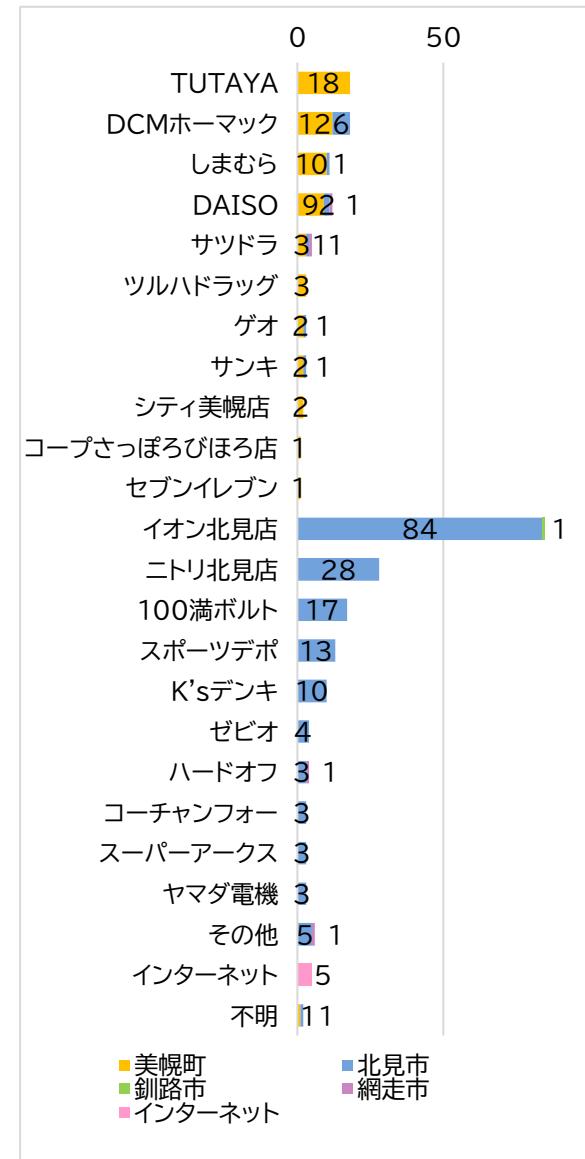
## □よく利用する店舗(家電・家具・衣料品、趣味用品)

- 全世代共通して、半数以上が北見市で購入しています。(一般は 57%、学生は 72%)
- 一方、DCM ホーマック美幌店をはじめ、一般の 33%、学生の 25%が町内で購入しています。
- 少数派ではありますが、その他としてインターネットと回答する方も相当数あります。

## 【一般】



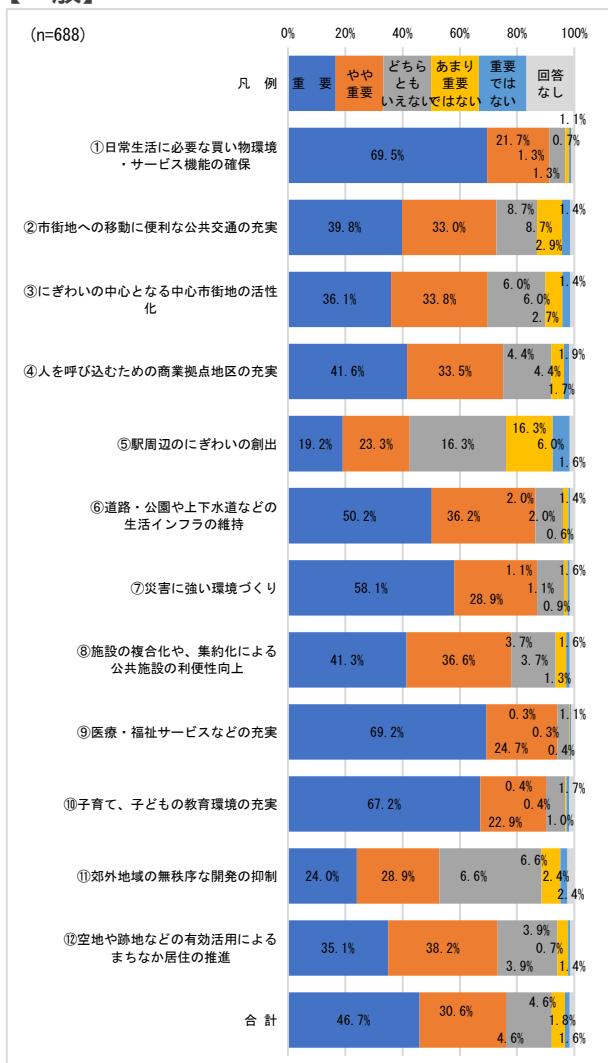
## 【学生】



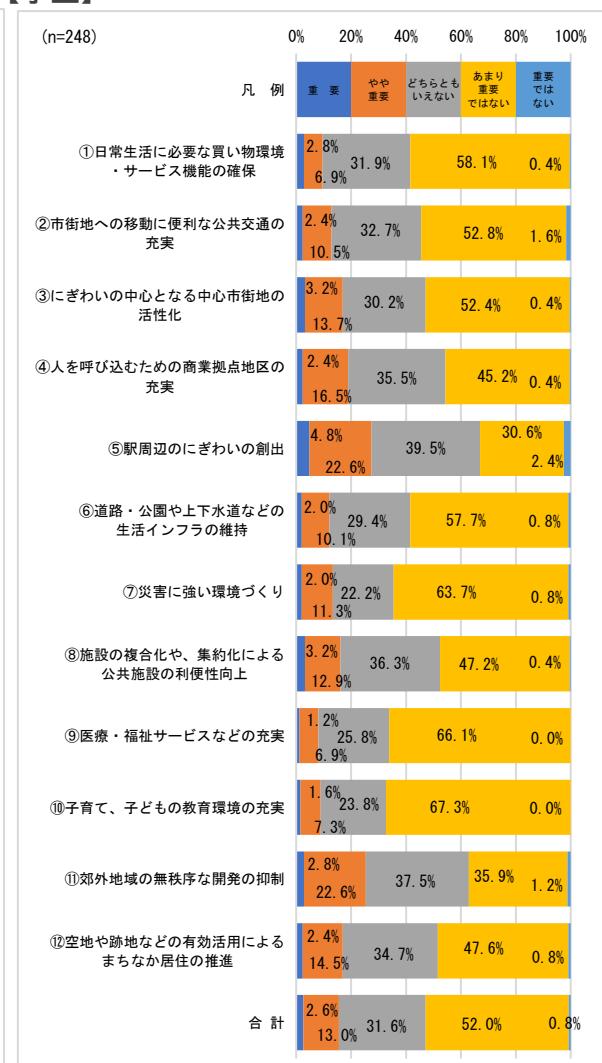
## ② 今後のまちづくりに取組の重要度

- 一般的な回答傾向としては、日常生活に必要な買物環境、医療・福祉サービス、子育て・教育環境の充実について、重要度が高くなっています。一方、駅周辺のにぎわい、郊外地域の無秩序な開発抑制は、他の選択肢よりも重要度は低い状況です。
- 学生の回答傾向としては、駅周辺のにぎわい、郊外地域の無秩序な開発抑制、商業拠点施設の充実について、重要度が高いです。一方、日常生活に必要な買物環境、医療・福祉サービス、子育て・教育環境の充実は、他の選択肢よりも重要度は低いです。
- 上記結果から、一般は現実的に住み続けられる条件としての優先順位を求めており、学生はまちの賑わいを求めつつ、買物においては、インターネット普及による結果が反映されたものと考えられます。

【一般】



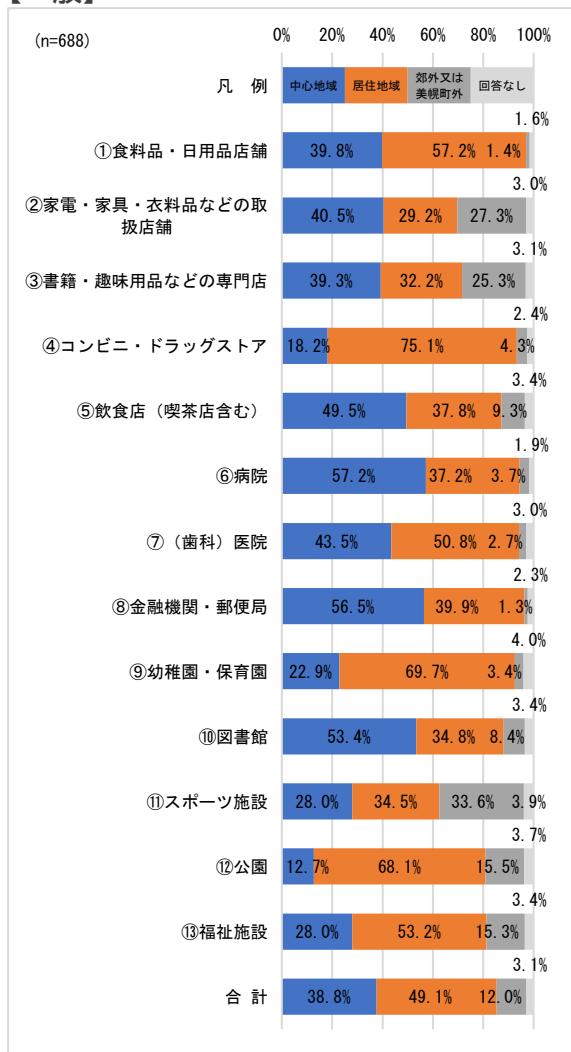
【学生】



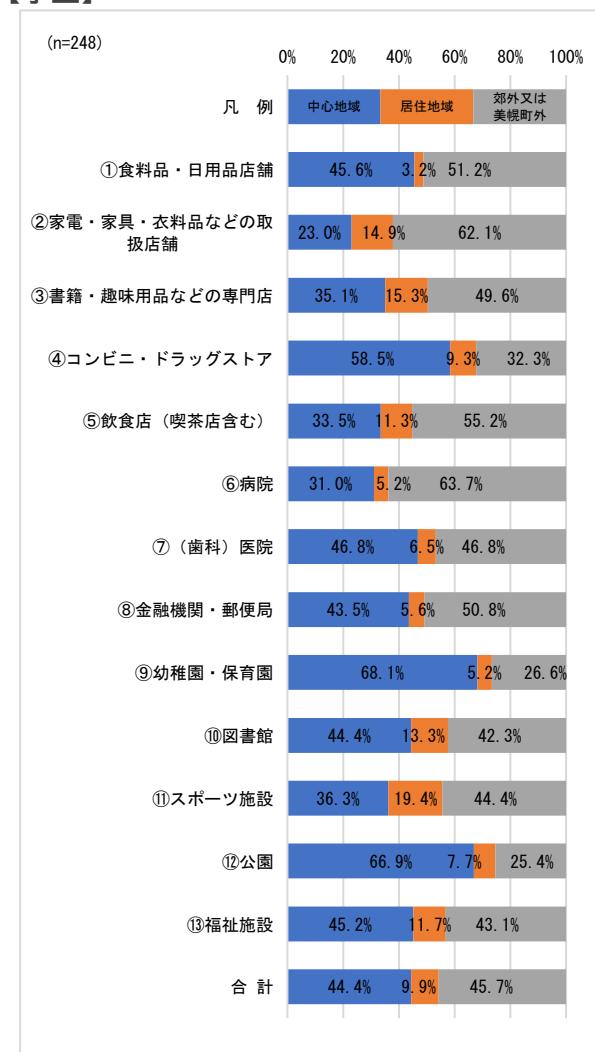
### ③立地条件

- 一般の回答傾向としては、病院、金融施設・郵便局、図書館が「中心地域」、コンビニ・ドラッグストア、幼稚園・保育園、公園が「居住地域」、家電・家具、書籍等の専門店、スポーツ施設は「郊外または町外の立地」にあるべきと回答しています。
- 学生からの回答傾向としては、幼稚園・保育園、公園、コンビニ・ドラッグストアが「中心地域」、スポーツ施設、書籍等の専門店、家電・家具は「居住地域」、病院、家電・家具、飲食店などは「郊外又は町外の立地」であるべきと回答しています。
- 上記結果から、一般は公共施設や日用品が買える店舗、子育てしやすい環境を居住地域に求める傾向があり、学生はスポーツ施設や趣味用品を扱う店舗など、娯楽を居住地域に求めつつも、居住地域には施設立地をあまり求めていない傾向です。

【一般】



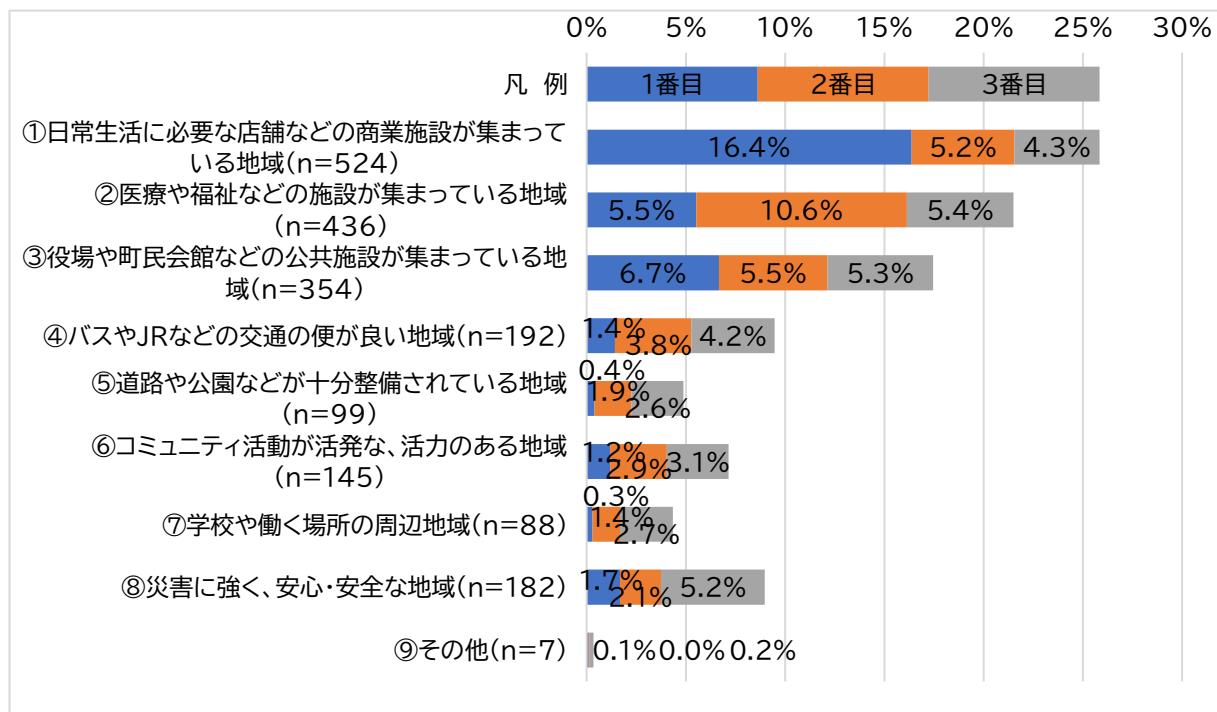
【学生】



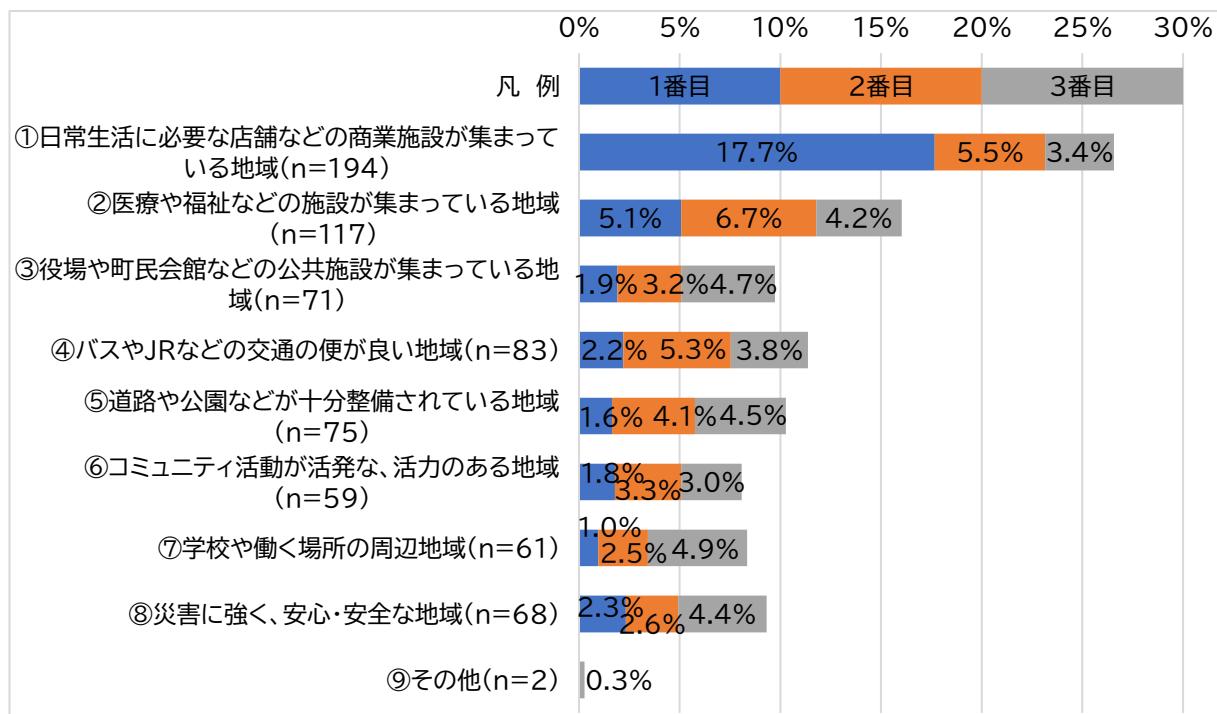
## ④ まちの中心地

- 一般の回答傾向としては、日常生活に必要な店舗等商業施設、医療・福祉施設、役場等の公共施設が集まった地域が、中心地域のイメージであると回答しています。
- 学生の回答傾向としては、日常生活に必要な店舗等商業施設、医療・福祉施設、バス・JR等交通の便が良い地域が、中心地域イメージであると回答しています。
- 学生では、通学や移動手段として利用する公共交通の便を重視する傾向です。

### 【一般】



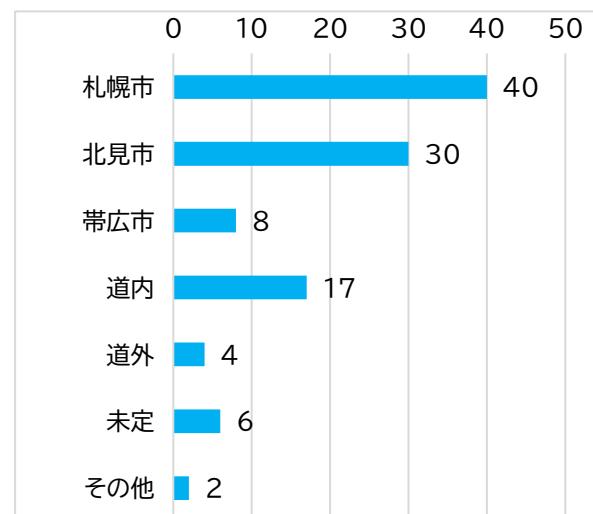
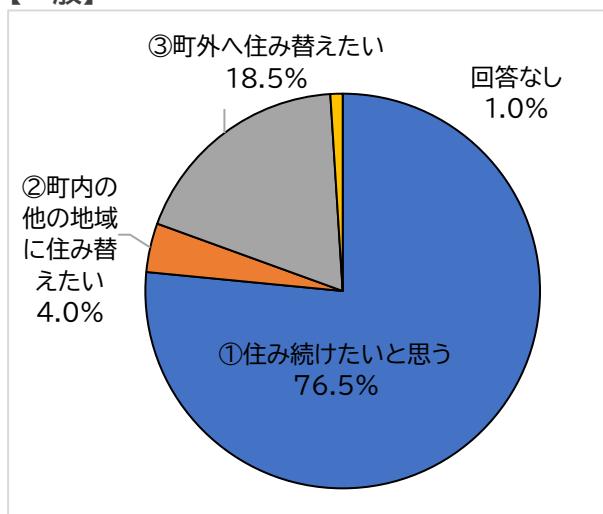
### 【学生】



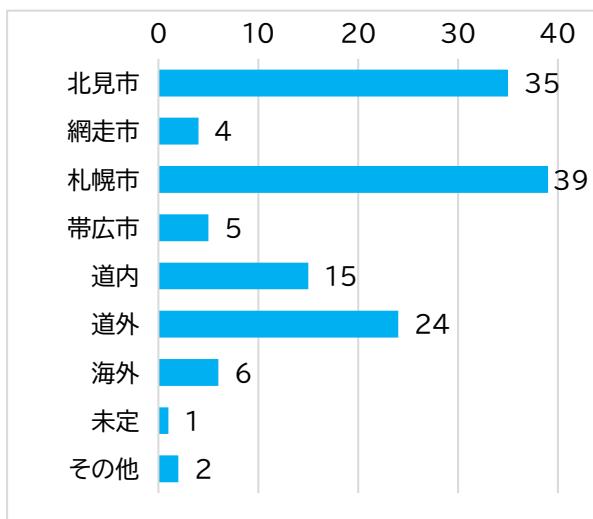
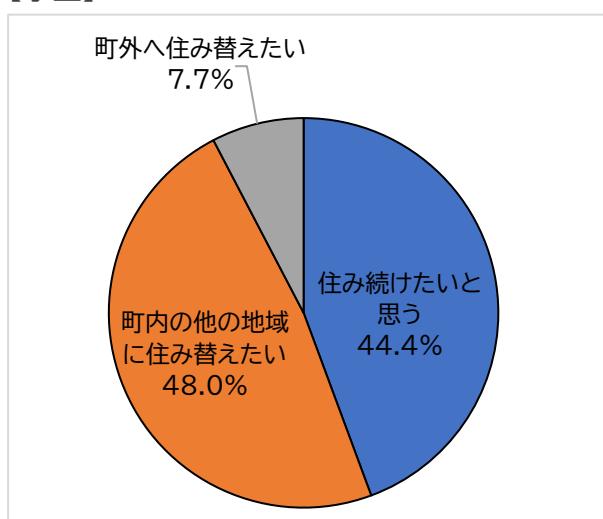
## ⑤ 居住の意向

- 一般的な回答としては、80%が美幌町に住み続けたいと回答し、町外への住み替え地としては、札幌市、北見市、帯広市の順で多く、町内転居地としては、青山、三橋、稻美地域となっています。更に、主な転居の理由としては、大型商業店舗、保健医療、親族や友人の近く、働く場となっています。
- 学生の回答としては、92%が美幌町に住み続けたいと回答し、町外への住み替え地としては、札幌市、北見市、帯広市の順で多く、町内転居地としては、鳥里、青山、栄町、三橋地域となっています。更に、主な転居の理由としては、大型商業店舗、都会生活、働く場、交通の便となっています。

### 【一般】



### 【学生】



## ⑥ その他意見

- 一般的の意見としては、子育て環境(遊び場)や商業施設(企業誘致含め)の充実について、多く意見があった。
- 学生の意見としては、商業施設(遊戯施設含め)の充実について、多く意見があった。

## 【アンケート結果からみた傾向】

- 問 1～問 5 の結果をみると、施設を利用する際の移動手段として美幌町民は自家用車で移動する方が多く、そのことから駐車場などがある施設への利用が多い傾向となりました。
- 問 1 と問 2 の最もよく利用する店舗を選ぶ理由においては、普段から行く頻度の高い食料品や飲料などの買い物は「自宅から近い」からという理由が多く、家電・家具や衣料品、趣味用品などの買い物では、「他の用事と一緒に済ませられる」理由が多いことから、買い物の頻度と効率が重視された傾向となりました。
- 問 3 の病院や診療所への通院では、美幌町と北見市への移動が多く、移動手段は8割強の方が自家用車であり、行きやすさは9割弱の方が満足・やや満足の結果であることから、自家用車を利用する世代までは現状のままで満足している傾向となりました。
- 問 4 の保育園・幼稚園等の利用については、美幌町内の施設利用が多く、自家用車での移動が9割弱、行きやすさも満足・やや満足も9割と美幌町内の施設は利便性が高い傾向がみられました。
- 問 5 の通所型の福祉施設では、美幌町内の施設利用が多く、移動は「施設の送迎車」が5割強、「自家用車」が4割弱と、自分で移動される方が多い傾向となりました。また、行きやすさは9割と利便性は高い傾向となりました。
- 問 6-1 の今後のまちづくりに求めるものでは、「医療・福祉サービスなどの充実」の重要度が最も高くなりましたが、「日常生活に必要な買い物環境・サービス機能の確保」や「子育て、子どもの教育環境の充実」の重要度も高く、満足度を維持する必要がある結果となりました。一方で、「駅周辺にぎわいの創出」は2割強の方があまり重要性がないとなり、他の取り組みの重要ではない傾向が 0～1割強に対して多い結果となりました。
- 問 6-2 の特に力を入れてほしい取り組みについては、1番優先度が高いものが「日常生活に必要な買い物環境・サービス機能の確保」であり、2番目は「医療・福祉サービスなどの充実」、続いて「子育て、子どもの教育環境の充実」となり、問 6-1 の重要度の高い取り組みと似た傾向となりました。
- 問 7 の美幌町の中心地域にあると良い施設については「病院」が6割弱と最も多く、続いて「金融施設・郵便局」、「図書館」が5割強となりました。また、「コンビニ・ドラッグストア」が8割弱と最も多く、続いて「幼稚園・保育園」、「公園」が7割弱、「食料品・日用品店舗」が6割弱となり、日常的に利用したい施設は居住地域を希望する傾向となりました。
- 問 7 の美幌町の郊外または美幌町外にあっても良い施設については「スポーツ施設」が最も多く、続いて「家電・家具・衣料品などの取り扱い店舗」、「書籍・趣味用品などの専門店」となり、娯楽に関する施設を町内に求めていない傾向となりました。
- 問 8 の美幌町の中心地域のイメージとしては「日常生活に必要な店舗などの商業施設が集まっている地域」が最も多く、続いて「医療や福祉などの施設が集まっている地域」、「役場や町民会館などの公共施設が集まっている地域」との結果となり、日常生活に必要な買い物などのサービス環境に対する意向が強い傾向となりました。
- 問 9 の現在のお住いの地域に今後も住み続けたいかでは、「住み続けたいと思う」が8割弱と最も多く、今の地域に定住する方が多い結果となりました。また、住み替える場合は札幌市、次いで北見市が多い結果となりました。
- 問 10 の住み続けたい理由としては、「家や土地を持っている」が最も多く、持ち家が多い結果となりました。続いて「現在の仕事を美幌町で継続したい」、「現在の居住・周辺環境に不満がない」が多いことから、現在のお住いの地域が働く、生活する上で住みやすい意向がある傾向がみられました。
- 問 11 の町内の他の地域に住み替えたい場合は、「青山南・青山北」、「東栄・三橋」、「稻美」の回答が多く、国道 243 号線周辺への希望が多い傾向となりました。
- 問 12 の住み替えたい理由としては、「親族や友人の近くに住みたい」、「買い物の便が悪い」、「保険・医療環境が不十分」の回答が多く、こちらでも医療系サービスや買い物の利便性を求める声が多い傾向となりました。

## 資－3 策定の経過

## 資-4 策定体制一覧

美幌町コンパクトなまちづくり計画

- ・都市計画マスターplan
- ・立地適正化計画

令和7年3月

■編集・発行:美幌町

〒092-8650

北海道網走郡美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地

美幌町建設部建設課都市整備グループ

電 話 0152-77-6551

メール [tosiseibig@town.bihoro.hokkaido.jp](mailto:tosiseibig@town.bihoro.hokkaido.jp)